

令和4年度社会福祉推進事業

中山間地域における重層的支援体制整備事業の活用を
含めた地域共生社会実現のための取組の
推進方策に関する調査研究事業
報告書

令和5年（2023年）3月

MIZUHO

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

目次	2
報告書要旨	4
第Ⅰ章 調査概要	8
1. 背景	8
2. 目的	8
3. 事業の全体像	9
4. 調査検討委員会	10
5. 本事業における「中山間地域」の定義	10
6. 成果の公表方法	10
第Ⅱ章 自治体を対象としたヒアリング調査	11
1. 調査目的	11
2. 実施概要	11
(1) 調査対象	11
(2) 調査の進め方	11
(3) 質問項目	12
(4) 事前ヒアリングシート	14
(5) ヒアリング記録	16
(6) ヒアリング結果のまとめ	17
第Ⅲ章 自治体を対象としたアンケート調査	158
1. 調査目的	158
2. 実施概要	158
(1) 調査対象	158
(2) 調査の進め方	158
(3) 調査結果	159
(4) アンケート調査結果のまとめ	186
第Ⅳ章 重層事業実施自治体によるグループワーク	189
1. 実施目的	189
2. 実施概要	189
(1) 開催日時・方法	189
(2) 参加自治体	189
(3) プログラム	190
3. 発言要旨	190
第Ⅴ章 事業報告会	194

1. 実施目的	194
2. 実施概要	194
(1) 日時・方法	194
(2) プログラム	194
3. 発言要旨	196
(1) 対談	196
(2) パネルディスカッション	204
第VI章 パンフレット	219
1. 作成目的	219
2. 作成の視点	219
3. パンフレット完成品	219
第VII章 考察	220
考察の前提: 中山間地域の現状	220
1. ミッションの明確化と共有	223
2. 既存の仕組み、関係性を重層的支援体制整備事業で「つなぐ」発想	224
3. 様々なレベルでの庁内連携の推進	225
4. 包括的相談支援と地域づくりとを一体的に捉える視点	226
5. 庁内外での「チーム」組成	227
6. 地域の営みと向き合い、協働していくことの重要性	228

報告書要旨

調査概要

【目的】本事業では、少子高齢・人口減少をはじめとした社会構造の変化等により、地域住民が抱える課題が複合・複雑化し、従来の支援体制での対応が困難になる中で、行政が地域共生を実現していく方策の一つとして、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という）に着目した。地域共生社会に向けた行政の取組みを後押しする情報発信を目的として、以下事項を実施した。

【実施事項】有識者、社会福祉協議会（以下「社協」という）、自治体等 7 名からなる検討委員会を設置し、以下を実施した。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (1) 自治体を対象としたヒアリング調査 | (4) 事業報告会の開催 |
| (2) 自治体を対象としたアンケート調査 | (5) パンフレットの作成 |
| (3) 自治体担当者によるグループワークの実施 | |

(1) 自治体を対象としたヒアリング調査

【調査目的】地域の実情に応じた取組みの背景や重層事業の企画立案等のプロセス、地域住民を含めた関係者との協議の実施方法等についての詳細を把握するため、重層事業に取り組む中国地方の自治体を対象として、ヒアリング調査を実施した。

【実施概要】令和 4 年度に重層事業を実施している中国地方の自治体のうち、12 市町を対象として、事前の簡易アンケート調査、ヒアリング調査を実施した。

【分析項目】ヒアリング結果をもとに、以下の項目について、各自治体の回答傾向を分析した。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ① 中山間地域の地域性・地域資源 | ⑤ 重層事業によって生じた変化 |
| ② 重層事業に取り組む前の背景 | ⑥ 今後の取組み課題 |
| ③ 重層事業の検討経過 | ⑦ 重層事業に取り組もうとする自治体へのアドバイス |
| ④ 重層事業の企画・運営体制 | |

(2) 自治体を対象としたアンケート調査

【調査目的】中国地方の自治体における地域共生社会実現に向けた取組実態を把握し、そのプロセス等や取組事例をとりまとめ、今後取組みを行う地域に向けた情報発信を行うことを目的として、重層事業に限らず、広く地域共生社会実現に向けた取組状況や、その課題等について把握するため、調査を実施した。

【実施概要】中国地方の自治体のうち、令和 4 年度に重層的支援体制整備事業への移行準備事業（以下「移行準備事業」という）を実施中の自治体（20 自治体）、重層事業、移行準備事業のいずれも実施していない自治体（73 自治体）の計 93 自治体を対象にアンケート調査を実施し、50 自治体（53.8%）からご回答いただいた。

【分析項目】回答結果をもとに、以下の項目について、全体の回答傾向と、移行準備事業実施中の自治体／その他自治体の回答傾向を比較分析した。

- ①生活課題や複数の領域にまたがる課題等への対応
- ②社会参加の支援への取組
- ③人材育成等に関する取組
- ④取組に関する行政の実施方針・計画等の状況
- ⑤地域共生社会に向けた取組の課題

また、移行準備事業実施中の自治体には、解決を目指している課題、今後の展望について、そうでない自治体には、重層事業や移行準備事業に取り組んでいない理由と今後の意向をたずね、地域共生社会の実現に向けて、重層事業の活用を進めるための方策を探った。

(3) 自治体担当者によるグループワークの実施

【実施目的】中山間地域における地域共生社会の実現に向けた取組の推進にあたり、重層事業をツールの一つとして活用することについて考え、知見を深めていただくことを目的として、同事業に取り組んでいる中国地方の自治体の事業担当者同士で、これまでの取組みや課題を共有し、意見交換を行うグループワークを開催した。

さらに、グループワークでの意見交換から、重層事業に取り組む自治体に関心を寄せるトピックや、課題意識について掘り下げて把握することで、重層事業の活用方策を検討する材料とすることを目指した。

【実施概要】令和4年度に重層事業を実施している中国地方の自治体のうち、9市町にご参加いただき、2グループに分かれて、下記2つのテーマについて、オンラインのグループディスカッションを行った。

- 事業に関する会議体の組織の仕方について
- 福祉領域以外の関係機関等との連携について

(4) 事業報告会

【実施目的】本事業におけるアンケート調査、ヒアリング調査で得られた知見を発信するとともに、自治体の具体的な取組みを掘り下げる対談企画、有識者を交えたパネルディスカッションを通じて、それぞれの地域の特性に応じた重層事業の活かし方を考えるきっかけ作りを目的として、事業報告会を開催した。

【プログラム】

- 開会挨拶
- 調査報告（地域共生に向けた取組状況についての調査結果、重層事業での庁内連携や福祉以外の領域との連携にかかる工夫事例の紹介、重層事業の活用に向けた課題と方向性）
- 対談（鳥取県北栄町、広島県廿日市市の重層事業の取組みについて）
- パネルディスカッション（地域住民との連携、対話を進めるために必要な思考・姿勢）

(5) パンフレットの作成	
<p>【作成目的】重層事業に取り組もうとする自治体担当者が、事業の企画検討の参考となる情報を得られるよう、中国地方の先行自治体のヒアリング結果をもとに、実例に基づく情報発信を行うことを目的に、パンフレットを作成した。</p>	
パンフレット掲載事例と報告書での掲載ページ	
重層事業で何が変わる？	
鳥取県智頭町：小規模自治体内での連携をさらに強化し、こどもの問題にアプローチ	p. 32
岡山県美作市：人事異動に影響されない体制づくりを進め、教育分野との連携を推進	p. 80
鳥取県米子市：住民と地区担当 CW の対話で、住民主体の居場所づくりに展開	p. 25
従来の取組みを発展させる、重層事業の活かし方	
島根県美郷町：地区担当保健師によるアウトリーチを拡充し、企業からも相談される地域へ	p. 64
広島県東広島市：日常生活圏域ごとの相談支援体制を体系化して、多職種連携を強化	p. 89
広島県廿日市市：アウトリーチの共通課題を整理して、支援担当者をサポート	p. 98
鳥取県北栄町：地域づくりと相談支援との連携を意識して、既存の取組みを活性化	p. 40
地域との協力関係の構築	
鳥取県鳥取市：住民と「地域のこれから」を話し合うために、地域の集まりに出向く	p. 18
岡山県岡山市：福祉的支援の「その後」をつなぐ、地域住民や支援者同士のコミュニケーション	p. 71
行政内部の連携の進め方	
島根県大田市：会議の役割を「関係づくり」と「ケース検討」に分けることで活性化	p. 54
広島県廿日市市：既存の会議体を整理、関係者間のプラットフォームを構築	p. 98
山口県長門市：少しずつ成功体験を積み重ね、部署同士の理解を促進	p. 106
福祉以外の領域との連携	
島根県松江市：既存のネットワーク組織を拡大して、分野ごとに開催されていた会議を体系化	p. 48
広島県東広島市：連携したい相手のニーズを調べて、連携のアイデアを提案	p. 89

(6) 考察
<p>中山間地域等の地域資源の少ない地域において、地域共生社会を目指して、重層事業の活用を進めていく上で意識すべきポイントについて、本事業で得られた調査結果、検討委員会での議論、グループワークおよび事業報告会での議論を踏まえて、以下の6点について考察した。</p> <p>1. ミッションの明確化と共有</p>

2. 既存の仕組み、関係性を重層的支援体制整備事業で「つなぐ」発想
3. 様々なレベルでの庁内連携の推進
4. 包括的相談支援と地域づくりとを一体的に捉える視点
5. 庁内外での「チーム」組成
6. 地域の営みと向き合い、協働していくことの重要性

第 I 章 調査概要

1. 背景

少子高齢・人口減少をはじめとした社会構造の変化等により、地域住民が抱える課題が複合・複雑化し、従来の支援体制での対応が困難となっており、自治体においては地域の生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備が求められている。

令和元年 5 月設置の地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）では、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策が検討され、自治体における包括的な支援体制について「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施という方向性が示された。

この提言等も踏まえ、包括的な支援体制整備を具体化するための新たな手法として「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という）が創設され、令和 3 年度より希望する自治体の手上げ方式により当該事業による取組みが開始されている。

地域共生社会の推進のための施策の展開に当たっては、まずは実施主体である市町村が関係する分野を横断的につなぎ、実際に支援を必要とする地域住民にその実現の価値を提示することが求められるが、具体的にどのような施策を展開するかについては地域特性や現場の体制等に応じて多様な手法が想定される。また、取組みに当たっては、単に包括的な取組みを行うだけでなく、企画段階で地域課題や住民の参画状況等に応じた目的を明確化し、地域住民を含めた関係者に十分な説明をすることが不可欠と考える。

こうした姿勢は、どのような地域であっても共通して求められるものであるが、特に本事業で着目する中山間地域においては、従来は住民同士の自然な助け合いや、住民主体の活動団体によって継続できていた暮らしの形が、人口減少や高齢化によって限界を迎えつつあると考えられる。

2. 目的

そうした状況下で、行政が地域共生を実現していく方策の一つとして、本事業では重層事業に着目して、地域共生社会に向けた行政の取組みを後押しする情報発信を目的として、本事業を実施した。

具体的には、中国四国厚生局管内の 5 県における地域共生社会に向けた行政の取組状況を把握するとともに、重層事業を実施中の自治体の取組事例を収集・分析することで、重層事業の活用方法に係る情報発信（パンフレットの作成、事業報告会開催）を行った。また、重層事業に取り組む自治体の行政担当者によるグループワークを実施することで、各自治体の取組みを共有するとともに、重層事業の遂行における課題解決に向けた意見交換を行った。

3. 事業の全体像

本事業の主な実施内容は以下の通り。

1) 検討委員会の運営	本事業の進め方、調査内容の検討、結果分析、情報発信の方向性についてご意見をいただくことを目的に、検討委員会を全4回開催（オンライン開催）。
2) 自治体を対象としたヒアリング調査	中国5県管内の重層事業実施自治体（場合によっては、移行準備事業実施中の自治体を含む）を対象として、企画立案、体制整備に特に着目して、その実施プロセスを掘り下げて調査した。
3) 自治体を対象としたアンケート調査	中国5県管内の自治体（移行準備事業20市町+73市町村）を対象として、地域共生社会に向けた取組状況を調査した。特に、移行準備事業実施自治体については事業の取組状況について、その他自治体は重層事業への意向等について把握した。
4) 自治体担当者によるグループワークの実施	中国5県で重層事業に取り組む9自治体の行政担当者によるグループワークを開催した。（2月28日開催）
5) 事業報告会の開催	自治体担当者、支援機関等を対象に、調査結果の発信を目的として、オンライン報告会を実施した（3月13日開催）。
6) パンフレットの作成	ヒアリング調査結果（12事例）を踏まえて、包括的支援体制構築や、地域づくりの方向性を模索する自治体担当者に向けて、重層事業の活用方法のヒントとなる事例を発信することを目的に、手軽に参照できるボリューム（8ページ）のパンフレットを作成した。
7) 報告書の作成	上記1)～6)の実施概要および2)、3)の調査結果を取りまとめるとともに、2)については12事例のヒアリング結果詳細版を事例集として掲載した。

4. 調査検討委員会

本事業を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計・分析、報告書案等の検討を行うため、以下の通り、検討委員会を設置・開催した。

表 1 委員構成

【委員】(○は座長、五十音順、敬称略)

池田 昌弘	特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター 理事長
小坂田 稔	美作大学生活科学部社会福祉学科 学科長
倉田 忍	広島県廿日市市健康福祉部健康福祉総務課福祉企画グループ 専門員(GL)
作野 広和	島根大学教育学部社会科教育専攻 教授
高原 伸幸	社会福祉法人広島県社会福祉協議会 地域福祉課 地域共生社会推進担当
○ 中島 修	文京学院大学人間学部人間福祉学科 学科長・教授
松嶋 まゆみ	鳥取県北栄町福祉課・生活支援室 室長

5. 本事業における「中山間地域」の定義

本事業では、「中山間地域」を、「地域振興5法(下記参照)の対象地域、その他各県の規則等で定めた地域を含む、人口の高齢化や自然減などによりコミュニティ機能の維持が難しくなっている地域」と定義した。

【振興地域5法】

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(一部過疎地域を含みます)
- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・山村振興法 ・半島振興法 ・離島振興法

6. 成果の公表方法

本調査研究の成果は、みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社のホームページにおいて公開する。

<https://www.mizuho-rt.co.jp/index.html>

第Ⅱ章 自治体を対象としたヒアリング調査

1. 調査目的

地域の実情に応じた取組の背景や重層事業の企画立案等のプロセス、地域住民を含めた関係者との協議の実施方法等についての詳細を把握するため、重層事業に取り組む中国地方の自治体を対象として、ヒアリング調査を実施した。

2. 実施概要

(1) 調査対象

令和4年度に重層事業を実施している中国地方の14市町に依頼し、協力の得られた下記12市町を対象として、ヒアリング調査を実施した。

県	自治体名	モデル事業実施期間	令和3年度実施状況
鳥取県	鳥取市	なし	移行準備事業
	米子市	2年間	移行準備事業
	智頭町	なし	なし
	北栄町	3年間	重層事業
島根県	松江市	4年間	重層事業
	大田市	3年間	重層事業
	美郷町	なし	重層事業
岡山県	岡山市	3年間	移行準備事業
	美作市	3年間	移行準備事業
広島県	東広島市	1年間	移行準備事業
	廿日市市	なし	重層事業
山口県	長門市	2年間	移行準備事業

(2) 調査の進め方

①実施方法

Zoomによるオンライン調査

②調査期間

令和4年11月～令和5年1月

(3) 質問項目

1) 背景

- ・ 重層事業の取組み開始以前の貴自治体の状況、課題認識についてお教えてください。
- ・ 管内の中山間地域¹における、自治会等の自治組織や、地域運営組織の活動状況、民間事業者等の地域資源の状況についてお教えてください。(貴自治体の強み、課題と認識していること等)
- ・ 地域共生²という視点から、自治体として特に主要な課題と認識されていた点は何ですか。
- ・ 地域の生活課題について、どのような方法で把握していましたか。
- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮の各相談窓口の体制、設置場所についてお教え下さい。
- ・ 貴自治体では、高齢・障害・子ども・生活困窮の各領域のはざま事例や重複した課題を抱える事例に対して、どう対応していましたか。
- ・ 地域共生に関する住民への発信、住民参加の促進に関して、これまでに取り組んできたことはありますか。

2) 計画経緯

- ・ 貴自治体が、重層事業への取組を検討する際に、地域共生の推進の観点から、特に解決を目指したいと考えた課題や、地域の中に強化したいと考えた機能や社会資源等は何ですか(例えば、地域課題を初期段階から拾い上げられるような機能、つなぎ役の担い手、ちょっと気になるケースを見守ることができる体制など)。
- ・ 上記にあたり、もともとの地域の強みを活かした点と、新たに取組もうと考えた点をお教

¹ ここでは、「中山間地域」を、「地域振興5法(下記参照)の対象地域を中心とする、人口の高齢化や自然減などによりコミュニティ機能の維持が難しくなっている地域」と定義。自治体全体が上記に当てはまらない場合でも、管内にある、上記のような地区を想定。

【振興地域5法】

- ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(一部過疎地域を含む)
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 山村振興法 ・半島振興法 ・離島振興法

² 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会(厚生労働省 地域共生ポータルサイトより)

えください。

- ・ 貴自治体では、重層事業と地域共生の推進に関するその他の施策・事業等との関係性をどのように整理しましたか。
- ・ このような構想を立て始めたのはいつ頃ですか。
- ・ 重層事業等の計画策定を主導した部署、およびそのプロセスに関与した部署はどこですか。また、社会福祉協議会（以下「社協」という）などの関係機関はこの時期から参加していましたか。
- ・ 計画策定の段階において、住民の参画はありましたか。
- ・ 計画立案にあたり、県等からどのような支援を受けましたか。

3) 体制づくり

- ・ 他部署や関係機関、住民との協議はどのタイミングで始めましたか。
- ・ 上記の各所との協議の中で、どのような調整事項が生じましたか。
- ・ 他部署、関係機関、住民の反応はどのようなものでしたか。
- ・ 調整や、理解を進めるにあたってどのような課題がありましたか。また、課題を乗り越えるために実施したことや、工夫した点は何ですか。
- ・ 体制づくりにあたり、県等からどのような支援を受けましたか。

4) 現状

- ・ 重層の実施(または移行準備事業の開始)でどのような変化が生まれていますか。KPI 等の数値に現れないが実感されているものも含めてお教え下さい。
- ・ 他部署や関係機関からどのような声が挙がっていますか。
- ・ 重層事業等の実施について、住民からの声を聞く機会を設けていますか。機会を設けていない場合でも、普段の関わりの中で聴こえてくるものがあればお教え下さい。

5) 今後に向けて

- ・ 現状感じている重層事業等の課題をお教え下さい。
- ・ 今後、重層事業等の実施に向けて、特に力を入れていきたい取組みをお教え下さい。
- ・ 重層事業等に関して、人材育成をどのように進めようと考えていますか。また、育成に向けた課題があればお教えください。
- ・ これから重層事業等に取り組む自治体に向けて、アドバイスがあればお教え下さい。

(4) 事前ヒアリングシート

ヒアリング調査を効率的に実施するため、重層事業の実施概要等について、事前ヒアリングシートを各自治体に送付・ご記入いただいた。

以下、事前ヒアリングシートの内容を転記する。

1. 本票へのご回答者についてご記入ください。

自治体名	県	
ご連絡先	(ご所属)	
	(氏名)	
	(電話番号)	

2. 事業の実施体制について、貴自治体の状況に当てはまるものに○をつけてください。

【包括的相談支援事業の実施体制】

■地域包括支援センターの運営	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()
■障害者総合支援法に基づく相談支援事業	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()
■子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()
■生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()
■包括的相談支援事業としての取りまとめ	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()

【多機関協働事業等の実施体制】

■多機関協働事業	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()
■アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()
■参加支援事業	※具体的な担当部署・委託先
01 直接実施 /02 一部委託 /03 全部委託	()

3. 貴自治体が重層的支援体制整備事業として実施している取組みの概要（事業の対象や具体的な内容）について、事業別にご記入ください。

【包括的相談支援事業】

（取組みの概要）

【地域づくり事業】

（取組みの概要）

【多機関協働等事業】

（取組みの概要）

（重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署）

4. 貴自治体における、重層的支援体制整備事業の関連予算額（モデル事業時代を含む）を年度別にご記入ください。

（単位：千円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度

5. 貴自治体では、地域福祉計画および関連する行政計画において、重層的支援体制整備事業をどのように位置付けていますか。概要をご記入ください。

（施策体系における位置付け、対応する目標・評価指標等）

(5) ヒアリング記録

ヒアリング自治体の概況

ヒアリング調査を実施した自治体の概況は以下の通りであった。

県	自治体名	人口データ ※2020年国勢調査データより	
		人口	高齢化率
鳥取県	鳥取市	188,465人	29.7%
	米子市	147,317人	29.5%
	智頭町	6,427人	43.6%
	北栄町	14,228人	35.6%
島根県	松江市	203,616人	29.9%
	大田市	32,846人	40.6%
	美郷町	4,355人	47.9%
岡山県	岡山市	724,691人	26.4%
	美作市	25,939人	41.9%
広島県	東広島市	196,608人	24.0%
	廿日市市	114,173人	30.8%
山口県	長門市	32,519人	44.1%

■多機関協働事業等の実施体制

	多機関協働事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	参加支援事業
鳥取市	直接実施	一部委託	一部委託
米子市	直接実施	全部委託	直接実施
智頭町	直接実施	全部委託	直接実施
北栄町	直接実施	全部委託	全部委託
松江市	全部委託	全部委託	全部委託
大田市	全部委託	全部委託	全部委託
美郷町	直接実施	直接実施	直接実施
岡山市	全部委託	全部委託	全部委託
美作市	全部委託	全部委託	全部委託
東広島市	一部委託	一部委託	直接実施
廿日市市	直接実施	全部委託	全部委託
長門市	直接実施	直接実施	全部委託

■ 包括的相談支援事業の実施体制

	地域包括支援センターの運営	障害者総合支援法に基づく相談支援事業	子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業
鳥取市	一部委託	全部委託	直接実施	直接実施
米子市	一部委託	一部委託	直接実施	全部委託
智頭町	直接実施	全部委託	直接実施	直接実施
北栄町	直接実施	一部委託	直接実施	直接実施
松江市	全部委託	全部委託	直接実施	一部委託
大田市	直接実施	全部委託	直接実施	全部委託
美郷町	直接実施	直接実施	直接実施	一部委託
岡山市	全部委託	全部委託	直接実施	全部委託
美作市	全部委託	全部委託	直接実施	全部委託
東広島市	一部委託	全部委託	一部委託	一部委託
廿日市市	一部委託	全部委託	一部委託	全部委託
長門市	一部委託	直接実施	直接実施	全部委託

鳥取県 鳥取市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	188,465人	65歳以上人口の割合	29.7%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年国勢調査(小地域別)町丁・字等別65歳以上人口割合 (5歳階級、4区分)</p> <p>総数から65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 40以上 30以上 20以上 10以上 0以上 <p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	一部委託	担当:長寿社会課 委託先:社会福祉法人ほか
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	担当:障がい福祉課 委託先:社会福祉法人ほか
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:健康・子育て推進課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	直接実施	担当:人権推進課中央人権福祉センター
包括的相談支援事業としての取りまとめ	なし	なし

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	直接実施	担当：人権推進課中央人権福祉センター
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	一部委託	担当：人権推進課中央人権福祉センター 委託先：社会福祉法人
参加支援事業	一部委託	担当：人権推進課中央人権福祉センター 委託先：社会福祉法人

■取組み概要（事業の対象や具体的な内容）

包括的相談支援事業	(概要) 各相談窓口で生活課題を丸ごと受け止め、連携して支援を行いつつ、対応困難な事例については、支援調整を行う。
地域づくり事業	(概要) 地域の潜在的な生活課題に対応できる地域づくりのため、福祉の「話合い」、「支合い」、「学び」の場づくりや、地域食堂でのつながりなどを活かした社会資源づくりへの支援を行う。
多機関協働事業	(概要) ○支援会議による情報共有や支援調整などを行う。
	(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署) 人権推進課中央人権福祉センター

■関連予算額（モデル事業時代を含む）

（単位：千円）

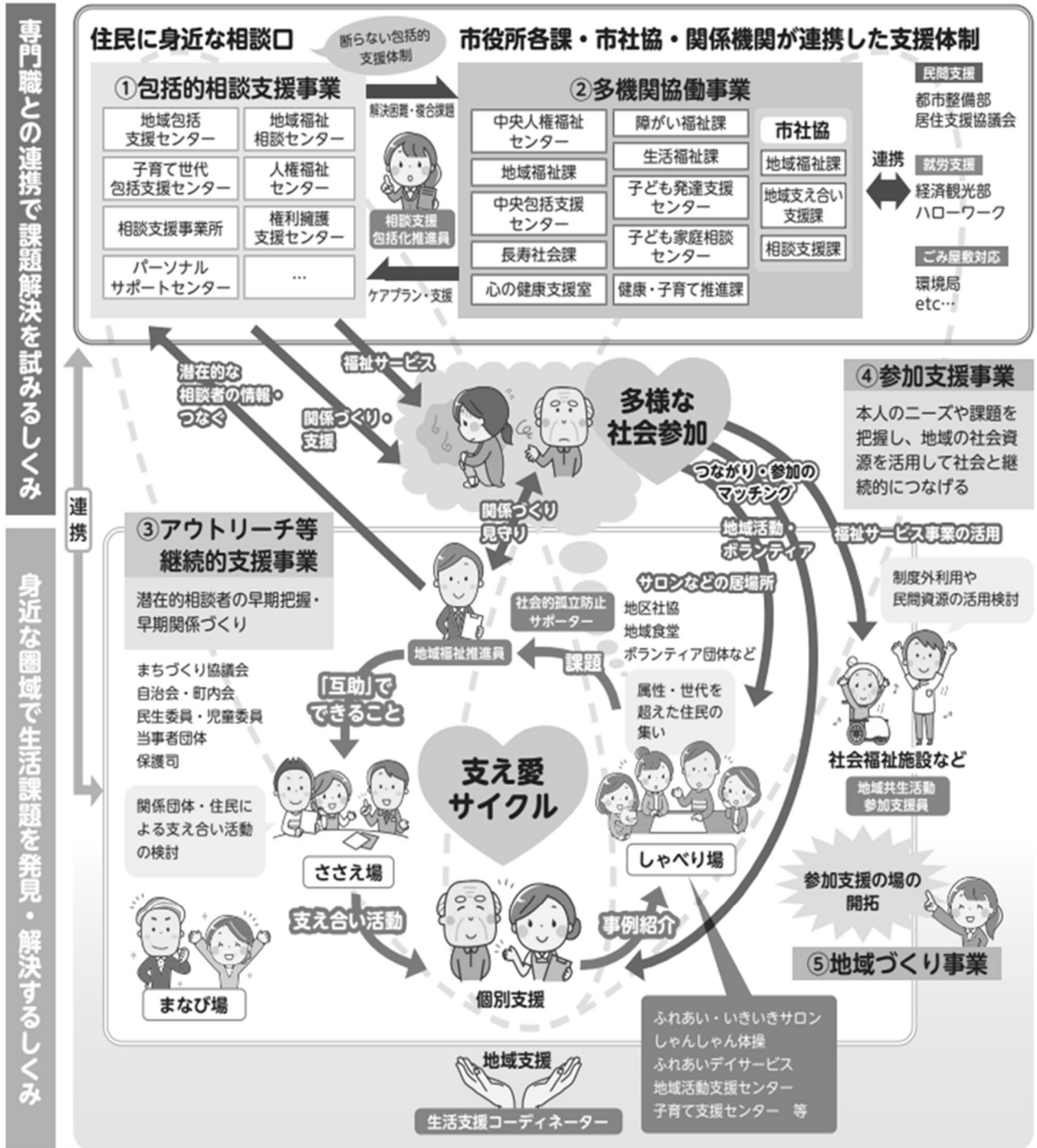
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
—	—	—	7,194	32,883

■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

地域福祉計画において、重層的支援体制整備事業として実施する事業を位置付けている。

■参考:体制図

鳥取市の重層的支援体制整備事業（全体イメージ図）



※出典:鳥取市・鳥取市社会福祉協議会 「鳥取市地域福祉推進計画」(2022年)

<<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1650614385881/simple/R4%E4%B8%AD%E9%96%93%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E7%89%88%E6%A6%82%E8%A6%81%E7%89%88.pdf>>

3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 平成 30 年度に地域福祉計画を策定する過程で、地域福祉課から各部署に課題のヒアリングを行い、集約したところ、各相談窓口だけでは支援が進みにくい困難事例（8050 問題等）が増加していることが共通の課題として認識された。
- ・ その対処策として、関係部署が連携して困難事例に対応するという方針を計画に盛り込み、令和元・2年度に、具体的な庁内連携の方法や連携に際しての課題について、各相談窓口と地域福祉課とで協議を行った。その結果、複合ケース等については従来から関係部署間で連携して対処していたものの、必ずしもケースのつながりが円滑にできていなかったことが課題として明確になった。

【中山間地の課題や地域資源の状況】

- ・ 人口減少・高齢化の進行により中山間地でも住民関係が希薄化し、地域の個々の世帯の状況や課題が見えにくくなっている。
- ・ 住民等が主体となって移動販売や共同交通が行われている地域もあるが、取組みには地域差がある。中山間地の支援ニーズは福祉分野に限らず、生活や交通分野等の福祉分野以外のニーズも多い。
- ・ 当市では地域ごとの要望事項を毎年1回聴取し、対応等について回答する制度を設けているが、当制度は地域全般の課題や要望の吸い上げが中心であり、地域で課題を抱える世帯等の個別ケースを把握する仕組みではなく、少し気になるといった段階の世帯や潜在的な課題を抱える世帯等を早期に把握し、支援する仕組みが弱い状況にあった。

【各相談窓口の体制】

- ・ 高齢者分野（地域包括支援センター）10 か所、障害者分野 8 か所、こども・子育て分野 1 か所、生活困窮 1 か所。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

- ・ 前述のとおり、重層事業以前から関係部署間でケースのつながりは行っていたが、連携を依頼した部署の受け止めが十分でなく止まってしまったり、関係部署間での役割分担をうまく整理できない等により、ケースのつながりは必ずしも円滑にはできていなかった。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 関係部署間での複合ケース等のつなぎの円滑化を目指した。
- ・ 地域づくりに関しては、既存の地域の集まりを、住民主体による生活課題把握や解決策検討の場としたいと考えた。併せて、地域で活動しているボランティア等に地域の困りごとを把握してもらい、行政等につなぐ「つなぎ役」として活躍してもらいたいと考えた。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

【複合ケース等に関する関係部署間の連携】

- ・ 関係部署間のケースのつなぎの円滑化については、令和4年度から新たに、包括的相談支援員を人権推進課中央人権福祉センターに配置し、関係部署だけでは調整が難しいケースの調整を行うようにした。
- ・ 従来どおり、まず各関係部署間で調整を行い、それでもうまく進まない場合に支援員が介入するという役割分担とした。

【地域づくり】

- ・ 既存の地域の集まりが、住民主体の生活課題把握や解決策検討の場となるよう支援するため、令和3年度（移行準備事業）からモデル地区2か所を設定し、取組みを開始した。当該2地区において、市社協が地域の既存の集まりに出向き、住民主体の生活課題把握や解決策検討に向けた働きかけを行っている。既存の集まりは、町内会・自治区の会合をはじめ、高齢者サロンや介護予防通いの場、オレンジカフェ等、もともと市社協が活動助成や支援を行っていた会合等を中心に開始している。
- ・ 令和4年度からは、市社協による地域の既存の集まりへの参加を全市に拡大し、まず地域に出向き、地域の声を拾うことから始めている。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

- ・ 平成30年度の地域福祉計画策定の中で、重層事業につながる構想を立案した。当該計画は、地域福祉課、人権推進課中央人権福祉センター（生活困窮担当部署）、市社協が中心となり、その他の福祉分野（高齢者、障害者、こども・子育て）にも意見聴取しつつ策定した。
- ・ その後、国で重層事業が制度化され、重層事業の目的と当市の地域福祉計画の目的が合致していたので、上記3部署（地域福祉課、人権推進課中央人権福祉センター、市社協）が中心となって重層事業の実施に向けて検討を行った。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

- ・ 関係部署間のケースのつなぎの円滑化、多機関協働について、令和元・2年度に地域福祉課が主導して関係部署に丁寧にヒアリングしつつ、協議を重ねた結果、包括的相談支援員の配置という結論に至った。このため、支援員配置に対して特に異論はなく、各部署の共通認識でこの体制となった。
- ・ つながりサポーターについては、全ての地域食堂に依頼するのではなく、協力が得られそうなところ、またサポーター候補のボランティアも熱意や意欲のある人をターゲットにして取組みを開始した。一律に声掛けをするのではなく、まず実施可能などころから開始し、今後、他にも拡大していく予定である。
- ・ 重層事業の体制づくり等に関して、県から受けた支援は特にない。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 重層事業によって他部署の取組みを把握できるようになったことで、各部署が動きやすくなった。支援会議では各分野で実施している支援内容を共有し、他部署の取組みを理解した上で、各部署が自部署でできることを検討するようになり、これによって多機関協働での支援ができるようになってきている。
- ・ 市社協に地域の集まりへ参加を委託したことで、地域へのアウトリーチや地域づくりに対する市社協の意識が高まっている。また、地域からあがってきた個別ケース等に、市社協がより積極的に関わるようになった。地域との関係づくりや市社協の動き方がより活発になったと感じている。
- ・ 重層事業に関して住民から意見を聞く機会は、年に1度、公募委員ほかにより構成される地域福祉推進委員会において、重層的支援体制整備事業実施計画（地域福祉計画に包含）の進捗管理の際に設けているものの、十分ではない。重層事業の実施については、住民側から見たら大きな変化はないため、まず行政や社協等の支援者側の意識付けに取り組んだ。住民からの意見聴取は今後の課題である。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ 教育・こども担当部署と連携が弱いことが課題である。課題を抱えるこどものケースでの連携は行っているが、通常時の連携がとりにくい面がある。
- ・ その他の福祉分野以外の部署からも理解を得ることが必要である。参加支援や地域づくりは、福祉分野以

外の部署との連携が不可欠であり、重層事業は福祉分野だけの取組みではないことを他部署に認識してもらう必要がある。

- ・ 同様に、庁外の福祉関係機関・団体への周知・啓発も必要である。
- ・ 重層事業に係る人材育成として、事業の企画に携わる職員の育成が課題ではあるが、良い解決策が浮かばない状況である。暗黙知の部分も多く、業務の引継ぎや後継育成の方法に悩んでいる。
- ・ 関係部署間でのリアルタイムでの情報共有の仕組みづくりが今後の課題である。多機関協働により、関係部署間での情報共有は以前より実施しやすくなったが、リアルタイムでの共有が難しい。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 重層事業実施に向けた庁内連携、意思統一がまず初めに必要である。少なくとも福祉分野担当部署だけでも連携や意思統一ができないとうまくいかない。担当部署を決めて連携会議を行うことが大切である。連携会議は、各部署の上位者（課長級）だけでなく、下位者（現場職員）の会議体も設置することで、現場の意見を事業に反映することができる。
- ・ 重層事業の目的、進め方を明確にすることが重要である。当市はもともとある仕組みを活かし、課題となっていた部分を解消するという姿勢で取組みを開始した。ワンストップ窓口等、全く新たな取組みを実施しようとする負担感はあるかもしれないが、関係部署で事業の実施方法を具体的に協議していけば、負担が増すことにはならないと思う。

鳥取県 米子市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	147,317人	65歳以上人口の割合	29.5%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年国勢調査 小地域(町丁・字等) 年齢別人口構成比 (5歳階級、4区分)</p> <p>総数65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 0以上 ~ 10未満 10以上 ~ 20未満 20以上 ~ 30未満 30以上 ~ 40未満 40以上 ~ 50未満 <p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	一部委託	担当:長寿社会課・福祉政策課 (社会福祉協議会より出向者を受け入れ) 委託先:民間事業所
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	一部委託	担当:障がい者支援課 委託先:民間事業所
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:こども相談課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	全部委託	担当:福祉政策課 委託先:社会福祉業議会

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	直接実施	担当：福祉政策課 (社会福祉協議会より出向者を受け入れ)
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	担当：福祉政策課 委託先：社会福祉法人等
参加支援事業	直接実施	担当：福祉政策課

■取組み概要(事業の対象や具体的な内容)

包括的相談支援事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合相談支援センターを設置し、福祉のよろず相談、制度のはざま支援等を実施している。 ・同センターには、市より正規職員5名が配属され、センター長、総合相談支援員、事務員兼相談員が担当している。また、市社協より、出向職員として19名を受け入れている。
地域づくり事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動支援員(コミュニティワーカー)を配置し、多様な住民同士が交流できる場や居場所を整備し、地域のプラットフォーム形成を通じて地域活動の活性化を図る。 ・地域における共助の仕組みを構築するため、地域資源開発を支援する。 ・複雑化・複合化した支援ニーズを持つ人の社会参加を図るため、その人を地域資源につなげる。
多機関協働事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複合化・複雑化した課題を抱えた世帯に対して、多機関によるチーム支援のコーディネートを行う(支援プランの策定、重層的支援会議の開催、支援ネットワークの構築等)。 <p>(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署)</p> <p>福祉政策課</p>

■関連予算額(モデル事業時代を含む)

(単位:千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	—	—	26,428	117,584

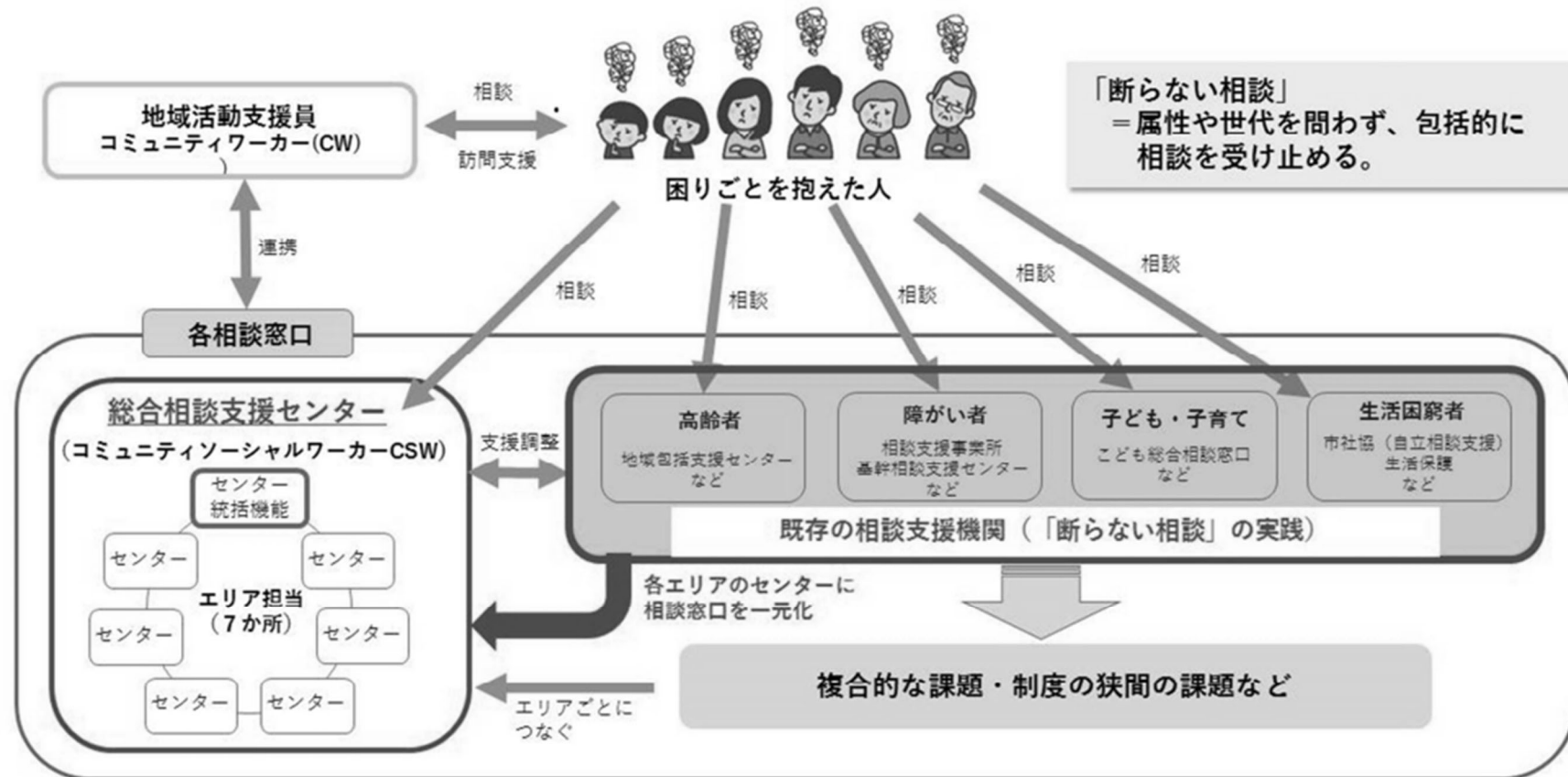
■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画において「重層的支援体制整備事業」の表記はないが、内容としては同事業(包括的支援体制の整備を図る)をカバーしている。 ・重層計画は作成済み。
--

■参考:体制図

○包括的相談支援体制のイメージ図

総合相談支援センターと各種相談窓口



※出典:米子市 福祉保健部福祉政策課 「重層的支援体制整備事業実施計画」(2022年5月)

<<https://www.city.yonago.lg.jp/secure/47379/3keikaku.pdf>>

3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 当市では、市域の一部が県が定める中山間地域（鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例及び規則による）に該当している。
- ・ 当市でも、少子高齢化、核家族化、地域関係の希薄化の進行等によって孤立する世帯が増加していたため、地域での助け合いの意識醸成や仕組みづくりの必要性を感じていた。
- ・ このような地域づくりの一環として、重層事業開始以前の令和2年度から、市内29地区中2地区（市街地）をモデル地区に設定して、CWによる地域支援を開始していた（市社協へ委託）。
- ・ モデル2地区では、CWが地域に出向き、困りごとを抱える世帯等に関する相談に対応するとともに、住民等と連携して地域資源の開発に取り組み、住民主体によるこどもの居場所づくり等の成果もでていた。ただし、モデル地区以外では、地域課題の把握・対応は十分には行えていない状況があった。

【地域資源の状況】

- ・ 市内では、概ね小学校区をベースに29地区単位で自治会が組織されている。役員任期等の運営体制も地区ごとに異なるなど、各自治会の自主性に任せた運営がなされている。
- ・ 地域組織の活動状況については、市街地・中山間地等の地域特性による差はあまり感じられず、活動の担い手不足、固定化が全市的な課題である。少子高齢・人口減少社会の到来により、社会全体でも働き手不足等の課題がある中で、地域でも活動を担う元気な人材が少なくなっていると感じる。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

- ・ 重層事業以前（総合相談支援センター開設以前）は、複合ケース等についても、相談を受けた各福祉分野（高齢・障害・困窮・子ども）の担当部署が中心となって対応することが主であった。
- ・ 住民への発信、参加促進については、前述のモデル2地区での取組みが中心であった。うち、1地区では、「おやじの会」等の小・中学校に係る住民グループが形成されつつあるなど、住民活動の基盤があったため、そこにCWが介入し、これらの組織等とともに意見交換を行った結果、住民主体による居場所づくりにつながった。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 地域課題の把握や地域づくりの必要性を強く感じていたため、重層事業によりこれらの機能を強化したいと考えた。
- ・ 地域づくりや新たな社会資源の開発、複合ケース等を含む相談対応・調整等を担う拠点機能が必要と考え、総合相談支援センターの開設を決定し、地域福祉計画に位置付けていた。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ 前述のとおり、重層事業開始（令和 4 年度）とともに事業拠点として、総合相談支援センターを市直営で開設した。当センターは、分野にとらわれない相談受付を行う「福祉のよろず相談」等のほか、従来の地域包括支援センターの機能も包含した。また、市直営だが、市社協から出向で職員を受け入れ、市と市社協が協働して事業に取り組む体制とした。直営として市が事業の状況を詳細に把握しつつ、官民協働でより実効性のある運営ができると考えたからである。今後、センターを増設する場合も、同様の体制（市直営＋民間事業者等に職員出向を委託）で行う方針である。
- ・ 上記にあたり、従来は全委託だった地域包括支援センター（7 か所）のうち、1か所を市直営とし、総合相談支援センターに包含した（職員は市社協から出向）。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

- ・ 庁内では福祉政策課が中心となって、令和 2 年度（移行準備事業実施前）から福祉保健部の各課の課長補佐級以上の職員による会議を開催し、制度説明や協力要請、事業の進め方等についての協議を実施した。
- ・ 住民や関係機関に対しては、移行準備事業の期間（令和3年度）に、民生委員や地区社協、地域包括支援センター等の各種会合に出向き、重層事業の制度概要や総合相談支援センター開設をはじめとした当市の方針等の説明を行った。総合相談支援センター開設については、関係部署間でのたらい回しがなくなることに対する期待の声寄せられた。また、地域で周囲の課題に気付き、センターに早期につなぐことの重要性を説明したことで、一定の理解を得ることができた。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

- ・ 福祉保健部を中心とした庁内の連携・調整のための会議体として、マネージャー会議・サブマネージャー会議を組織している。マネージャー会議は課長補佐級以上の職員が参加し、総合相談支援センターの状況等をはじめとした重層事業の情報共有や各部署間の連携体制の再確認等を行っている（4～5か月に1回程度開催）。サブマネージャー会議は、事例を通した複合ケース等に関する具体的な連携方法の確認・検討等のほか、連携のための顔の見える関係づくりの場として開催している（3か月に1回程度）。
- ・ 重層事業の検討・実施に関して、特に県等から支援は受けていない。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

【総合相談支援センターでの相談対応】

- ・ 総合相談支援センターに対する市民の認知度が高まり、浸透している。従来、どこに相談してよいか相談先がわからなかった市民が当センターに相談にきている。センター開設当初、メディアでPRしたほか、開設後も民生委員や居宅介護支援事業所等の地域の関係機関の会議に参加するなど、継続的に周知活動を行ってきたことが奏功したと考える。
- ・ 令和4年度の総合相談支援センター開設後、毎月の新規対応相談件数は30～50件程度で漸増している。相談経路は5割が住民本人から、5割が関係部署・相談支援機関等からのつなぎである。
- ・ 内容は複合ケース（1ケースで概ね3～4分野に該当）が多い。分野別では高齢、障害が主だが、既存の分野カテゴリに該当しない内容が非常に多く、対応に苦慮している（例：墓じまい、終活、家の周囲の側溝等の個別的な住環境の問題）。つなぎ先となる部署の選定が難しいケースが多く、センターで抱えるケースが増えている。

【住民や関係機関等への発信・参加促進】

- ・ CWを配置し地域づくりを支援しているモデル2地区では、前述のこどもの居場所づくりをはじめ、住民主体による取組みが少しずつ進んでいる。他地区にも展開できるよう、委託先の市社協と協議を進める予定である。
- ・ 重層事業に対する関係機関や住民等からの意見聴取は、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会や総合相談支援センター推進会議等の関連会議において適宜実施している。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ 総合相談支援センターだけでなく、全庁的に断らない相談対応を行うための意識醸成が必要である。センターでは前述のとおり、複合ケースや対応分野が不明確なはざまのケースの相談対応をしており、関連分野の担当部署につないだり、協力依頼をしているが、部署により協力状況に差がある。
- ・ 引きこもりや若年無業者のための社会資源がほぼない。これらの人たちの居場所づくりや支援のための資源開発に取り組むべく、関連情報の収集や協議を行っている。
- ・ 現在のモデル2地区（市街地）での地域づくり活動を他地区、特に中山間地に拡大するにあたっては、地域特性の違いを考慮することが重要である。中山間地では転出入が少なく、住民同士の関係が密であるがゆえに近隣世帯の課題に気付いても介入しにくいといった状況があるため、地域課題の把握・介入には市街地と異なるアプローチが必要である。また、中山間地では居場所づくりを行っても、移動手段がなく参加できない人が発生するなど、移動手段の課題が大きいことにも留意が必要である。
- ・ 地域づくりの前提として、市内各地区の地域特性や社会資源の状況を的確に把握することが重要である。社会資源の状況を把握し、資源がある地域からない地域への資源の横展開等も検討していきたい。地域特性の把握にあたっては、地区担当制により活動している保健師（健康政策課）や地域活動員（地域振興課）等と連携して地域への同行や情報共有を開始しており、今後も連携を強化していきたい。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 庁内で断らない相談支援や重層事業に対する理解促進、意識醸成を図ることが重要である。
- ・ 地域づくりに関しては、「ちょっとしたお節介」をしあえる機運の醸成のための研修等も必要と考える。

8. その他

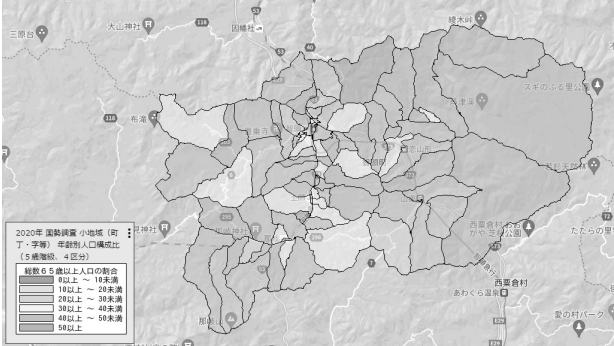
3～7のヒアリング項目以外の特記事項

- ・ 重層的支援会議・支援会議は、重層事業開始半年間で各10回程度開催。両会議へあがる前段階において、総合相談支援センター内での内部協議や庁内連携会議で、新規相談や継続ケースへの対応、必要な社会資源等についての協議を行っている。
- ・ 重層事業に対する理解促進や多機関協働等に係る福祉業務従事者の技術向上を目的とした研修事業を、多機関協働事業に位置付けて実施している。

鳥取県 智頭町

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	6,427人	65歳以上人口の割合	43.6%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	 <p>2020年国勢調査 小地域(町丁・字等) 年齢別人口構成比 (5歳階級、4区分)</p> <p>65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 40以上 30以上～39未満 20以上～29未満 10以上～19未満 9以上 <p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	直接実施	担当:智頭町地域包括支援センター
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	委託先:智頭町福祉事務所・相談支援センター サマーハウス(医療法人明和会)
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:智頭町教育委員会
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	直接実施	担当:智頭町福祉事務所
包括的相談支援事業としての取りまとめ	直接実施	担当:智頭町福祉事務所

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	直接実施	担当：智頭町福祉事務所
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	委託先：智頭町福祉事務所・一般社団法人つむぐる
参加支援事業	直接実施	担当：智頭町福祉事務所

■取組み概要（事業の対象や具体的な内容）

包括的相談支援事業	<p>（概要）</p> <p>智頭町福祉課内に、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、母子福祉、母子保健、障がい者福祉担当がいて、総合相談を受け付けている。</p>
地域づくり事業	<p>（概要）</p> <p>困難を抱えた人が、現行の様々な事業（ミニデイ、ふれあいサロン、就労支援、こども食堂など）の垣根を越えて利用できるように調整中。新しい制度としては、現段階ではまだ取り組めていない。</p>
多機関協働事業	<p>（概要）</p> <p>困難ケースが出た場合に、関係機関に集まってもらい、方向性の決定を行う。</p>
	<p>（重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署）</p> <p>智頭町福祉事務所</p>

■関連予算額（モデル事業時代を含む）

（単位：千円）

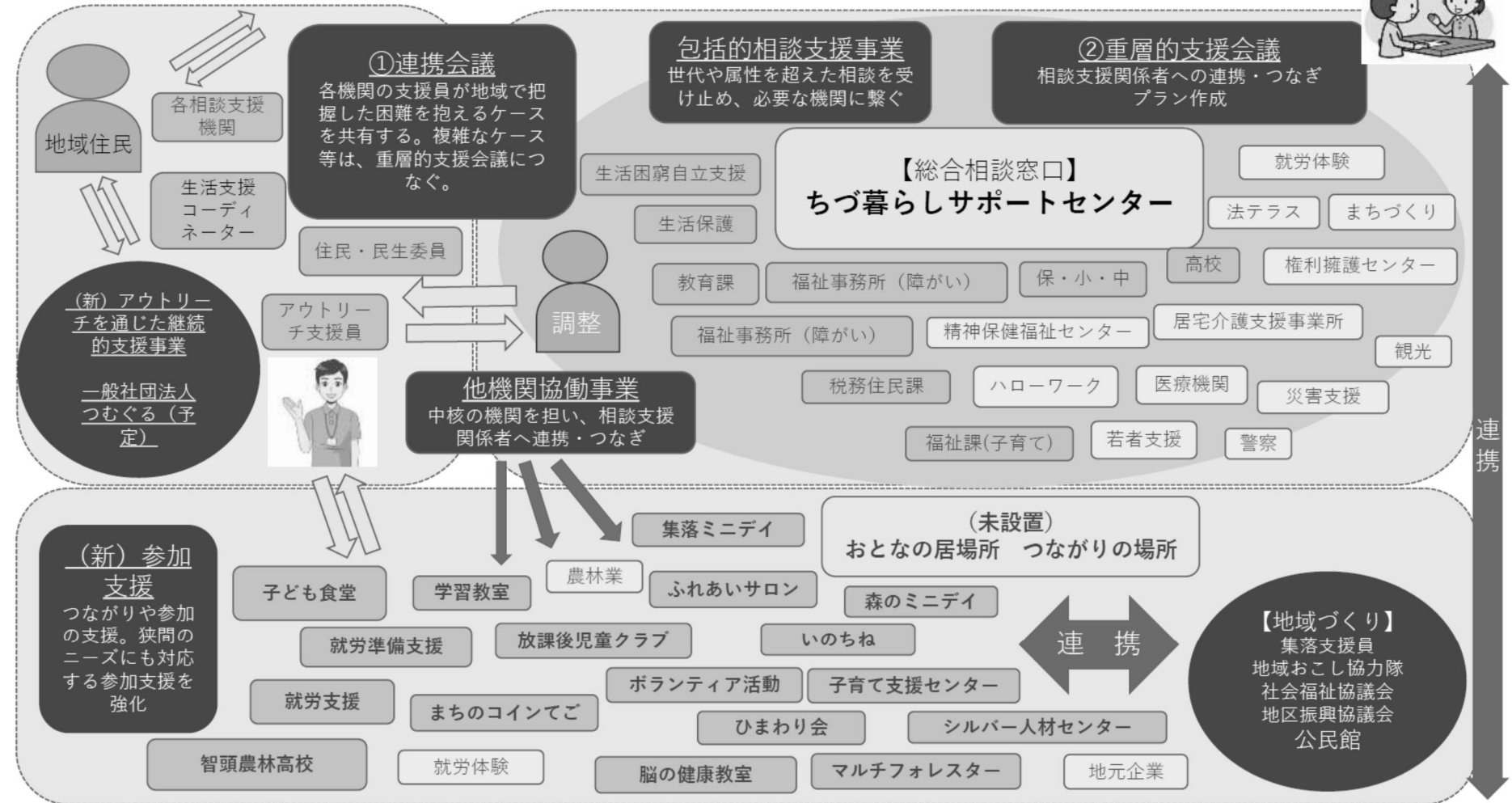
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
—	—	—	—	20,548

■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

<p>地域福祉計画の重点活動に位置付けている。評価指標は位置付けていない。</p>

■参考:体制図

智頭町の重層的支援体制整備事業について (イメージ)



※出典: 智頭町「重層的支援体制整備事業について」

<<https://www.mhlw.go.jp/content/313289chizucyo-tottori-R4.pdf>>

3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 重層事業以前から福祉課で保健福祉分野の相談窓口をすべて所管しており（高齢者[地域包括支援センター]、生活困窮、母子福祉、母子保健、障害者福祉）、複合ケース・はざまケース等についても各分野担当が適宜連携しつつ対応していたが、チームアプローチをより一層強化し、複合ケース等への対応を充実させたいと考えていた。
- ・ 当町特有の地域課題として、不登校の増加があった。以前は不登校の問題は皆無だったが数年前から増加し、現在では数十人が不登校である。町内の県立高校にも福祉的ニーズを抱える生徒が多く、当町ではこどもの問題が深刻な状況にあり、喫緊の課題となっていた。こどもは将来の地域の担い手であること、引きこもりの原点はこども時代の環境による影響が大きいことなどを考慮し、特にこどもへの対応を重点的に行う必要があると考えていた。

【地域資源の状況】

- ・ 町内6地区ごとに地区振興協議会が組織されているが、担い手の高齢化や人材不足等の課題がある。
- ・ その一方で、行政からの依頼や相談を受け、住民有志がこども食堂の委託を受けたり、NPO 法人を立ち上げるなど、総じて地域づくりに対する住民意識が高いことが当町の強みである（町職員 OB・OG や寺院の関係者など）。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

【重層事業以前のはざま事例・重複事例への対応方法】

- ・ 上記のとおり、重層事業以前から福祉課内の各担当部署が適宜連携しつつ、複合ケース等に対応していた。ただし、どうしても各部署の担当分野への対応が主とならざるを得ず、複合ケース等が抱える担当分野以外の課題については、気になりつつも深く介入できていない状況があった。
- ・ 3～4年前からは、生活困窮者自立支援事業の支援調整会議を設置し、複合ケース等に係る多分野での調整を開始した（重層事業における重層的支援会議・支援会議と類似する会議体）。当町では生活困窮者を、単に経済的困窮だけでなく「生活に関して何らかの困りごとを抱えている人（心身面、人間関係等含む）」と定義し、重層事業以前から、生活困窮者対応として包括的な相談支援に着手していた。
- ・ また、3～4年前から福祉事務所では要保護児童対策協議会も所管するようになり、それを契機に小・中学校のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、教育課の指導主事等の教育部門との連携を強化でき、こどもに係る情報共有がしやすくなっていた。不登校等の学校が抱える課題に福祉事務所が関わることで、保護者への福祉的アプローチによって課題解決に向けた取組みを進められるようになり、学校側に福祉と連携することのメリットが認知され、連携が深まった。福祉と教育との関係が良好で連携できていた

点は、重層事業以前からの当町の強みである。

【地域共生に関する住民への発信、参加促進に関する取組み】

- ・ 従来から、様々な分野で「暮らしを考える会」として町職員が地域に出向いて各種説明等を行っていたが、重層事業に向けた取組み等に関する周知は特には実施していなかった。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 重層事業によって、複合ケース等に対するチームアプローチをより一層強化する、断らない相談支援を実現することを目指した。前述のとおり、当町では以前から既に類似の取組みを実施していたが、重層事業として実施することで取組みをさらに強化できると考えた。
- ・ 特に、重層的支援会議・支援会議といった制度化された関係者調整会議（庁内関係機関・社協〔法人後見部門・ケアマネージャー・生活支援コーディネーター〕・生活支援コーディネーター（えとせとら・合同会社 MANABIYA）・一般社団法人つむぐる）を開催しており、これらの会議を通じて関係部署同士が助け合える仕組みの確立や、チームアプローチに対する各分野担当者の意識付けを図りたい。
- ・ また、重層事業で上記のようなチームアプローチを行うことで、町職員のスキルアップを図ること、これにより人事異動に左右されずに円滑に事業が継続できるようにすることも狙いとしていた。
- ・ 地域づくり事業に関しては、困難を抱える人に対する支援のつなぎ先として、現行の様々な事業（ミニデイ、ふれあいサロン、就労支援、こども食堂等）を分野の垣根を越えて利用できるようにしたいと考えた。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

【元々の取組みの強みを活かした点】

- ・ 前述のとおり、以前から生活困窮者自立支援対策等により重層事業に類似した取組みを行っており、これをベースとした。
- ・ 元々、地域づくりに意欲的に取り組んでくれる住民が多い地域特性があり、重層事業についても、住民有志に対して「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」（以下「アウトリーチ等事業」という）の実施を依頼したところ、NPO を設立して対応してもらえるようになった。

【重層事業で新たに取組もうと考えた点】

- ・ 生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター等の地域づくりに取り組んでいる関係者との情報共有のための定例会開催を新たに検討している。
- ・ 生活支援コーディネーターは 3 名配置されており、地域の情報に精通し、かつその活動はアウトリーチ機能を担っている。従来、福祉事務所との連携はなかったため、重層事業開始を契機に連携を図りたいと考えた。
- ・ その他、重層事業のアウトリーチ等事業の受託を目的に住民が主体的に設立した NPO 団体についても、

当該定例会に参画いただく予定であり、その他の地域人材の参画も拡大していきたい。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

【重層事業の計画時期】

- ・ 前述のとおり、当町では以前から重層事業と類似の取組みをしていたので、重層事業についても十分に実施できると考えていた。従来、町で実施してきたことが重層事業という制度に当てはまったという認識。
- ・ このため、特にモデル事業・移行準備事業は経ずに重層事業を直接開始した。
- ・ モデル事業については財政面から実施が難しかったという側面もある（ミニデイ等の高齢者の介護予防事業に力を入れていたため、当該事業を含めた事業費がモデル事業の補助額の範囲内に収まらなかった）。

【重層事業の検討体制】

- ・ 重層事業の計画は福祉事務所が主導し、教育課も関わった。
- ・ 計画段階では地域住民や町社協の関与は薄かった。地区振興協議会に対しても概要を説明した程度に留まる。今後、連携を徐々に連携を深めていきたい。
- ・ 計画段階で県からの支援は特になかったが、相談はしやすい関係である。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

- ・ 体制整備について、町社協や住民等との調整は今後実施する必要がある。
- ・ その他、町内の県立高校とも今後調整が必要である。福祉的ニーズを抱える生徒が多いが、これまでの調整では、町の福祉部門との連携について理解を得ることが難しかった。今後は小・中学校における教育・福祉の連携を参考に、連携によるメリットを訴求しつつ、連携を深めていきたい。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 複合ケース等に対するチームアプローチができるようになったことが、最も大きな変化である。各分野の相談支援担当者が気になりつつも深く介入できていなかった複合ケース等について、重層事業の支援会議等で情報・課題が適切に共有され、各担当が声を掛け合って共同してケース対応を進めていけるようになってきている。
- ・ 重層事業開始後、町職員の意識にも変化が見られ、複合ケース等に複数部署でともに取り組もう、取り組まねばならないという意識がより一層強まっている。重層事業の断らない相談支援、総合相談という意識付

けができてきている。

- ・ 上記のようなチームアプローチを行ったり、支援会議等で課題を共有することで、所属や専門、経験年数の異なる職員が、他分野でのケースアプローチの仕方や着目点等をお互いに学び合えるようになり、それぞれのスキルアップにつながっている。多職種で同一ケースにチームアプローチすることのメリットはたいへん大きい。
- ・ 生活支援コーディネーターと連携が取れるようになり、そこから、地域の情報が入りやすくなったことも大きい。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

【課題】

- ・ 予算化も含めて、町上層部から重層事業に対する理解を得て、事業を継続していくことが必要である。ボランティア団体が少ないため、委託事業として実施せざるを得ない状況である。
- ・ 上記のような事業委託に際しても、委託事業の受け手（住民や民間事業者）の確保が課題である。委託先の選定（人選）が重要であり、町が目指すビジョンを共有できる人を探して丁寧に説明し、協力を得られるように取り組んでいる。前提として、地域にどのような人材がいるか把握しておくことが重要である。

【今後力を入れたい取組み】

- ・ こどもの居場所を核とし、それを活用しつつ、引きこもりの人や高齢者等、地域の様々な人がつながれるような社会資源づくりを重点的に実施していきたい。例えば、朝から開いている子ども食堂のような居場所（日中のこどもの居場所）など。
- ・ アウトリーチ等事業については、災害時ケアマネジメントの視点を持って実施していきたい。災害が発生すると、発災直後の避難支援だけでなく、その後の生活再建について課題を抱えるケースが多くなると思われる。田舎のため古い大きな家屋が多く、経済的な事情から損壊家屋の修理が難しい世帯の発生が懸念される。それらを含め、災害で生活課題が発生した場合でも周囲に相談することが難しいと思われる人を、アウトリーチで丁寧に把握し、通常時の共助の基盤づくりにも役立てていきたい。
- ・ 人材育成の一環として、町や相談支援機関等の職員を対象とした対人援助、対人技術に関する研修を実施していきたい。
- ・ 地域づくり事業で、困難を抱えた人が現行のさまざまな事業（ミニデイ、ふれあいサロン、就労支援、子ども食堂など）の垣根を越えて利用できるように調整中である。就労支援は調整ができてきているが、その他は今後進める予定である。これらの各分野で構築してきた居場所等に、引きこもりの人が支援者側の手伝いとして参画できるようにしていきたい。各事業の実施団体・実施者側の意識を変えるところから取り組む必要があるため、これから調整していく予定である。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 「大きくまとめよう」「うまく形にまとめよう」と考えると負担が大きい。できるところからやるという姿勢で始めたほうが良い(スモールスタート)。
- ・ 自治体によって課題は異なるので、まず困りごとがある部分から取り組んだほうが良い。

8. その他**3～7 のヒアリング項目以外の特記事項**

- ・ 不登校をはじめとした子どもに関する課題対応のため、来年度に「子ども家庭センター」を福祉事務所内に設置予定である。

鳥取県 北栄町

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	14,228人	65歳以上人口の割合	35.6%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年国勢調査 小地域(町丁・字等) 年齢別人口構成比 (5歳階級、4区分)</p> <p>総数65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 0以上～10未満 10以上～20未満 20以上～30未満 30以上～40未満 40以上～50未満 50以上 <p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	直接実施	担当:福祉課
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	一部委託	(直営1か所、委託2か所) 担当:福祉課 委託先:社会医療法人等
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:教育総務課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	直接実施	担当:福祉課
包括的相談支援事業としての取りまとめ	直接実施	担当:福祉課

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	直接実施	担当:福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	担当:福祉課 委託先:町内5法人
参加支援事業	全部委託	担当:福祉課 委託先:町内1法人

■取組み概要(事業の対象や具体的な内容)

包括的相談 支援事業	(概要) 各相談支援機関との連携を促進するため、多機関協働事業と連携し、分野横断的研修を実施。
地域づくり 事業	(概要) 生活支援体制整備事業と困窮者等のための地域づくり事業を中心とした助け合い活動の推進、地域課題解決(移動や生活支援の問題への対応)の取組みを実施。 参加支援事業と連携し、居場所づくり(ニーズに沿った講座の開催や事業所の横出し支援等の検討)。
多機関協働 事業	(概要) 複合課題や相談先が不明確な事例の相談受付、重層的支援会議の開催、支援の進捗管理。 分野横断のネットワーク強化、研修の実施。 福祉施策アドバイザーを設置し、包括的支援体制への助言等が受けられる体制づくり。
	(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署) 福祉課 生活支援室

■関連予算額(モデル事業時代を含む)

(単位:千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
11,629	9,690	14,644	57,879	63,589

*H30~R2は既存事業分を除く

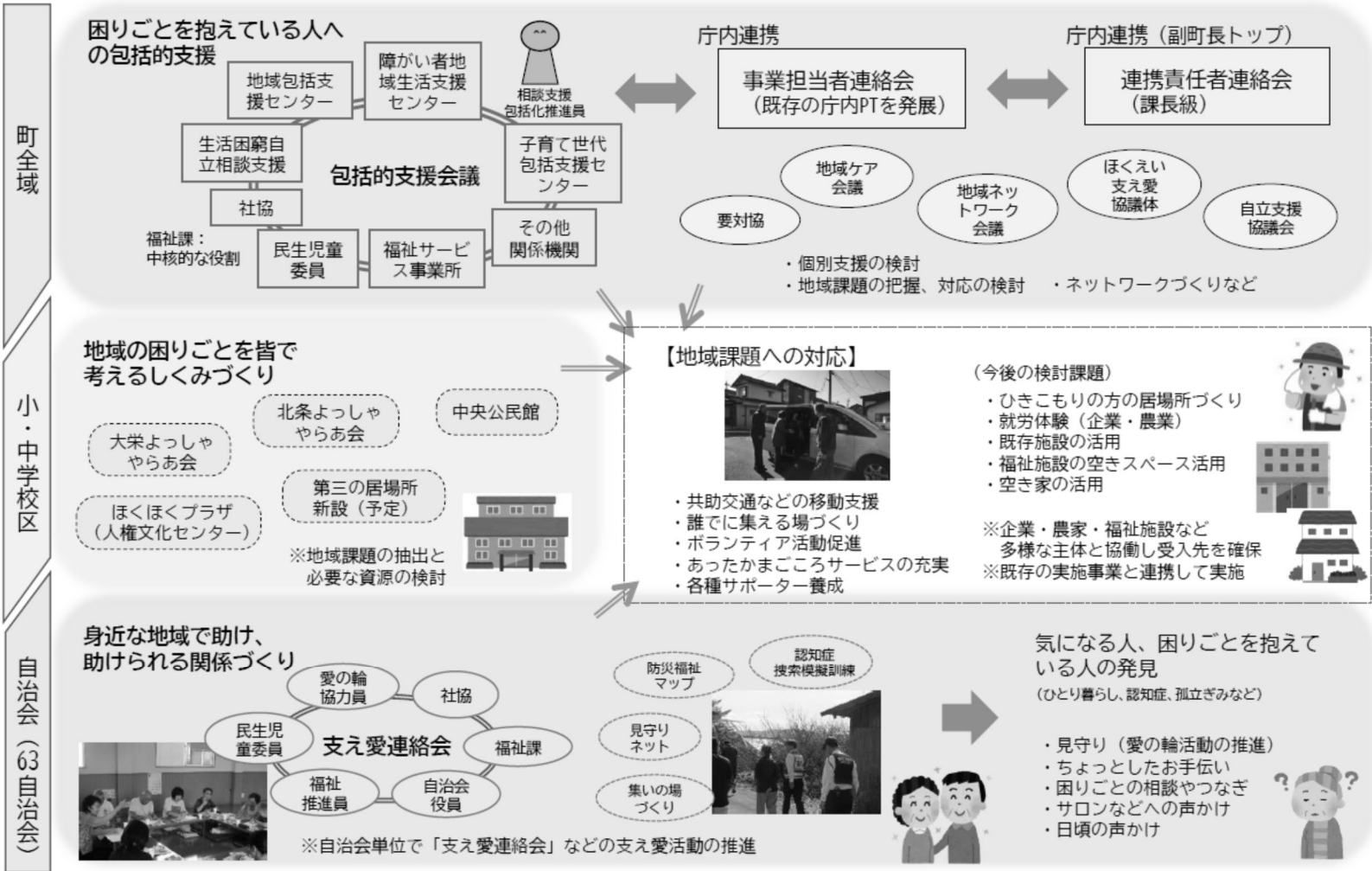
■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

既存の地域福祉推進計画の第3部に追加(第1部地域福祉計画、第2部地域福祉活動計画、第3部重層的支援体制整備事業計画、第4部成年後見制度利用促進計画)

■参考:体制図

北栄町における包括的支援の取組みイメージ（全体像）

「みんなで支えあい えがおで 共に暮らすまち 北栄町」（北栄町地域福祉推進計画）
 < 重層的支援事業の実施目的：①必要な人に福祉的な支援が届くしくみづくり ②生活の課題解決に結びつく包括的な支援の実施 >



3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 平成 25 年度に鳥取県からの勸奨により、国の「安心生活創造推進事業」を活用し、「支え愛ネットワーク構築事業」を開始した。当該事業は「防災」と「福祉」を切り口として、地域の助け合い・支え合い活動を促進することを目的とした事業であり、町と町社協が連携して地域に出向き、地域の現状・課題の把握を丁寧に行っていた。この取組みが後のモデル事業、重層事業につながる契機となった。
- ・ 地域に出向くことで、地域や各家庭の課題が徐々に可視化され、引きこもり等の相談支援機関につながっていないケースをはじめとした課題への対応の必要性を強く感じるようになった。
- ・ 他方、各相談支援機関では重層事業以前から、担当分野以外の相談にも幅広く対応する姿勢で取り組んでいたものの、それでもはざまのケースや複合ケースへの対応に苦慮する等の課題が発生していた。
- ・ このような課題の解決に向けて、モデル事業、重層事業へと取組みを進めてきた経緯がある。

【地域資源の状況】

- ・ 地域の助け合い・支え合い活動は、自治会が担っている（町内 63 自治会）。ただし、合併前の旧2町単位で活動に対する温度差が若干ある。
- ・ 自治会等の住民組織の課題としては、多くの自治体と同様に、活動の担い手不足や活動メンバーの固定化がある。農業主体の町として、生涯現役で働く人が多く、定年退職をきっかけとして地域活動に新たに参画する人が少ないという町特有の現状もある。
- ・ 地区社協のような中間支援組織はなく、ボランティアや NPO 団体も少ない。
- ・ 他方、庁内の福祉関連事業所・法人間の関係は良好であり、事業所・法人と町・町社協との関係も密接である点が長所である。重層事業等の取組みも官民一体となって取り組もうという機運がある。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

【重層事業以前のはざま事例・重複事例への対応方法】

- ・ 当町の相談支援機関は直営が多いこともあり、地域包括支援センターをはじめ、各相談支援機関は重層事業開始以前から、担当分野にとらわれずに担当以外の相談にも幅広く対応する姿勢で取り組んでいた。
- ・ 各相談支援機関が分野にとらわれずに対応することで解決できるケースもあるが、分野間のはざまのケースや複合ケースについて、どうしても担当や役割が不明確になり、対応が進まない等の課題も発生していた。

【地域共生に関する住民への発信、参加促進に関する取組み】

- ・ モデル事業・重層事業を通じて、住民への発信や参加促進はあまりできていない。
- ・ 重層事業開始以前の地域福祉推進計画周知の際に、単発的に地域共生・地域づくりに関するフォーラムを開催したり、生活支援体制整備事業の協議体や地域の座談会等で意見聴取を行ったりしているが、地域住民に地域づくりに継続的に関わってもらうような参加促進の取組みはできていない。
- ・ 地域福祉推進計画の進捗管理会議等の、地域共生に関心がある住民が参加する会議では意見が活発に出るが、その他の住民にいかに関信し、意見聴取や参画促進を図るかが課題である。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

【重層事業実施の検討段階で解決を目指した課題】

- ・ はざまのケースや複合ケースへの対応充実のためには、相談支援機関の体制整備だけでなく、地域づくりの推進が課題だと考えていた。
- ・ 課題を抱える住民のことを周囲の住民が気付いていることも多い。そのようなケースが地域の中でうまく拾い上げられ、相談につながるように、地域から行政・相談支援機関に「周囲の気になるケース」を気軽に相談できる環境づくりを目指している。
- ・ 上記のような相談のつなぎは、民生委員から行われることが多いが、引きこもりや孤立ケース等は見えにくく、民生委員だけでは把握や対応が難しいものも多い。民生委員だけでなく、地域全体で取り組むことが重要だと考えている。

【重層事業実施の検討段階で強化したいと考えた機能・社会資源等】

- ・ 上記の課題解決のために、自治会の「支え愛連絡会」の強化・推進を図りたいと考えた。
- ・ 自治会の「支え愛連絡会」は、民生委員や福祉推進員、愛の輪協力員（一人暮らし高齢者等への緩やかな見守り等を実施）等の地域の助け合い活動の担い手で、地域の気になる方の情報交換を行う会議であり、平成 25 年度の「支え愛ネットワーク構築事業」開始時から、町と町社協が連携して推進している。
- ・ 連絡会がうまく機能し、地域内での自主的な助け合いの仕組みが構築されている自治会もあるが、自治会により温度差がある。全ての自治会で助け合いの取組みが進むよう、地域づくりの一環として連絡会の取組みを強化していきたいと考えた。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

【元々の取組みに加えて重層事業で新たに開始した取組み】

- ・ 包括的相談支援事業において、分野横断的研修を今年度から実施している。
- ・ 重層事業に関して各相談支援機関と協議を行う中で、複合ケース等に十分に対応できていないという課題が寄せられ、対応力強化のために、「お互いの分野のを知る」「分野間の連携方法を考える」「はざまケース等のアセスメント方法を知る」等のテーマで、分野横断的な研修をしたいという要望があったためであ

る。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

【重層事業の計画時期】

- ・ 重層事業の実施を検討し始めたのは、モデル事業の後半の時期（令和元・2年度）である。
- ・ モデル事業開始当初は、複合ケース等の対応のために多機関協働でケース検討を行うことを主目的にして開始したが、取組みを進める中で地域との連動が不可欠であり、地域づくりの強化が必要だという課題認識がモデル事業後半になって深まった。
- ・ また、同時期に、未策定だった地域福祉計画の策定を行っており、計画策定の中で同様の課題認識が深まっていったことも重層事業へ取り組む契機となった。

【重層事業の検討体制】

- ・ 重層事業実施に向けた検討は、福祉課（所管：高齢、障がい、生活困窮、母子寡婦福祉）を中心に、教育総務課（所管：子育て支援）、健康推進課、生涯学習課（所管：子どものための拠点整備）で開始した。
- ・ 町社協は、重層事業以前から地域福祉に係る取組みを、町と密に連携しながら実施しており、重層事業の検討においても当初から町と一体的に取り組んでいる。
- ・ 町内の福祉関連事業所・法人（社会福祉法人・医療法人等）に対しては、事業検討段階で意見交換のための連絡会を開催し、意見を聴取した。多機関協働事業やアウトリーチ等事業の実施に際しては、事業者の協力が不可欠であるため、可能な限り意見聴取するように配慮した。
- ・ 住民や自治会等の地域組織からは、事業検討段階での、意見聴取はほとんどできていない。生活支援体制整備事業の協議体で意見聴取を行ったが、あまり意見はでなかった。重層事業の仕組みが難しく、理解しがたかったことも一因と思われる。
- ・ 事業検討段階で県から支援を受けたり、他自治体の視察を行ったりはしていない。
- ・ 町ではモデル事業実施時から「福祉施策アドバイザー」を配置しており、当該アドバイザーに事業検討や地域福祉推進計画策定に際して適宜相談を行った。アドバイザーは認定社会福祉士であり、国や他自治体の状況等にも精通しており、特に複合ケースの相談支援やアセスメント、プラン策定について専門職としてのアドバイスがもらえる人材である。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

【他部署や関係機関との調整事項】

- ・ 庁内体制として、モデル事業実施時から、福祉関連3課（福祉課、教育総務課、健康推進課）だけでなく、庁内全課で福祉的課題を抱える住民に気付き、福祉課へつなぐ体制の構築に取り組んでいる。
- ・ 具体的には、副町長をトップとした庁内連絡会を設置し、福祉的課題を抱えた住民の情報を福祉課と共有

するためのツール(つなぐシート)を提示するなど、全庁的な情報共有の仕組みづくりのための協議・調整を行ってきた。

- ・ 全庁的な理解を得るための地域共生社会に関する研修も実施し、意識付けとしては効果があったものの、他課からのケースのつながりは現時点では少ない状況であり、今後徹底が必要だと考える。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業(または移行準備事業)によって生じた変化、反応について

- ・ 従来、継続的な関わりが難しかった制度のはざまのケース等に関与し、対応できるようになってきた。重層事業によって引きこもりや累犯者等に関与する部署・担当者が明確になり、庁内でも連携して対応しているという意識付けができてきた。この意識の変化が起きたことが大きい。
- ・ 多機関協働事業で対応しているケースは現在 40 件程度。当町では、各相談支援機関が従来から断らない相談対応に努めており、一定精査されたケースのみが多機関協働事業にあがってくる状況であるが、対応が必要なケースは潜在的にはかなり多いと思われる。
- ・ 福祉と教育の連携機会が増えた。スクールソーシャルワーカーから福祉課に相談が入るようになり、卒業後の支援という視点も含めて、福祉・教育の連携は少しずつ進んでいる。現在はスクールソーシャルワーカーとの連携が主だが、学校教育全体との連携が必要である。
- ・ その他、重層事業の取組みを発信することで、庁外の様々な関係機関・団体等から相談を受けたり、協力が得られるようになってきている。
- ・ アウトリーチ等事業の委託法人が当該事業を受託したことで、地域に関心を持ち、地域支援に関与してくれるようになった。
- ・ 医療法人から受診前の段階(予防段階)の住民に対して、法人として関与できないかという申し出があった。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ 福祉と教育・子育ての連携において、重層事業と要保護児童対策協議会との関係が整理できておらず、完全に分離した形で実施している。両者に係るケースの一部については情報共有しているが、合同で支援会議を行う等の取組みはできていない。今後整理が必要と思われる。
- ・ 福祉関係部署以外の庁内関係部署や、庁外の相談支援機関等から多機関協働事業へケースのつながりより積極的に行われるよう、連携を強化していきたい。具体的には、分野横断的な研修を行うことで、各種分野の支援制度を知ってもらうことからスタートして、将来的には、福祉分野以外の窓口担当者(税務や水

道等)が、福祉的なニーズに気付く眼を養うことも視野に入れている。

- ・ 相談支援・多機関協働・参加支援をうまく連動させていかなければならない。相談支援機関や既存の施策だけでは解決が難しい課題があるため、既存の制度にとらわれずに、必要な資源づくりに注力して取り組みたい(農家と連携した参加支援の場づくり等)。
- ・ 重層事業を有効に機能させるためには、担当者の異動に左右されないよう機能を属人化させず、組織として標準化することが重要である。相談支援包括化推進員として、複合ケース等に対するアセスメントや支援の進捗管理の方法等を標準化し、関係部署の職員で共有していきたい。
- ・ 多機関協働に関しては、関係者間のネットワーク構築をさらに強化していきたい。
- ・ 参加支援事業の企画や進捗管理が課題であり、どのように事業を組立て実施していくか、実施している内容で良いのか等、悩むことが多い。参加支援事業について、個別にアドバイスを得られるような支援の仕組みが欲しい。
- ・ 重層事業に係る KPI を設定しておらず、取り組みの成果・効果を明確にして発信することができてきない。庁内外から重層事業に対する理解を得ながら推進していくために、成果の可視化は重要であり、この点についても外部からのアドバイスが欲しい。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 重層事業は、単に複合ケース等の課題解決を行うだけでなく、事業を通じて地域の様々な人と出会えたりつながれるところに、担当者として面白味ややりがいを感じられる事業である。
- ・ 重層事業実施自治体はまだ少ないので、ともに取り組み、情報交換できる自治体が増えてくれたら嬉しい。

8. その他

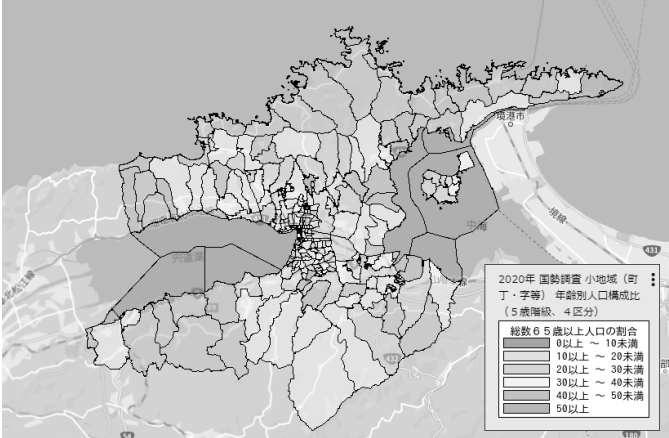
3~7 のヒアリング項目以外の特記事項

- ・ 重層事業を開始したきっかけとしては、上長が包括的支援の必要性を強く認識し、制度開始と同時に実施すると決断してくれたことが大きい。

島根県 松江市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	203,616人	65歳以上人口の割合	29.9%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)			

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	全部委託	担当:健康福祉部介護保険課 委託先:松江市社会福祉協議会
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	担当:健康福祉部障がい者福祉課 委託先:相談支援事業所
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:子育て部子育て支援センター
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	一部委託	担当:健康福祉部 生活福祉課 委託先:生活福祉課・松江市社会福祉協議会

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	全部委託	担当：健康福祉部健康福祉総務課 委託先：松江市社会福祉協議会
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	担当：健康福祉部健康福祉総務課 委託先：松江市社会福祉協議会
参加支援事業	全部委託	担当：健康福祉部健康福祉総務課 委託先：松江市社会福祉協議会

■取組み概要（事業の対象や具体的な内容）

包括的相談支援事業	<p>（概要）</p> <p>地域の身近な総合相談窓口として「ふくしなんでも相談所」を市内に設置し、さまざまな相談を受け止める体制をとっている。分野ごとの相談は、自立相談支援事業、相談支援事業、地域包括支援センター運営、利用者支援事業でそれぞれ行っている。</p>
地域づくり事業	<p>（概要）</p> <p>重層事業以前から取り組んでいた「すこやかライフ推進事業」等の住民が主体となって実施する事業を活かし、福祉推進員や民生委員等による地域の見守り活動や居場所づくり事業等を支援したり、市社協のCSWが地域の課題把握から解決支援・社会資源とのマッチングを行うなど、複数の事業を組み合わせて地域づくりの支援を行っている。</p>
多機関協働事業	<p>（概要）</p> <p>市社協が中心となり、課題の困難さ等に応じて、域内の地域包括支援センターごとの検討会議から重層的支援会議等まで、複数の階層を設けた検討会議の場を活用して関係者が協議し、課題解決を目指した支援を行う。</p> <p>また、支援が届かない対象者へは、アウトリーチ支援の担当職員を配置してCSWや地域包括支援センター職員と協働してケース対応を行ったり、地域への参加の機会を創出するための仕組みづくりを行う。</p> <p>（重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署）</p> <p>松江市社会福祉協議会地域福祉課 松江市健康福祉部健康福祉総務課</p>

■関連予算額（モデル事業時代を含む）

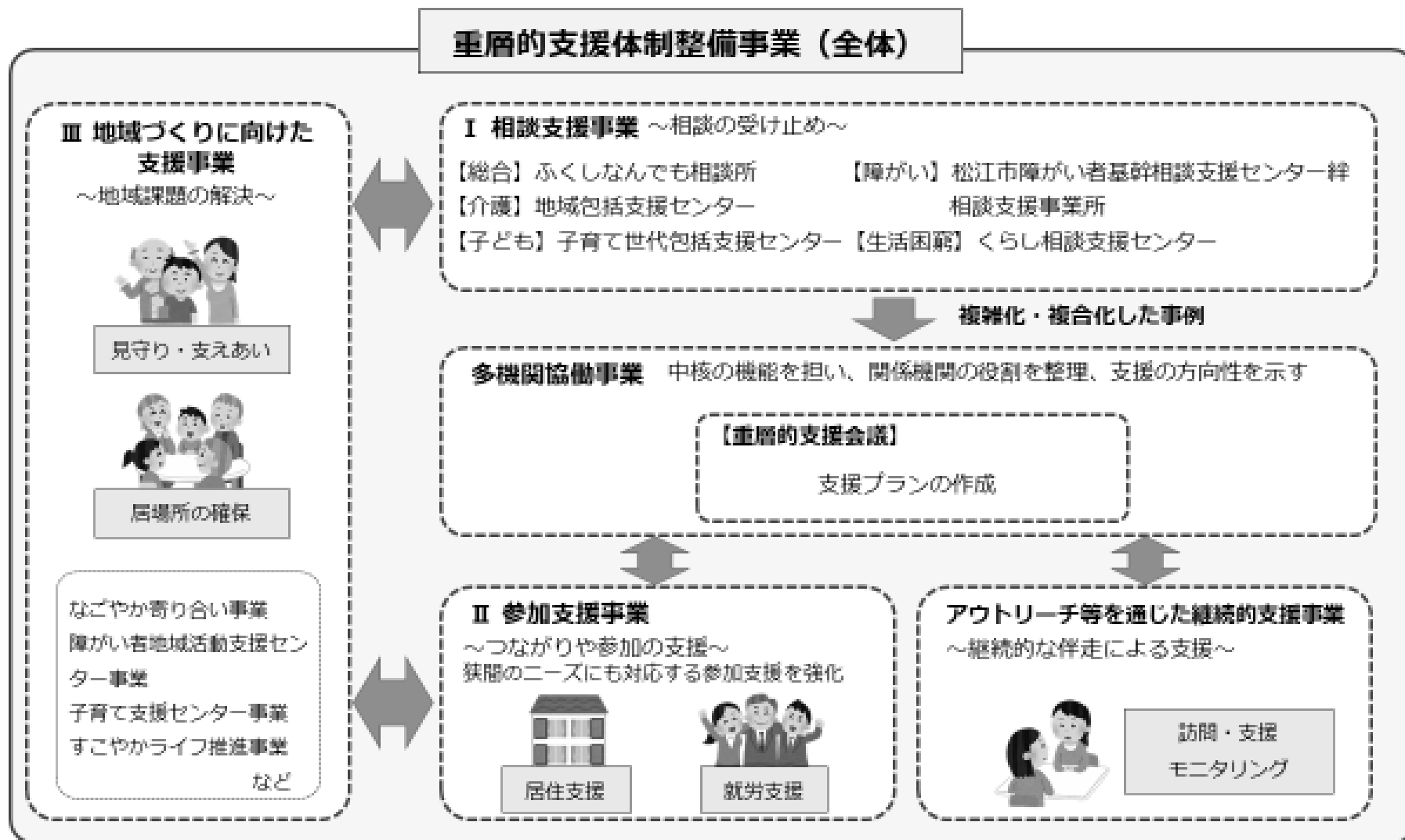
（単位：千円）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
44,000	44,000	44,000	521,266	534,932

■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、基本目標に包括的支援体制をつくることを定め、具体的な方策に対する取組みとして重層事業を実施。

■参考：体制図



3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 中山間地も含めた全市で、住民が主体となって地域課題に対応していく仕組みづくりの必要性を感じていた。
- ・ 当市は平成29年度からモデル事業を開始しているが、市社協と連携して「ふくしなんでも相談所」の設置を計画し、モデル事業開始とともに設置、身近な地域での相談窓口の強化を図っていた。

【地域資源の状況】

- ・ 重層事業以前から地域福祉施策の一環として「すこやかライフ推進事業」等を実施し、各地区での健康づくり、こどもから高齢者までの多世代の居場所づくりを促進していた。参加者は主に高齢者だが、徐々にこども等の多世代が参加する居場所に拡大している。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

(該当なし)

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 前述のとおり、住民が主体となって地域課題に対応していく仕組みづくりの必要性を感じており、モデル事業において「ふくしなんでも相談所」等の相談体制の強化に取り組んできた。
- ・ 重層事業の実施にあたり、地域包括支援センター（6か所）、及び重層事業の3事業（多機関協働事業・アウトリーチ等継続的支援事業・参加支援事業）すべてを市社協へ委託し、市社協中心の事業実施体制を構築した。
- ・ 市社協では、重層事業以前から、受けた相談への対応を社協内で協議する対策会議（ケース検討会議）、地域包括支援センターの各ステーションごとにおこなわれるステーション内会議、公的な福祉サービスだけでは対応が難しいケースや複雑多様化した問題の解決を目指す CSW 困難事例検討会を実施していた。このような類似の取組みを行っていたこと、また市と市社協の連携も密にできていたことから、市社協への委託が最良と判断し、この体制により各種取組みを強化していくこととした。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ 重層事業実施に際して、各分野横断的な庁内外のネットワーク組織として「セーフティーネット会議」を設置した。当会議の前身として権利擁護、生活困窮を主としたネットワークがあったが、重層事業実施に際してこれを拡大し、各福祉領域別に設置されていた会議体を体系的にまとめて、分野横断的に開催するネットワーク会議とした。
- ・ セーフティーネット会議は庁内関係部署や庁外関係団体等が参加する会議体であり、各団体等の現状報告や共有を目的として年 2 回程度開催し、市と市社協との共同事務局で対応する形式とした。権利擁護部会、生活困窮部会など、いくつかの機能を兼ねており、開催のテーマによって参加する関係機関は異なるが、行政機関、民生児童委員連絡協議会、学識経験者、地域住民など、様々な関係者が集まっている。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

- ・ 重層事業の実施検討段階から市社協も参画し、連携して事業の検討を行った。重層事業へ移行する事業の内容や予算調整等に関する情報共有を実施した。
- ・ 重層事業の検討や実施にあたり、県や県社協から研修の開催などの支援を受けた。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

- ・ 庁内関係部署に対しては、重層事業実施決定後に事業説明を行い、各部署も協力的に受けとめてくれた。
- ・ 地域のキーパーソンである民生委員に対しては、民生委員の研修等の機会を活用し、市社協が講師となって事業の周知・説明を行った。
- ・ 地域住民へは「ふくしなんでも相談所」等の具体的事業・取組みに関する周知を、市社協の広報媒体等を活用して実施している。
- ・ 包括のエリアを基盤に、高齢者だけにとどまらず、各地域の困りごとを抱える人を支援するため、CSW を中心に地域の関係機関や専門機関と連携をとって地域づくりを進める体制として、「地域福祉ステーション」を設けている。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 「ふくしなんでも相談所」をはじめとした相談体制の充実により、複合ケース等も含めた相談件数が徐々に増え、課題解決に向かうケースも少しずつ増えている。
- ・ 「ふくしなんでも相談所」への相談は本人からの相談が最も多いが、民生委員、福祉推進員をはじめとした見守り活動等を行う地域人材からの相談も入っており、その点も事業の効果と感じている。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ こども分野、特に教育委員会との連携強化に向けて取り組んでいきたい。連携にあたっては丁寧に説明していく必要があると考えている。
- ・ 住民の課題解決が重層事業の根幹であることを踏まえ、関係者間で連携して対応していきたい。相談を受けてから解決するまでのアプローチをきちんと実施することが第一であり、そのために横断的な連携をとりながら進めていきたい。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 当市は先行して重層事業を開始したが、現在も悩みながら、関連する課題を見つけることから取り組んでいるところである。

島根県 大田市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	32,846人	65歳以上人口の割合	40.6%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年 国勢調査 小地域(町丁・字等) 年齢別人口構成比 (5歳階級、4区分)</p> <p>総数65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 0以上～10未満 10以上～20未満 20以上～30未満 30以上～40未満 40以上～50未満 50以上 <p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	直接実施	担当:大田市地域包括支援センター 【介護保険課内室】
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	委託先:障がい者地域生活支援センターせいふう・亀の子サポートセンター
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:子ども家庭支援課 母子保健係 ※名称:大田市母子健康包括支援センター
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	全部委託	委託先:大田市社会福祉協議会 ※名称:生活サポートセンターおおだ
包括的相談支援事業としての取りまとめ	一部委託	担当:大田市地域福祉課 委託先:大田市社会福祉協議会

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	全部委託	委託先:大田市社会福祉協議会
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	委託先:大田市社会福祉協議会
参加支援事業	全部委託	委託先:大田市社会福祉協議会

■取組み概要(事業の対象や具体的な内容)

包括的相談支援事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者分野:「大田市地域包括支援センター」(直営、集中型) ○障がい分野:障害者相談支援事業所2か所に委託(「障害者地域生活支援センターせいふう」・「亀の子サポートセンター」) ○こども・子育て分野:「大田市母子健康包括支援センターおおだっこ」(直営、市役所内に設置) ○生活困窮分野:大田市社協に委託(社協内に「生活サポートセンターおおだ」を設置) ○保健医療分野 ◆「わたしの町の看護師さん事業」(直営) <ul style="list-style-type: none"> ➤ 看護師 OB 等が、地域住民を対象に行われる健康づくり活動に参加することで、中長期的に地域に関わりを持ち、健康に関する相談や住民と医療・福祉とをつなぐなどの役割を担うことにより、住民の疾病予防や健康づくりを推進。 <p><活動内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康相談等(健康状態、疾病予防、薬、食事(栄養)、介護、子育て、禁煙 等) ・ 必要に応じて適切な機関(医療機関、地域包括支援センター等)につなぐ。
地域づくり事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者分野 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 生活支援コーディネーター・協議会:22地区に設置(全27地区中) ➤ 地域介護予防活動支援事業を大田市社協に委託(129団体で取組み) ○障がい分野 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会:直営 ・ 地域活動支援センター:社会福祉法人に委託(亀の子のほほん・えーる) ○こども・子育て分野 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援センターを3か所設置(大田・仁摩(委託)・温泉津(直営)) ◆こどもと大人の交流の場づくり事業(こどもの学習・生活支援事業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に小学生を対象に(小学校等において)教員 OB や地域のボランティア等の協力を得て、自学中心の学習支援を行うとともに、調理実習等の体験活動を盛り込みながら、こどもたち

	<p>が地域の大人と交流できる場を提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こども本人や保護者に課題が認められる場合に、NPO 法人や団体等関係機関と協働した学習支援を行う。 ・ 個別支援が必要なこどもには、自宅を訪問して学習支援や生活習慣の改善等を支援。 ・ 生活保護世帯やひとり親世帯等で特別な学習支援等が必要なこどもには、NPO 法人の活動につなぐ(第3の居場所づくり事業(委託事業))。 <p><委託先>NPO 法人ライフサポートセンター運営の「第3の居場所 COCOEMI」</p> <p>○生活困窮者支援等のための地域づくり事業</p> <p>①地区社協連絡会議において、要支援者の早期発見や予防的視点などについて理解を深めるための研修会や情報交換を実施。</p> <p>②地区組織団体による地域の拠点づくりや、生活の中での困りごとへの対応などの新たな取組みに対して、実施に向けたサポートと立ち上げに関する経費を助成。</p> <p>(例) 移動・外出支援に関する地域活動:乗合タクシー、買物ツアー 等</p> <p>生活支援に関する地域活動:地域食堂の開設 等</p>
多機関協働事業	<p>(概要)</p> <p>(1)多機関協働事業(大田市社協に委託実施)</p> <p>○「重層的支援体制整備事業推進プロジェクト会議」の開催</p> <p>➤ 市と社協が連携・協働し、重層事業を推進していくため、事業推進の方針決定や組織体制の整備、計画的な事業実施、事業の進捗管理等を行う(毎月開催)。</p> <p>○「地域福祉推進支援機関実務者会議【全体会議】」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の支援関係機関で構成し、顔の見える関係の下、構成メンバーからの情報提供や情報共有、地域に必要な社会資源の協議検討を行うとともに、重層事業に関わる研修や学習の場として、主にグループワーク形式で開催(毎月開催)。 <p>○「地域福祉推進支援機関実務者会議【個別会議】」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的・複雑化した問題を抱えた事例、支援が必要な状況にあるものの必要な支援が届いていない事例、個別性の高いニーズを抱え既存の制度による対応が困難な事例、制度のはざまの問題を抱えた事例などについて、支援関係者間で情報共有や役割分担等を行い、多機関の連携・協働によるアプローチや関わりを効果的に展開する目的で開催(随時開催、社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」として開催(R3年10月設置))。 <p>○「重層的支援会議」の設置及び開催方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務者会議【個別会議】において「支援プラン」の作成が必要と判断した場合に、「重層的支援会議」と位置付けてプランの決定を行う(現段階で「重層的支援会議」の開催に至った事例はなし)。 <p>○市と社協に、相談支援包括化推進員を各1名配置(うち1人は社会福祉士)</p> <p>➤ この2名により実務者会議【個別会議】の開催・運営、プラン策定の判断等行う。</p>

○「大田市地域福祉推進支援機関代表者会議」の開催（市が設置）

- ・ 様々な分野の支援機関が相互に連携を図り、重層事業を効果的に推進することを目的として設置開催（福祉部門だけでなく、就労・保健医療・人権・司法・住まい・権利擁護等の29 関係機関が参画）。

○大田市地域福祉推進庁内連絡会議（市が設置）

- 包括的支援体制を整備するため、市役所関係課等が情報を共有し、連携を図る（福祉部門の外、税務・国保・人権・産業・まちづくり・教育・市立病院の関係課が参画）。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（大田市社協に委託実施）

ア. 地域ネットワークの構築

①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置

- ・ 市内 27 地区に 6 名の CSW を担当配置し、地区社協、第 2 層協議会・生活支援コーディネーター等と連携して小地域福祉活動を推進、サロンやボランティア団体の地域活動に参加することにより相談対応や情報収集を行う。

②民生児童委員協議会、地区社協への参加

- ・ 住民の困りごとや地域生活課題の早期発見につながることを目的に単位民生児童委員協議会に出席。
- ・ 15地区社協の会議・研修会等に参加し対話を通じて地域の情報共有、意見交換等を行う。

イ. 相談活動

①「ふくしよろず相談窓口」の設置

- ・ 「分野を問わず丸ごと受けとめる場（窓口）」として社協内に「ふくしよろず相談窓口」を開設。生活する中で起こる様々な暮らしの困りごと・悩みごとについて、“まず受けとめる”機能の充実を図る。
- ・ 生活に関する様々な困りごとへの相談について、電話・メール、窓口来所、自宅等へ訪問。

②アウトリーチ活動

- ・ 「ふくしよろず相談窓口」で受け付けた対象者で継続的支援が必要な方には、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」で受け付け、CSW が対応。
- ・ 支援対応としては、ひきこもりや関係機関の支援拒否、社会的孤立など、様々な理由で社会とのつながりが築けていない市民との関係性構築のため、訪問や病院受診・書類手続きの際の同行支援など。

③広報活動

- ・ 広報チラシの掲示、ケーブルテレビの告知放送、「広報おおだ」掲載（毎月）、社協 Facebook 掲載。

(3) 参加支援事業（大田市社協に委託実施）

ア. 参加に関する相談の受付

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふくしよろず相談窓口」において相談を受け付け、CSW 等により参加支援に向けた対応を行う。 <p>イ. 参加支援に関する実態把握・協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加支援の実情や課題等を把握するため、支援関係機関実務者を対象としたワークショップを開催。 <p>ウ. 参加する場の創出</p> <p>◆「こねくとプロジェクト」(社協の独自事業)</p> <p>①社会とのつながり応援事業「こねくと」(社会参加・居場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な理由により社会参加に困難さを抱える方に、社会とのつながりを応援する居場所と活動プログラムを提供し、社会参加意欲の向上及び必要な支援を行う(毎週水曜日の午前中開催)。 ・ 協力者:こねくとサポーター <p>②はたらくきっかけ応援事業「こねくとステップ」(役割提示型の参加の場・役割支援、就労支援)</p> <p>③食を起点としたつながりづくり事業「こねくと食堂」(食支援、社協との関係づくり)</p> <p>④市営住宅入居における緊急連絡人届出支援(住まい確保支援、社協が緊急連絡先になる)</p> <p>⑤同行支援事業/リフト付き自動車運行事業(車いす利用者の外出手段支援等)</p> <p>⑥フードバンク事業(食料品の提供)</p> <p>生活物品等貸出事業「こねくとドライブ」(生活備品等の貸出・提供)</p> <p>衣類ドライブ(外出等のための衣類の提供)</p> <p>⑦住居等片付け支援/引越支援(生活環境の整備・確保支援)</p> <p>(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (委託先)大田市社会福祉協議会 地域福祉課
--	--

■関連予算額(モデル事業時代を含む) (単位:千円)

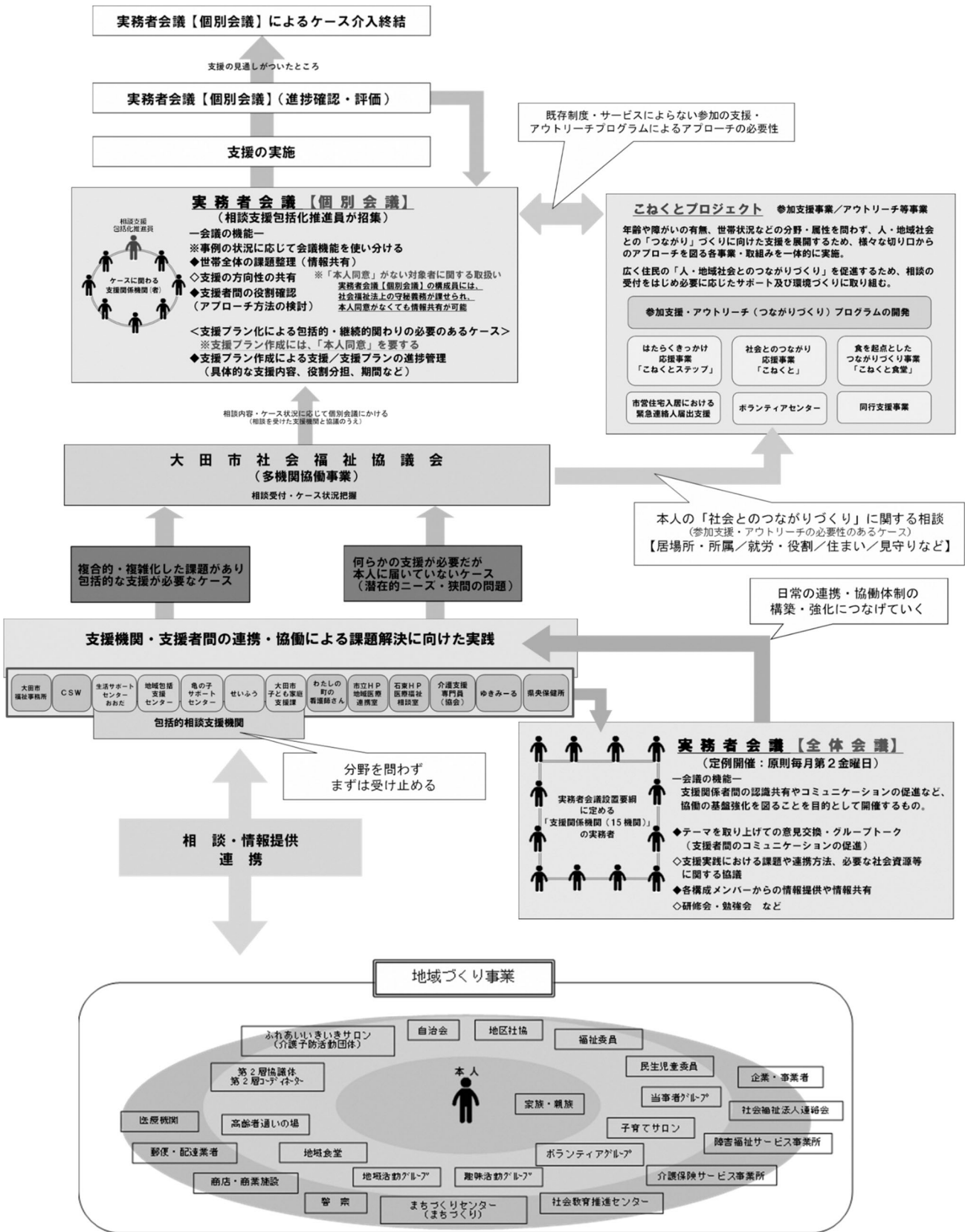
平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
25,722	26,982	26,995	31,000	31,000

■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 2 年度に「第 3 次大田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(計画期間:令和 3~6 年度)を策定。 ・ 計画の目指すべき方向性(重点的取組み)として、「地域共生社会を実現していくための重層的支援体制の整備」を掲げている。 ・ 数値目標として 27 項目を設定。
--

参考：体制図

大田市における重層的支援体制整備事業体制イメージ (R4年7月)



3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 平成 30 年度からモデル事業を開始したが、開始直後（平成 30 年 4 月 9 日）に大田市を震源とする島根県西部地震が発生し、全世帯の約 4 分の 1 が家屋損壊するなど、甚大な被害を受けた。
- ・ 市社協では、損壊した屋根を覆うブルーシート張り等の被災世帯支援を行ったが、この活動がアウトリーチの機能を果たし、結果的に生活困窮等の生活課題を抱える世帯の掘り起こしが進んだ。震災の影響による上記のアウトリーチ活動により、潜在的な生活困窮世帯の掘り起こしが進んだことで、被災2年目（令和元年度）から生活困窮に関する相談対応が増加した。市社協を中心に相談支援にあたったが、経済面以外にも課題を抱えているなど、困窮支援のみでは根本的な解決が難しい課題を抱える世帯（複合ケース・はざまケース）の把握にもつながった。

【行政の出先機関（まちづくりセンター）の役割】

- ・ 市内 27 地区に、市役所の出先機関として「まちづくりセンター」が設置されており、7つのブロック（公民館単位）よりも小さな地区単位に、センター長と2～3人の職員（常勤・非常勤）が配置されている。
- ・ まちづくりセンターは地域の支援が目的の機関で、センターごとに違いはあるものの（格差はあるが）自治会連合会の事務局や地区社協、単位民協の事務局を職員が担当したり、住民の様々な趣味活動の場の提供・支援を行っている。
- ・ こうしたことから、自治会や地域福祉関係の相談窓口機能も果たしている。
- ・ また、大田市では今年度から「公民館」を廃止し、社会教育等の公民館機能を「まちづくりセンター」に移管する方向で、（現在経過措置として）各ブロック単位に「社会教育コーディネーター」が1名配置されている。

【地域資源の状況】

- ・ 440 の自治会が組織されており、市内 27 地区ごとの地区社協と連携して、地域での助け合い等の活動が行われている。また、27 地区ごとに設置された市の出先機関「まちづくりセンター」でも、各地区の活動を支援している。
- ・ 上記の地域活動は地区ごとに温度差があるが、地区社協と連携して活発に活動している地区もある。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

- ・ 複合ケースやはざまのケースについては、重層事業以前は、高齢・障害等の各分野担当による対応が主であり、情報共有が十分にできていない状況もあった。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ モデル事業の計画段階では、特に年度ごとに明確な目標は定めていなかった。
- ・ 平成 30 年度の震災により、生活困窮を中心とした複合ケース等の掘り起こしが進んだため、モデル事業 1・2 年目(平成 30 年度・令和元年度)から、生活困窮を中心とした複合ケース等への対応を中心に取組みが進んだ。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ 重層事業として新たに創設した事業はなく、下記の「わたしの町の看護師さん事業」や「子どもと大人の交流の場づくり事業」をはじめとした既存事業を重層事業に位置付けて、強化・推進を図ることとしている。
- ・ 「子どもと大人の交流の場づくり事業」(所管:地域福祉課)は、生活困窮者自立支援事業の一環として実施していた事業であり、こどもの学習支援とともに、生活課題を抱えるこどもの居場所づくりや生活支援等を行う事業である。令和 4 年度から重層事業への位置付けを検討している。当該事業では学校や教育委員会等の教育分野と連携ができているため、当該事業を重層事業に位置付けることで、重層事業における教育・福祉の連携強化につなげたい。
- ・ 「わたしの町の看護師さん事業」(所管:医療政策課)は、当市が医療分野のモデル事業として開始した事業であり、看護師 OB 等が地域に出向いて健康づくりをはじめとした相談対応や健康づくり活動支援を行う中で、住民と医療・福祉をつなぐことも目的としている。重層事業における身近な相談窓口の役割としての機能が期待できるため、重層事業に位置付けて実施することとした。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

- ・ 令和 2 年度に市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」を初めて一体的に策定し、その中で、今後、重層的支援体制の整備に取り組むことを決定し、計画の重点事業に位置付けた。市と市社協で検討会議を設置して計画策定作業を行う中で、重層事業についても検討を行った。
- ・ 現在、重層事業実施計画を策定中であり、地域福祉課及び市社協のほか、市内の高齢者、障害者、こども・母子保健、医療政策担当部署で今後の事業内容を検討している。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

【各種会議体の設置】

- ・平成 30 年度のモデル事業開始時から以下の会議体を設置し、庁内外で協議・調整を行っている。
- ・「重層事業推進プロジェクト会議」では、市・市社協で重層事業の実施方針や体制等を毎月協議している。
- ・「重層事業実務者会議」は、平成 30 年度当初は庁内の福祉関係部署や相談支援機関等による個別ケース検討の場として設置したが、検討すべき個別ケースがあがりにくく、定期開催が難しい状況があった。このため、会議体制を見直し、令和 3 年度から実務者会議を「全体会議」と「個別会議」に分け、前者は関係者の顔の見える関係づくりや情報共有等を主目的とした会議（毎月開催）とし、後者は個別ケースの検討会議として重層事業における支援会議（随時開催）と位置付けた。これにより、実務者会議の2会議体が各目的に応じて円滑に進むようになってきている。なお、重層的支援会議も設置しているが、現在まで開催に至ったケースはない。
- ・その他、庁内外の連携のための会議体として、「地域福祉推進支援機関代表者会議」（庁外）、「地域福祉推進庁内連絡会議」（庁内）を設置し、福祉分野だけでなく、就労、医療、人権、教育、産業、まちづくり等の多分野との連携を図る体制を構築している。両会議ともコロナ禍のため平成 30 年度に開催したのみとなっているが、今後年 1 回程度の開催を目指している。

【他部署や関係機関との調整事項等】

- ・令和 2 年度から医療政策課で実施していた「わたしの町の看護師さん事業」（前述）について、医療政策課と当課（地域福祉課）で協議し、重層事業に位置付けて事業推進を図ることとした。
- ・関係部署間でのケース情報共有ツール（つなぐシート）の使用を提案したが、部署間での調整ができず、現時点では各分野の従来様式（紙媒体）を使用して情報共有を行っている。
- ・重層事業の計画や体制づくりに際して、県からは特に支援は受けていない（情報提供はあり）。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・実務者会議（全体会議・個別会議）の開催等により、関係部署・機関間の顔の見える関係づくりができ、複合ケース等の情報共有の機会も増えている。
- ・特に個別会議（重層事業の「支援会議」に位置付け）において、従来、情報共有が難しかった障害分野の情報共有ができるようになったことが成果として大きい。障害のために本人同意を得ることが難しく情報共有が難しかったケースも、重層事業の支援会議に位置付けることで円滑に情報共有できるようになった。
- ・また、個別会議（支援会議）での協議の結果から、複数分野の支援担当者による同行訪問が行われるケースも増えている。同行訪問により、他分野の支援内容やケース介入方法を学べるなど、支援担当者のスキルアップの機会にもなっている。
- ・多機関協働事業・アウトリーチ等事業・参加支援事業といった重層事業における新たな機能の事業を、市社協に委託して実施している。市社協において、これらの委託事業及び関連する独自事業として、以下のような取組みが行われるようになった。
 - 従来から地区担当として配置されていた CSW（27 地区に 6 名配置）が、各地区の民生児童委員協

議会や地区社協等の会議に、より積極的に参加するようになっている（アウトリーチ等事業）。

- 社会参加支援として「社会とのつながり応援事業『こねくと』」等の市社協独自事業が令和 3 年度から開始されるなど、従来、社会資源が少なかった引きこもりに焦点を当てた支援サービスや社会資源の開発に、積極的に取り組むようになっている。
- ・ 上記のような市社協の積極的な取組みが地域内で認知され、市社協とその他の関係機関等との連携が一層強化されている。地域側も何かあったら市社協に相談しようという機運がでてきている。
- ・ 市と市社協が連携・協働して重層事業に取り組むことで、市社協が把握している地域課題が行政につながりやすくなった。重層事業開始以前は共有の場がほぼなく、重層事業開始により特に情報共有ができてやすくなった。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ 現在、市内の社会資源の情報を収集・整理している。集約した情報を地域の関係部署・機関に周知し、各関係機関等が取り組む相談支援や地域づくり活動等に役立てたい。
- ・ 「わたしの町の看護師さん事業」や市社協の CSW の活動など、地域へのアウトリーチ活動と他の重層事業との連携強化を図るとともに、地域とのプラットフォームづくりや住民と対話できる場づくりに取り組みたい。
- ・ 行政内部については、重層事業所管部署・関係部署ともに人事異動で担当者が変わるため、人事異動に左右されない庁内体制や意識醸成が課題である。実務者会議について、より多くの職員の参加を促進し、組織単位での顔の見える関係づくりや個別ケースを通じた連携体制の強化を図りたい。

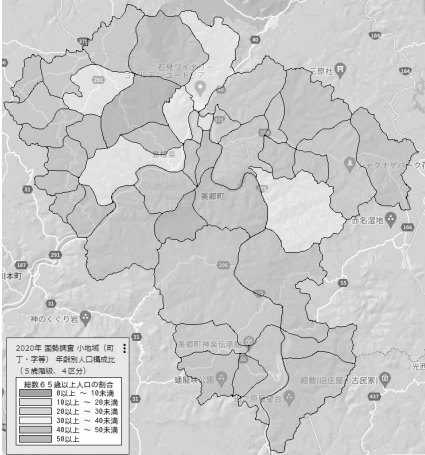
重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 重層事業の主対象となる複合ケース・はざまケースは、生活困窮者自立支援事業の対象であることが多い。生活困窮者に丁寧な対応を行うことで、重層事業の必要性が理解でき、重層事業につながると思う。
- ・ モデル事業・重層事業開始に際しては、十分に庁内外体制が構築できないまま開始し、実施しながら体制を検討・構築していった感があるが、支援会議開催等による効果が見られ、事業を開始して良かったと実感している。

島根県 美郷町

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	4,355人	65歳以上人口の割合	47.9%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	 <p>2020年 美郷町 小地域(町丁・字等) 65歳以上人口構成比 (5歳単位、4区分)</p> <p>総務省統計局:地図で見る統計(JSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	直接実施	担当:健康福祉課
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	直接実施	担当:健康福祉課
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:健康福祉課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	一部委託	担当:健康福祉課 委託先:美郷町社会福祉協議会

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	直接実施	担当:健康福祉課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	直接実施	担当:健康福祉課
参加支援事業	直接実施	担当:健康福祉課

■ 取組み概要（事業の対象や具体的な内容）

包括的相談 支援事業	（概要） 直営の地域包括支援センター、及び福祉事務所を設置している健康福祉課を総合相談窓口として、町の保健師がコーディネーター役として取り組んでいる。
地域づくり 事業	（概要） 町内の各地域の連合自治会などの住民組織の自主活動の支援により展開する。
多機関協働 事業	（概要） 町内の関係機関や民生委員、自治会などとの連携会議を中心に展開していく。
	（重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署） 健康福祉課

■ 関連予算額（モデル事業時代を含む）

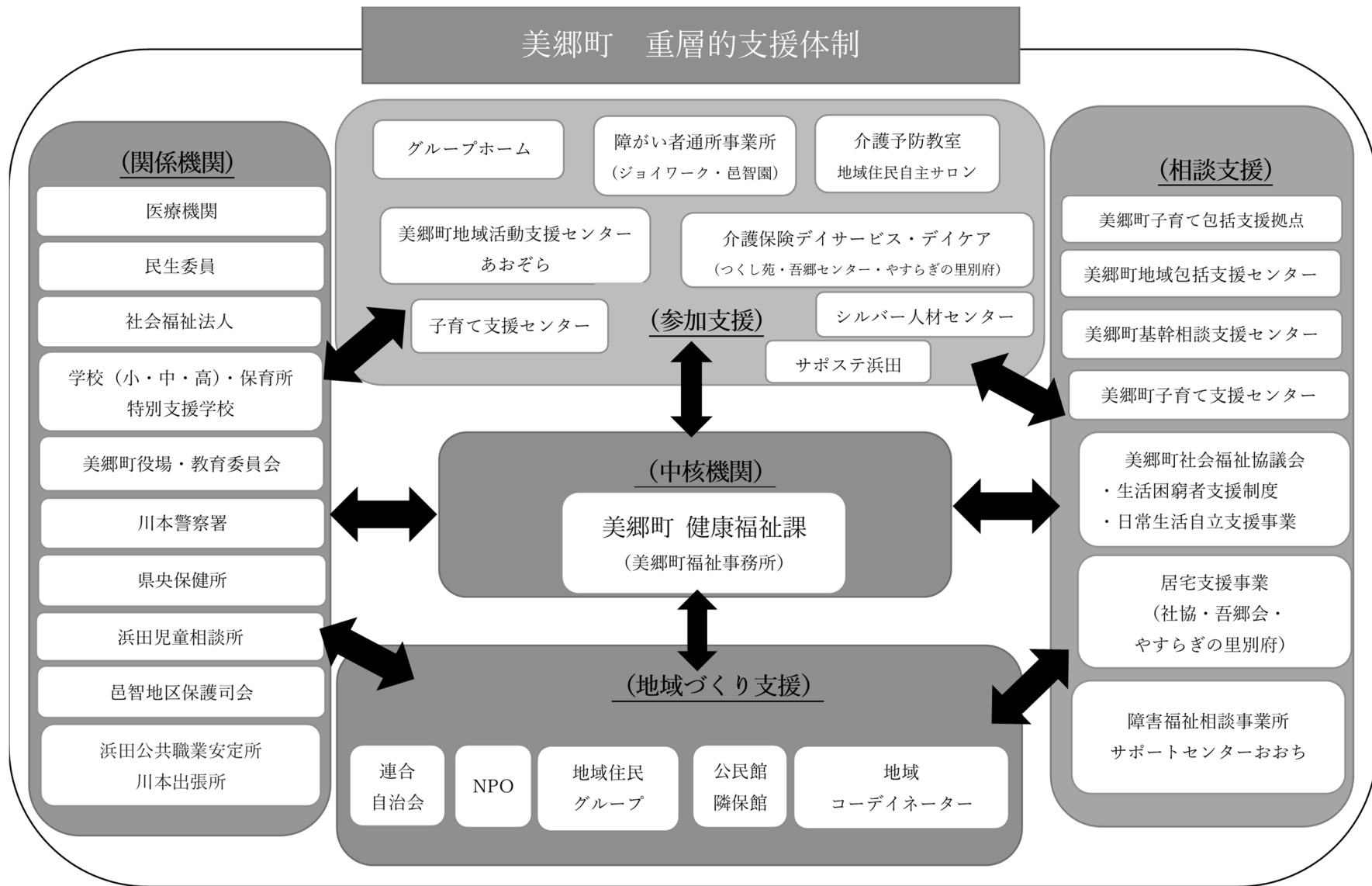
（単位：千円）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
－	－	－	64,454	83,269

■ 地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

地域福祉計画において、推進体制、及び中心的事業として位置付けている。

■参考:体制図



3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 当町は中山間地の小規模自治体であり、かつ委託先となるような社会資源も少ないため、福祉関連の各種事業も従来から町直営で実施している。重層事業を所管する健康福祉課は、高齢者、障害者、生活困窮、子育て、保健・医療分野を管轄し、包括的相談支援事業に係る各種相談支援機関についても、生活困窮者自立相談支援事業以外は、すべて当課で直営実施してきた。
- ・ 限られた人材でより効率的に健康福祉行政を行うために、重層事業も視野に入れつつ、令和2年度から、保健師による地区担当制を導入した。保健師は、課内の高齢者福祉担当（地域包括支援センター）・健康づくり担当の2係に所属し、各分野の「業務担当」としての役割を担うと同時に、「地区担当」として業務担当分野に関係なく、担当地区での各種相談や個別ケース対応、地域づくりの調整役等を担う体制とした。町職員・専門職も少ないため、このような体制にせざるを得ない状況であった。現在、保健師7名（うち産休2名）で13地区を担当している。
- ・ また、福祉サービスについては、町内に事業所が少ないことや、障害福祉サービス等が有効に機能していない等の課題を抱えていた。

【地域資源の状況】

- ・ 町内13地区に自治組織（連合自治会）がある。また、各地区の公民館に地域支援員を配置しており（地元住民への委託）、地域支援員は連合自治会の役員として、自治会の活動支援や各種会議の調整等を行っている。
- ・ 連合自治会や地域支援員が中心となって、地区ごとにコミュニティ計画を策定し、地域の生活課題を踏まえた地域づくり等の取組み方針を定めているが、実際の活動状況は地域差が大きい。
- ・ 生活支援（見守り、軽度生活支援等）に積極的に取り組んでいる地区が3地区あり、うち1地区は町外への福祉有償運送も兼ねた生活支援が実践されており、先進的な事例となっている。
- ・ これらの地域活動が活発な地区では、生活課題に対する住民の問題意識が高く、連合自治会で住民が抱える困りごとや将来の不安を抽出し、必要な生活支援策を検討・実践している。
- ・ 活動が低調な地区では、地域活動に対する住民の理解や連合自治会関係者の意欲、活動に係る人材の確保等が課題となっている。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

【重層事業以前のはざま事例・重複事例への対応方法】

- ・ 健康福祉課で対応していたが、はざまケースについて難しさを感じていた。

【地域共生に関する住民への発信、参加促進に関する取組み】

- ・ 住民対象の「地域力アップ研修会」(外部講師を招いた研修・講演)を年1回開催している。毎年テーマを設定して開催し、連合自治会役員や民生委員をはじめとした地域づくりに関心のある住民が参加している。参加した住民が地域食堂を立ち上げるなど、具体的な成果も出ている。
- ・ その他、地域での健康づくり支援活動や地域包括支援センター等の相談支援機関の活動の中で、住民に対して、町の現状・課題や地域共生社会づくり等について適宜周知するように努めている。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 前述の保健師地区担当制を核として、複合ケース等への対応を含めた各種関連事業を柔軟な体制で効率的に運用することが可能となると考え、重層事業を実施することとした。重層事業として新たな体制・事業を開始するのではなく、これまでの取組みを強化するために、重層事業の枠組みを使おうと考えた。
- ・ 具体的には、各分野(高齢・障害・困窮・子育て等)で取り組んできた地域での居場所づくりや生活支援等を、分野の垣根を超えて展開したいと考えた。高齢者分野では、地域包括支援センターが中心となって、地域支援事業の中で多世代交流も含めた居場所づくりを進めているが、重層事業により、障害者分野等と連携し、垣根を超えた居場所として展開するなどの取組みができると考えた。
- ・ また、地区担当保健師を調整役として、連合自治会関係者や民生委員、その他の関係機関や事業所等の連携を強化し、生活支援等の活動をより一層促進したいと考えた。
- ・ 併せて、地区担当保健師が連合自治会や民生委員等と情報共有しながら、気になるケースに対してアウトリーチができるようにしたいと考えた。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ 前述のとおり、重層事業として新たな体制・事業を開始するのではなく、保健師地区担当制等のこれまでの取組みを強化するために重層事業の枠組みを使おうと考えた。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

- ・ 令和元年度以前から重層事業実施について構想は立てていた。
- ・ 令和2年度から前述の保健師地区担当制等の重層事業を想定した体制を課内で構築し、事業実施方針も立てた上で、令和3年度から重層事業を開始した。当町はモデル事業や移行準備事業は実施せずに、重層事業に直接取り組むこととした。
- ・ 県からは、事業実施にあたっての補助申請や実績報告の方法等の事務手続きに関して、指導・支援をいただいた。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

【他部署や関係機関との調整事項等】

- ・ 財政担当部署から重層事業実施の有効性やメリットについて確認があり、説明を行った。
- ・ 現在、地域福祉計画と重層事業実施計画を策定中であり、その中で分野ごとの連絡会で、改めて事業の実施や連携の体制を協議している。各分野の連絡会は、行政の分野担当と庁外の関係機関が参加して実施している（例：こども子育て分野では保育所や学校関係者が参加）。
- ・ 教育分野との連携については、当健康福祉課と教育担当部署（教育課）双方が所管する関係会議に相互に参画しあうことで、連携を図っている。健康福祉課は要保護児童対策協議会を所管し、教育課はいじめや発達障害等の特別支援に関する関係会議を所管している。
- ・ 関係機関との連携においては、重層事業開始当初（令和 3 年度）は、高齢者、障害者等の分野の垣根を超えた取組みに対して、関連するサービス事業所・法人から理解を得ることが難しかった。一部の事業所・法人の定款等に抵触する懸念を持たれたためである。必要に応じて県等にも支援いただきながら調整し、協力を得ることができた。

【住民との調整事項等】

- ・ 連合自治会長の会議や町総合計画関連会議等の場で、重層事業実施の説明を行った。
- ・ 住民から事前に意見・要望等は受けていないが、重層事業開始後は「相談がしやすくなった」といった声が聞かれるようになった。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 地区担当保健師が気になるケースへのアウトリーチをより丁寧に実施できるようになった。アウトリーチ活動から対象者の自立につながった事例もでてきている。
- ・ また、アウトリーチをはじめとした個別ケース対応の経験を積むことにより、各保健師（特に若い保健師）のスキルアップが図られている。
- ・ 民生委員等の地域の関係者から、町に多くの情報が入るようになった。民生委員等の中には、複合ケース等について相談先がわからなかったり、町職員が多忙で相談を躊躇する人もいたが、地区担当保健師の配置等により地域関係者も町に相談しやすくなっている。
- ・ 住民や企業・事業所からの相談も増えた。重層事業を周知したことで相談先が認知され、かつ住民の中に「相談できる」「相談したほうがよい」といった意識が広がったことが大きい。一般の企業・事業所関係者からも従業員等の生活困窮や障害等に関する相談が入るようになり、相談の領域が広がっていると感じる。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ 連合自治会を中心とした地域活動の状況には地域差が見られていたが、各地区でサロン活動(週1回)が展開されるなど、各地区の取組みが少しずつ進んでいる。次のステップとして、先進事例等を紹介しながら、各地区の特性に応じた住民主体の生活支援の取組みを促進すべく、今年度から活動している。行政は支援・調整に徹し、地域主体の活動が展開されることを目指している。
- ・ 上記のような地域主体の取組みを活性化するためには、地域のキーパーソンから理解・協力を得ることが不可欠であり、このような地域人材の発掘・確保や連携が課題である。町内の取組み先進地区をみると、早期退職等でUターンしてきた地元出身者や役場OB等が連合自治会役員等のキーパーソンになった場合に、活動が活性化していると感じる。
- ・ 庁外の関係機関や民間事業所等と連携し、アウトリーチも含め、支援を要する人に必要な支援が届く体制を確立していきたい。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 全国的に少子高齢化が進んでいるが、都市部とその他では地域の状況や課題が大きく異なるため、対応策も変わってくる。
- ・ 当町も地域特性を考慮しつつ、重層事業をどのように進めていくか悩みながら、少しずつ実践していきたいと考えている。各自治体の特性に応じた実施方法を考えることが大切である。

8. その他

3~7のヒアリング項目以外の特記事項

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けた対策の一環として重層事業があるが、医療との連携も不可欠であると考え。医療は世代を問わず必要なサービスであり、住民福祉の向上のために重要な要素であるため、医療についての広域連携システムの構築が必要である。
- ・ オンラインでの診療や買い物サービスなど、福祉・医療分野でのDX推進など、多様な方向からの地域包括ケアシステムの推進が必要であり、国や県からの支援をお願いしたい。

岡山県 岡山市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	724,691人	65歳以上人口の割合	26.4%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年国勢調査 小地域(町丁・字等) 年齢別人口構成比 (5段階別、4区分)</p> <p>割合65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 10以上～19未満 20以上～29未満 30以上～39未満 40以上～49未満 50以上 <p>総務省統計局:地図で見る統計(JSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	全部委託	担当:地域包括ケア推進課 委託先:岡山市ふれあい公社
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	担当:障害福祉課 委託先:障害者基幹相談支援センター他
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:就園管理課・保健管理課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	全部委託	担当:生活保護・自立支援課 委託先:岡山市社会福祉協議会

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	全部委託	担当：保健福祉企画総務課 委託先：岡山市社会福祉協議会
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	担当：生活保護・自立支援課 委託先：NPO 法人ワーカーズコープ
参加支援事業	全部委託	担当：生活保護・自立支援課 委託先：NPO 法人ワーカーズコープ

■取組み概要（事業の対象や具体的な内容）

包括的相談支援事業	<p>(概要)</p> <p>○地域包括支援センターの運営 地域で暮らす高齢者に対する介護・保健・医療・福祉など、様々な面からの総合的な支援を実施。</p> <p>○障害者総合支援法に基づく相談支援事業 障害者等からの一般相談支援、必要な情報提供や助言、社会生活を高めるための支援、専門機関の紹介等を実施。</p> <p>○子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業 (特定型)待機児童の解消を図るため、主として保育園に関する施設や事業を円滑に利用できるよう利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を実施。</p> <p>(母子保健型)市内6か所におかやま産前産後相談ステーションを設置し、妊娠期から概ね出産後1年未満の産婦と乳児、その家族を対象とした相談に応じる。助産師などの専門職が親子手帳の交付や、妊娠・出産・育児についての相談に応じるほか、妊婦体験や乳児の体重測定も実施。</p> <p>○生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施。</p>
地域づくり事業	<p>(概要)</p> <p>※事業数が多いため、各分野から主要な事業について記載</p> <p>○【高齢】生活支援サービス体制整備事業 高齢者が住み慣れた自宅・地域で暮らしていけるよう、高齢者を地域で支え合う地域づくりを目指し、地域での生活支援活動等を推進。</p> <p>○【障害】地域活動支援センター等事業 障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに地域交流活動等を実施。</p> <p>○【こども】地域子育て支援拠点事業</p>

	<p>親子が気軽に立ち寄れる場所の提供を行い、子育て中の親子の交流の場の提供や育児相談、子育て支援情報の提供などを実施。</p> <p>○【生活困窮】支援付就労推進事業</p> <p>社会への参加支援として、直ちに一般就労を目指すことが困難な人に対して、支援付きの就業の機会の提供を行う就労の場の創出を実施。</p>
多機関協働事業	<p>(概要)</p> <p>相談支援包括化推進員を配置し、複合課題を抱えるケース等について、市と相談機関、専門機関などが一堂に会するケース検討会議を開催し、それぞれの視点からの医療・福祉・就労など必要な支援の組み合わせを検討し、組織全体で課題解決を図る。</p>
	<p>(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署)</p> <p>多機関協働事業実施主体である岡山市社会福祉協議会(相談支援包括化室)</p>

■関連予算額(モデル事業時代を含む)

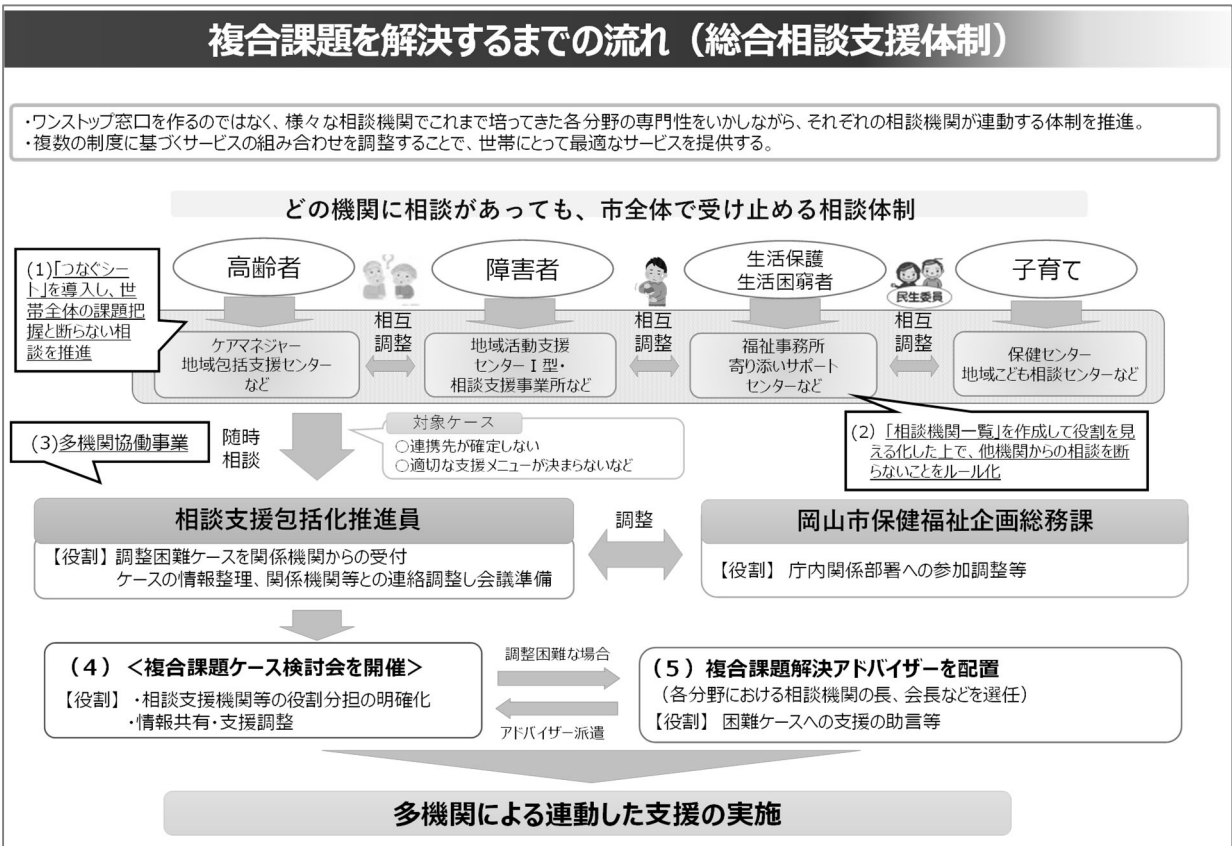
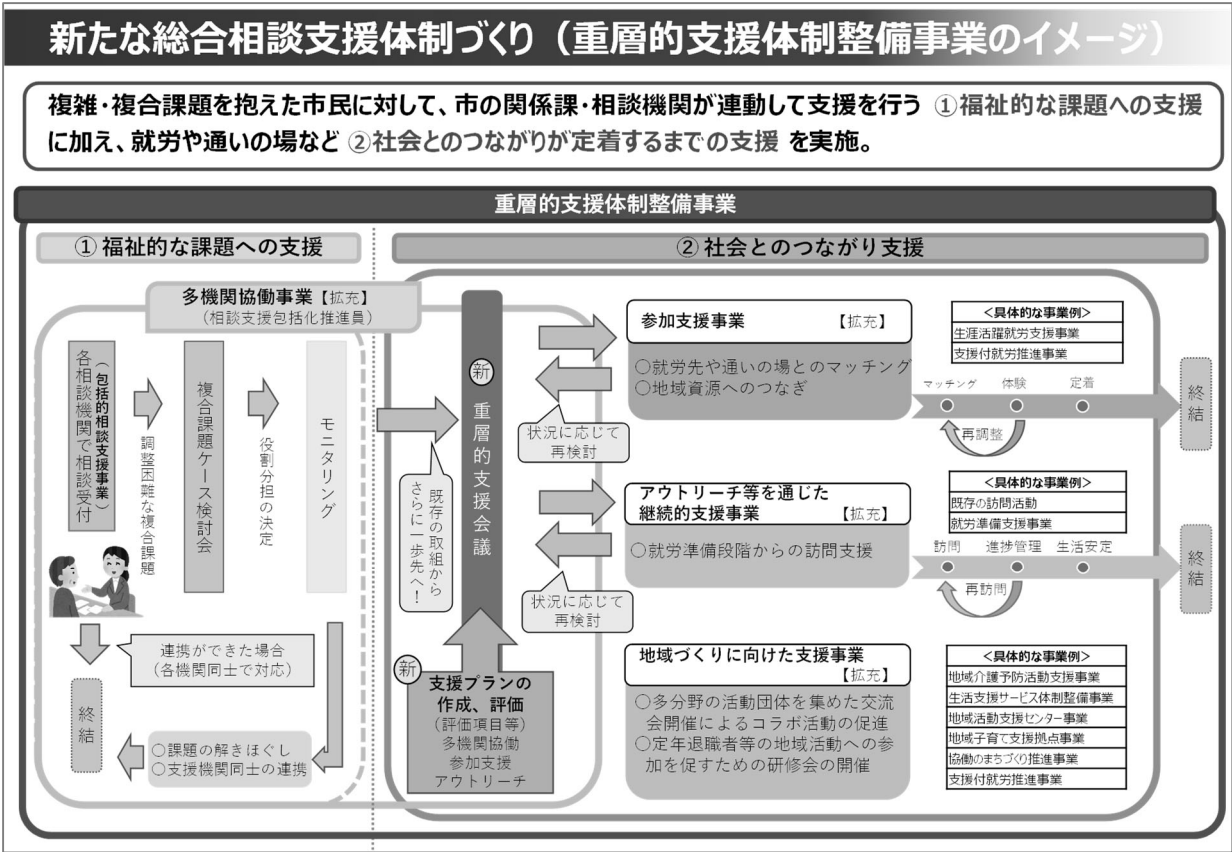
(単位:千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
17,000	17,100	20,000	20,000	1,629,664

■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

R4年度は、現行の地域福祉計画(R3年度～R5年度)に包含する形で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、現行の地域福祉計画に重層的支援体制整備事業実施計画として位置付ける旨を記載。R5年度に次期地域福祉計画への改訂を予定していることから、事業実施体制等の内容を記載する予定。

参考：体制図



3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 当市では、平成 30 年度より国のモデル事業にて多機関協働事業をスタートした。本事業の取組みとして、「総合相談支援体制（ワンストップ窓口を設置せず、多機関が連携して、相談内容を適切な機関へつなぐ）」を推進してきた。ワンストップ窓口を設置しなかったのは、当市が中学校区や福社区などで圏域が分かれていることが要因の1つであり、各部署が話を聞く中で別分野の課題を把握した際は、「つなぐシート※1」を活用して担当分野につないでいく流れとした。市としては、それぞれの世帯に対し、チームで連携して対応・支援するようなイメージで取り組んできた。各支援者同士で連携を図ってもなお、支援メニューが決まらない際は、社協の相談支援包括化推進員につなぎ、推進員が関係機関と連携をとり（場合によっては参集するなど）、支援方針の検討を行ってきた。
- ※1 当市にて採用しているシートであり、複合課題を含めた世帯全体の課題をあげてもらい、各分野につなぎやすくしている。
- ・ 複合課題を抱える世帯に対して、一つ一つの課題に対してのアプローチは市として対応することができていたが、福祉サービス導入後における「地域とのつながり強化」の推進が不足しており、課題と認識してきた。また、そのような社会参加支援が必要であると考えてきた。

【中山間地の状況、課題認識】

- ・ 当市の中山間地においては、都市部と比較すると地域のつながりは強いと考えているが、今後は高齢者のみの世帯がさらに増えていくことが予想されるため、住民が家の外から情報を得ることが難しくなっていくと考えている。また、中山間地は住民ごとの住居の距離が離れている場合があり、高齢化が進むにつれて住民間の交流等はより難しくなる。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

【多機関協働事業による重複事例への対応方法】

- ・ 相談先の部署が入口となり、そこから複合的な課題につながっていくような流れが現状である。
- ・ 複合課題を持つ方が最初に相談に行く窓口としては、障害分野や高齢者分野、生活困窮分野が多い。
- ・ また、地域包括支援センターが相談を受け、家族の話を聞く中で複合的課題を把握し、その段階で保健福祉企画総務課が所管する多機関協働事業へつながることもある。
- ・ 地域に根差した民生委員などが困っている人を把握し、適切な相談機関へつないでくれるようなケースもあり、そこから多機関協働事業につながることもある。
- ・ 複合課題として多機関協働事業につながるようなケース数は、令和 3 年度で 66 件（相談等を含む）であった。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

【解決を目指した課題】

- ・ 前述のとおり、個別相談の対応後における地域につなぎ戻していく活動（フォローアップ）が不十分だったことが課題である。福祉的支援に関わってきた機関へ聞き取りでは、支援を行った住民が地域に戻った後で状況・体調の悪化が起きていたなどの内容があった。

【強化したいと考えた機能・社会資源等について】

- ・ 当市では、全域にサロンや認知症カフェ、こども食堂などがあり、地域資源は豊富にあると感じている。
- ・ また、参加支援に関しては、就労分野であれば NPO が対応している。就労以外については、関係者を集めた会議でつなぎ先等を話し合い、必要であれば相談支援包括化推進員や関係機関から、相談者と信頼関係が築けている方へ話をし、その方より相談者へつなぎ先を打診するような流れもある。
- ・ 当市の地域包括ケア推進課では、地域課題を解決するために地域住民が話し合う場として、第 2 層協議体の設置を進めており、市内 96 小学校区・地区すべてに設置を目指している中で、現在は 62 小学校区・地区にて設置済である。協議体のメンバーは地域住民や社会福祉法人等であり、必要に応じて生活支援コーディネーター（市内に 20 名配置）や地域包括支援センターの職員、介護予防センターの職員、公民館、保健センターが支援を行っている。
- ・ 中山間地域の協議体による活動事例として、北区の建部学区では、協議体自体でサロンやご当地の体操を実施している。また、緊急時連絡網を作成し、全戸に配布している。東区の千種学区では、住民が話し合い、市の交通政策課の支援により、交通が不便という課題に対して「デマンドタクシー（乗り合いのタクシー）」を実施している（朝市でマルシェを実施しており、その収益をデマンドタクシーにかかる経費へ充てている）。その他、個別避難計画の作成も行っている。
- ・ 地域課題の解決に向けたプロセスを検討する場として、前述の協議体とは別に、関係機関（生活支援コーディネーター、包括、介護予防センター、公民館、保健センター、地域包括ケア推進課等）で協議を行う「地域づくり会議」を、各地域において月 1 回程度行っている。会議での検討結果について、生活支援コーディネーター等が地域住民と話し合いながら、支援を行っている。
- ・ 中山間での民間企業の動きとしては、移動販売や社会福祉法人による配食サービスが行われている。このような活動を生活支援コーディネーター等が地域住民に紹介するなど、地域課題に対応している。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ （該当意見なし）

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

- ・ 当市は、国のモデル事業実施の段階で、関係機関・分野ごとでの課題を洗い出し、ワーキンググループを立ち上げた。メンバーは医療部門や高齢部門、障害部門、こども部門、困窮部門、相談支援包括化推進員であり、グループ内で相談支援包括化推進員の具体的な動き方や関係機関同士での連動ルールなどを協議した。
- ・ ワーキンググループ立ち上げの声掛けについては、地域共生社会推進計画の策定時に、保健福祉局内の関係機関（局長以下）にて、地域共生社会の推進を行っていく旨で意思統一を図った。その上で、ワーキンググループを立ち上げた。
- ・ 重層事業への移行については、上席からのトップダウンと、ワーキンググループ内で「岡山市版の重層事業」のイメージ像を検討してきた経過をもって、実現した。
- ・ 重層事業実施に際した住民との意見交換等を行っていないが、地域共生社会推進計画（地域福祉計画）や社協と共同で行う地域福祉活動計画の策定段階において、各地区の住民に地域課題の調査を行っており、この段階で課題の洗い出しは行った。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

【関係機関との協議時期、調整事項、反応】

- ・ 庁外の関係機関（社協や NPO など）との調整等については、ワーキンググループが核となり、グループ内の各メンバーにおける関係者とのつながりの中で、それぞれ分野ごとに説明を行った。また、場合によっては保健福祉企画総務課が個別で説明を行った。
- ・ 令和 3 年度、県・厚労省による重層事業に関する研修が開催され、体制作りを学ぶために参加した。また、当市は先行して多機関協働事業を進めていたので、その事例発表を行った。

【住民との協議時期、調整事項、反応】

- ・ 住民に対しては、「このような取組みを進めます」などの直接的な協議は実施していない。地域共生社会推進計画（地域福祉計画）に対するパブリックコメントの中で、意見をいただくことはあった。
- ・ 住民にとっては、モデル事業実施の前後による庁内の体制変化は、見えにくいものであると考えている。ただし、モデル事業の頃から総合相談支援体制作りを進めていることと、相談に来た方のたらい回し防止を推進しているため、相談に来た住民からすると、「適切な窓口につなげてくれる窓口が増えている」と認識してもらえていると思う。
- ・ ワーキンググループにて関係機関で話し合う際に、「どの分野の相談をどこに相談したらいいかわからない」という声が出てきたので、相談機関一覧を作成した。一覧は、各相談機関の職員が相談者の困りごとについて適切な相談機関へつなぐ際に活用してもらうほか、市のホームページにも掲載しており、住民にとっても適切な相談先がわかりやすいようにしている。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 関係機関にて議論を行っていく中で、個別支援に取り組んでいる支援者と、地域づくりに取り組んでいる支援者との連携の必要性がより重要視されるようになってきた。このような変化は、重層事業に取り組むことで起きたと考える。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

【庁内職員における人材育成】

- ・ 重層事業の仕組みにおける庁内周知は、徐々に浸透してきた実感がある。しかし、職員それぞれの温度感や熱意に関しては、差があるように感じている。
- ・ 「ここにつなげば、あとはつないだ先が対応する」などの気持ちでは、重層事業はうまくいかない。「共に動く」という考え方を、職員全員に共有していきたい。

【地域に対しての重層事業の取組み発信】

- ・ 地域支援者（庁外の関係機関、地域の民生委員など）に対しては、地域包括支援センターの職員研修などに保健福祉企画総務課が出向き、市の取組みを説明することで理解を求めてきた。障害分野においても、障害者自立支援協議会の場などで総合相談支援体制についての説明を行ってきた。
- ・ 民生委員に対しては、民生委員・児童委員協議会の場などで説明しているところであり、今後、積極的に市の取組みを伝えていくことで、地域の SOS が専門機関につなぎやすくなるような流れを作っていきたい。
- ・ 今後に向けて、引き続き各分野へ市の体制周知を行っていくことが必要である。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 当市はワンストップ窓口を設けないという手法を採用しているが、重層事業は国より、創意工夫により複数の取組み方法があるという話の通り、各自治体に適した方法があると考ええる。
- ・ 第一歩としては、自分たちの自治体における課題と資源に関し、十分に話し合うことである。
- ・ 関係機関と「顔の見える関係づくり」を行っておくことが大事であり、これができていないと意思統一は難しい。日々の業務によるつながりはもちろんのこと、各分野ごとの会議の場に出向いて取組みを説明することも有効である。また、当市では多機関協働事業の中で、専門職向けに専門職人材育成研修を行っており、同じエリアで活動する行政・民間を含めた、普段関わらないような関係機関でのグループワークによる事例研究にて、お互いの意見を出し合った。このような場を設定することで、顔の見える関係づくりを推進して

いる。

- ・ 最終的には、人事異動などで人が変わっても、持続可能な仕組みにしていきたいと考えている。

岡山県 美作市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	25,939人	65歳以上人口の割合	41.9%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年国勢調査 小地域(町丁・字等) 年齢別人口構成比 (5歳階級、4区分)</p> <p>総数65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 0以上～10未満 10以上～20未満 20以上～30未満 30以上～40未満 40以上～50未満 50以上 <p>総務省統計局:地図で見る統計(JSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	全部委託	担当:保健福祉部健康政策課 委託先:市社会福祉協議会
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	担当:保健福祉部福祉政策課 委託先:市社会福祉協議会
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	担当:保健福祉部子ども政策課
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	全部委託	担当:保健福祉部福祉政策課 委託先:市社会福祉協議会

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	全部委託	担当:保健福祉部福祉政策課 委託先:市社会福祉協議会

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	担当:保健福祉部福祉政策課 委託先:市社会福祉協議会
参加支援事業	全部委託	担当:保健福祉部福祉政策課 委託先:市社会福祉協議会

■取組み概要(事業の対象や具体的な内容)

包括的相談支援事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年4月から総合相談支援センターを美作保健センター内に社協委託で開設、同時に各地域に地域ステーションを設置し(以下「センター等」という)、あらゆる困りごとに関する相談窓口をセンター等に一本化した。 介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存相談支援を一体的に実施。相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題に向けた支援を行う。
地域づくり事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場所や居場所の整備を行う。 既存の事業の対象者が利用する場としての特徴を保ちつつ、多世代のサロンや地域食堂・コミュニティカフェなど、利用者の対象範囲を広げて地域住民を広く対象とした、世代や属性を限定しない居場所や交流の場づくりを推進する。
多機関協働事業	<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談を受けたセンター等が、学校、教育委員会、要対協、権利擁護センター、自立支援協議会、民生児童委員、児相、警察などの多機関協働ネットワークを活用して、ケースごとに必要に応じて関係機関を招集の上、(重層的)支援会議を開催し、援助方針の共有と役割分担を行いながら支援を行う。 また、現行の相談窓口(子ども家庭支援拠点、発達支援センターなど)で初期相談を受けた場合でも、その家庭が複層的問題を抱えている場合は、センター等に情報提供し、センター等が支援の司令塔役になる。 <p>(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署)</p> <p>市社会福祉協議会</p>

■関連予算額(モデル事業時代を含む)

(単位:千円)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
12,000	23,300	23,300	23,300	35,220

*福祉政策課実施分のみ抜粋

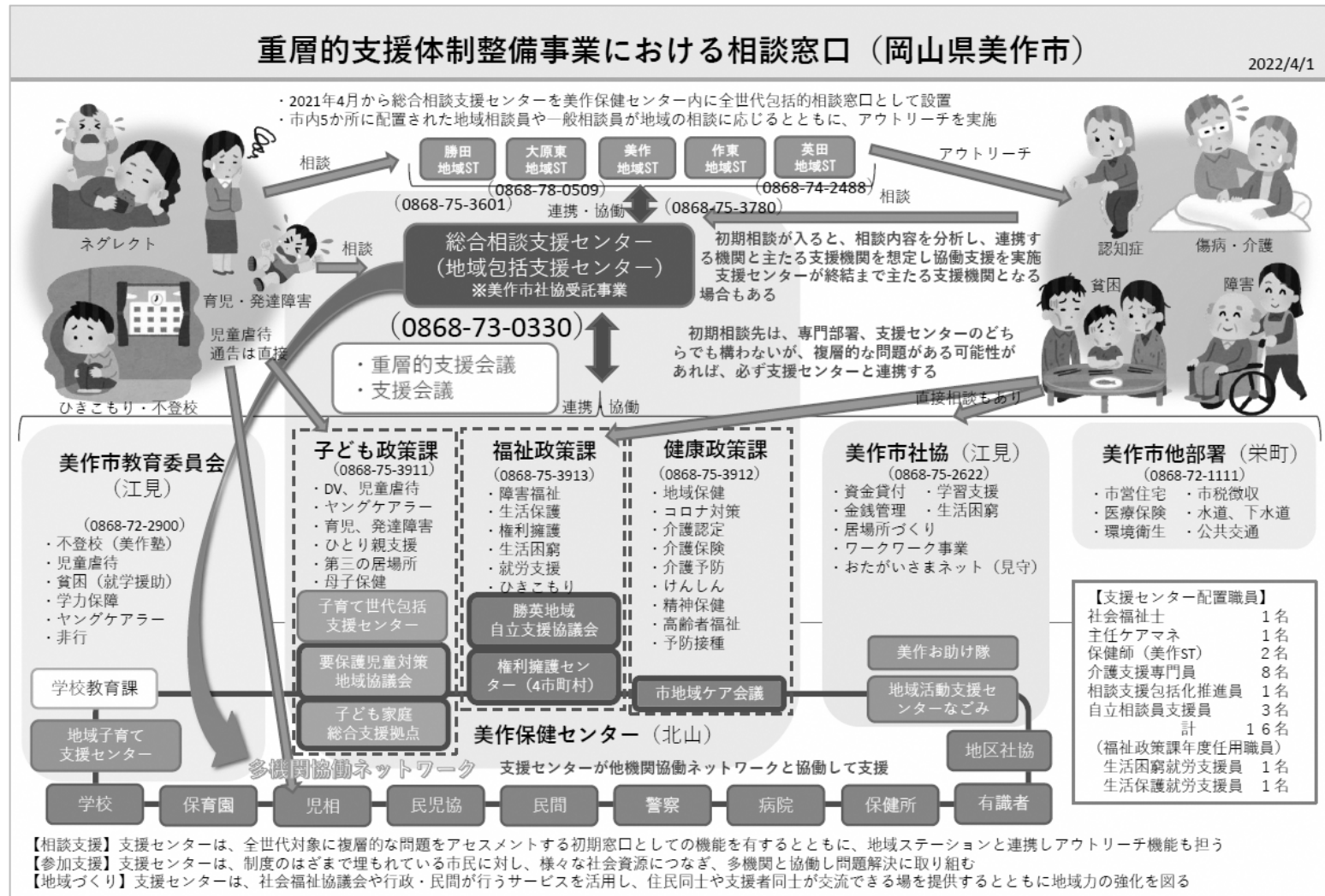
■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

令和4年4月に、美作市重層的支援体制整備事業実施計画を作成。重層事業で属性を問わない分野横断的な支援を行うため、本計画では「美作市地域福祉計画」、「美作市介護保険事業計画」、「美作市障がい福

祉計画」、「美作市子ども・子育て支援事業計画」等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ちながら、整合性を図った内容とした。

・地域福祉計画は令和6年度が見直しの年になっており、令和5年度に計画策定委員会にて重層事業の説明を行い、地域包括ケアシステムの見直しと併せて盛り込む予定。

■参考:体制図



※出典:美作市「地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」(「総合相談支援センター」の役割と美作市が目指すもの)(2022年4月)

<<https://www.mhlw.go.jp/content/332151mimasakashi-okayama-R4.pdf>>

3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の相談体制の状況】

- ・ 当市は平成 17 年 3 月に 6 町村合併によって発足したが、福祉関連の相談窓口は本庁・支所等の市内各所に分散していた。このような環境もあって、福祉関連の相談でのたらい回しが発生しやすく、窓口間の移動の負担も大きいなど、福祉の縦割り問題が深刻化し、市民から苦情が多発していた。6 町村が合併しているため、本庁、教育委員会、社協などの市の機能が地理的に分散しており、市民があちこちに足を運ばなければいけないという事情もある。また、このような福祉の縦割りの影響もあり、生活保護率も高い状況であった。
- ・ この状況を改善するため、平成 22 年度に保健センター（保健福祉部局の中核機関）内に、「第 2 のセーフティネット」として、総合相談窓口を市直営で設置した。総合相談窓口では福祉全般の包括的な相談対応のほか、国の生活困窮者自立支援制度に先だて、生活保護に至る前段での生活困窮者に対する伴走支援を開始した。その結果、5 年後には生活保護率が半減した。
- ・ しかし、総合相談窓口の中核を担っていた職員の異動により、年々、総合相談機能が低下するという問題が発生しはじめた。このため、人事異動による影響が大きい市直営方式を見直し、市社協への委託について検討を開始した。その過程で平成 30 年度からのモデル事業を開始し、令和 3 年度の移行準備事業を経て、令和 4 年度からの重層事業の実施に伴い、市社協に相談窓口（総合相談支援センター）を全面委託して開設した。
- ・ 市社協には、上記の委託に向けて、各種補助事業等を活用して人材確保を進めてもらった。

【重層事業以前の地域課題の把握方法】

- ・ 平成 30 年のモデル事業開始以前は、各支所の保健師が地域内での情報把握や相談・調整役を担っていた。乳幼児健診や子育て世帯への訪問等の各種保健活動で地域に出向く機会も活用しつつ、地域課題の把握に努めていたが、支所内での相談対応が主であった。
- ・ 地域の状況としては、もともと地域内のつながりが強く、区長や民生委員等の地域の世話役は、複合ケース等も含めて地域課題を熟知している人が多かった。これらの世話役は地区社協に参加しており、地区社協を通じて、市社協で各地区の地域課題が把握される仕組みが構築されていた。しかし、この経路は、市社協が把握した地域課題を行政（市）につなげる仕組みがやや弱いという課題があった。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

- ・ 複合ケース等については、平成 22 年度以降、総合相談窓口で相談対応をし、生活困窮を含むケースの伴走支援に取り組んでいた。
- ・ 各福祉分野で要保護児童対策協議会や障害者自立支援協議会等のケース検討会議を開催していたが、

同一世帯が関わる複合ケースについても各分野ごとにケース検討を行っており、非効率な面があった。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 総合相談窓口について、人事異動による影響を受けずに一貫した業務遂行ができるよう、市直営から委託方式への見直しが必要と考えた。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ 上記の課題等への対応として、市社協を本市の包括的支援体制整備の司令塔と位置付け、総合相談窓口をはじめ重層事業全般を委託することとした。
- ・ 市社協への委託に際しては、委託のメリット・デメリットを市長及び幹部に説明し、了承を得た。当市において市社協に委託するメリットとして以下 4 点を整理した。
 - ① 人事異動に影響されないため、支援対象者や地域の関係者との信頼関係の構築と継続が容易。
 - ② 福祉の専門職集団（社会福祉士、精神保健福祉士等）であり、重層事業の趣旨の理解が容易。
 - ③ ①②のとおり、事業趣旨を理解した専門職が一貫した支援方針で、継続的に相談支援を実施できる。
 - ④ 市社協を明確に事業の司令塔と位置付け、事業をけん引することで、人事異動により市の担当者が替わっても、知識や経験が豊富な市社協で行政側をサポートできる。
- ・ なお、地域課題の把握については、地域内で把握されている課題を的確に収集し解決につなげていくため、モデル事業開始時（平成 30 年度）から各地域への CSW 配置を開始した。令和 3 年度の総合相談支援センター開設とともに、各支所内に「地域ステーション」（市社協の出先機関）を設置して CSW を配置し、各地域単位で市と市社協が連携して地域課題に取り組む体制を構築した。同時に介護保険法上の地域包括ケアシステムを見直し、地域課題の発見から市福祉行政への提言までが確実に実施可能な仕組みづくりを行うこととした。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

- ・ 前述のとおり、重層事業につながる取組みは平成 22 年度から始まり、平成 27 年度以降に市直営方式から市社協への委託方式へと見直しを行う過程で、平成 30 年度からモデル事業を活用したことが契機となり、移行準備事業を経て、重層事業実施に至った。
- ・ このような構想立案は、平成 22 年度時点から総合相談窓口を所管する福祉政策課（旧：社会福祉課）で主導して進めた。
- ・ 令和 4 年度からの重層事業実施に向け、所管部署（福祉政策課）以外も含めた福祉部局全体で事業に

取り組むための体制強化と意識醸成を目的に、令和 3 年度に福祉部局全体の業務の見直しと機構改革を行った（福祉政策課、子ども政策課、健康政策課に再編）。

- ・ なお、重層事業の計画及び実施にあたって、県等から特に支援は受けていない。また、美作市特有の地域特性や地域課題を踏まえて実施体制を構築する必要があるため、他自治体の事例も特に参考にはしていない。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

- ・ 重層事業開始にあたり、市内のすべての保育所等就学前保育・教育施設、小・中学校に出向き、複合的な課題を抱えるこどもの相談窓口として総合相談支援センターを周知した。これにより学校等からの相談が増加した。従来から要保護児童対策協議会でのケース検討は多かったが、虐待等に当てはまらない複合的な課題を抱えるこどもに関する相談先はなく、学校が困ることが多かったためである。
- ・ 総合相談支援センター開設や福祉部局の機構改革について、広報等で周知を図ったがあまり浸透していなかった。地域で相談に関わる関係者への再周知が必要と考え、民生児童委員の定例会や地区社協の会議等に出向いて説明を行った。各地域の CSW も各種会合等で適時説明している。
- ・ 住民から重層事業開始に対する直接的な反応はない。また、初期段階で重層事業の詳細を住民に深く知ってもらう必要はないと考えている。「窓口が一本化された」と周知しても、新たな窓口が増えたと誤解され困惑することが懸念されるからである。まず民生委員や区長等の地域の関係者に理解され、そこから市・市社協へ情報がつながり、連携して対応する仕組みを確立することで、自然と重層事業が市民に浸透すると考えている。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 市社協を重層事業全般の司令塔と位置付け、事業の基幹となる総合相談支援センターを委託し、市庁舎内（保健センター内）に開設したことで、多様な相談に対して適切な担当部署・関係機関に迅速につなぐことが可能となった。これにより相談者の満足度も向上している。総合相談支援センターは、医療機関における救命救急センター（ER）のような機関であり、相談内容を適切かつ迅速にアセスメントし、協働先を判断し、専門部署と協働支援することを意識している。
- ・ 重層的支援会議・支援会議は、令和 3 年度の移行準備事業以降、月 5～10 回程度（ケース数 150～200 件）開催している。両会議は簡単な情報共有レベルの内容は含まず、関係部署間での役割分担等が円滑に実施できていないなど、課題の再整理や調整等が必要なケースについてのみ、協議を行っている。多分野が関わる複合ケースについて、個別分野のケース検討会議ではなく、重層的支援会議・支援会議で

対応する仕組みとしたことでケース検討の迅速化・効率化が図られている。

- ・ 総合相談支援センターが学校等に相談先として認知され、センターへのこどもの相談が増えた。また、従来から要保護児童対策協議会でのケース検討は多かったが、重層事業の支援会議等との整理ができ、要対協としてのケース検討会議の開催を削減できている。学校等からは、福祉・教育の連携が密になったことを評価されている。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ 地域の人材育成上の課題として、民生委員や区長等の担い手不足が大きい。各地区とも担い手不足があり、限られたメンバーで交替で行っている地域も多い。居場所づくり等の地域の自主活動も、世話役の交替でノウハウや意欲の引継ぎがうまくいかず、活動が停滞してしまうことがある。担い手の負担感が強くなると活動への協力が得られなくなる。うまく地域の意欲を喚起したり、負担を軽減する方法を検討していかねばならない。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 自治体ごとに地域特性や課題は異なる。自分の地域の課題をしっかりとアセスメントし、社会資源の状況も踏まえて実施方法や体制を考えることが重要である。単に先進自治体の取組みを真似するだけではうまくいかない。当市が市社協を重層事業の司令塔と位置付け、事業委託しているのは、従来から市社協との連携が密であり、信頼できたからである。
- ・ 行政の人事異動に左右されないよう、属人的ではなく組織的に事業を継続できるような仕組みづくりが重要である。

8. その他

3～7のヒアリング項目以外の特記事項

- ・ 総合相談窓口を市直営から市社協へ全面委託するにあたり、委託検討を開始した平成 27 年度以降から、市社協で各種補助事業等を活用して人材確保を進めてもらった。現在では 40 人程度の市社協職員が重層事業その他の地域づくり活動等に携わっており、うち半数は社会福祉士や保健師などの専門職であり、周辺自治体の社協に比べても人員体制が充実している。市社協の人件費が補助事業等で賅えない部分は、市の一般財源で補助している。
- ・ 社会福祉法人の余剰金活用を目的として、美作市社会福祉法人連絡協議会（通称：お助け隊）が組織されている。市社協が事務局となり、市内の社会福祉法人が連携して事業を実施している（生活困窮者への

食糧支援、ゴミ屋敷清掃、中間就労としての法人でのアルバイト雇用など)。民間の社会資源が少ないため貴重な社会資源となっており、今後の取組みも期待される。

- ・ 重層事業は、各分野の縦割りの垣根を低くし、重複する分野やはざまの分野の課題に各分野が連携・協働して取り組む仕組みだが、福祉 4 分野ごとに厚生労働省へ報告するための統一した相談登録システムがなく、重層事業開始にあたりシステム統合をしたいが、一本化が難しい状況にある。分野横断的な基本情報や相談記録等、基盤部分の統一だけでもよいのでシステムを開発いただきたい。

広島県 東広島市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	196,608人	65歳以上人口の割合	24.0%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年国勢調査 小地域(町丁・字等) 65歳以上人口構成比 1.5割増画、4区分</p> <p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	一部委託	担当:健康福祉部地域包括ケア推進課 委託先:市内の社会福祉法人等
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	担当:健康福祉部障害福祉課 委託先:市内の社会福祉法人等
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	一部委託	担当:こども未来部こども家庭課 委託先:市内の社会福祉法人等
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	一部委託	担当:健康福祉部地域共生推進課 委託先:市内の社会福祉法人等
包括的相談支援事業としての取りまとめ	一部委託	担当:健康福祉部地域共生推進課 委託先:市内の社会福祉法人等

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	一部委託	担当：健康福祉部地域共生推進課 委託先：市内の社会福祉法人等
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	一部委託	担当：健康福祉部地域共生推進課 委託先：市内の社会福祉法人等
参加支援事業	直接実施	担当：健康福祉部地域共生推進課

■取組み概要（事業の対象や具体的な内容）

※市よりご提供いただいた東広島市重層的支援体制整備事業実施計画より、事務局抜粋。

包括的相談支援事業	<p>（概要）</p> <p>分野によって相談支援機関が、各日常生活圏域（西条北、西条南、八本松、志和、高屋、黒瀬、豊栄・福富、河内、安芸津）に設置されているものと、市内に1か所のみ設置されているものがあるが、各機関には地域を担当する職員が配置されている。市が包括的相談支援事業を実施する上では、これらを活かした多機関連携体制を構築する。（基本型）</p> <p>市では、各機関の相談支援を担当する職員のネットワーク（通称：コアネットワーク）を整備し、毎月1回、担当者が集うコアネットワーク会議を開催している。</p> <p>この会議で、複雑・複合化した課題を抱える世帯の情報共有や、支援するための資源の共有などを図り、職員のスキルアップや分野を越えたチームアプローチの創出を目指していく。幅広く相談を受け止めるには、多分野への理解と連携が重要で、これをネットワーク化によって促進する取組みが、東広島市の包括的相談支援事業である。ここでも対応が困難な事例などは、多機関協働事業と連携する。</p>
地域づくり事業	<p>（概要）</p> <p>各事業を重層事業の一環として実施する上での取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業 地域の多様な担い手による協議の場づくりや、地域の支え合い活動・居場所づくりの促進及びWEB媒体などを活用した情報発信により、地域活動の活性化を図る。 ○ 生活支援体制整備事業 資源開発（地域に不足する資源の創出、担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保等）、ネットワーク構築（関係者間の情報共有、連携体制づくり）、地域の支援ニーズと取組みのマッチング等を行う。 ○ 地域活動支援センター事業 障害者が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、創作的活動や技能修得訓練、生産活動の機会の提供を行い、社会との交流の促進等を行う。 ○ 地域子育て支援拠点事業 地域全体で、こどもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等との連携の構築を図るため、多様

	<p>な世代と継続的に連携していく取組み等を実施する。</p> <p>○ 地域介護予防活動支援事業</p> <p>介護予防に効果的な体操等のフレイル予防について、学び・実践する地域の通いの場の立上げ、及び継続運営の支援を行う。また、地域の介護予防の拠点として健康講座を開催するとともに、必要に応じて市民がニーズにあった通いの場等とつながるよう支援する。</p>
多機関協働事業	<p>(概要)</p> <p>市役所に総合相談窓口「HOT けんステーション」を設置し、これを多機関協働事業の中核機関と位置付けている。「包括的相談支援事業」において実施するコアネットワーク会議や、各機関で既に設置されている会議体等から、支援が困難でより多くの機関との連携を必要とする事例を「HOT けんステーション」につなぎ、重層的支援会議等を開催している。</p> <p>※主管課：地域共生推進課 (HOT けんステーション)、多機関連携 CSW (市社協)</p> <p>(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署)</p> <p>健康福祉部地域共生推進課 (HOT けんステーション)</p>

■関連予算額(モデル事業時代を含む)

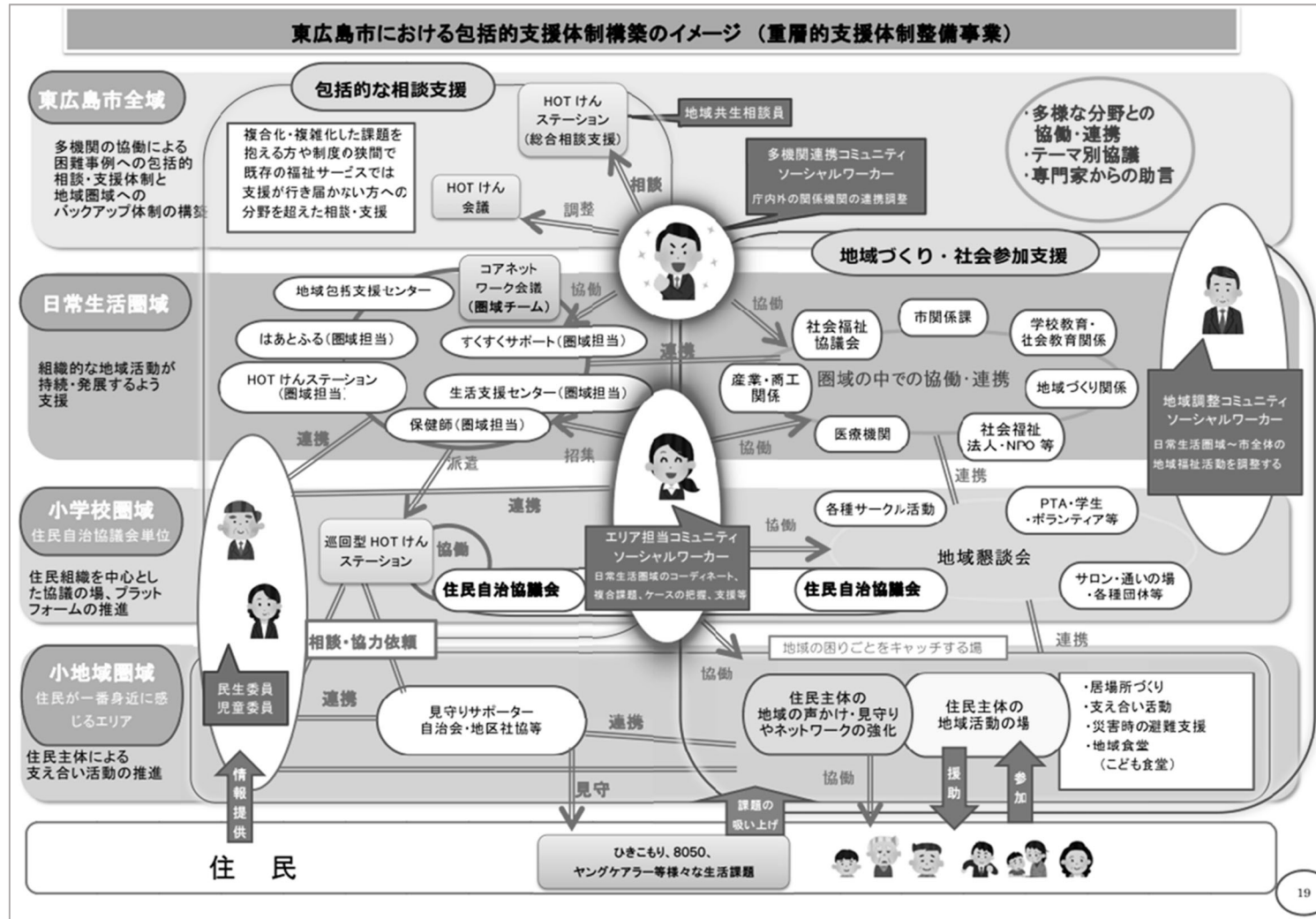
(単位:千円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
—	—	1,718 (モデル事業)	42,833 (移行準備事業)	300,755 (重層本事業)

■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

地域福祉計画(令和 3 年)の策定が、重層事業の実施(令和 4 年)より先行しているため、重層事業を明確に位置付けしている状態ではない。

■参考:体制図



※出典:東広島市「重層的支援体制整備事業実施計画」(2022年9月)

<<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/material/files/group/29/juusoukeikaku-higasshi.pdf>>

3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 令和元年度に総合計画、第3次地域福祉計画を策定する中で、市全体として地域共生社会づくりを推進する方針となった。同時期に国においても地域共生社会づくりや重層事業に関連する検討や法整備等が進められていたことも、背景として大きい。
- ・ 後の重層事業につながる流れの背景には、特にヤングケアラーや引きこもり等の、制度のはざまの課題への対応を充実すべきとの課題認識があった。このため、はざまの課題等への対応として、令和2年6月に総合相談窓口を設置することが決定された。

【地域生活課題の把握方法】

- ・ 高齢者福祉分野の生活支援体制整備事業として、市社協で日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、各圏域単位で高齢者を中心とした地域の生活課題の把握と地域づくり活動を行っていた。
- ・ 令和2年度からはモデル事業として、市社協で市内10圏域中2圏域にCSW(生活支援コーディネーター兼務)を配置し、CSWによる地域づくり事業を開始した。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

- ・ 平成27年度に市社協への委託により、生活困窮相談窓口(東広島市生活支援センター)を開設し、引きこもり等のはざまのケースの相談にも対応していた。
- ・ 当該窓口で把握したはざまのケースについては、市社協が市の関係部署等と連携して対応していたが、他部署から当該窓口(市社協)への情報のつなぎは制度化はされておらず、各ケースの状況に応じて実施されていたと考えられる。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 市としてヤングケアラーや引きこもり等の制度のはざまの課題への対応を充実すべきと考えていたため、はざまの課題等への対応として、令和2年6月に総合相談窓口を設置することが決定された。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ 取組みを整理してから重層事業を始めたというよりは、議会質問等で課題提起されたテーマに対して、重

層事業のチームで対応してきた。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

【重層事業の計画時期】

- ・ 令和元年度の総合計画、地域福祉計画の策定段階で、市全体で地域共生社会づくりを推進する方針となり、令和2年度からモデル事業の実施、総合相談窓口が設置され(令和2年6月)、この流れで移行準備事業、重層事業の実施を計画していった。

【重層事業の検討体制】

- ・ 市全体で地域共生推進に取り組む方針が決定していたため、市長をトップとした「地域共生社会推進本部」を組織し、上層部レベルで全市的な課題・情報の共有や重層事業をはじめとした取組みにおけた意識共有を行う体制が構築された(構成メンバー:市長・副市長、市社協会長・事務局長、部長級職員)。
- ・ 重層事業に向けた検討の中核となったのは、所管課である地域共生推進課と市社協(生活困窮事業、生活支援体制整備事業等の関連事業を受託)であり、この2組織で令和2年度からの取組みをけん引してきた。
- ・ 令和2年6月の総合相談窓口開設に向け、単に窓口を開設するだけでなく、当該総合相談窓口と庁内の福祉分野以外も含めた相談窓口担当部署(市民相談窓口部門、税務部門、産業部門等)との連携が必要と考え、関係部署を招集し、ワーキング会議を開始した。
- ・ 当該ワーキング会議では、他分野も含めた望ましい連携体制や連携方法について、グループワーク等を行いながら模索した。既に各部署での相談対応がある程度完結している中で、複合ケース等について、部署を超えて連携することの重要性を認識してもらう必要があったが、その意識付けが難しかった。
- ・ 重層事業実施計画は、地域共生推進課及び関係課の課長級会議や相談窓口等の実務者でのワーキングを行い、令和4年9月に策定した。

【重層事業検討に関わる関係機関、住民等の意見聴取・参画】

- ・ 住民意見については、地域福祉計画の推進協議会において重層事業実施計画に対する意見聴取を行った。
- ・ 地域の社会福祉法人等の関連事業者からの意見反映についても、上記推進協議会において主要法人の代表者から意見聴取を行ったほか、協議会前に個別に説明等も行った。ただし、協議会に参加していない関連事業者も含めて幅広く意見聴取するプロセスは踏めていない。
- ・ 包括的相談支援事業に関しては、地域包括支援センターの受託法人を対象に、重層事業に対する理解促進を目的とした研修を実施した。
- ・ 重層事業の検討・計画段階での県からの直接的な支援・情報提供はあまりなかったが、県社協が実施した自治体(社協や社福法人等含む)向けの研修が関係者の目線合せのために役立った。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

- ・ 参加支援事業について、数か所の社会福祉法人などに事前に事業内容を説明し、実施に向けて調整を行ったことがある。一例として、生活困窮相談窓口で把握した引きこもり傾向の人の緩やかな就労経験の場づくりとして、週1回1～2時間程度の仕事（介護関連施設での有償ボランティア）を創出してもらった事例がある。
- ・ この事業については、全ての関連事業者からではないものの、一定程度の理解は得られた。参加支援事業の利用者と派遣先の法人とのマッチング・調整が重要であり、利用者の体調変化等に臨機応変に対応する必要があるが、多機関協働事業担当者（市社協から地域共生推進課へ派遣）がきめ細やかに双方と連絡・調整することで成り立っている。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 各相談窓口等で把握しつつも対応が進められなかった複合ケース等について、支援会議（HOT けん会議）にあげることで適切な部署につないだり、複数部署で連携して取り組むような動きが出てきている。
- ・ これまでも各部署間の同種の連携会議は適宜実施されていたが、開催のためのスケジュール調整の負担が大きく、日程不調で開催が後ろ倒しになることも多かった。重層事業で支援会議が制度化され、日程調整は地域共生推進課で対応することとなり、これまでの日程調整にかかる負担が減り、かつ会議も従来より深く協議できるようになった。
- ・ 令和2年度に総合相談窓口機能を含む多機関協働事業（HOT けんステーション）を開始した当初は、各部署や各相談支援機関から、「（自部署だけで対応が困難なケースや手間がかかるケース等を）なんでも投げ込める部署」と捉えられていた。その後、日常生活圏域ごとの専門職ネットワーク（コアネットワーク会議）を構築していく際に、「多機関協働事業は相談ケースの投げ込み先ではない」「圏域でネットワークを構築し、対応していくことが重要」ということの意識付けに取り組んだことで、令和3年度以降は多機関協働事業への安易な投げ込み事案はほとんどなくなった。
- ・ 市社協には重層事業全般に関与してもらっている。包括的相談支援事業（市内の日常生活圏域10圏域での専門職ネットワーク構築）は、地域共生推進課と市社協CSWが推進役となって取り組んでおり、CSWは実務を行いながら様々な発見や新しいつなぎ方等を習得できていると考える。
- ・ 福祉分野以外の部署との連携については依然として難しい面もあるが、市の産業部門（産業振興課）とは所管するコワーキングスペースを活用した連携（例：子ども食堂運営団体と活動支援に興味を持つ企業のマッチング、市の商工会青年部との交流会）等の取り組みができてきている。参加支援事業の拡大に向けて企業との連携を深めるため、連携部署の課題や施策目的をよく把握・理解し、重層事業とマッチングできるよう、

常に意識して取り組んでいる。

- ・ 重層的支援会議・支援会議（HOT けん会議）に住民に参加してもらい、情報共有できる仕組みを構築できた。従来、個人情報に関して専門職と共有はできて住民との共有は難しかったが、重層事業の各種会議により、各ケースに関わりがある地域住民との情報共有も可能となった。これにより要支援者について日常的に見守り、変化に気付いた場合には住民から地区担当の CSW や保健師に情報が入るようになった。このような協力体制がとれるようになったことは重層事業の効果として大きい。
- ・ 特に中山間地地域等では、世帯で課題を抱えつつも、それを周囲に隠したがる傾向がある。その一方で、狭い地域であるがゆえに、周囲の住民がその課題に気付いているというケースも多い。このような背景から、従来より気になる世帯に関する地域の関係者も含めた情報共有が難しい面があったが、重層事業の支援会議を有効に活用することで、地域の民生委員等の参画を得ながら、気になる世帯の状況把握や見守り・支援に向けた検討が進められた事例がでてきている。
- ・ 住民意見の把握・反映の一環として、市社協が小学校区単位で行う地域懇談会に市も適宜参加し、その中で地域共生社会づくりや重層事業等に係る意見聴取を行っている。行政に対する要望だけでなく、市民が主体的に地域を良くするための意見が聞ける場として貴重な機会となっている。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

- ・ アウトリーチ等事業について他自治体の取組みを参考にしたい（事例研究したい）。当市では従来から生活支援体制整備事業により、市社協の地域担当職員が、地域の気になる世帯等の情報収集や訪問等を行っていたため、当該取組みを重層事業のアウトリーチ等事業と位置付けて、市社協に委託実施している。ただし、アウトリーチ等事業について何をもって実績とするか指標の立て方に悩んでおり、この点も含めて他自治体の好事例を知りたい。
- ・ 今年度は、日常生活圏域ごとに設置している高齢・障害・困窮・障害等の主要相談窓口のネットワーク（コアネットワーク会議）の強化に取り組むたい。各圏域で毎月定例会議を実施してきたが、各機関等の取組みの報告と共有が中心であった。今後は各機関が抱える複合ケース（様々な困難が複合したケース）を報告してもらい、各専門分野の視点でアセスメントを行い合うような会議を行いたい。これにより、関係者のスキルアップと圏域ごとのネットワーク会議の機能向上を図るとともに、各圏域内のその他の関係機関や事業者等（ネットワーク会議メンバー以外の相談窓口機能を持つ機関・事業者等）を少しずつ巻きこんでいき、圏域ごとの専門職ネットワークを構築・強化できないかと考えている。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 当市は平成 27 年度から市社協に、生活困窮相談窓口（東広島市生活支援センター）の運営業務を委託している。当該窓口が市庁舎内に設置されたため、日頃から市と市社協が密に連携し、協働して活動できる環境があった。この環境下で重層事業も円滑に取組みを進めることができている。

- ・ 重層事業については行政と社協の連携が重要であり、両者の日常的なコミュニケーションがないと事業の実施は難しいと考える。
- ・ 行政から社協に委託する場合でも、業務を丸投げするのではなく、共に考え、活動しないとうまくいかないことが多い。協働して取り組むという姿勢が大切である。
- ・ 社協 CSW から当課の職員（地域共生推進課でも地域担当制をとっている）に、地域と一緒に出て欲しいとの声掛けがある（地域活動の立ち上げに際して住民と会議をする場等）。この場合、可能な限り同行するようにしている。行政職員としても地域の実情を知り、活動する住民とつながり構築ができるので、フットワーク良く動いていく姿勢が重要である。

8. その他

3～7 のヒアリング項目以外の特記事項

- ・ 人材育成の一環として、各圏域のコアネットワーク会議メンバーを対象に、目的共有のための外部講師による研修を今年 10 月に開催した（テーマ:なぜ圏域でチームをつくる必要があるのか）。その際、圏域メンバーに「コアネットワーク会議の目標 10 か条」を作ろうと投げかけ、次回の定例会でワークショップを行って検討することにした。楽しみながらチームとしての一体感をつくれるような仕掛けを考えつつ実施している。

広島県 廿日市市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	114,173人	65歳以上人口の割合	30.8%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	一部委託	担当:地域包括ケア推進課 委託先:医療法人、社会福祉法人
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	全部委託	担当:障害福祉課 委託先:社会福祉法人
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	一部委託	担当:子育て応援室 委託先:株式会社
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	全部委託	担当:生活福祉課 委託先:社会福祉協議会
包括的相談支援事業としての取りまとめ	直接実施	担当:健康福祉総務課

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	直接実施	担当：健康福祉総務課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	全部委託	担当：生活福祉課 委託先：一般社団法人
参加支援事業	全部委託	担当：健康福祉総務課 委託先：社会福祉協議会

■取組み概要（事業の対象や具体的な内容）

包括的相談支援事業	（概要） ※既存事業を実施。
地域づくり事業	（概要） ※既存事業に加え、支援の担い手育成、発掘に向けた取組みを実施。
多機関協働事業	（概要） ・分野別の職員、専門職のプラットフォーム設置、体制づくり。 ・社会資源の発掘、見直し、民間主体によるネットワークづくり。
	（重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署） 健康福祉総務課

■関連予算額（モデル事業時代を含む）

（単位：千円）

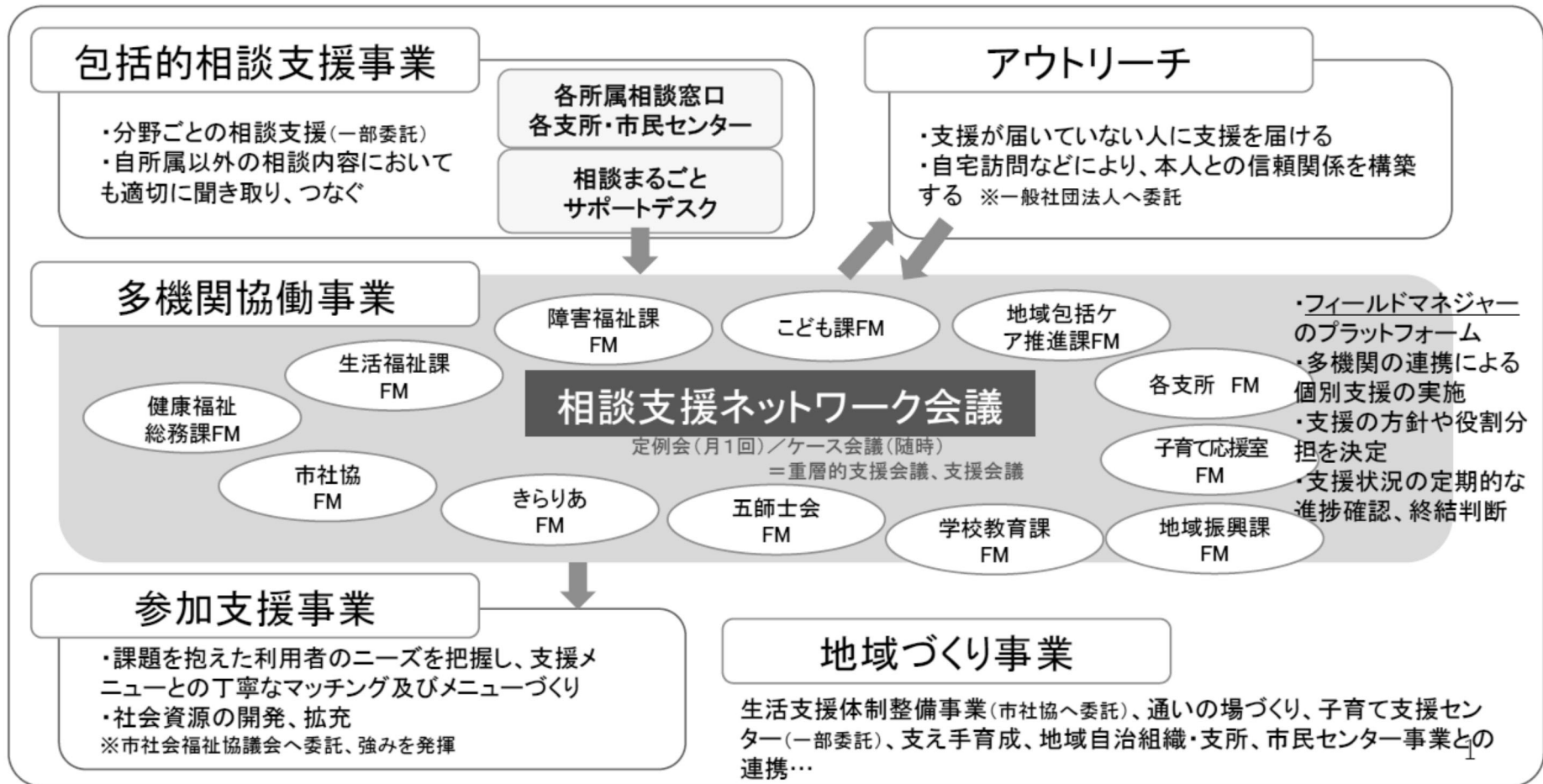
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
—	—	—	265,901	424,017

■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

第3期廿日市市地域福祉計画の「協働プロジェクト」に位置付け（重層事業実施計画の方向性を示すものとして明記）

■参考:体制図

廿日市市の重層的支援体制整備事業



3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業以前の地域の状況、課題認識】

- ・ 令和2年度に第3期地域福祉計画の策定を行う中で、複合ケース・はざまのケースへの対応が課題としてあがっていた。
- ・ 庁内の福祉関連部署（健康福祉総務、高齢、障害、困窮、子ども・子育て担当部署）は庁舎内1階に配置されていたが、スペースが狭い等の問題を抱えており、総合健康福祉センターの空きスペース活用として、関連部署が一体的に当該センターへ移転することが決定していた。移転に際しては、単なる場所の移動ではなく、複合ケース等への対応強化も含めて各部署がより密に連携し、センターが福祉の相談支援拠点となることを目標とした。

【地域資源の状況】

- ・ 小学校区を基本とした単位で地域自治組織を設置しており、当該組織と行政が協働して、地域特性に応じた地域づくりを推進している（所管：地域振興部）。地域共生社会づくりのためには当該組織との連携が望ましく、福祉的視点での地域づくりについて地域振興部や各地域自治組織の理解を得る必要があるが、その点で認識の差等による課題がある。
- ・ 市内でも、沿岸部、内陸部、中山間地などの圏域ごとに地域特性や地域資源の状況は大きく異なる。
- ・ 吉和地区（内陸部、人口500人程度）は、介護サービス等の事業者参入も少ない状況であったが、住民の地域への愛着度が高く、行政 OB 等を中心に住民が主体となって NPO が設立され、高齢者向け宿泊施設やコミュニティバスの運営等の取組みが活発化している。行政もこれらの取組みを支援している。
- ・ 佐伯地区（中山間地、人口1万人程度）は、従来からの住民による活動は少ないが、転入者による居場所づくり等の取組みが行われている（スーパーマーケット跡地を活用した認知症カフェ、シェアキッチン等の居場所づくり）。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

【重層事業以前のはざま事例・重複事例への対応方法】

- ・ はざまのケースについては、相談を受けた部署が主体となって対応することが多く、相談内容に対して適切な支援ノウハウを持っている部署に、必ずしもつながっていなかった（例：男性に対する DV 問題を子育て担当部署で対応していた）。
- ・ 複合ケース（高齢・障害、高齢・困窮、高齢・引きこもり等）については、以前から関連部署が連携して対応していた。
- ・ また、地域包括支援センター（一部委託）は地域課題を最も把握している機関だが、複合ケース等について事業所内のみで抱え込んでしまう傾向が見受けられた（行政等への相談は、センターが必要と判断したときのみ）。

【地域共生に関する住民への発信、参加促進に関する取組み】

- 生活支援体制整備事業（市社協へ委託）や高齢者介護予防の通いの場（いきいき百歳体操）等の事業を通じて、地域共生や支え合い等に関する情報発信や住民の参画促進を行っていた。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- 前述のとおり、福祉関連部署の総合健康福祉センターへの移転に際し、重層事業の実施も含め、センターが福祉の相談支援拠点となることを目指した。移転に際しての協議では、単なる建物内の部署の配置調整ではなく、各部署が相互に業務内容を理解し合い、総合支援拠点となることの意義を共有した。移転は令和4年5月に完了し、重層事業開始時（令和3年度）には、センターは改修工事中であった。
- 財政面では今後も扶助費の増加が見込まれているため、予防の視点を持って福祉施策を構築することが必要と考えた。当市の住民は、周囲に迷惑をかけたくない、弱みを見せたくない等と考え、困りごとを相談することを躊躇する傾向があり、課題が重大化してから行政等に相談に来るケースが多い。課題が重大化する前に、気軽に相談できる場や支援につながる仕組みが多様にあることが重要である。行政だけでなく、民間事業者や地域においてそのような場・機会が多様であり、住民がそれらの頼り先を選択できるようにしたいと考えた。そのためには社会資源を発掘し、関係者で共有することが必要であり、地域にない場合は資源の開発にも取り組む必要があると考えた。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- 社会福祉法人や市社協等の庁外関係機関との連携体制や、庁内の関係部局間の連携体制（係長級職員によるフィールドマネジャー会議）を新たに構築した。
- 参加支援事業については、社会資源など強みを持つ市社協に委託し、市内の多様な主体とのネットワークづくりによる事業実施を推進している。
- アウトリーチ等事業については、高齢・障害・困窮等の各担当部署で従来から実施していたアウトリーチに関する共通課題を分析した上で、支援者支援の視点から重層事業におけるアウトリーチ等事業の在り方を整理し、来年度から本格的に実施することとした。アウトリーチは対象者に長期間にわたって関わり続けることが難しいことや、新規ケースに対して対応部署が決まらず初動が遅れること等が全分野共通の課題であったため、これらの課題に対応できる方法で実施する予定である。
- 複合ケース等に対する初動での情報共有を容易にすることを目的に、共有ツールとして「つなぐシート」（紙媒体）を導入した。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

【重層事業の計画時期】

- ・ 令和2年度の第3期地域福祉計画策定時に、重層事業について構想を立てた（地域福祉計画に「協働プロジェクト」として重層事業実施計画の方向性を明記）。

【重層事業の検討体制】

- ・ 構想立案は健康福祉総務課が主導し、検討・協議には福祉分野担当部署のほか、経営企画、住宅、交通、教育、地域振興等の庁内関連部署、及び市社協が関与した。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

- ・ 係長級職員（フィールドマネジャー）による庁内ネットワーク会議を月1回開催し、行政内の関係部署間での情報共有、連携方針の検討を行っている。
- ・ 教育部局とはこども・子育て関連で日常的に連携できており、重層事業についても協議・調整が行いやすい。
- ・ 地域振興部局からは重層事業に対して特段意見はなく、調整事項も発生していないが、今後、連携・協働を深めていく必要がある。現時点では「地域振興」と「地域福祉」の視点の違いから、共通項が見いだせていない状況にある。
- ・ 市社協には、前述のとおり、重層事業の検討段階から参画してもらい、事業実施に向けた協議を行っていた。
- ・ 社会福祉法人については、指導監査業務の関連から年1回の定期情報交換会を実施しており、この機会を活用して重層事業への理解・協力を呼び掛けた（社会福祉法人の公益的取組みの一環として、地域の身近な相談場所としての取組み等を依頼）。重層事業については概ね好意的に受け止めてもらえており、重層事業により行政の縦割り対応の弊害が解消され、分野横断的な対応が強化されることが期待されている。
- ・ 医療法人については、一部で生活困窮関連業務を委託している程度であり、重層事業に関して調整した事項はない。
- ・ 県から重層事業に関わる体制づくり等に関する支援や情報提供は、特になかった。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

【福祉関連部署の変化、反応】

- ・ 専門職による部署間の連携は、重層事業以前から日常的に行っていたので大きく変わったことはないが、複合ケース等について部署間での協議がより一層しやすくなったと感じる。
- ・ 重層事業の意義、目的が浸透し、自部署のみで対応が難しいケースについて重層事業につないでみよう

という認識が職員の中に定着しつつある。該当ケースがある場合、各部署の係長級職員（フィールドマネージャー）が部署内で内容を把握し、重層事業へのつなぎの必要性を判断した上で所管課（健康福祉総務課）に相談する流れとなっている。

- ・ ただし、前提として、重複ケース・はざまケースであれば全て重層事業で対応することにはしていない。従来どおり部署間連携で対応できるか、重層事業につなぐべきかを各部署で判断して対応している。あくまで重層事業によって新たな解決ルートが一つ増えたという位置付けである。重層事業へのつなぎの判断基準は、「対象者（市民）にとってより良い方法か」「支援者（各部署担当、関係機関）にとってより対応し易い方法か」の2点である。
- ・ また、重層事業の開始により、各種関連会議等を通じて、部署間の相互理解が深まっている。ケース検討等の機会を通じて、それまで知らなかった他部署の事業や取組み、抱えている困難ケース等の情報を得ることができるようになっている。

【その他の庁内関係部署の変化、反応】

- ・ 教育部局は、以前から子ども・子育て関連で連携しており、重層事業に対しても一定の理解をしてくれている。
- ・ 地域振興部局については、重層事業開始前後で連携関係に特に大きな変化はない。地域づくり事業等については、支所との情報共有・連携が重要であるため、支所を管轄する地域振興部局とのさらなる連携強化が必要と考える。

【関係機関や住民等の変化、反応】

- ・ 地域包括支援センター（一部委託）も、重層事業以前に比べて自事業所で複合ケース等を抱え込まずに庁内関係部署等に相談する機会が増えていると感じる。また、他分野（子育て、障害等）でも同様の変化が感じられる。
- ・ 重層事業について住民から直接意見を聞く場は設けていないが、福祉センター内に設置した「相談丸ごとサポートデスク」（相談先がわからない場合の初期対応と担当部署へのつなぎを行う窓口）の周知を積極的に行っている。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

【現状の課題、今後力を入れたい取組み】

- ・ 重層事業について、支援者支援としてより一層機能するよう充実を図りたい。重層事業によって各分野担当の業務量が減るわけではないが、複合ケース等に対してより迅速に初動の調整ができ、円滑に対応できるようになれば支援者の負担軽減につながる。その一環として「つなぐシート」の改善等にも取り組んでいる。
- ・ 社会資源の情報を収集・蓄積し、可視化するための共有ツールを作っていきたい。はざまケース等への対応を検討する場合、活用できる社会資源の情報は不可欠である。現在、社会資源発掘の一環として、企業

ヒアリング(約20社)を実施中であり、重層事業について説明し、参加支援や地域づくり等への協力・連携依頼を行っている。

【人材育成の取組み】

- ・ 係長級職員(フィールドマネジャー)による庁内ネットワーク会議に、係長級職員に準じる立場の職員をオブザーバーとして参加させている。各部署の次代を担う職員に、重層事業や他部署の取組みへの理解を深めてもらうことを狙いとしている。同様の目的で、福祉センター内設置の「相談丸ごとサポートデスク」に、各部署職員にローテーションで窓口対応をしてもらっている。今後もこのようなOJTによる人材育成を継続していきたい。
- ・ 重層事業所管課(健康福祉総務課)としては、重層事業全体をマネジメントできる人材の育成が喫緊の課題である。当課は直接のケース対応は行わず、事業全体の企画・調整・進行管理といった事業マネジメントに特化している。人事異動も考慮し、この役割を担う人材の育成が急務であるが、育成方法に悩んでいる。県等からの助言・支援をいただきたい。
- ・ 当市では社会福祉士を採用している。重層事業では必須な人材だが、採用の歴史が浅いこともあり、行政における社会福祉士の役割・目指す姿が明確に整理できていない。人材育成・活用に際して何らかの整理が必要と考えている。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 当市は、福祉関連部署の福祉センターへの移転が重層事業実施のきっかけ、追い風になったという背景があるが、重層事業自体は全く新たな事業を構築するものではなく、従来の取組みを強化する事業であることは他自治体も共通であると考える。
- ・ 各関係部署が相互理解を深めて取り組むことが重要であり、各部署が抱える課題の共通項に相互理解のヒントがあると考える。
- ・ 各分野の専門職は、自らの仕事に誇りをもって取り組んでおり、これら専門職をはじめとした重層事業に係る職員等関係者全員が納得しないと事業は進まない。事業検討のプロセスや具体的なケース検討等の機会を共有することが重要である。

8. その他

3~7のヒアリング項目以外の特記事項

- ・ 重層事業全体について適切な助言をもらえる人(スーパーバイザー)がいると心強い。現在は、スーパーバイザーは特に置いていないが、当市が考える事業実施方針や取組みの進捗状況について、客観的かつ専門的な立場から適時助言いただければ助かる。

山口県 長門市

1. ヒアリング自治体の概要

※2020年国勢調査データより

人口	32,519人	65歳以上人口の割合	44.1%
65歳以上人口の割合(小地域別:町丁・字等)	<p>2020年 国勢調査 小地域(町丁・字等) 年齢別人口構成比 (5歳階級、4区分)</p> <p>総数65歳以上人口の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> 0以上～10未満 10以上～20未満 20以上～30未満 30以上～40未満 40以上～50未満 50以上 <p>総務省統計局:地図で見る統計(jSTAT MAP)により作製</p>		

2. 事前調査 重層的支援体制整備事業の概要

■ 包括的相談支援事業の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
地域包括支援センターの運営	一部委託	高齢福祉課地域包括ケア推進室内 長門市地域包括支援センター (基幹型:直営) 長門市東地域包括支援センター (地域型:委託) 長門市西地域包括支援センター (地域型:委託)
障害者総合支援法に基づく相談支援事業	直接実施	地域福祉課障害者支援班内 長門市基幹相談支援センター
子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業	直接実施	健康増進課健康推進班内 産前・産後サポートステーション
生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業	全部委託	社会福祉法人長門市社会福祉協議会
包括的相談支援事業としての取りまとめ	直接実施	高齢福祉課地域包括ケア推進室内 福祉総合相談窓口 子育て支援課子ども家庭班内 子ども家庭総合支援拠点

■多機関協働事業等の実施体制

	実施体制	担当部署・委託先名
多機関協働事業	直接実施	高齢福祉課地域包括ケア推進室内 福祉総合相談窓口 子育て支援課こども家庭班内 子ども家庭総合支援拠点
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	直接実施	高齢福祉課地域包括ケア推進室内 福祉総合相談窓口 子育て支援課こども家庭班内 子ども家庭総合支援拠点 市民活動推進課 (各地区社会福祉協議会へ配置) 福祉エリア支援員
参加支援事業	全部委託	社会福祉法人長門市社会福祉協議会 (見守り等居住支援)

■取組み概要(事業の対象や具体的な内容)

包括的相談支援事業	<p>(概要)</p> <p>こども、障害、高齢、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性を問わない包括的な相談の受け止めのもと利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うとともに、単独の支援機関では解決が困難な事例に対し、適切な相談支援事業者や多機関協働事業者へつなぐことで、全世代型の包括的な支援体制を整備する。また、市民相談や消費生活センターで受けた相談で、福祉的支援の必要がある場合においても、本事業における連携体制に組み入れることで、相談支援体制のワンストップ機能を強化する。</p> <p>【こども】産前・産後サポートステーション 《健康増進課健康推進班》 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うため、母子保健コーディネーターが保健師と連携し、すべての妊産婦に面接や訪問等による状況把握や妊娠・出産・育児に関する相談支援を行う。また、必要に応じて支援プランを策定し、必要なサービスや支援を提供するため、関係機関との連携や連絡調整等を行う。</p> <p>【障害】長門市基幹相談支援センター 《地域福祉課障害者支援班》 地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関として、個別支援からあがった課題を地域のニーズとして集約し、障害のある人の暮らしが充実するよう、地域の支援力の向上を促す。また、障害者本人の状態に応じたサービスが適切に利用されるよう、個別支援を行う相談機関への指導、助言、人材育成を通じ、相談支援体制の強化や地域移行・地域定着の促進と併せて、権利擁護・虐待防止の取組みを行う。</p>
-----------	---

	<p>【高齢】 長門市地域包括支援センター（深川・俵山）《高齢福祉課地域包括ケア推進室》 長門市東地域包括支援センター（通・仙崎・三隅）《社会福祉法人福祥会委託》 長門市西地域包括支援センター（日置・油谷）《社会福祉法人長門市社会福祉協議会委託》</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員がチームとなり相談に対応する。また、介護支援専門員や主治医、関係機関とのネットワーク構築や各種サービスの利用調整、家族介護者支援を行う。このほか、高齢者の尊厳ある生活が維持できるよう、高齢者虐待の対応や成年後見制度利用支援などの対応を行う。</p> <p>【生活困窮】社会福祉法人長門市社会福祉協議会《同法人委託》 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題への相談に、情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行う。具体的には、自立相談支援、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金の支給を行う。</p> <p>【市民相談】市民相談・消費生活センター 《市民活動推進課市民相談班》 市政や日常生活上の諸問題に関する事など、どんなことでも一旦相談を受け付け、担当部署あるいは適切な機関につなぐ。消費生活センターでは、消費者と事業者との間に生じた商品やサービスに関する苦情などについて、専門の消費生活相談員が、公正な立場で相談に対応する。</p> <p>【福祉総合相談】福祉総合相談窓口 《高齢福祉課地域包括ケア推進室》 全世代にわたる市民や地域からの、どこに相談すればよいかわからない福祉的な相談を受け付け、課題の解きほぐしから、適切な機関へのつなぎや総合的な調整を担う。</p>
地域づくり事業	<p>(概要) 地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備や、交流・参加・学びの機会を生み出すために、個別の活動や人とのコーディネート、また地域のプラットフォームの促進を通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。</p> <p>【こども】地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業） 市内 7 カ所に子育て支援センターを設置。家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、子育て支援の拠点施設として、子育て親子の交流等を促進し、子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどものすこやかな育ちを支援する。</p> <p>【障害】地域活動支援センター事業 《社会福祉法人長門市社会福祉協議会委託》</p>

	<p>障害者等に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与するとともに、就労が困難な障害者等に対し、機能訓練、社会適応訓練等の自立と生きがいを高める事業を通じ、障害者等の地域生活支援の促進を図る。</p> <p>【高齢】生活支援体制整備事業・地域介護予防活動支援事業(いきいき百歳体操など) ≪高齢福祉課・社会福祉法人長門市社会福祉協議会≫</p> <p>高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。また、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動の地域展開を目指し、住民主体の通いの場等の活動を支援する。</p> <p>【生活困窮】地域福祉推進事業(共助の基盤づくり事業)≪地域福祉課≫</p> <p>身近な地域で、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組みの活性化を図り、生活困窮者をはじめ支援が必要な人と地域とのつながりの確保から、地域全体で支える基盤を構築し、地域福祉の推進を図るためニーズ調査を実施する。</p> <p>【まちづくり】福祉エリア支援員≪市民活動推進課・地区社会福祉協議会≫</p> <p>地域福祉ニーズを把握し、行政機関と調整を行い、支援員各々が地域の実情に応じたミッションを設定し、集落機能再生に向けた課題解決に取り組んでいく。</p>
多機関協働事業	<p>(概要)</p> <p>【多機関協働事業】</p> <p>包括的相談支援事業者等からの相談に対して助言を行う。また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組みを通じて、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、本市における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。具体的には、相談受付、アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結、重層的支援会議を開催する。また、重層事業全体の事業の進捗状況等の把握を担う。</p> <p>【アウトリーチ等を通じた継続的支援事業】</p> <p>支援関係機関等との連携や地域住民とのつながりを構築し、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握する。また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報から、本人と信頼関係に基づくつながりの形成と本人に対して丁寧な働きかけを行い、信頼関係に基づくアプローチを行う。</p> <p>(重層的支援会議の取りまとめ担当組織・部署)</p> <p>高齢福祉課地域包括ケア推進室内 福祉総合相談窓口 子育て支援課こども家庭班内 子ども家庭総合支援拠点</p>

■関連予算額(モデル事業時代を含む)

(単位:千円)

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
—	3,274	3,417	5,519	140,681

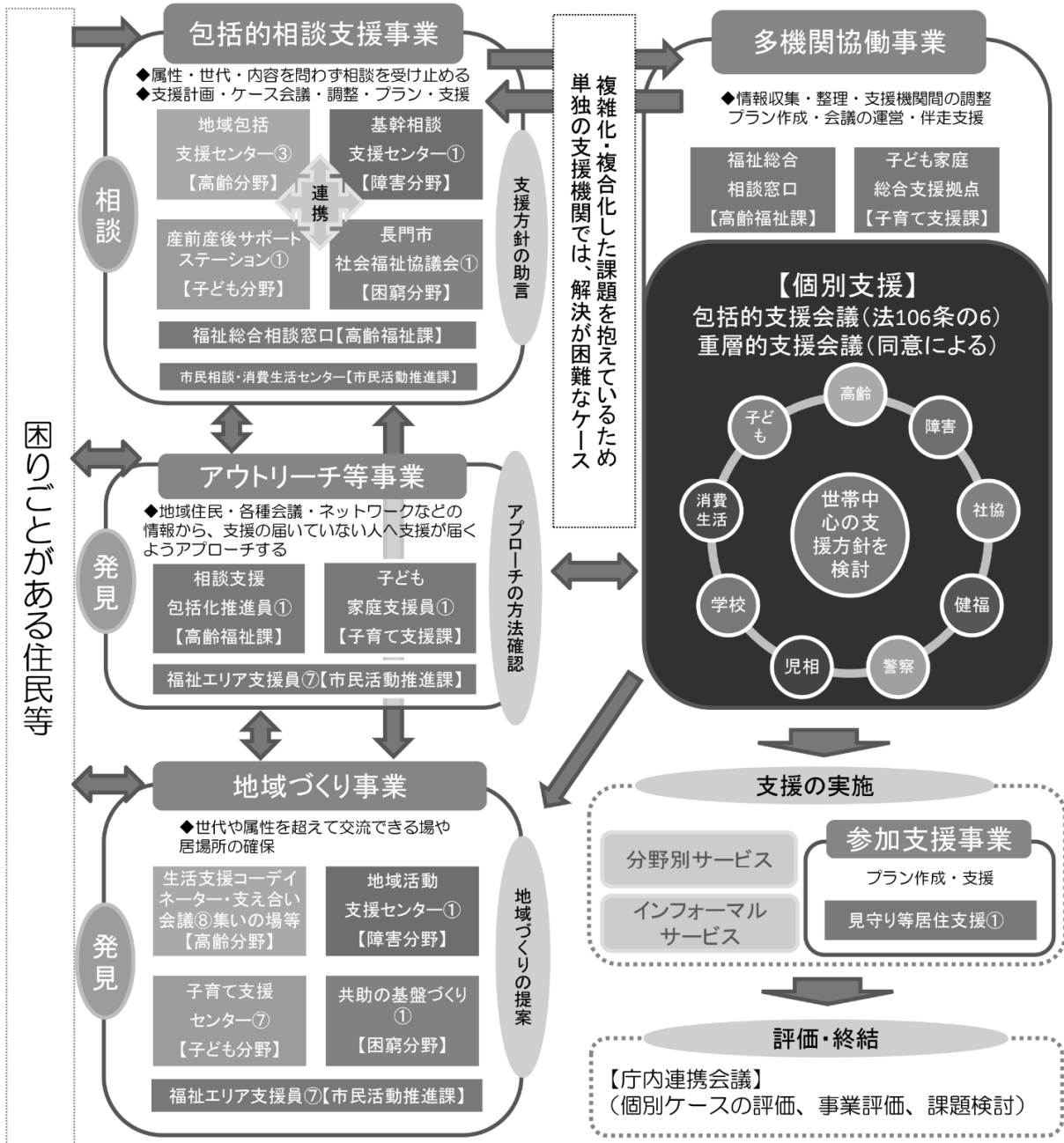
■地域福祉計画及び関連する行政計画における重層的支援体制整備事業の位置付け

<p>第 2 次長門市総合計画(後期基本計画) 2022 年度~2026 年度</p> <p>将来像 ひとが輝き、やさしさがこだまするまち長門</p> <p>基本目標 1 生涯「健幸」で元気に暮らせるまち</p> <p>②高齢者福祉の充実 ③障害者福祉の充実 ④児童福祉の充実 ⑤地域福祉の充実</p> <p>地域共生社会の実現に向けた、包括的相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に推進する重層事業への取組みを明記</p> <p>第 4 次長門市地域福祉計画 2022 年度~2026 年度</p> <p>基本理念 声かけて 心かよわす 笑顔あふれるまち 長門</p> <p>基本目標 3 一人ひとりに優しい福祉サービスの提供</p> <p>重層的支援体制整備事業 支援フロー(次頁参考)</p> <p>第 8 次長門市高齢者健康福祉計画 2021 年度~2023 年度</p> <p>基本理念 誰もが地域で支え合い「健幸」で元気に暮らしていけるまち</p> <p>基本目標 2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまち</p> <p>第Ⅲ期障害者プラン 2017 年度~2023 年度</p> <p>基本理念 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現</p> <p>第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画 2021 年度~2023 年度</p> <p>ひきこもり支援の促進について明記</p> <p>第 2 期長門市子ども・子育て支援事業計画 2020 年度~2024 年度</p> <p>基本理念 子どもの笑顔と成長は市民の宝</p> <p>基本目標 1 子育て家庭への支援の充実</p>
--

参考：体制図

長門市重層的支援体制整備事業 支援フロー

設置形態：既存の拠点の設置形態は変更せず、各支援機関間の連携を図る「基本型」にて実施



【地域支援】連携体制協議・施策化

○数字は箇所数

生活困窮者自立支援事業運営協議会

子ども・子育て会議

障害者自立支援協議会

障害者保健福祉推進会議

地域ケア代表者会議

高齢者保健福祉推進会議

第4次地域福祉計画(重層的支援体制整備事業)

※出典：長門市「重層的支援体制整備事業フロー図」

<<https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/soshiki/70/43367.html>>

3. 重層的支援体制整備事業の背景

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前の地域の状況、課題認識、課題の把握方法について

【重層事業（モデル事業）以前の地域の状況、課題認識】

- ・ モデル事業開始以前の平成 29 年度時点で、既に当市の高齢化率は 40%を超える状況であった。これに対応する相談支援体制として、日常生活圏域4圏域に対し、直営の地域包括支援センター1か所、及び各圏域にある保健センターにランチ機能を持たせ、支援体制を整備していた。介護保険の保険者は福祉課に、地域包括支援センターは健康増進課の所管であった。そのため、企画・立案・実働において組織的にも配置的にも分断され、連携しづらい状態であったことから、所管の在り方も含めた検討が必要であった。
- ・ 地域包括支援センターの相談件数も増加し、高齢者支援として介入する中で、障害や虐待、未就労若年層といった複合的課題を抱える世帯を発見するケースも増加していた。

【地域資源の状況】

- ・ 市内に 221 の自治会があるが、加入率は非常に高く、大半の世帯が加入している。
- ・ 高齢化の進行や人口減少により、加入 20 世帯未満の自治会が増えており（平成 17 年度：7 か所→現在：32 か所）、サロンや福祉委員等による見守り訪問活動等の自治会主体の活動の継続が難しいなどの運営上の課題が発生している。
- ・ 単独自治体では解決が難しい地域課題の発生・増加が予想されている。
- ・ サロンについては、開催場所までの移動手段の確保が課題となっている。

重層的支援体制整備事業に関する取組み開始以前のはざま事例・重複事例への対応方法、住民への発信、参加促進に関する取組みについて

【地域共生に関する住民への発信、参加促進に関する取組み】

- ・ 地域共生に関する住民への発信や参加促進に関して、重層事業（モデル事業）の取組み開始以前に意識的に取り組んだものは少ない。今後、地域振興や高齢福祉・介護保険分野における下記の取組みと連携させて強化していきたい。

<地域づくり協議会（集落機能再生事業）>

- ・ 市民活動推進課において、単独自治会で対応が難しい地域課題に対して複数の自治会が連携して解決を図るための組織として、「地域づくり協議会」の設置を進めている（市内 14 協議会を設置済、市域全体に対する設置面積 80%）。
- ・ 地域づくり協議会での地域課題解決に向けた取組み促進のために補助金を出しており、一部の地域ではコミュニティビジネスとして先駆的な取組みも行われている（地域の放置竹林を利用して竹炭・竹酢液を作成・販売、空き家のリノベーションによる店舗化や地域イベント開催、草刈りや野菜づくりの請負・販売等）。
- ・ 本市独自の集落支援員として「福祉エリア支援員」を地区社協に配置している。福祉エリア支援員は保健

師・看護師の有資格専門職であり、地域巡回等のアウトリーチ活動や地域づくり事業への参画等の活動を行っている。

- ・ 地域づくり協議会の取組みは、重層事業の参加支援や相談支援等とも親和性が高く、今後連携・協働を進めていきたい取組みである。福祉の視点だけでなく、まちづくり・地域振興の視点からアプローチする方が住民の理解も得やすいと考える。

<生活支援体制整備事業>

- ・ 介護予防・自立支援の視点も取り入れた地域主体の生活支援体制整備について、地域での取組みを推進しており、好事例も生まれている（ゴミ出しや畑仕事等のちょっとした困りごとの手伝いをする訪問型の有償ボランティアサービス、地域施設を活用した誰もが自由に立ち寄れる通所型のフリースペース「まちカフェ」、移動販売車の導入）。その一方、住民理解やキーパーソン不在等の問題があって取組みが低調な地区もあり、地域差がある。
- ・ 好事例にあがった地域は、地区社協のコーディネーターや役員が、自身が高齢となった場合に地域でどのように暮らしていきたいかというビジョンを検討・共有し、そのために必要なサービスを熟考して開発している。行政も各種制度を活用した補助金支給や地区社協での協議への参加・助言等の伴走的支援を行い、取組みを促進している。

4. 重層的支援体制整備事業の計画経緯

解決を目指した課題、強化したいと考えた機能・社会資源等について

- ・ 地域包括支援センターの所管の在り方や配置、相談対応の範囲等に課題が生じていたため、保健福祉関連部署全体の機構改革も含めた検討を、平成 29 年度から開始した。この際に、地域包括支援センターとは別に、属性を問わない相談窓口（福祉総合相談窓口）の設置を含め、モデル事業を活用することを検討した。

元々の取組みと重層的支援体制整備事業との関係性の整理方法について

- ・ 令和元年度からモデル事業を開始し、併せて組織改編を行った。保健福祉部を 2 課体制（福祉課・健康増進課）から 3 課体制（高齢福祉課・地域福祉課・健康増進課）とし、高齢福祉課内に地域包括ケア推進室を設け、同室内に基幹型地域包括支援センターと福祉総合相談窓口を設置した。また、基幹型以外に 2 か所の地域包括支援センターを新設した。
- ・ 福祉総合相談窓口は属性を問わない相談窓口であるが、高齢化率が高く、既に地域包括支援センターが高齢者の相談を起点とした多様な相談に対応していたため、福祉総合相談窓口も同一課内に設置した。一方、属性を問わない相談窓口として、福祉総合相談窓口の設置後も、こどもが関連する複合ケース等の対応は、子ども所管部署（子育て支援課）に情報が入ることが多かったため、令和 4 年度の重層事業開始とともに子育て支援課に多機関協働事業担当者を配置した。

- ・ 現在、こどもが関わる複合ケースは子育て支援課が、それ以外は高齢福祉課と軸を二つ設けた体制を敷いている。なお、福祉総合相談窓口は令和 2 年度から成年後見制度利用促進事業の中核機関としても位置付け、地域連携ネットワーク構築等の関連業務も担当している。

重層的支援体制整備事業の計画時期、検討体制について

【重層事業の計画時期】

- ・ モデル事業は 3 年の期限が設けられていた、令和 3 年度の移行準備事業の中で、翌令和 4 年度の重層事業への移行に向けて具体的な準備・検討を開始した。

【重層事業の検討体制】

- ・ 令和 3 年度から健康福祉部 4 課（地域福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課）の班長（課長補佐・主査相当職）を中心に検討を開始した。協議内容に応じて部・課長も参加した。また、市民活動推進課において、前述の地域づくり協議会のほか、市民相談や消費相談も所管していることから、連携が必要と考え、年度途中から協議へ参加した。
- ・ 令和 3 年度は地域福祉計画の策定年度でもあったため、同計画に重層事業を位置付けるとともに、市総合計画の KPI も重層事業を意識して設定した。

5. 重層的支援体制整備事業における体制づくり

他部署や関係機関、住民との協議時期、調整事項、反応について

【他部署との協議・調整、反応】

- ・ 当初は、健康福祉部 4 課内でも、地域共生社会や重層的支援、包括的支援といった言葉が抽象的であり、実務として具体的に何に取り組むとよいか、ビジョンを描くことが難しい状況であった。
- ・ 当時、ひきこもり支援体制の協議を、複数の担当課や関係機関で取り組んだところであり、その経験が多機関協働の第一歩となり、連携を図ることの有用性を認識することにつながった。
- ・ 健康福祉部以外では、前述のとおり市民活動推進課が重層事業検討体制に参画している。市民活動推進課が所管する消費生活分野でも協議会設置が必要とされているため、当該協議会も包含するかたちで重層事業の体制を整備した。
- ・ その他、税務、上下水道、保険、住宅等の担当部署とも連携している。これらの部署からは、所管業務の中で把握した福祉的課題を抱える市民に関する情報提供や相談が寄せられている。

【関係機関との協議、調整、反応、県との連携】

- ・ 市社協とは、地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携、重層事業に関連する包括的相談支援事業（生活困窮者自立支援事業等）や地域づくりに係る事業（生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業等）、参加支援事業（見守り等居住支援）の事業委託のため、協議を重ねた。

- ・ 県からは、事業を進めるにあたり、厚生労働省とのつなぎや他県の取組み紹介などの対応をいただいた。

【住民との協議、調整、反応】

- ・ 民生委員に対しては、民児協総会や地区定例会に毎回出席し、重層事業について具体的な事例紹介も交えて説明するなど、事業の啓発とともに、相談しやすい環境づくりを図った。
- ・ 市広報紙で重層事業の特集掲載をし、相談窓口担当者の紹介や地域づくり事業等に関する情報提供を行った。

6. 重層的支援体制整備事業の現状

重層的支援体制整備事業（または移行準備事業）によって生じた変化、反応について

- ・ 関係部署での会議（支援会議）を重ねることで互いの業務・役割に対する認識が深まり、連携しやすくなった。成功事例ができる別ケースでも互いに相談がしやすく、かつお互いの対応パターンが想像できるため、相談者へのつなぎのタイミングが図れるようになるなど、繊細な相談ケースも円滑につなぐことができるようになっている。
- ・ 支援会議を経た連携ケースは10件程度だが、課題が発生した場合、日常的に関係部署で協議や同行訪問などの対応が行えるようになっている。
- ・ 多機関協働事業担当者が直接介入しなくても、スーパーバイザーとして各担当者に助言や示唆を与えることで課題解決につながるケースもでてきている。

7. 今後に向けた取組み等

現状感じている課題、今後力を入れたい取組みについて

【地域資源との連携、開発】

- ・ 相談支援体制の強化により、多機関協働の実践事例の蓄積はできている。課題は、相談対応した後のつなぎ先（地域資源）が不足している。またうまく活用できていない資源との連携、今後必要となる資源の開発、これらの担い手となる人材不足等の課題がある。これらをどう解決していくかという地域共生社会づくりの視点を、福祉分野の各計画に反映し、一体的に進める必要がある。
- ・ つなぎ先（地域資源）として、前述の地域づくり協議会や、第2層生活支援体制整備事業の取組みに期待しており、今後、連携を強化していきたい。重層事業で対応する困難ケースは地域で孤立している人が多く、地域との接点があれば課題の発生・複雑化を防止できた可能性があるケースが多いと考える。
- ・ 地域づくり協議会における本市独自の集落支援員である「福祉エリア推進員」も、民生委員等と連携して相談支援やアウトリーチを行う人材として期待しており、重層事業に位置付けていきたい。

【重層事業に係る人材育成】

- ・ 重層事業の企画・統括担当者の育成が課題である。現担当者はモデル事業から継続して担当しているが、事業を属人化せずに組織的に運営できるようにすることが重要である。
- ・ 相談支援等の実務に係る人材育成については、技術承継・共有の一環として、保健師定例会で事例検討会を開催し、複合ケース等のアセスメントや地域資源へのつなぎ等のケース検討を開始した。

重層的支援体制整備事業に取り組む自治体へのアドバイス

- ・ 予算要求資料の作成等の事務作業も多く負担が大きい。重層事業全体を推進する担当者と、多機関協働事業担当者は分けて配置した方がよい。重層事業対応プロジェクトチームを組織している自治体もあると聞いているので、参考にされるとよいと思う。
- ・ 重層事業に取り組むきっかけは、首長等によるトップダウン、現場からのボトムアップがあるが、当市はボトムアップであった。双方メリットがあると思うが、取り組むきっかけ如何に関わらず、重要なのは庁内連携が促進され、地域づくりが進むことであると思う。

8. その他

3～7 のヒアリング項目以外の特記事項

- ・ 人事異動はデメリットが指摘されがちだが、福祉部署を経験して他部署に異動した職員は、福祉分野の知見があり業務内容も理解しているので、移動先の他分野の部署でも福祉課題を抱える市民の問題に気付きやすく、相談や連携がしやすいというメリットを感じる。

(6) ヒアリング結果のまとめ

ヒアリング調査の結果をもとに、以下のポイントについて各自治体の回答内容を比較し、特徴を整理した。関連する箇所はヒアリング記録から抜粋し、特にポイントとなる箇所を青字で表記した。

①中山間地域の地域性・地域資源

中山間地域であっても、住民同士の関係性の希薄化・孤立化によって各家庭の課題が見えづらくなっているとの認識が、複数の自治体から挙げられた(鳥取市、米子市、岡山市、東広島市)。

住民主体の活動については、高齢化等による担い手の減少、固定化(米子市、智頭町、北栄町、美作市)が背景にありつつも、意欲のある住民組織(自治会、NPO、地区社協等)が移動支援や居場所づくり、買い物支援等に取り組む事例が見られた(米子市、智頭町、大田市、美郷町、岡山市、廿日市市、長門市)。行政等が住民とうまくコミュニケーションを取り、地域資源の掘り起こしや、地域活動の活性化に成功している事例もあった(米子市、智頭町、美郷町)。

ただし、地域活動が行われている自治体でも、地区による取り組みの盛り上がりの差(鳥取市、米子市、智頭町、大田市、美郷町、廿日市市)や、高齢化や人口減少による活動の継続の問題(美作市、長門市)が課題として挙げられた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域でも住民関係が希薄化し、地域の個々の世帯の状況や課題が見えにくくなっている。 住民等が主体となって移動販売や共同交通が行われている地域もあるが、取り組みには地域差がある。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> 当市でも、少子高齢化、核家族化、地域関係の希薄化の進行等によって孤立する世帯が増加していたため、地域での助け合いの意識醸成や仕組みづくりの必要性を感じていた。 地域組織の活動状況については、市街地・中山間地等の地域特性による差はあまり感じられず、活動の担い手不足、固定化が全市的な課題である。 モデル2地区では、CW が地域に出向き、困りごとを抱える世帯等に関する相談に対応するとともに、住民等と連携して地域資源の開発に取り組み、住民主体によるこどもの居場所づくり等の成果もでていた。ただし、モデル地区以外では、地域課題の把握・対応は十分には行えていない状況があった。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> 町内6地区ごとに地区振興協議会が組織されているが、担い手の高齢化や人材不足等の課題がある。 その一方で、行政からの依頼や相談を受け、住民有志がこども食堂の委託を受けたり、NPO 法人を立ち上げるなど、総じて地域づくりに対する住民意識が高いことが当町の強みである(町職員 OB・OG や寺院の関係者など)。

4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の住民組織の課題としては、多くの自治体と同様に、活動の担い手不足や活動メンバーの固定化がある。 地区社協のような中間支援組織はなく、ボランティアや NPO 団体も少ない。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地も含めた全市で、住民が主体となって地域課題に対応していく仕組みづくりの必要性を感じていた。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> 440 の自治会が組織されており、市内 27 地区ごとの地区社協と連携して、地域での助け合い等の活動が行われている。また、27 地区ごとに設置された市の出先機関「まちづくりセンター」でも、各地区の活動を支援している。 上記の地域活動は地区ごとに温度差があるが、地区社協と連携して活発に活動している地区もある。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> 町内 13 地区に自治組織（連合自治会）がある。また、各地区の公民館に地域支援員を配置しており（地元住民への委託）、地域支援員は連合自治会の役員として、自治会の活動支援や各種会議の調整等を行っている。 連合自治会や地域支援員が中心となって、地区ごとにコミュニティ計画を策定し、地域の生活課題を踏まえた地域づくり等の取組み方針を定めているが、実際の活動状況は地域差が大きい。 これらの地域活動が活発な地区では、生活課題に対する住民の問題意識が高く、連合自治会で住民が抱える困りごとや将来の不安を抽出し、必要な生活支援策を検討・実践している。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 当市の中山間地においては、都市部と比較すると地域のつながりは強いと考えているが、今後は高齢者のみの世帯がさらに増えていくことが予想されるため、住民が家の外から情報を得るといったことが難しくなっていくと考えている。また、中山間地は住民ごとの住居の距離が離れている場合があり、高齢化が進むにつれて住民間の交流等はより難しくなる。 北区の建部学区では、協議体自体でサロンやご当地の体操を実施している。また、緊急時連絡網を作成し、全戸に配布している。 東区の千種学区では、住民が話し合い、市の交通政策課の支援により、交通が不便という課題に対して「デマンドタクシー（乗り合いのタクシー）」を実施している（朝市でマルシェを実施しており、その収益をデマンドタクシーにかかる経費へ充てている）。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> 地域の人材育成上の課題として、民生委員や区長等の担い手不足が大きい。各地区とも担い手不足があり、限られたメンバーで交替で行っている地域も多い。居場所づくり等の地域の自主活動も、世話役の交替でノウハウや意欲の引継ぎがうまくいかず、活動が停滞してしまうことがある。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> 特に中山間地地域等では、世帯で課題を抱えつつも、それを周囲に隠したがる傾向がある。その一方で、狭い地域であるがゆえに、周囲の住民がその課題

	に気付いているというケースも多い。このような背景から、従来より気になる世帯に関する地域の関係者も含めた情報共有が難しい面があった。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校区を基本とした単位で地域自治組織を設置しており、当該組織と行政が協働して、地域特性に応じた地域づくりを推進している（所管：地域振興部）。地域共生社会づくりのためには当該組織との連携が望ましく、福祉的視点での地域づくりについて地域振興部や各地域自治組織の理解を得る必要があるが、その点で認識の差等による課題がある。 ・ 吉和地区（内陸部、人口500人程度）は、介護サービス等の事業者参入も少ない状況であったが、住民の地域への愛着度が高く、行政 OB 等を中心に住民が主体となって NPO が設立され、高齢者向け宿泊施設やコミュニティバスの運営等の取組みが活発化している。行政もこれらの取組みを支援している。 ・ 佐伯地区（中山間地、人口1万人程度）は、従来からの住民による活動は少ないが、転入者による居場所づくり等の取組みが行われている（スーパーマーケット跡地を活用した認知症カフェ、シェアキッチン等の居場所づくり）。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に221の自治会があるが、加入率は非常に高く、大半の世帯が加入している。 ・ 高齢化の進行や人口減少により、加入 20 世帯未満の自治会が増えており（平成 17 年度：7 か所→現在：32 か所）、サロンや福祉委員等による見守り訪問活動等の自治会主体の活動の継続が難しいなどの運営上の課題が発生している。

②重層事業に取り組む前の背景

6) 地域課題の把握方法

行政が地域課題について情報収集する方法は、自治体によって異なっていた。明確に分かれるものではないが、傾向としてみると、①行政が収集（鳥取市、智頭町、美郷町、美作市、廿日市市、長門市）、②社協を通じて収集（米子市、松江市、大田市、東広島市）、③行政と社協が協働して収集（北栄町、岡山市）とに分かれていた。

支局や地区当者が分野を問わず課題把握を行う事例は複数あり、保健師（美郷町、美作市）、社協の生活支援コーディネーター（東広島市）などがその役割を担っていた。

他にも、地域づくり協議会に集落支援員を配置してアウトリーチ活動を行っている事例（長門市）、防災を切り口に地域に出向いて課題把握を行っていた事例（北栄町、大田市）、自治組織を通じて定期的に要望を聴取・回答する仕組みを設けている事例（鳥取市）などがあった。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市では地域ごとの要望事項を毎年1回聴取し、対応等について回答する制度を設けているが、当制度は地域全般の課題や要望の吸い上げが中心であり、地域で課題を抱える世帯等の個別ケースを把握する仕組みではなく、少し気になるといった段階の世帯や潜在的な課題を抱える世帯等を早期に把握し、支援する仕組みが弱い状況にあった。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> ・ このような地域づくりの一環として、重層事業開始以前の令和2年度から、市内29地区中2地区(市街地)をモデル地区に設定して、CWによる地域支援を開始していた(市社協へ委託)。 ・ モデル2地区では、CWが地域に出向き、困りごとを抱える世帯等に関する相談に対応するとともに、住民等と連携して地域資源の開発に取り組み、住民主体によるこどもの居場所づくり等の成果もでていた。ただし、モデル地区以外では、地域課題の把握・対応は十分には行えていない状況があった。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)※筆者補足:町直営の生活困窮者自立支援事業、地域包括支援センター、地域住民のキーパーソン(福祉事務所 OB・OG、寺社関係者)等を通じて情報収集していると考えられる。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年度に鳥取県からの勸奨により、国の「安心生活創造推進事業」を活用し、「支え愛ネットワーク構築事業」を開始した。当該事業は「防災」と「福祉」を切り口として、地域の助け合い・支え合い活動を促進することを目的とした事業であり、町と町社協が連携して地域に出向き、地域の現状・課題の把握を丁寧に行っていた。この取組みが後のモデル事業、重層事業につながる契機となった。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市は平成29年度からモデル事業を開始しているが、市社協と連携して「ふくしなんでも相談所」の設置を計画し、モデル事業開始とともに設置、身近な地域での相談窓口の強化を図っていた。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (平成30年の鳥根県西部地震後の支援として)市社協では、損壊した屋根を覆うブルーシート張り等の被災世帯支援を行ったが、この活動がアウトリーチの機能を果たし、結果的に生活困窮等の生活課題を抱える世帯の掘り起こしが進んだ。 ・ 市社協を中心に相談支援にあたったが、経済面以外にも課題を抱えているなど、困窮支援のみでは根本的な解決が難しい課題を抱える世帯(複合ケース・はざまケース)の把握にもつながった。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当町は中山間地の小規模自治体であり、かつ委託先となるような社会資源も少ないため、福祉関連の各種事業も従来から町直営で実施している。重層事業を所管する健康福祉課は、高齢者、障害者、生活困窮、子育て、保健・医療分野を管轄し、包括的相談支援事業に係る各種相談支援機関についても、生活困窮者自立相談支援事業以外は、すべて当課で直営実施してきた。

	<ul style="list-style-type: none"> 限られた人材でより効率的に健康福祉行政を行うために、重層事業も視野に入れつつ、令和 2 年度から、保健師による地区担当制を導入した。保健師は、課内の高齢者福祉担当（地域包括支援センター）・健康づくり担当の2係に所属し、各分野の「業務担当」としての役割を担うと同時に、「地区担当」として業務担当分野に関係なく、担当地区での各種相談や個別ケース対応、地域づくりの調整役等を担う体制とした。町職員・専門職も少ないため、このような体制にせざるを得ない状況であった。現在、保健師 7 名（うち産休 2 名）で 13 地区を担当している。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 当市では、平成 30 年度より国のモデル事業にて多機関協働事業をスタートした。本事業の取組みとして、「総合相談支援体制（ワンストップ窓口を設置せず、多機関が連携して、相談内容を適切な機関へつなぐ）」を推進してきた。 市としては、それぞれの世帯に対し、チームで連携して対応・支援するようなイメージで取り組んできた。各支援者同士で連携を図ってもなお、支援メニューが決まらない際は、社協の相談支援包括化推進員につなぎ、推進員が関係機関と連携をとり（場合によっては参集するなど）、支援方針の検討を行ってきた。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> 各支所の保健師が地域内での情報把握や相談・調整役を担っていた。乳幼児健診や子育て世帯への訪問等の各種保健活動で地域に出向く機会も活用しつつ、地域課題の把握に努めていたが、支所内での相談対応が主であった。 もともと地域内のつながりが強く、区長や民生委員等の地域の世話役は、複合ケース等も含めて地域課題を熟知している人が多かった。これらの世話役は地区社協に参加しており、地区社協を通じて、市社協で各地区の地域課題が把握される仕組みが構築されていた。しかし、この経路は、市社協が把握した地域課題を行政（市）につなげる仕組みがやや弱いという課題があった。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者福祉分野の生活支援体制整備事業として、市社協で日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、各圏域単位で高齢者を中心とした地域の生活課題の把握と地域づくり活動を行っていた。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> はざまのケースについては、相談を受けた部署が主体となって対応することが多く、相談内容に対して適切な支援ノウハウを持っている部署に、必ずしもつながっていなかった（例：男性に対する DV 問題を子育て担当部署で対応していた）。 地域包括支援センター（一部委託）は地域課題を最も把握している機関だが、複合ケース等について事業所内のみで抱え込んでしまう傾向が見受けられた（行政等への相談は、センターが必要と判断したときのみ）。

12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業開始以前の平成29年度時点で、既に当市の高齢化率は40%を超える状況であった。これに対応する相談支援体制として、日常生活圏域4圏域に対し、直営の地域包括支援センター1か所、及び各圏域にある保健センターにブランチ機能を持たせ、支援体制を整備していた。介護保険の保険者は福祉課に、地域包括支援センターは健康増進課の所管であった。そのため、企画・立案・実働において組織的にも配置的にも分断され、連携しづらい状態であったことから、所管の在り方も含めた検討が必要であった。 本市独自の集落支援員として「福祉エリア支援員」を地区社協に配置している。福祉エリア支援員は保健師・看護師の有資格専門職であり、地域巡回等のアウトリーチ活動や地域づくり事業への参画等の活動を行っている。
---------	--

7) はざまケース・複合ケースの把握・対応方法

重層事業の開始以前は、分野横断的な支援が必要なケース対応については、①相談を受けた部署・機関が調整を行う形（鳥取市、米子市、北栄町、大田市、岡山市、東広島市、廿日市市、長門市）と、②小規模自治体のため1つの部署があらゆる領域を担当しており、ケース対応を行う形（智頭町、美郷町）、③重層事業以前から総合相談窓口を設けてはざまケースに対応していた形（美作市）があった。

①については、部署間でのケースのつなぎ・情報共有、役割分担の明確化が主な課題として挙げられていた。②でも、領域を跨ぐケース対応が難しい（美郷町）、③でも課題が同一世帯に複合するケースで領域別にケース検討が行われていて非効率（美作市）といった問題が認識されていた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業以前から関係部署間でケースのつなぎは行っていたが、連携を依頼した部署の受け止めが十分でなく止まってしまうたり、関係部署間での役割分担をうまく整理できない等により、ケースのつなぎは必ずしも円滑にはできていなかった。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業以前（総合相談支援センター開設以前）は、複合ケース等についても、相談を受けた各福祉分野（高齢・障害・困窮・子ども）の担当部署が中心となって対応することが主であった。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業以前から福祉課で保健福祉分野の相談窓口をすべて所管しており（高齢者[地域包括支援センター]、生活困窮、母子福祉、母子保健、障害者福祉）、複合ケース・はざまケース等についても各分野担当が適宜連携しつつ対応していたが、チームアプローチをより一層強化し、複合ケース等への対応を充実させたいと考えていた。

4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当町の相談支援機関は直営が多いこともあり、地域包括支援センターをはじめ、各相談支援機関は重層事業開始以前から、担当分野にとらわれずに担当以外の相談にも幅広く対応する姿勢で取り組んでいた。 ・ 各相談支援機関が分野にとらわれずに対応することで解決できるケースもあるが、分野間のはざまのケースや複合ケースについて、どうしても担当や役割が不明確になり、対応が進まない等の課題も発生していた。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市社協では、重層事業以前から、受けた相談への対応を社協内で協議する対策会議（ケース検討会議）、地域包括支援センターの各ステーションごとにおこなわれるステーション内会議、公的な福祉サービスだけでは対応が難しいケースや複雑多様化した問題の解決を目指す CSW 困難事例検討会を実施していた。このような類似の取り組みを行っていたこと、また市と市社協の連携も密にできていたことから、市社協への委託が最良と判断し、この体制により各種取り組みを強化していくこととした。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災の影響による生活困窮世帯の増加と、上記のアウトリーチ活動により潜在的な生活困窮世帯の掘り起こしが進み、生活困窮に関する相談が増加した。市と市社協が連携して相談支援にあたったが、経済面以外にも課題を抱えているなど、困窮支援のみでは根本的な解決が難しい課題を抱える世帯（複合ケース・はざまケース）も多数見受けられた。 ・ 複合ケースやはざまのケースについては、重層事業以前は、高齢・障害等の各分野担当による対応が主であり、情報共有が十分にできていない状況もあった。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当町は中山間地の小規模自治体であり、かつ委託先となるような社会資源も少ないため、福祉関連の各種事業も従来から町直営で実施している。重層事業を所管する健康福祉課は、高齢者、障害者、生活困窮、子育て、保健・医療分野を管轄し、包括的相談支援事業に係る各種相談支援機関についても、生活困窮者自立相談支援事業以外は、すべて当課で直営実施してきた。 ・ 健康福祉課で対応していたが、はざまケースについて難しさを感じていた。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市では、平成 30 年度より国のモデル事業にて多機関協働事業をスタートした。本事業の取組みとして、「総合相談支援体制（ワンストップ窓口を設置せず、多機関が連携して、相談内容を適切な機関へつなぐ）」を推進してきた。ワンストップ窓口を設置しなかったのは、当市が中学校区や福社区などで圏域が分かれていることが要因の1つであり、各部署が話を聞く中で別分野の課題を把握した際は、「つなぐシート※1」を活用して担当分野につないでいく流れとした。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合ケース等については、平成 22 年度以降、総合相談窓口で相談対応をし、生活困窮を含むケースの伴走支援に取り組んでいた。

	<ul style="list-style-type: none"> 各福祉分野で要保護児童対策協議会や障害者自立支援協議会等のケース検討会議を開催していたが、同一世帯が関わる複合ケースについても各分野ごとにケース検討を行っており、非効率な面があった。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年度に市社協への委託により、生活困窮相談窓口（東広島市生活支援センター）を開設し、引きこもり等のはざまのケースの相談にも対応していた。 当該窓口で把握したはざまのケースについては、市社協が市の関係部署等と連携して対応していたが、他部署から当該窓口（市社協）への情報のつなぎは制度化はされておらず、各ケースの状況に応じて実施されていたと考えられる。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> はざまのケースについては、相談を受けた部署が主体となって対応することが多く、相談内容に対して適切な支援ノウハウを持っている部署に、必ずしもつながっていなかった（例：男性に対するDV問題を子育て担当部署で対応していた）。 また、地域包括支援センター（一部委託）は地域課題を最も把握している機関だが、複合ケース等について事業所内のみで抱え込んでしまう傾向が見受けられた（行政等への相談は、センターが必要と判断したときのみ）。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業開始以前の平成29年度時点で、既に当市の高齢化率は40%を超える状況であった。これに対応する相談支援体制として、日常生活圏域4圏域に対し、直営の地域包括支援センター1か所、及び各圏域にある保健センターにランチ機能を持たせ、支援体制を整備していた。介護保険の保険者は福祉課に、地域包括支援センターは健康増進課の所管であった。そのため、企画・立案・実働において組織的にも配置的にも分断され、連携しづらい状態であったことから、所管の在り方も含めた検討が必要であった。 地域包括支援センターの相談件数も増加し、高齢者支援として介入する中で、障害や虐待、未就労若年層といった複合的課題を抱える世帯を発見するケースも増加していた。

③重層事業の検討経過

8) 重層事業に取り組むきっかけ

重層事業への取組みにつながるきっかけとして、もともと包括的な相談支援を行う仕組みを採用しており、その強化のために重層事業を活用した事例（智頭町、美郷町、岡山市、美作市）や、地域福祉計画の策定を通じて明確になった課題を解決するため、既存事業の連携強化に重層事業を

活用した事例（鳥取市、東広島市、廿日市市）が見られた。

また、住民同士が助け合う地域づくりを特に意識して、従来からの取組みの運用を効率化したり、役割を強化することを目指して事業を組み立てた事例（米子市、北栄町、松江市、岡山市）もあった。

災害・防災が関係している事例もあった。大田市ではモデル事業を開始した年に地震で大きな被害が生じたことをきっかけに、困窮世帯へのアウトリーチが進んだことで、複合的な課題を持つ困窮世帯への連携支援を強化する方向に、重層事業を活用した。また、北栄町では「防災」と「福祉」を切り口に、行政と社協が地域に出向き、課題が可視化されたことで、重層事業への取組みの機運が生まれていった。

重層事業への取組みの経緯を辿ると、ほとんどの事例では、福祉部門が主導して事業に着手していた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度に地域福祉計画を策定する過程で、地域福祉課から各部署に課題のヒアリングを行い、集約したところ、各相談窓口だけでは支援が進みにくい困難事例（8050 問題等）が増加していることが共通の課題として認識された。 その対応策として、関係部署が連携して困難事例に対応するという方針を計画に盛り込み、令和元・2年度に、具体的な市内連携の方法や連携に際しての課題について、各相談窓口と地域福祉課とで協議を行った。その結果、複合ケース等については従来から関係部署間で連携して対応していたものの、必ずしもケースのつながりが円滑にできていなかったことが課題として明確になった。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業開始以前の令和 2 年度から、市内 29 地区中 2 地区（市街地）をモデル地区に設定して、CW による地域支援を開始していた（市社協へ委託）。 モデル2地区では、CW が地域に出向き、困りごとを抱える世帯等に関する相談に対応するとともに、住民等と連携して地域資源の開発に取り組み、住民主体によるこどもの居場所づくり等の成果もでていた。ただし、モデル地区以外では、地域課題の把握・対応は十分には行えていない状況があった。 地域課題の把握や地域づくりの必要性を強く感じていたため、重層事業によりこれらの機能を強化したいと考えた。 地域づくりや新たな社会資源の開発、複合ケース等を含む相談対応・調整等を担う拠点機能が必要と考え、総合相談支援センターの開設を決定し、地域福祉計画に位置付けていた。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業以前から福祉課で保健福祉分野の相談窓口をすべて所管しており（高齢者〔地域包括支援センター〕、生活困窮、母子福祉、母子保健、障害者福祉）、複合ケース・はざまケース等についても各分野担当が適宜連携しつつ対応していたが、チームアプローチをより一層強化し、複合ケース等への対応を

	<p>充実させたいと考えていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当町特有の地域課題として、不登校の増加があった。(中略)こどもは将来の地域の担い手であること、引きこもりの原点はこども時代の環境による影響が大きいことなどを考慮し、特にこどもへの対応を重点的に行う必要があると考えていた。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度に鳥取県からの勸奨により、国の「安心生活創造推進事業」を活用し、「支え愛ネットワーク構築事業」を開始した。当該事業は「防災」と「福祉」を切り口として、地域の助け合い・支え合い活動を促進することを目的とした事業であり、町と町社協が連携して地域に出向き、地域の現状・課題の把握を丁寧に行っていた。この取組みが後のモデル事業、重層事業につながる契機となった。 地域に出向くことで、地域や各家庭の課題が徐々に可視化され、引きこもり等の相談支援機関につながっていないケースをはじめとした課題への対応の必要性を強く感じるようになった。 モデル事業開始当初は、複合ケース等の対応のために多機関協働でケース検討を行うことを主目的にして開始したが、取組みを進める中で地域との連動が不可欠であり、地域づくりの強化が必要だという課題認識がモデル事業後半になって深まった。 また、同時期に、未策定だった地域福祉計画の策定を行っており、計画策定の中で同様の課題認識が深まっていったことも重層事業へ取り組む契機となった。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> 住民が主体となって地域課題に対応していく仕組みづくりの必要性を感じており、モデル事業において「ふくしなんでも相談所」等の相談体制の強化に取り組んできた。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度からモデル事業を開始したが、開始直後(平成 30 年 4 月 9 日)に大田市を震源とする島根県西部地震が発生し、全世帯の約 4 分の 1 が家屋損壊するなど、甚大な被害を受けた。 市社協では、損壊した屋根を覆うブルーシート張り等の被災世帯支援を行ったが、この活動がアウトリーチの機能を果たし、結果的に生活困窮等の生活課題を抱える世帯の掘り起こしが進んだ。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> 保健師地区担当制を核として、複合ケース等への対応を含めた各種関連事業を柔軟な体制で効率的に運用することが可能となると考え、重層事業を実施することとした。重層事業として新たな体制・事業を開始するのではなく、これまでの取組みを強化するために、重層事業の枠組みを使おうと考えた。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 個別相談の対応後における地域につなぎ戻していく活動(フォローアップ)が不十分だったことが課題である。福祉的支援に関わってきた機関へ聞き取り

	<p>では、支援を行った住民が地域に戻った後で状況・体調の悪化が起きていたなどの内容があった。</p>
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関連の相談窓口は本庁・支所等の市内各所に分散していた。このような環境もあって、福祉関連の相談でのたらい回しが発生しやすく、窓口間の移動の負担も大きいなど、福祉の縦割り問題が深刻化し、市民から苦情が多発していた。(中略)福祉の縦割りの影響もあり、生活保護率も高い状況であった。 ・ 平成 22 年度に保健センター(保健福祉部局の中核機関)内に、「第 2 のセーフティネット」として、総合相談窓口を市直営で設置した。(中略)その結果、5 年後には生活保護率が半減した。 ・ しかし、総合相談窓口の中核を担っていた職員の異動により、年々、総合相談機能が低下するという問題が発生しはじめた。このため、人事異動による影響が大きい市直営方式を見直し、市社協への委託について検討を開始した。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度に総合計画、第 3 次地域福祉計画を策定する中で、市全体として地域共生社会づくりを推進する方針となった。同時期に国においても地域共生社会づくりや重層事業に関連する検討や法整備等が進められていたことも、背景として大きい。 ・ 後の重層事業につながる流れの背景には、特にヤングケアラーや引きこもり等の、制度のはざまの課題への対応を充実すべきとの課題認識があった。このため、はざまの課題等への対応として、令和 2 年 6 月に総合相談窓口を設置することが決定された。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に第3期地域福祉計画の策定を行う中で、複合ケース・はざまのケースへの対応が課題としてあがっていた。 ・ 庁内の福祉関連部署(健康福祉総務、高齢、障害、困窮、子ども・子育て担当部署)は庁舎内1階に配置されていたが、スペースが狭い等の問題を抱えており、総合健康福祉センターの空きスペース活用として、関連部署が一体的に当該センターへ移転することが決定していた。移転に際しては、単なる場所の移動ではなく、複合ケース等への対応強化も含めて各部署がより密に連携し、センターが福祉の相談支援拠点となることを目標とした。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの所管の在り方や配置、相談対応の範囲等に課題が生じていたため、保健福祉関連部署全体の機構改革も含めた検討を、平成 29 年度から開始した。この際に、地域包括支援センターとは別に、属性を問わない相談窓口(福祉総合相談窓口)の設置を含め、モデル事業を活用することを検討した。

9) 既存の仕組みの活用

それぞれの自治体で、従来の取組みを重層事業によって効率化する、重層事業として制度的な裏付けをすることで役割を強化する等、既存の仕組みや、地域にもともとある資源を活用する方策が取られていた。

その内容は自治体によって様々で、類型化は難しいが、例えば、もともと行っていた包括的相談支援を重層事業に位置付けることで、チームアプローチの意識付けを行った（智頭町）、社協が設置する日常生活圏域の生活支援コーディネーターの連携強化のために、重層事業で調整役の CSW を設置した（東広島市）、各分野の既存のアウトリーチ事業の課題をリサーチして共通課題を見出して、重層事業におけるアウトリーチの方向性を検討した（廿日市市）等の事例があった。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署間のケースのつなぎの円滑化については、令和4年度から新たに包括的相談支援員を人権推進課中央人権福祉センターに配置し、関係部署だけでは調整が難しいケースの調整を行うようにした。従来どおり、まず各関係部署間で調整を行い、それでもうまく進まない場合に支援員が介入するという役割分担とした。 既存の地域の集まりが住民主体の生活課題把握や解決策検討の場となるよう支援するため、令和3年度（移行準備事業）からモデル地区2か所を設定し、取組みを開始した。当該2地区において、市社協が地域の既存の集まりに出向き、住民主体の生活課題把握や解決策検討に向けた働きかけを行っている。 令和4年度からは市社協による地域の既存の集まりへの参加を全市に拡大し、まず地域に出向き、地域の声を拾うことから始めている。 地域で活動している既存ボランティア等の活用についても、令和4年度から、地域食堂のボランティア等から人材を発掘し、「つながりサポーター」（地域で困りごとを抱える人の把握と行政等へのつなぎ役）として育成を開始した。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業開始（令和4年度）とともに事業拠点として、総合相談支援センターを市直営で開設した。当センターは、分野にとらわれない相談受付を行う「福祉のよろず相談」等のほか、従来の地域包括支援センターの機能も包含した。また、市直営だが市社協から出向で職員を受け入れ、市と市社協が協働して事業に取り組む体制とした。直営として市が事業の状況を詳細に把握しつつ、官民協働でより実効性のある運営ができると考えたからである。 上記にあたり、従来は全委託だった地域包括支援センター（7か所）のうち、1か所を基幹型として市直営とし、総合相談支援センターに包含した（職員は市社協から出向）。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> 以前から生活困窮者自立支援対策等により重層事業に類似した取組みを行

	<p>っており、これをベースとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特に、重層的支援会議・支援会議といった制度化された関係者調整会議が開催可能となるので、これらの会議を通じて関係部署同士が助け合える仕組みの確立やチームアプローチに対する各分野担当者の意識づけを図りたいと考えた。 ・ 地域づくり事業に関しては、困難を抱える人に対する支援のつなぎ先として、現行の様々な事業（ミニデイ、ふれあいサロン、就労支援、こども食堂等）を分野の垣根を越えて利用できるようにしたいと考えた。 ・ 生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター等の地域づくりに取り組んでいる関係者との情報共有のための定例会開催を新たに検討している。生活支援コーディネーターは 3 名配置されており、地域の情報に精通し、かつその活動はアウトリーチ機能を担っている。従来、福祉事務所との連携はなかったため、重層事業開始を契機に連携を図りたいと考えた。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題を抱える住民のことは周囲の住民しか知らないことが多い。そのようなケースが地域の中でうまく拾い上げられ、相談につながるように、民生委員だけでなく広く地域住民から行政・相談支援機関に「周囲の気になるケース」を気軽に相談できる環境づくりを目指して、自治会の「支え愛連絡会」の強化・推進を図りたいと考えた。 ・ 自治会の「支え愛連絡会」は、地域の助け合い活動の担い手が集まり、地域の気になるケースの情報交換を行う会議であり、平成 25 年度の「支え愛ネットワーク構築事業」開始時から町と町社協が連携して推進している。 ・ 連絡会がうまく機能し地域内での自主的な助け合いの仕組みが構築されている自治会もあるが、自治会により温度差がある。全ての自治会で助け合いの取組みが進むよう、地域づくりの一環として連絡会の取組みを強化していきたいと考えた。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業の実施にあたり、地域包括支援センター（6 か所）、及び重層事業の 3 事業（多機関協働事業・アウトリーチ等継続的支援事業・参加支援事業）すべてを市社協へ委託し、市社協中心の事業実施体制を構築した。 ・ 市社協では、重層事業以前から、受けた相談への対応を社協内で協議する対策会議（ケース検討会議）、地域包括支援センターの各ステーションごとにおこなわれるステーション内会議、公的な福祉サービスだけでは対応が難しいケースや複雑多様化した問題の解決を目指す CSW 困難事例検討会を実施していた。こうした類似の取組みを行っており、また市と市社協の連携も密にできていたため、市社協への委託が最良と判断し、この体制により各種取組みを強化していくこととした。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業として新たに創設した事業はなく、下記の「わたしの町の看護師さん

	<p>事業」や「子どもと大人の交流の場づくり事業」をはじめとした既存事業を重層事業に位置付けて、強化・推進を図ることとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「子どもと大人の交流の場づくり事業」（所管：地域福祉課）は、生活困窮者自立支援事業の一環として実施していた事業であり、こどもの学習支援とともに生活課題を抱えるこどもの居場所づくりや生活支援等を行う事業である。令和 4 年度から重層事業への位置付けを検討している。当該事業では学校や教育委員会等の教育分野と連携ができていたため、当該事業を重層事業に位置付けることで、重層事業における教育・福祉の連携強化につなげたい。 ➤ 「わたしの町の看護師さん事業」（所管：医療政策課）は、本市が医療分野のモデル事業として開始した事業であり、看護師 OB 等が地域に出向いて健康づくりをはじめとした相談対応や健康づくり活動支援を行う中で、住民と医療・福祉をつなぐことを目的としている。重層事業における身近な相談窓口の役割としての機能が期待できるため、重層事業へ位置付けて実施することとした。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業として新たな体制・事業を開始するのではなく、これまでの取組みを強化するために、重層事業の枠組みを使おうと考えた。 ・ 具体的には、各分野（高齢・障害・困窮・子育て等）で取り組んできた地域での居場所づくりや生活支援等を、分野の垣根を超えて展開したいと考えた。高齢者分野では、地域包括支援センターが中心となって、地域支援事業の中で多世代交流も含めた居場所づくりを進めているが、重層事業により、障害者分野等と連携し、垣根を超えた居場所として展開するなどの取組みができると考えた。 ・ また、地区担当保健師を調整役として、連合自治会関係者や民生委員、その他の関係機関や事業所等の連携を強化し、生活支援等の活動をより一層促進したいと考えた。 ・ 併せて、地区担当保健師が連合自治会や民生委員等と情報共有しながら、気になるケースに対してアウトリーチができるようにしたいと考えた。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ （該当情報なし）
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市社協への委託に際しては、委託のメリット・デメリットを市長及び幹部に説明し、了承を得た。本市において市社協に委託するメリットとして以下 4 点を整理した。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人事異動に影響されないため、支援対象者や地域の関係者との信頼関係の構築と継続が容易。 ② 福祉の専門職集団（社会福祉士、精神保健福祉士等）であり、重層事業の趣旨の理解が容易。

	<p>③ ①②のとおり、事業趣旨を理解した専門職が一貫した支援方針で、継続的に相談支援を実施できる。</p> <p>④ 市社協を明確に事業の司令塔と位置付け、事業をけん引することで、人事異動により市の担当者が替わっても、知識や経験が豊富な市社協で行政側をサポートできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、地域課題の把握については、地域内で把握されている課題を的確に収集し解決につなげていくため、モデル事業開始時(平成30年度)から各地域へのCSW配置を開始した。令和3年度の総合相談支援センター開設とともに、各支所内に「地域ステーション」(市社協の出先機関)を設置してCSWを配置し、各地域単位で市と市社協が連携して地域課題に取り組む体制を構築した。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者福祉分野の生活支援体制整備事業として、市社協で日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、各圏域単位で高齢者を中心とした地域の生活課題の把握と地域づくり活動を行っていた。 ・ 令和2年度からはモデル事業として、市社協で市内10圏域中2圏域にCSW(生活支援コーディネーター兼務)を配置し、CSWによる地域づくり事業を開始した。 ・ 取組みを整理してから重層事業を始めたというよりは、議会質問等で課題提起されたテーマに対して、重層事業のチームで対応してきた。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人や市社協等の庁外関係機関との連携体制や、庁内の関係部局間の連携体制(係長級職員によるフィールドマネージャー会議)を新たに構築した。 ・ 参加支援事業については、社会資源など強みを持つ市社協に委託し、市内の多様な主体とのネットワークづくりによる事業実施を推進している。 ・ アウトリーチ等事業については、高齢・障害・困窮等の各担当部署で従来から実施していたアウトリーチに関する共通課題を分析した上で、支援者支援の視点から重層事業におけるアウトリーチ等事業の在り方を整理し、来年度から本格的に実施することとした。アウトリーチは対象者に長期間にわたって関わり続けることが難しいことや、新規ケースに対して対応部署が決まらず初動が遅れること等が全分野共通の課題であったため、これらの課題に対応できる方法で実施する予定である。 ・ 複合ケース等に対する初動での情報共有を容易にすることを目的に、共有ツールとして「つなぐシート」(紙媒体)を導入した。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度からモデル事業を開始し、併せて組織改編を行った。保健福祉部を2課体制(福祉課・健康増進課)から3課体制(高齢福祉課・地域福祉課・健康増進課)とし、高齢福祉課内に地域包括ケア推進室を設け、同室内に基

	<p>幹型地域包括支援センターと福祉総合相談窓口を設置した。また、基幹型以外に2か所の地域包括支援センターを新設した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総合相談窓口は属性を問わない相談窓口であるが、高齢化率が高く、既に地域包括支援センターが高齢者の相談を起点とした多様な相談に対応していたため、福祉総合相談窓口も同一課内に設置した。一方、属性を問わない相談窓口として、福祉総合相談窓口の設置後も、こどもが関連する複合ケース等の対応は、子ども所管部署（子育て支援課）に情報が入ることが多かったため、令和4年度の重層事業開始とともに子育て支援課に多機関協働事業担当者を配置した。
--	---

④重層事業の企画・運営体制

10) 重層事業を主導、関与した部署・組織

【行政】

重層事業の企画運営の中心を担う部署・組織としては、多くは、福祉所管部署の企画部門が主導する形であった（鳥取市、米子市、北栄町、大田市、岡山市、松江市、美郷町、廿日市市）。その他の形としては、小規模自治体で様々な分野のケース支援を行う福祉所管部署が主導する形（美郷町、智頭町）、重層事業の推進のために新たに部署が設置された自治体（東広島市）、ケース支援も行う高齢福祉所管部署が主導する形（長門市）、行政は企画を担当し、事業の多くを社協に全部委託する自治体（美作市）があった。

企画運営や協議に関わる部署としては、福祉部門の各領域の担当部署のほか、教育（鳥取市、智頭町、北栄町、美郷町、廿日市市）、医療（大田市、岡山市）、健康増進（北栄町）などの部門が挙げられた。

東広島市や廿日市市、長門市では、課題を有する住民の情報を得る機会のある各種部門との連携（市民相談窓口、税務、水道、住宅、交通等）や、まちづくりの観点から地域振興・産業振興部門との連携も行われていた。

行政の福祉部門以外との連携の必要性を認識しつつも、福祉との連携による効果を理解してもらえない、困難ケース支援以外での連携ができていない、重層事業が福祉部門だけの事業ではないことを理解してもらえない等の課題を挙げた自治体もあった（鳥取市、智頭町、廿日市市）。

【社会福祉協議会】

社会福祉協議会の関わり方については、①企画・運営の中心として参画しているケース（鳥取市、松江市、大田市、美作市、東広島市）、②事業の中で連携・協議しているケース（米子市、北栄町、廿日市市、長門市）、③関与が少ないケース（智頭町、美郷町）があった。美作市では、重層事業実

施前から市が展開していた総合相談窓口を、庁内の人事異動によって左右されることなく継続的な支援を行う体制とするために、社協に配置された専門職が中核となり、各領域の担当部署と連携・協働する形を取っていた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度の地域福祉計画策定の中で重層事業につながる構想を立案した。当該計画は、地域福祉課、人権推進課中央人権福祉センター（生活困窮担当部署）、市社協が中心となり、その他の福祉分野（高齢者、障害者、子ども・子育て）にも意見聴取しつつ策定した。その後、国で重層事業が制度化され、重層事業の目的と当市の地域福祉計画の目的が合致していたので、上記 3 部署（地域福祉課、人権推進課中央人権福祉センター、市社協）が中心となって重層事業の実施に向けて検討を行った。 教育・子ども担当部署と連携が弱いことが課題である。課題を抱えるこどものケースでは連携は行っているが、通常時の連携がとりにくい面がある。 その他の福祉分野以外の部署からも理解を得ることが必要である。参加支援や地域づくりは、福祉分野以外の部署との連携が不可欠であり、重層事業は福祉分野だけの取組みではないことを他部署に認識してもらうことが必要である。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> 庁内では福祉政策課が中心となって、令和 2 年度（移行準備事業実施前）から福祉保健部の各課の課長補佐級以上の職員による会議を開催し、制度説明や協力要請、事業の進め方等についての協議を実施した。 重層事業開始（令和 4 年度）とともに事業拠点として、総合相談支援センターを市直営で開設した。当センターは、分野にとらわれない相談受付を行う「福祉のよろず相談」等のほか、従来の地域包括支援センターの機能も包含した。また、市直営だが、市社協から出向で職員を受け入れ、市と市社協が協働して事業に取り組む体制とした。直営として市が事業の状況を詳細に把握しつつ、官民協働でより実効性のある運営ができると考えたからである。今後、センターを増設する場合も、同様の体制（市直営＋民間事業者等に職員出向を委託）で行う方針である。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業の計画は福祉事務所が主導し、教育課も関わった。 計画段階では地域住民や町社協の関与は薄かった。地区振興協議会に対しても概要を説明した程度に留まる。今後、連携を徐々に連携を深めいきたい。 その他、町内の県立高校とも今後調整が必要である。福祉的ニーズを抱える生徒が多いが、これまでの調整では、町の福祉部門との連携について理解を得ることが難しかった。今後は小・中学校における教育・福祉の連携を参考に、連携によるメリットを訴求しつつ、連携を深めていきたい。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業実施に向けた検討は、福祉課（所管：高齢、障がい、生活困窮、母子

	<p>寡婦福祉)を中心に、教育総務課(所管:子育て支援)、健康推進課、生涯学習課(所管:子どものための拠点整備)で開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 町社協は、重層事業以前から地域福祉に係る取組みを町と密に連携しながら実施しており、重層事業の検討においても当初から町と一体的に取り組んでいる。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業の実施検討段階から市社協も参画し、連携して事業の検討を行った。重層事業へ移行する事業の内容や予算調整等に関する情報共有を実施した。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に市の「地域福祉計画」と市社協の「地域福祉活動計画」を初めて一体的に策定し、その中で、今後、重層的支援体制の整備に取り組むことを決定し、計画の重点事業に位置付けた。市と市社協で検討会議を設置して計画策定作業を行う中で、重層事業についても検討を行った。 現在、重層事業実施計画を策定中であり、地域福祉課及び市社協のほか、市内の高齢者、障害者、子ども・母子保健、医療政策担当部署で今後の事業内容を検討している。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度から前述の保健師地区担当制等の重層事業を想定した体制を課内で構築し、事業実施方針も立てた上で、令和3年度から重層事業を開始した。 現在、地域福祉計画と重層事業実施計画を策定中であり、その中で分野ごとの連絡会で、改めて事業の実施や連携の体制を協議している。各分野の連絡会は、行政の分野担当と庁外の関係機関が参加して実施している(例:こども子育て分野では保育所や学校関係者が参加)。 教育分野との連携については、当健康福祉課と教育担当部署(教育課)双方が所管する関係会議に相互に参画しあうことで、連携を図っている。健康福祉課は要保護児童対策協議会を所管し、教育課はいじめや発達障害等の特別支援に関する関係会議を所管している。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 当市は、国のモデル事業実施の段階で、関係機関・分野ごとでの課題を洗い出し、ワーキンググループを立ち上げた。メンバーは医療部門や高齢部門、障害部門、こども部門、困窮部門、相談支援包括化推進員であり、グループ内で相談支援包括化推進員の具体的な動き方や関係機関同士での連動ルールなどを協議した。 ワーキンググループ立ち上げの声掛けについては、地域共生社会推進計画の策定時に、保健福祉局内の関係機関(局長以下)にて、地域共生社会の推進を行っていく旨で意思統一を図った。その上で、ワーキンググループを立ち上げた。 重層事業への移行については、上席からのトップダウンと、ワーキンググループ

	<p>内で「岡山市版の重層事業」のイメージ像を検討してきた経過をもって、実現した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁外の関係機関（社協や NPO など）との調整等については、ワーキンググループが核となり、グループ内の各メンバーにおける関係者とのつながりの中で、それぞれ分野ごとに説明を行った。また、場合によっては保健福祉企画総務課が個別で説明を行った。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業につながる取組みは平成 22 年度から始まり、平成 27 年度以降に市直営方式から市社協への委託方式へと見直しを行う過程で、平成 30 年度からモデル事業を活用したことが契機となり、移行準備事業を経て、重層事業実施に至った。 ・ このような構想立案は、平成 22 年度時点から総合相談窓口を所管する福祉政策課（旧：社会福祉課）で主導して進めた。 ・ 令和 4 年度からの重層事業実施に向け、所管部署（福祉政策課）以外も含めた福祉部局全体で事業に取り組むための体制強化と意識醸成を目的に、令和 3 年度に福祉部局全体の業務の見直しと機構改革を行った（福祉政策課、子ども政策課、健康政策課に再編）。 ・ 総合相談窓口を市直営から市社協へ全面委託するにあたり、委託検討を開始した平成 27 年度以降から、市社協で各種補助事業等を活用して人材確保を進めてもらった。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業に向けた検討の中核となったのは、所管課である地域共生推進課と市社協（生活困窮事業、生活支援体制整備事業等の関連事業を受託）であり、この2組織で令和 2 年度からの取組みをけん引してきた。 ・ 令和 2 年 6 月の総合相談窓口開設に向け、単に窓口を開設するだけでなく、当該総合相談窓口と庁内の福祉分野以外も含めた相談窓口担当部署（市民相談窓口部門、税務部門、産業部門等）との連携が必要と考え、関係部署を招集し、ワーキング会議を開始した。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構想立案は健康福祉総務課が主導し、検討・協議には福祉分野担当部署のほか、経営企画、住宅、交通、教育、地域振興等の庁内関連部署、及び市社協が関与した。 ・ 教育部局は、以前から子ども・子育て関連で連携しており、重層事業に対しても一定の理解をしてくれている。 ・ 地域振興部局については、重層事業開始前後で連携関係に特に大きな変化はない。地域づくり事業等については、支所との情報共有・連携が重要であるため、支所を管轄する地域振興部局とのさらなる連携強化が必要と考える。 ・ 市社協には、重層事業の検討段階から参画してもらい、事業実施に向けた協議を行っていた。

12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から健康福祉部4課（地域福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課）の班長（課長補佐・主査相当職）を中心に検討を開始した。協議内容に応じて部・課長も参加した。また、市民活動推進課において、前述の地域づくり協議会のほか、市民相談や消費相談も所管していることから、連携が必要と考え、年度途中から協議へ参加した。 その他、税務、上下水道、保険、住宅等の担当部署とも連携している。これらの部署からは、所管業務の中で把握した福祉的課題を抱える市民に関する情報提供や相談が寄せられている。 市社協とは、地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携、重層事業に関連する包括的相談支援事業（生活困窮者自立支援事業等）や地域づくりに係る事業（生活支援体制整備事業、地域活動支援センター事業等）、参加支援事業（見守り等居住支援）の事業委託のため、協議を重ねた。
---------	---

11) 重層事業の企画・運営に係る会議体

ほとんどの自治体で、市内や社協との連携を円滑に行うために、重層的支援会議とは別に、会議体を設置していた。会議の参加者や目的によって分類すると、①全庁的な意識統一のために首長・副首長レベルが参画する会議体（北栄町、東広島市）、②部署間や社協との連携・情報共有のためマネジャー層が参画する会議体（米子市、大田市、岡山市、廿日市市、長門市）、③具体的な連携方針の協議や現場レベルの関係性づくりのために開催する会議体（米子市、大田市、東広島市）が主であった。

他にも、重層を主導する部署と他部署が互いに所管する会議に参加している例（美郷町）、会議体ではなく、企画運営担当部署が各部署と個別協議・ヒアリングを行っている例（鳥取市）、重層事業のために福祉部局の組織改編を行った例（美作市）などがあった。

社協以外の庁外組織との連携についても、市内外の関係者の連携会議で重層事業について協議している例（美郷町、松江市）、生活支援コーディネーターやNPO等のアウトリーチを担う職種・組織の定例会を計画中の例（智頭町）、福祉部門以外も含む幅広い町内外組織を集めた連携会議を設置している例（大田市；新型コロナウイルス感染拡大により休止中）などがあった。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 関係部署間のケースのつなぎの円滑化については、令和4年度から新たに包括的相談支援員を人権推進課中央人権福祉センターに配置し、関係部署だけでは調整が難しいケースの調整を行うようにした。従来どおり、まず各関係部署間で調整を行い、それでもうまく進まない場合に支援員が介入するという役割分担とした。 令和元・2年度に地域福祉課が主導して関係部署に丁寧にヒアリングしつつ、
--------	--

	<p>協議を重ねた結果、包括的相談支援員の配置という結論に至った。このため、支援員配置に対して特に異論はなく、各部署の共通認識でこの体制となった。</p>
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉保健部を中心とした庁内の連携・調整のための会議体として、マネジャー会議・サブマネジャー会議を組織している。マネジャー会議は課長補佐級以上の職員が参加し、総合相談支援センターの状況等をはじめとした重層事業の情報共有や各部署間の連携体制の再確認等を行っている（4～5か月に1回程度開催）。サブマネジャー会議は複合ケース等に関する具体的な連携方法の確認・検討等のほか、連携のための顔の見える関係づくりの場として開催している（3か月に1回程度）。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーター等、地域づくりに取り組んでいる関係者との情報共有のための定例会開催を新たに検討している。 生活支援コーディネーターは3名配置されており、地域の情報に精通し、かつその活動はアウトリーチ機能を担っている。従来、福祉事務所との連携はなかったため、重層事業開始を契機に連携を図りたいと考えた。 その他、重層事業のアウトリーチ等事業の受託を目的に住民が主体的に設立したNPO団体についても、当該定例会に参画いただく予定であり、その他の地域人材の参画も拡大していきたい。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 庁内体制として、モデル事業実施時から、福祉関連3課（福祉課、教育総務課、健康増進課）だけでなく、庁内全課で福祉的課題を抱える住民に気付き、福祉課へつなぐ体制の構築に取り組んでいる。 具体的には副町長をトップとした庁内連絡会を設置し、福祉的課題を抱えた住民の情報を福祉課と共有するためのツール（つなぐシート）を提示するなど、全庁的な情報共有の仕組みづくりのための協議・調整を行ってきた。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業実施に際して各分野横断的な庁内外のネットワーク組織として「セーフティネット会議」を設置した。当会議の前身として権利擁護、生活困窮を主としたネットワークがあったが、重層事業実施に際してこれを拡大し、各福祉領域別に設置されていた会議体を体系的にまとめて分野横断的に開催するネットワーク会議とした。 セーフティネットワーク会議は庁内関係部署や庁外関係団体等が参加する会議体であり、各団体等の現状報告や共有を目的として年2回程度開催し、市と市社協の共同事務局で対応する形式とした。権利擁護部会、生活困窮部会など、いくつかの機能を兼ねており、開催のテーマによって参加する関係機関は異なるが、行政機関、民生児童員連絡協議会、社協、大学など、様々な関係者が集まっている。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度のモデル事業開始時から以下の会議体を設置し、庁内外で協議・調整を行っている。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「重層事業推進プロジェクト会議」では市・市社協で重層事業の実施方針や体制等を毎月協議している。 ➤ 「重層事業実務者会議」は平成 30 年度当初は市内の福祉関係部署や相談支援機関等による個別のケース検討の場として設置したが、検討すべき個別ケースがあがりにくく、定期開催が難しい状況があった。このため、会議体制を見直し、令和 3 年度から実務者会議を「全体会議」と「個別会議」に分け、前者は関係者の顔の見える関係づくりや情報共有等を主目的とした会議（毎月開催）とし、後者は個別ケースの検討会議として重層事業における支援会議に位置付けた（随時開催）。これにより実務者会議の2会議体が各目的に応じて円滑に進むようになってきている。なお、重層的支援会議も設置しているが現在まで開催に至ったケースはない。 ➤ その他、市内外の連携のための会議体として「地域福祉推進支援機関代表者会議」（庁外）、「地域福祉推進市内連絡会議」（市内）を設置し、福祉分野だけでなく、就労、医療、人権、教育、産業、まちづくり等の多分野との連携を図る体制を構築している。両会議ともコロナ禍のため平成 30 年度に開催したのみとなっているが、今後年 1 回程度の開催を目指している。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、地域福祉計画と重層事業実施計画を策定中であり、その中で分野ごとの連絡会で、改めて事業の実施や連携の体制を協議している。各分野の連絡会は、行政の分野担当と庁外の関係機関が参加して実施している（例：こども子育て分野では保育所や学校関係者が参加）。 ・ 教育分野との連携については、当健康福祉課と教育担当部署（教育課）双方が所管する関係会議に相互に参画しあうことで、連携を図っている。健康福祉課は要保護児童対策協議会を所管し、教育課はいじめや発達障害等の特別支援に関する関係会議を所管している。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市は、国のモデル事業実施の段階で、関係機関・分野ごとでの課題を洗い出し、ワーキンググループを立ち上げた。メンバーは医療部門や高齢部門、障害部門、こども部門、困窮部門、相談支援包括化推進員であり、グループ内で相談支援包括化推進員の具体的な動き方や関係機関同士での連動ルールなどを協議した。 ・ ワーキンググループ立ち上げの声掛けについては、地域共生社会推進計画の策定時に、保健福祉局内の関係機関（局長以下）にて、地域共生社会の推進を行っていく旨で意思統一を図った。その上で、ワーキンググループを立ち上げた。 ・ 庁外の関係機関（社協や NPO など）との調整等については、ワーキンググル

	<p>ープが核となり、グループ内の各メンバーにおける関係者とのつながりの中で、それぞれ分野ごとに説明を行った。また、場合によっては保健福祉企画総務課が個別で説明を行った。</p>
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度からの重層事業実施に向け、所管部署（福祉政策課）以外も含めた福祉部局全体で事業に取り組むための体制強化と意識醸成を目的に、令和3年度に福祉部局全体の業務の見直しと機構改革を行った（福祉政策課、子ども政策課、健康政策課に再編）。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> 市全体で地域共生推進に取り組む方針が決定していたため、市長をトップとした「地域共生社会推進本部」を組織し、上層部レベルで全市的な課題・情報の共有や重層事業をはじめとした取組みにおけた意識共有を行う体制が構築された（構成メンバー：市長・副市長、市社協会長・事務局長、部長級職員）。 令和2年6月の総合相談窓口開設に向け、単に窓口を開設するだけでなく、当該総合相談窓口と庁内の福祉分野以外も含めた相談窓口担当部署（市民相談窓口部門、税務部門、産業部門等）との連携が必要と考え、関係部署を招集し、ワーキング会議を開始した。 当該ワーキング会議では、他分野も含めた望ましい連携体制や連携方法について、グループワーク等を行いながら模索した。既に各部署での相談対応がある程度完結している中で、複合ケース等について、部署を超えて連携することの重要性を認識してもらう必要があったが、その意識付けが難しかった。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> 係長級職員（フィールドマネジャー）による庁内ネットワーク会議を月1回開催し、行政内の関係部署間での情報共有、連携方針の検討を行っている。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度から健康福祉部4課（地域福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課）の班長（課長補佐・主査相当職）を中心に検討を開始した。協議内容に応じて部・課長も参加した。また、市民活動推進課において、前述の地域づくり協議会のほか、市民相談や消費相談も所管していることから、連携が必要と考え、年度途中から協議へ参加した。

12) 地域住民や法人等の声を活かす取組み

地域の法人や施設等については、重層事業の実施に当たり、説明会を開く、各種会合等に出席して説明する、直接訪問する等の方法により、重層事業の理解と協力を求める取組みを、多くの自治体が行っていた。

また、民生委員や、地域福祉計画の審議会等に参加する住民に対して説明や意見聴取を行う例も複数あった（米子市、美作市、東広島市）。

一方で、重層事業の企画段階から、広く一般の地域住民や自治会等からの意見聴取を行っている事例はなかった。重層に限らず、広く地域課題の把握や検討については、サロン等の集まりに出向いている例(鳥取市)、地域課題について考える会を開いている例(智頭町)があった。

重層事業の仕組みが複雑でうまく意見聴取が出来なかったことを課題として挙げた例(北栄町)や、重層事業の仕組みを広く住民に理解してもらうよりも、民生委員等のキーパーソンの理解・協働を優先することを意識している例もあった(鳥取市、美作市)。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の地域の集まりが住民主体の生活課題把握や解決策検討の場となるよう支援するため、令和3年度(移行準備事業)からモデル地区2か所を設定し、取組みを開始した。当該2地区において、市社協が地域の既存の集まりに出向き、住民主体の生活課題把握や解決策検討に向けた働きかけを行っている。既存の集まりは町内会・自治区の会合をはじめ、高齢者サロンや介護予防通いの場、オレンジカフェ等、もともと市社協が活動助成や支援を行っていた会合等を中心に開始している。 令和4年度からは市社協による地域の既存の集まりへの参加を全市に拡大し、まず地域に出向き、地域の声を拾うことから始めている。 ・ 重層事業に関して住民から意見を聞く機会は現時点では特に設けていない。住民側から見たら大きな変化はないため、まず行政や社協等の支援者側の意識づけに取り組んだ。住民からの意見聴取は今後の課題である。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や関係機関に対しては、移行準備事業の期間(令和3年度)に、民生委員や地区社協、地域包括支援センター等の各種会合に出向き、重層事業の制度概要や総合相談支援センター開設をはじめとした当市の方針等の説明を行った。総合相談支援センター開設については、関係部署間でのたらい回しがなくなることに対する期待の声寄せられた。また、地域で周囲の課題に気付き、センターに早期につなぐことの重要性を説明したことで一定の理解を得ることができた。 ・ 重層事業に対する関係機関や住民等からの意見聴取は、地域福祉計画審議会や総合相談支援センター推進会議等の関連会議において適宜実施している。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政からの依頼や相談を受け、住民有志がこども食堂の委託を受けたり、NPO 法人を立ち上げるなど、総じて地域づくりに対する住民意識が高いことが当町の強みである(町職員 OB・OG や寺院の関係者など)。 ・ 従来から、様々な分野で「暮らしを考える会」として町職員が地域に出向いて各種説明等を行っていたが、重層事業に向けた取組み等に関する周知は特に実施していなかった。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の福祉関連事業所・法人(社会福祉法人・医療法人等)に対しては、事

	<p>業検討段階で意見交換のための連絡会を開催し、意見を聴取した。多機関協働事業やアウトリーチ等事業の実施に際しては事業者の協力が不可欠であるため、可能な限り意見聴取するように配慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や自治会等の地域組織からは事業検討段階で意見聴取はほとんどできていない。生活支援体制整備事業の協議体で意見聴取を行ったが、あまり意見は出なかった。重層事業の仕組みが難しく、理解しがたかったことも一因と思われる。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民対象の「地域力アップ研修会」(外部講師を招いた研修・講演)を年1回開催している。毎年テーマを設定して開催し、連合自治会役員や民生委員をはじめとした地域づくりに関心のある住民が参加している。参加した住民が地域食堂を立ち上げるなど、具体的な成果も出ている。 ・ その他、地域での健康づくり支援活動や地域包括支援センター等の相談支援機関の活動の中で、住民に対して、町の現状・課題や地域共生社会づくり等について適宜周知するように努めている。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業開始にあたり、市内のすべての保育所等就学前保育・教育施設、小・中学校に出向き、複合的な課題を抱えるこどもの相談窓口として総合相談支援センターを周知した。これにより学校等からの相談が増加した。 ・ 総合相談支援センター開設や福祉部局の機構改革について、広報等で周知を図ったがあまり浸透していなかった。地域で相談に関わる関係者への再周知が必要と考え、民生児童委員の定例会や地区社協の会議等に出向いて説明を行った。各地域のCSWも各種会合等で適時説明している。 ・ 住民から重層事業開始に対する直接的な反応はない。また、初期段階で重層事業の詳細を住民に深く知ってもらう必要はないと考えている。「窓口が一本化された」と周知しても、新たな窓口が増えたと誤解され困惑することが懸念されるからである。まず民生委員や区長等の地域の関係者に理解され、そこから市・市社協へ情報がつながり、連携して対応する仕組みを確立することで、自然と重層事業が市民に浸透すると考えている。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民意見については、地域福祉計画の推進協議会において重層事業実施計画に対する意見聴取を行った。 ・ 地域の社会福祉法人等の関連事業者からの意見反映についても、上記推進協議会において主要法人の代表者から意見聴取を行ったほか、協議会前に個別に説明等も行った。ただし、協議会に参加していない関連事業者も含めて幅広く意見聴取するプロセスは踏めていない。

11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人については、指導監査業務の関連から年1回の定期情報交換会を実施しており、この機会を活用して重層事業への理解・協力を呼び掛けた（社会福祉法人の公益的取組みの一環として、地域の身近な相談場所としての取組み等を依頼）。重層事業については概ね好意的に受け止めてもらっており、重層事業により行政の縦割り対応の弊害が解消され、分野横断的な対応が強化されることが期待されている。 ・ 重層事業について住民から直接意見を聞く場は設けていないが、福祉センター内に設置した「相談丸ごとサポートデスク」（相談先がわからない場合の初期対応と担当部署へのつなぎを行う窓口）の周知を積極的に行っている。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域共生に関する住民への発信や参加促進に関して、重層事業（モデル事業）の取組み開始以前に意識的に取り組んだものは少ない。今後、地域振興や高齢福祉・介護保険分野における下記の取組みと連携させて強化していきたい。

⑤重層事業によって生じた変化

13) ケース対応について

重層事業を始めてから生じた変化として、ケース対応が効率化・迅速化した（美作市）、ケースに深く介入することができるようになった（智頭町、北栄町）、部署間の相互理解が進んだ（鳥取市、大田市、岡山市、東広島市、廿日市市、長門市）、チームアプローチへの意識が高まった（鳥取市、智頭町、北栄町）等が挙げられ、分野横断的な関係性強化により、ケース対応が効率化、あるいはその質が向上したと感じている自治体が多く見られた。一方で、既存のカテゴリに収まらない複合ケースのつなぎ先が見つからず、総合相談支援センターで抱え込んでしまうという課題を感じている例もあった（米子市）。

特定の領域について注目すると、本人の同意取得が難しい障害者へのチームアプローチがやりやすくなった（大田市）、教育部門と福祉との連携が進んだ（北栄町、美作市）という例があった。また、チームアプローチによって異なる領域の支援担当者同士が、互いの視点や技術を学び合うことで、ケース対応能力の向上につながっているとの意見もあった（智頭町、大田市）。

さらに、地域住民の意識が変化し、住民や企業等から（美郷町）、あるいは民生委員等から（松江市）の相談件数が増えたとの声も上がった。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業によって他部署の取組みを把握できるようになったことで、各部署が動きやすくなった。支援会議では各分野で実施している支援内容を共有し、他部署の取組みを理解した上で、各部署が自部署でできることを検討するように
--------	---

	<p>なり、これによって多機関協働での支援ができるようになってきている。</p>
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援センターに対する市民の認知度が高まり、浸透している。従来、どこに相談してよいか相談先がわからなかった市民が当センターに相談にきている。センター開設当初、メディアで PR したほか、開設後も民生委員や居宅介護支援事業所等の地域の関係機関の会議に参加するなど、継続的に周知活動を行ってきたことが奏功したと考える。 ・ 令和4年度の総合相談支援センター開設後、毎月の新規対応相談件数は 30～50 件程度で漸増している。相談経路は5割が住民本人から、5割が関係部署・相談支援機関等からのつなぎである。 ・ 内容は複合ケース（1 ケースで概ね3～4分野に該当）が多い。分野別では高齢、障害が主だが、既存の分野カテゴリに該当しない内容が非常に多く、対応に苦慮している（例：墓じまい、終活、家の周囲の側溝等の個別的な住環境の問題）。つなぎ先となる部署の選定が難しいケースが多く、センターで抱えるケースが増えている。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複合ケース等に対するチームアプローチができるようになったことが、最も大きな変化である。各分野の相談支援担当者が気になりつつも深く介入できていなかった複合ケース等について、重層事業の支援会議等で情報・課題が適切に共有され、各担当が声を掛け合って共同してケース対応を進めていけるようになってきている。 ・ 重層事業開始後、町職員の意識にも変化が見られ、複合ケース等に複数部署でともに取り組もう、取り組まねばならないという意識がより一層強まっている。重層事業の断らない相談支援、総合相談という意識付けができてきている。 ・ 上記のようなチームアプローチを行ったり、支援会議等で課題を共有することで、所属や専門、経験年数の異なる職員が、他分野でのケースアプローチの仕方や着目点等をお互いに学び合えるようになり、それぞれのスキルアップにつながっている。多職種で同一ケースにチームアプローチすることのメリットはたいへん大きい。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従来、継続的な関わりが難しかった制度のはざまのケース等に関与し、対応できるようになってきた。重層事業によって引きこもりや累犯者等に関与する部署・担当者が明確になり、庁内でも連携して対応していこうという意識付けができてきた。この意識の変化が起きたことが大きい。 ・ 多機関協働事業で対応しているケースは現在 40 件程度。当町では、各相談支援機関が従来から断らない相談対応に努めており、一定精査されたケースのみが多機関協働事業にあがってくる状況であるが、対応が必要なケースは潜在的にはかなり多いと思われる。 ・ 福祉と教育の連携機会が増えた。スクールソーシャルワーカーから福祉課に相

	<p>談が入るようになり、卒業後の支援という視点も含めて、福祉・教育の連携は少しずつ進んでいる。現在はスクールソーシャルワーカーとの連携が主だが、学校教育全体との連携が必要である。</p>
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ふくしなんでも相談所」をはじめとした相談体制の充実により、複合ケース等も含めた相談件数が徐々に増え、解決に向かうケースも少しずつ増えている。 ・ 「ふくしなんでも相談所」への相談は本人からの相談が最も多いが、民生委員、福祉推進員をはじめとした見守り活動等を行う地域人材からの相談も入っており、その点も事業の効果と感じている。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実務者会議（全体会議・個別会議）の開催等により、関係部署・機関間の顔の見える関係づくりができ、複合ケース等の情報共有の機会も増えている ・ 特に個別会議（重層事業の「支援会議」に位置付け）において、従来、情報共有が難しかった障害分野の情報共有ができるようになったことが成果として大きい。障害のために本人同意を得ることが難しく情報共有が難しかったケースも、重層事業の支援会議に位置付けることで円滑に情報共有できるようになった。 ・ また、個別会議（支援会議）での協議の結果から複数分野の支援担当者による同行訪問が行われるケースも増えている。同行訪問により他分野の支援内容やケース介入方法等を学ぶなど、支援担当者のスキルアップの機会にもなっている。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区担当保健師が気になるケースへのアウトリーチをより丁寧に行えるようになった。アウトリーチ活動から対象者の自立につながった事例もでてきている。 ・ また、アウトリーチをはじめとした個別ケース対応の経験を積むことにより、各保健師（特に若い保健師）のスキルアップが図られている。 ・ 住民や企業・事業所からの相談も増えた。重層事業を周知したことで相談先が認知され、かつ住民の中に「相談できる」「相談したほうがよい」といった意識が広がったことが大きい。一般の企業・事業所関係者からも従業員等の生活困窮や障害等に関する相談が入るようになり、相談の領域が広がっていると感じる。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関にて議論を行って行く中で、個別支援に取り組んでいる支援者と、地域づくりに取り組んでいる支援者との連携の必要性がより重要視されるようになってきた。このような変化は、重層事業に取り組むことで起きたと考える。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市社協を重層事業全般の司令塔と位置付け、事業の基幹となる総合相談支援センターを委託し、市庁舎内（保健センター内）に開設したことで、多様な相談に対して適切な担当部署・関係機関に迅速につなぐことが可能となった。これにより相談者の満足度も向上している。総合相談支援センターは、医療機関

	<p>における救命救急センター（ER）のような機関であり、相談内容を適切かつ迅速にアセスメントし、協働先を判断し、専門部署と協働支援することを意識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的支援会議・支援会議は、令和 3 年度の移行準備事業以降、月 5～10 回程度（ケース数 150～200 件）開催している。両会議は簡単な情報共有レベルの内容は含まず、関係部署間での役割分担等が円滑に実施できていないなど、課題の再整理や調整等が必要なケースについてのみ、協議を行っている。多分野が関わる複合ケースについて、個別分野のケース検討会議ではなく、重層的支援会議・支援会議で対応する仕組みとしたことでケース検討の迅速化・効率化が図られている。 ・ 総合相談支援センターが学校等に相談先として認知され、センターへのこどもの相談が増えた。また、従来から要保護児童対策協議会でのケース検討は多かったが、重層事業の支援会議等との整理ができ、要対協としてのケース検討会議の開催を削減できている。学校等からは、福祉・教育の連携が密になったことを評価されている。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各相談窓口等で把握しつつも対応が進められなかった複合ケース等について、支援会議（HOT けん会議）にあげることで適切な部署につないだり、複数部署で連携して取り組むような動きが出てきている。 ・ これまでも各部署間の同種の連携会議は適宜実施されていたが、開催のためのスケジュール調整の負担が大きく、日程不調で開催が後ろ倒しになることも多かった。重層事業で支援会議が制度化され、日程調整は地域共生推進課で対応することとなり、これまでの日程調整にかかる負担が減り、かつ会議も従来より深く協議できるようになった。 ・ 令和2年度に総合相談窓口機能を含む多機関協働事業（HOT けんステーション）を開始した当初は、各部署や各相談支援機関から、「（自部署だけで対応が困難なケースや手間がかかるケース等を）なんでも投げ込める部署」と捉えられていた。その後、日常生活圏域ごとの専門職ネットワーク（コアネットワーク会議）を構築していく際に、「多機関協働事業は相談ケースの投げ込み先ではない」「圏域でネットワークを構築し、対応していくことが重要」ということの意識付けに取り組んだことで、令和3年度以降は多機関協働事業への安易な投げ込み事案はほとんどなくなった。 ・ 市社協には重層事業全般に関与してもらっている。包括的相談支援事業（市内の日常生活圏域10圏域での専門職ネットワーク構築）は、地域共生推進課と市社協 CSW が推進役となって取り組んでおり、CSW は実務を行いながら様々な発見や新しいつなぎ方等を習得できていると考える。

11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職による部署間の連携は、重層事業以前から日常的に行っていたので大きく変わったことはないが、複合ケース等について部署間での協議がより一層しやすくなったと感じる。 ・ 重層事業の意義、目的が浸透し、自部署のみで対応が難しいケースについて重層事業につないでみようという認識が職員の中に定着しつつある。該当ケースがある場合、各部署の係長級職員（フィールドマネージャー）が部署内で内容を把握し、重層事業へのつなぎの必要性を判断した上で所管課（健康福祉総務課）に相談する流れとなっている。 ・ また、重層事業の開始により、各種関連会議等を通じて、部署間の相互理解が深まっている。ケース検討等の機会を通じて、それまで知らなかった他部署の事業や取組み、抱えている困難ケース等の情報を得ることができるようになっている。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署での会議（支援会議）を重ねることで互いの業務・役割に対する認識が深まり、連携しやすくなった。成功事例ができると別ケースでも互いに相談がしやすく、かつお互いの対応パターンが想像できるため、相談者へのつなぎのタイミングが図れるようになるなど、繊細な相談ケースも円滑につなぐことができるようになっている。 ・ 支援会議を経た連携ケースは 10 件程度だが、課題が発生した場合、日常的に関係部署で協議や同行訪問などの対応が行えるようになっている。 ・ 多機関協働事業担当者が直接介入しなくても、スーパーバイザーとして各担当者に助言や示唆を与えることで課題解決につながるケースもでてきている。

14) 地域資源との連携や掘り起こしについて

重層事業を通じて、社協との連携が強化された（鳥取市、大田市）、地域の法人等と行政・社協との連携が強化された（北栄町、大田市、廿日市市）、住民（民生委員等）と連携したケース支援がやりやすくなった（美郷町、東広島市）、地域の法人等が地域づくりに関心を持つようになった（北栄町）といった事例があった。

また、CW による地域支援を通じて住民主体の新たな取組みが生まれた（米子市）、産業振興部門と連携した地域資源の掘り起こしにつながった（東広島市）といった事例もみられた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市社協に地域の集まりへ参加を委託したことで、地域へのアウトリーチや地域づくりに対する市社協の意識が高まっている。また、地域からあがってきた個別ケース等に市社協がより積極的に関わるようになった。地域との関係づくりや市社協の動き方がより活発になったと感じている。
--------	---

2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> ・ CW を配置し地域づくりを支援しているモデル2地区では、こどもの居場所づくりをはじめ、住民主体による取組みが少しずつ進んでいる。他地区にも展開できるように委託先の市社協と協議を進める予定である。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業の取組みを発信することで、庁外の様々な関係機関・団体等から相談を受けたり、協力が得られるようになってきている。 ・ アウトリーチ等事業の委託法人が当該事業を受託したことで地域に関心を持ち、地域支援に関与してくれるようになった。医療法人から受診前の段階(予防段階)の住民に対して、法人として関与できないかという申し出があった。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業・アウトリーチ等事業・参加支援事業といった重層事業における新たな機能の事業を市社協に委託して実施している。市社協において、これらの委託事業及び関連する独自事業として、以下のような取組みが行われるようになった。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 従来から地区担当として配置されていた CSW(27 地区に 6 名配置)が、各地区の民生委員児童委員協議会や地区社協等の会議により積極的に参加するようになってきている(アウトリーチ等事業)。 ➤ 社会参加支援として「社会とのつながり応援事業『こねくと』」等の市社協独自事業が令和3年度から開始されるなど、従来、社会資源が少なかった引きこもりに焦点を当てた支援サービスや社会資源の開発に積極的に取り組むようになってきている。 ・ 上記のような市社協の積極的な取組みが地域内で認知され、市社協とその他の関係機関等との連携が一層強化されている。地域側も何かあったら市社協に相談しようという機運がでてきている。 ・ 市と市社協が連携・協働して重層事業に取り組むことで、市社協が把握している地域課題が行政につながりやすくなった。重層事業開始以前は共有の場がほぼなく、重層事業開始により特に情報共有ができやすくなった。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員等の地域の関係者から、町に多くの情報が入るようになった。民生委員等の中には、複合ケース等について相談先がわからなかったり、町職員が多忙で相談を躊躇する人もいたが、地区担当保健師の配置等により地域関係者も町に相談しやすくなっている。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉分野以外の部署との連携については依然として難しい面もあるが、市の産業部門(産業振興課)とは所管するコワーキングスペースを活用した連携

	<p>(例:こども食堂運営団体と活動支援に興味を持つ企業のマッチング、市の商工会青年部との交流会)等の取組みができています。参加支援事業の拡大に向けて企業との連携を深めるため、連携部署の課題や施策目的をよく把握・理解し、重層事業とマッチングできるよう、常に意識して取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的支援会議・支援会議(HOT けん会議)に住民に参加してもらい、情報共有できる仕組みを構築できた。従来、個人情報に関して専門職と共有はできても住民との共有は難しかったが、重層事業の各種会議により、各ケースに関わりがある地域住民との情報共有も可能となった。これにより要支援者について日常的に見守り、変化に気付いた場合には住民から地区担当のCSWや保健師に情報が入るようになった。このような協力体制がとれるようになったことは重層事業の効果として大きい。 ・ 特に中山間地地域等では、世帯で課題を抱えつつも、それを周囲に隠したがる傾向がある。その一方で、狭い地域であるがゆえに、周囲の住民がその課題に気付いているというケースも多い。このような背景から、従来より気になる世帯に関する地域の関係者も含めた情報共有が難しい面があったが、重層事業の支援会議を有効に活用することで、地域の民生委員等の参画を得ながら、気になる世帯の状況把握や見守り・支援に向けた検討が進められた事例がでてきている。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター(一部委託)も、重層事業以前に比べて自事業所で複合ケース等を抱え込まずに庁内関係部署等に相談する機会が増えていると感じる。また、他分野(子育て、障害等)でも同様の変化が感じられる。 ・ 重層事業について住民から直接意見を聞く場は設けていないが、福祉センター内に設置した「相談丸ごとサポートデスク」(相談先がわからない場合の初期対応と担当部署へのつなぎを行う窓口)の周知を積極的に行っている。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> ・ (該当情報なし)

⑥今後の取組み課題

各自治体から課題として挙げられたものを、人材育成／地域づくり／福祉以外の領域との連携／その他に分類した。該当する課題が上がらなかった自治体については、表から省略した。

15) 人材育成について

人材育成については、特に企画・運営部門の人員体制について、人事異動に左右されない体制

づくりが共通した課題として挙げられた(鳥取市、北栄町、大田市、廿日市市、長門市)。

重層事業の関係部署・組織の人材育成としては、業務を標準化して関係部署に共有する(北栄町)、実務者会議の参加者を広げる(大田市、長門市)、若手職員を連携会議にオブザーバー参加させる(廿日市市)等が挙げられた。

一方で、重層事業の企画運営を担う人材の育成については、社協が運営実務の中心となるよう体制構築した美作市を除いては、明確な方向性を見出せず、課題に感じている様子が見受けられた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業に係る人材育成として、事業の企画に携わる職員の育成が課題ではあるが、良い解決策が浮かばない状況である。暗黙知の部分も多く、業務の引継ぎや後継育成の方法に悩んでいる。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> 総合相談支援センターだけでなく、全庁的に断らない相談対応を行うための意識醸成が必要である。センターでは前述のとおり、複合ケースや対応分野が不明確なはざまのケースの相談対応をしており、関連分野の担当部署につないだり、協力依頼をしているが、部署により協力状況に差がある。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成の一環として、町や相談支援機関等の職員を対象とした対人援助、対人技術に関する研修を実施していきたい。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業を有効に機能させるためには担当者の異動に左右されないよう、機能を属人化させず、組織として標準化することが重要である。相談支援包括化推進員として、複合ケース等に対するアセスメントや支援の進捗管理の方法等を標準化し、関係部署の職員で共有していきたい。 包括的相談支援事業において、分野横断的研修を今年度から実施している。重層事業に関して各相談支援機関と協議を行う中で、複合ケース等に十分に対応できていないという課題が寄せられ、対応力強化のために、「お互いの分野のことを知る」「分野間の連携方法を考える」「はざまケース等のアセスメント方法を知る」等のテーマで、分野横断的な研修をしたいという要望があがったためである。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> 行政内部については、重層事業所管部署・関係部署ともに人事異動で担当者が変わるため、人事異動に左右されない庁内体制や意識醸成が課題である。実務者会議について、より多くの職員の参加を促進し、組織単位での顔の見える関係づくりや個別ケースを通じた連携体制の強化を図りたい。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業の仕組みにおける庁内周知は、徐々に浸透してきた実感がある。しかし、職員それぞれの温度感や熱意に関しては、差があるように感じている。 「ここにつなげば、あとはつないだ先が対応する」などの気持ちでは、重層事業はうまくいかない。「共に動く」という考え方を、職員全員に共有していきたい。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> (該当情報なし)

10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度は、日常生活圏域ごとに設置している高齢・障害・困窮・障害等の主要相談窓口のネットワーク(コアネットワーク会議)の強化に取り組みたい。各圏域で毎月定例会議を実施してきたが、各機関等の取組みの報告と共有が中心であった。今後は各機関が抱える複合ケース(様々な困難が複合したケース)を報告してもらい、各専門分野の視点でアセスメントを行い合うような会議を行いたい。これにより、関係者のスキルアップと圏域ごとのネットワーク会議の機能向上を図るとともに、各圏域内のその他の関係機関や事業者等(ネットワーク会議メンバー以外の相談窓口機能を持つ機関・事業者等)を少しずつ巻きこんでいき、圏域ごとの専門職ネットワークを構築・強化できないかと考えている。 ・ 人材育成の一環として、各圏域のコアネットワーク会議メンバーを対象に、目的共有のための外部講師による研修を今年 10 月に開催した(テーマ:なぜ圏域でチームをつくる必要があるのか)。 その際、圏域メンバーに「コアネットワーク会議の目標 10 か条」を作ろうと投げかけ、次回の定例会でワークショップを行って検討することにした。楽しみながらチームとしての一体感をつくれるような仕掛けを考えつつ実施している。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級職員(フィールドマネジャー)による市内ネットワーク会議に、係長級職員に準じる立場の職員をオブザーバーとして参加させている。各部署の次代を担う職員に、重層事業や他部署の取組みへの理解を深めてもらうことを狙いとしている。同様の目的で、福祉センター内設置の「相談丸ごとサポートデスク」に、各部署職員にローテーションで窓口対応をしてもらっている。今後もこのような OJT による人材育成を継続していきたい。 ・ 重層事業所管課(健康福祉総務課)としては、重層事業全体をマネジメントできる人材の育成が喫緊の課題である。当課は直接のケース対応は行わず、事業全体の企画・調整・進行管理といった事業マネジメントに特化している。人事異動も考慮し、この役割を担う人材の育成が急務であるが、育成方法に悩んでいる。県等からの助言・支援をいただきたい。 ・ 当市では社会福祉士を採用している。重層事業では必須な人材だが、採用の歴史が浅いこともあり、行政における社会福祉士の役割・目指す姿が明確に整理できていない。人材育成・活用に際して何らかの整理が必要と考えている。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業の企画・統括担当者の育成が課題である。現担当者はモデル事業から継続して担当しているが、事業を属人化せずに組織的に運営できるようにすることが重要である。

16) 地域づくりについて

地域づくりで連携できる資源（個人、事業者）について、その掘り起こしを課題として挙げる自治体が多く見られた。対応として、各領域で把握している地域資源の情報を集約・共有する（大田市、廿日市市）、保健師や地域活動員と連携した情報収集（米子市）等が挙げられた。

同じ自治体内でも、地域特性によっては取組みの横展開が難しい場合がある（米子市）、自治会メンバー交代により活動が停滞する可能性もある（美作市）との指摘があり、地域づくり活動の展開・継続の難しさが伺えた。

※1. 鳥取市は該当する情報が得られなかったため省略。

2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引きこもりや若年無業者のための社会資源がほぼない。これらの人たちの居場所づくりや支援のための資源開発に取り組むべく、関連情報の収集や協議を行っている。 ・ 現在のモデル2地区（市街地）での地域づくり活動を他地区、特に中山間地に拡大するにあたっては、地域特性の違いを考慮することが重要である。中山間地では転出入が少なく、住民同士の関係が密であるが故に近隣世帯の課題に気付いても介入しにくいといった状況があるため、地域課題の把握・介入には市街地と異なるアプローチが必要である。また、中山間地では居場所づくりを行っても移動手段がなく参加できない人が発生するなど、移動手段の課題が大きいことにも留意が必要である。 ・ 今後の地域づくりではこどもをテーマとして考えていきたい。当市は令和3年12月に「こども総本部」（教育・福祉を一体化した部署）を組織し、子ども政策に重点を置くこととしている。重層事業における地域づくりにおいてもコミュニティスクールや地域学校協働本部等と連携した取組みを進めていきたい。 地域づくりの前提として、市内各地区の地域特性や社会資源の状況を的確に把握することが重要である。社会資源の状況を把握し、資源がある地域からない地域への資源の横展開等も検討していきたい。地域特性の把握にあたっては、地区担当制により活動している保健師（健康政策課）や地域活動員（地域振興課）等と連携して地域への同行や情報共有を開始しており、今後も連携を強化していきたい。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算化も含めて町上層部から重層事業に対する理解を得て、事業を継続していくことが必要である。ボランティア団体が少ないため、委託事業として実施せざるを得ない状況である。 ・ 上記のような事業委託に際しても、委託事業の受け手（住民や民間事業者）の確保が課題である。委託先の選定（人選）が重要であり、町が目指すビジョンを共有できる人を探して丁寧に説明し、協力を得るように取り組んでいる。前

	<p>提として地域にどのような人材がいるか把握しておくことが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの居場所を核とし、それを活用しつつ、引きこもりの人や高齢者等、地域の様々な人がつながれるような社会資源づくりを重点的に実施していきたい。 ・ 地域づくり事業で、困難を抱えた人が現行のさまざまな事業（ミニデイ、ふれあいサロン、就労支援、こども食堂など）の垣根を越えて利用できるように調整中である。就労支援は調整ができていますがその他は今後進める予定である。これらの各分野で構築してきた居場所等に引きこもりの人が支援者側の手伝いとして参画できるようにしていきたい。各事業の実施団体・実施者側の意識を変えるところから取り組む必要があるため、これから調整していく予定である。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援・多機関協働・参加支援をうまく連動させていかなければならない。相談支援機関や既存の施策だけでは解決が難しい課題があるため、既存の制度にとらわれずに必要な資源づくりに注力して取り組みたい（農家と連携した参加支援の場づくり等）。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、市内の社会資源の情報を収集・整理している。集約した情報を地域の関係部署・機関に周知し、各関係機関等が取り組む相談支援や地域づくり活動等に役立てたい。 ・ 「わたしの町の看護師さん事業」や市社協の CSW の活動など、地域へのアウトリーチ活動と他の重層事業との連携強化を図るとともに、地域とのプラットフォームづくりや住民と対話できる場づくりに取り組みたい。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連合自治会を中心とした地域活動の状況には地域差が見られていたが、各地区でサロン活動（週 1 回）が展開されるなど、各地区の取組みが少しずつ進んでいる。次のステップとして、先進事例等を紹介しながら、各地区の特性に応じた住民主体の生活支援の取組みを促進すべく、今年度から活動している。行政は支援・調整に徹し、地域主体の活動が展開されることを目指している。 ・ 上記のような地域主体の取組みを活性化するためには、地域のキーパーソンから理解・協力を得ることが不可欠であり、このような地域人材の発掘・確保や連携が課題である。町内の取組み先進地区をみると、早期退職等で U ターンしてきた地元出身者や役場 OB 等が連合自治会役員等のキーパーソンになった場合に、活動が活性化していると感じる。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域支援者（庁外の関係機関、地域の民生委員など）に対しては、地域包括支援センターの職員研修などに保健福祉企画総務課が出向き、市の取組みを説明することで理解を求めてきた。障害分野においても、障害者自立支援協議会の場などで総合相談支援体制についての説明を行ってきた。 ・ 民生委員に対しては、民生委員・児童委員協議会の場などで説明しているところであり、今後、積極的に市の取組みを伝えていくことで、地域の SOS が専門機関につながりやすくなるような流れを作っていきたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後に向けて、引き続き各分野へ市の体制周知を行っていくことが必要である。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の人材育成上の課題として、民生委員や区長等の担い手不足が大きい。各地区とも担い手不足があり、限られたメンバーで交替で行っている地域も多い。居場所づくり等の地域の自主活動も、世話役の交替でノウハウや意欲の引継ぎがうまくいかず、活動が停滞してしまうことがある。担い手の負担感が強くなると活動への協力が得られなくなる。うまく地域の意欲を喚起したり、負担を軽減する方法を検討していかねばならない。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトリーチ等事業について他自治体の取組みを参考にしたい（事例研究したい）。当市では従来から生活支援体制整備事業により、市社協の地域担当職員が、地域の気になる世帯等の情報収集や訪問等を行っていたため、当該取組みを重層事業のアウトリーチ等事業と位置付けて、市社協に委託実施している。ただし、アウトリーチ等事業について何をもって実績とするか指標の立て方に悩んでおり、この点も含めて他自治体の好事例を知りたい。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源の情報を収集・蓄積し、可視化するための共有ツールを作っていきたい。はざまケース等への対応を検討する場合、活用できる社会資源の情報は不可欠である。現在、社会資源発掘の一環として、企業ヒアリング（約20社）を実施中であり、重層事業について説明し、参加支援や地域づくり等への協力・連携依頼を行っている。

17) 福祉以外の領域との連携について

教育・子育て支援分野や産業振興分野など、福祉領域以外との連携が課題として挙げられた（鳥取市、北栄町、東広島市）。包括的相談支援、地域づくり、参加支援の各事業において、福祉分野以外を巻き込む意味について、理解を広げる必要があるとの認識が伺えた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・子ども担当部署と連携が弱いことが課題である。課題を抱えるこどものケースでは連携は行っているが、通常時の連携がとりにくい面がある。その他の福祉分野以外の部署からも理解を得ることが必要である。参加支援や地域づくりは福祉分野以外の部署との連携が不可欠であり、重層事業は福祉分野だけの取組みではないことを他部署に認識してもらうことが必要である。 ・ 同様に、庁外の福祉関係機関・団体への周知・啓発も必要である。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉と教育・子育ての連携において、重層事業と要保護児童対策協議会との関係が整理できておらず、完全に分離した形で実施している。両者に係るケースの一部については情報共有しているが合同で支援会議を行う等の取組みはできていない。今後整理が必要と思われる。

	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係部署以外の庁内関係部署や庁外の相談支援機関等から多機関協働事業へケースのつなぎがより積極的に行われるよう、連携を強化していきたい。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> こども分野、特に教育委員会との連携強化に向けて取り組んでいきたい。現状では教育委員会の個人情報保護が厳密で連携が難しいところがあるため、連携にあたって丁寧に説明していく必要があると考えている。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉分野以外の部署との連携については依然として難しい面もあるが、市の産業部門（産業振興課）とは所管するコワーキングスペースを活用した連携（例：こども食堂運営団体と活動支援に興味を持つ企業のマッチング、市の商工会青年部との交流会）等の取組みができてきている。参加支援事業の拡大に向けて企業との連携を深めるため、連携部署の課題や施策目的をよく把握・理解し、重層事業とマッチングできるよう、常に意識して取り組んでいる。

18) その他

その他の課題として、情報共有のタイムラグが生じていること、重層事業の評価（KPI 等）の方法が見えない、ケース支援の初動調整の迅速化等が挙げられた。

1. 鳥取市	<p>関係部署間でのリアルタイムでの情報共有の仕組みづくりが今後の課題である。多機関協働により関係部署間での情報共有は以前より実施しやすくなったがリアルタイムでの共有が難しい。</p>
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> 参加支援事業の企画や進捗管理が課題であり、どのように事業を組立て実施していくか、実施している内容で良いのか等、悩むことが多い。参加支援事業について個別にアドバイスを得られるような支援の仕組みが欲しい。 重層事業に係る KPI を設定しておらず、取組みの成果・効果を明確にして発信することができていない。庁内外から重層事業に対する理解を得ながら推進していくために成果の可視化は重要であり、この点についても外部からのアドバイスが欲しい。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> アウトリーチ等事業について他自治体の取組みを参考にしたい（事例研究したい）。当市では従来から生活支援体制整備事業により、市社協の地域担当職員が、地域の気になる世帯等の情報収集や訪問等を行っていたため、当該取組みを重層事業のアウトリーチ等事業と位置付けて、市社協に委託実施している。ただし、アウトリーチ等事業について何をもって実績とするか指標の立て方に悩んでおり、この点も含めて他自治体の好事例を知りたい。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業について、支援者支援としてより一層機能するよう充実を図りたい。重層事業によって各分野担当の業務量が減るわけではないが、複合ケース等

	<p>に対してより迅速に初動の調整ができ、円滑に対応できるようになれば支援者の負担軽減につながる。その一環として「つなぐシート」の改善等にも取り組んでいる。</p>
--	--

⑦重層事業に取り組もうとする自治体へのアドバイス

これから重層事業に取り組もうとする自治体へのアドバイスとしては、全く新たに事業を構築するのではなく、既存の取組みを上手く活用することがポイントであるとの指摘が多く寄せられた。他自治体の仕組みをそのまま取り入れるのではなく、自治体のアセスメントを行い、既存の仕組み、社協等との関係性、地域資源の状況等を踏まえて、実現可能な仕組みを考えることが必要との認識が見受けられた。

また、行政内の関係部署の理解浸透が重要であることも、多くの自治体が指摘するところであった。そのための取組みとして、様々なレベルで連携会議を設置する、各部署が持つ課題の共通項を見つける、多機関協働事業の中で合同研修を行う、事業検討のプロセスや具体的なケース検討等の機会を持つ等の方策が挙げられていた。

1. 鳥取市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業実施に向けた庁内連携、意思統一がまず初めに必要である。少なくとも福祉分野担当部署だけでも連携や意思統一ができないとうまくいかない。担当部署を決めて連携会議を行うことが大切である。連携会議は、各部署の上位者（課長級）だけでなく、下位者（現場職員）の会議体も設置することで、現場の意見を事業に反映することができる。 ・ 重層事業の目的、進め方を明確にすることが重要である。当市はもともとある仕組みを活かし、課題となっていた部分を解消するという姿勢で取組みを開始した。ワンストップ窓口等、全く新たな取組みを実施しようとする負担感はあるかもしれないが、関係部署で事業の実施方法を具体的に協議していけば、負担が増すことにはならないと思う。
2. 米子市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内で断らない相談支援や重層事業に対する理解促進、意識醸成を図ることが重要である。 ・ 地域づくりに関しては、「ちょっとしたお節介」をしあえる機運の醸成のための研修等も必要と考える。
3. 智頭町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「大きくまとめよう」「うまく形にまとめよう」と考えると負担が大きい。できるところからやるという姿勢で始めたほうが良い（スモールスタート） ・ 自治体によって課題は異なるので、まず困りごとがある部分から取り組んだほうが良い。
4. 北栄町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層事業は単に複合ケース等の課題解決を行うだけでなく、事業を通じて地

	<p>域の様々な人と出会えたりつながれるところに、担当者として面白味ややりがいを感じられる事業である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重層事業実施自治体はまだ少ないので、ともに取り組み、情報交換できる自治体が増えてくれたら嬉しい。
5. 松江市	<ul style="list-style-type: none"> 当市は先行して重層事業を開始したが、現在も悩みながら、関連する課題を見つけるところから取り組んでいるところである。
6. 大田市	<ul style="list-style-type: none"> 重層事業の主対象となる複合ケース・はざまケースは生活困窮者自立支援事業の対象であることが多い。生活困窮者に丁寧な対応を行うことで、重層事業の必要性が理解でき、重層事業につながると思う。 モデル事業・重層事業開始に際しては、十分に庁内外体制が構築できないまま開始し、実施しながら体制を検討・構築していった感があるが、支援会議開催等による効果が見られ、事業を開始して良かったと実感している。
7. 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に少子高齢化が進んでいるが、都市部とその他では地域の状況や課題が大きく異なるため、対応策も変わってくる。 当町も地域特性を考慮しつつ、重層事業をどのように進めていくか悩みながら、少しずつ実践していきたいと考えている。各自治体の特性に応じた実施方法を考えることが大切である。
8. 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> 当市はワンストップ窓口を設けないという手法を採用しているが、重層事業は国より、創意工夫により複数の取り組み方法があるという話の通り、各自治体に適した方法があると考ええる。 第一歩としては、自分たちの自治体における課題と資源に関し、十分に話し合うことである。 関係機関と「顔の見える関係づくり」を行っておくことが大事であり、これができていないと意思統一は難しい。日々の業務によるつながりはもちろんのこと、各分野ごとの会議の場に出向いて取組みを説明することも有効である。また、当市では多機関協働事業の中で、専門職向けに専門職人材育成研修を行っており、同じエリアで活動する行政・民間を含めた、普段関わらないような関係機関でのグループワークによる事例研究にて、お互いの意見を出し合った。このような場を設定することで、顔の見える関係づくりを推進している。 最終的には、人事異動などで人が変わっても、持続可能な仕組みにしていきたいと考えている。
9. 美作市	<ul style="list-style-type: none"> 自治体ごとに地域特性や課題は異なる。自分の地域の課題をしっかりアセスメントし、社会資源の状況も踏まえて実施方法や体制を考えることが重要である。単に先進自治体の取組みを真似するだけではうまくいかない。当市が市社協を重層事業の司令塔と位置付け、事業委託しているのは、従来から市社協との連携が密であり、信頼できたからである。

	<ul style="list-style-type: none"> 行政の人事異動に左右されないよう、属人的ではなく組織的に事業を継続できるような仕組みづくりが重要である。
10. 東広島市	<ul style="list-style-type: none"> 当市は平成 27 年度から市社協に、生活困窮相談窓口（東広島市生活支援センター）の運營業務を委託している。当該窓口が市庁舎内に設置されたため、日頃から市と市社協が密に連携し、協働して活動できる環境があった。この環境下で重層事業も円滑に取組みを進めることができている。 重層事業については行政と社協の連携が重要であり、両者の日常的なコミュニケーションがないと事業の実施は難しいと考える。 行政から社協に委託する場合でも、業務を丸投げするのではなく、共に考え、活動しないとうまくいかないことが多い。協働して取り組むという姿勢が大切である。 社協 CSW から当課の職員（地域共生推進課でも地域担当制をとっている）に、地域と一緒に出て欲しいとの声掛けがある（地域活動の立ち上げに際して住民と会議をする場等）。この場合、可能な限り同行するようにしている。行政職員としても地域の実情を知り、活動する住民とつながり構築ができるので、フットワーク良く動いていく姿勢が重要である。
11. 廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> 当市は、福祉関連部署の福祉センターへの移転が重層事業実施のきっかけ、追い風になったという背景があるが、重層事業自体は全く新たな事業を構築するものではなく、従来 of 取組みを強化する事業であることは他自治体も共通であると考ええる。 各関係部署が相互理解を深めて取り組むことが重要であり、各部署が抱える課題の共通項に相互理解のヒントがあると考ええる。 各分野の専門職は、自らの仕事に誇りをもって取り組んでおり、これら専門職をはじめとした重層事業に係る職員等関係者全員が納得しないと事業は進まない。事業検討のプロセスや具体的なケース検討等の機会を共有することが重要である。
12. 長門市	<ul style="list-style-type: none"> 予算要求資料の作成等の事務作業も多く負担が大きい。重層事業全体を推進する担当者と、多機関協働事業担当者は分けて配置した方がよい。重層事業対応プロジェクトチームを組織している自治体もあると聞いているので、参考にされるとよいと思う。 重層事業に取り組むきっかけは、首長等によるトップダウン、現場からのボトムアップがあるが、当市はボトムアップであった。双方メリットがあると思うが、取り組むきっかけ如何に関わらず、重要なのは庁内連携が促進され、地域づくりが進むことであると思う。

第三章 自治体を対象としたアンケート調査

1. 調査目的

少子高齢・人口減少などの社会構造の変化等により、地域住民が抱える課題が複合・複雑化し、従来の支援体制での対応が困難となる中、特に人口の高齢化や自然減などによりコミュニティ機能の維持が難しくなっている地域における、重層事業をはじめとする地域共生社会実現に向けた取組み実態を把握し、そのプロセス等や取組み事例をとりまとめ、今後取組みを行う地域に向けた情報発信を行うことを目的として、重層事業に限らず、広く地域共生社会実現に向けた取組み状況や、その課題等について把握するため、調査を実施した。

2. 実施概要

(1) 調査対象

中国地方の自治体のうち、以下のいずれかに該当する自治体(悉皆)。

- 令和4年度に移行準備事業を実施中の自治体(20自治体)
- 令和4年度に重層事業、移行準備事業のいずれも実施していない自治体(73自治体)

(2) 調査の進め方

①実施方法

エクセルファイルで作成した電子調査票を、中国四国厚生局および中国5県にご協力いただき、管内の対象自治体に配布し、回収した。

②調査期間

2022年10月～2022年11月

(3) 調査結果

すべての自治体への調査結果

回答自治体数は、全体で 50 件（回収率 53.8%）であった。県別の回答状況は、以下のとおり。

※移行準備事業を実施していない自治体については、人口規模（3 万人未満／3 万人以上 10 万人未満／10 万人以上）でクロス集計を行った。以下同様。

図表 1 県別回答件数

	全体	移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)	無回答
全体	50	13	20	14	2	1
岡山県	10	3	3	3	0	1
広島県	16	5	7	4	0	0
山口県	10	3	2	3	2	0
鳥取県	3	1	2	0	0	0
島根県	11	1	6	4	0	0

※調査対象：中国 5 県の自治体のうち、重層事業を実施中の 14 自治体を除く 93 自治体（うち、移行準備事業実施中が 20 自治体、それ以外が 73 自治体）

※以降の集計表では、移行準備事業の実施有無について「無回答」だった 1 自治体を除外した。

①生活課題や複数の領域にまたがる課題等への対応

1) 管内の中山間地域における生活課題の把握のために、行政としてどのような対応を行っていますか（問1）

管内の中山間地域における生活課題の把握のために、行政としてどのような対応を行っているかについてみると「住民と行政や専門機関・団体、専門職等が、地域の生活課題について話し合う機会を設けている」（46.0%）が最も多く、次いで「住民を対象としたアンケート調査を行っている」（40.0%）、「社会福祉協議会等にヒアリングを行い、地域の生活課題について情報集約をしている」（30.0%）であった。

回答自治体の属性別にみると、移行準備事業実施中の自治体では、同事業を実施していない自治体に比べて、いずれの項目でも対応を行っている割合が高く、特に「住民の要望を聞く会を開いている」では大きな差異が見られた。

移行準備事業を実施していない自治体の中では、人口規模の小さい自治体の方が、「住民の要望を聞く会を開いている」や「社会福祉協議会等にヒアリングを行い、地域の生活課題について情報集約をしている」と回答した割合が高い傾向がみられた。

図表 2 中山間地域の生活課題の把握のために行政が行っている対応（複数回答）

	全体	移行準備事業 実施中 (n=13)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満) (n=20)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満) (n=14)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 住民を対象としたアンケート調査を行っている	20	40.0%	61.5%	25.0%	42.9%
02 住民の要望を聞く会を開いている	10	20.0%	46.2%	15.0%	7.1%
03 住民と行政や専門機関・団体、専門職等が、地域の生活課題について話し合う機会を設けている	23	46.0%	61.5%	40.0%	42.9%
04 庁内の各部署が分野横断的に集まり、地域の生活課題について話し合う機会を設けている	12	24.0%	46.2%	20.0%	14.3%
05 庁内の各部署にヒアリングを行い、地域の生活課題について情報集約をしている	2	4.0%	7.7%	5.0%	0.0%
06 社会福祉協議会等にヒアリングを行い、地域の生活課題について情報集約をしている	15	30.0%	53.8%	35.0%	7.1%
07 その他	10	20.0%	7.7%	25.0%	28.6%
無回答	5	10.0%	0.0%	10.0%	7.1%

【「その他」の回答例（一部）】

- ・生活支援コーディネーターの配置
- ・保健師の地区担当制を導入し、アウトリーチによる地区活動を通じて生活課題を把握
- ・庁内関係各部署との個別の協議や社会福祉協議会との協議を不定期に実施 等

2) 管内の中山間地域における、既存の支援制度ではカバーしきれない課題を有するケース（いわゆる「制度のはざま」にあるケース）や、複数の領域にまたがる課題を有するケースをどのように把握していますか（問2）

管内の中山間地域における、既存の支援制度ではカバーしきれない課題を有するケース（いわゆる「制度のはざま」にあるケース）や、複数の領域にまたがる課題を有するケースを、行政としてどのように把握を行っているかについてみると「庁内各部署と、社会福祉協議会や相談支援機関等の連携機関が集まる会議を定期開催し、情報共有している」（46.0%）が最も多く、次いで「各領域・分野の相談窓口・機関からの情報を集約している」（28.0%）、「各領域・分野ごとに開催している定例会議に出席して、把握している」（26.0%）であった。

回答自治体の属性別にみると、「地域の専門職に、自分の専門領域の範囲を多少超えた内容まで情報収集するよう伝達している」を除くすべての項目で、移行準備事業実施中の自治体の方が、同事業を実施していない自治体に比べて取組みを行っている割合が高く、特に「住民座談会を開催して把握している」「各領域・分野ごとに開催している定例会議に出席して、

把握している」「各領域・分野の相談窓口・機関からの情報を集約している」では大きな差異が見られた。

移行準備事業を実施していない自治体の中では、人口規模の小さい自治体ほど、各取組みを実施している割合が高い傾向がみられた。

図表 3 はざまケース・複数領域の課題を持つケースの把握のために
行政が行っている対応(複数回答)

	全体		移行準備事業 実施中 (n=13)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満) (n=20)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満) (n=14)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 庁内各部署、社会福祉協議会や相談支援機関等の連携機関に対してヒアリングを行い、情報集約をしている	12	24.0%	38.5%	25.0%	14.3%	0.0%
02 庁内各部署と、社会福祉協議会や相談支援機関等の連携機関が集まる会議を定期開催し、情報共有している	23	46.0%	53.8%	55.0%	35.7%	0.0%
03 地区社会福祉協議会に出席して、把握している	3	6.0%	15.4%	5.0%	0.0%	0.0%
04 各領域・分野ごとに開催している定例会議に出席して、把握している	13	26.0%	46.2%	25.0%	14.3%	0.0%
05 各領域・分野の相談窓口・機関からの情報を集約している	14	28.0%	46.2%	25.0%	21.4%	0.0%
06 自治会等の自治組織の活動を通じて把握している	7	14.0%	15.4%	15.0%	14.3%	0.0%
07 地域の支援団体の活動を通じて把握している	8	16.0%	30.8%	10.0%	14.3%	0.0%
08 地域の専門職に、自分の専門領域の範囲を多少超えた内容まで情報収集するよう伝達している	1	2.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%
09 住民座談会を開催して把握している	7	14.0%	38.5%	10.0%	0.0%	0.0%
10 各種データベースを活用して、リスク事例を抽出している(例:KDBデータから、各種健診を受けていない人を抽出し、孤立事例へのアプローチに活用する等)	3	6.0%	7.7%	10.0%	0.0%	0.0%
11 その他	6	12.0%	0.0%	20.0%	14.3%	0.0%
無回答	7	14.0%	0.0%	5.0%	21.4%	100.0%

【「その他」の回答例(一部)】

- ・地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の関係機関からの個別相談
- ・民生委員・児童委員を通じての実態把握 等

3) 上記問 2 のような「制度のはざま」にあるケースや、複数の領域にまたがる課題を有するケースを把握した場合に、どのような対応を行っていますか(問3)

「制度のはざま」にあるケースや、複数の領域にまたがる課題を有するケースを把握した場合に、行政としてどのような対応を行っているかについてみると「行政内で、当該ケースについて最初に相談を受けた担当部署が調整役となり、ケース会議の調整や支援のコーディネートを行っている」(54.0%)が最も多く、次いで「行政内で、複数領域の支援機関の調整が必要になる場合の担当部署を予め定めており、当該部署がケース会議の調整や支援のコーディネートを行っている」(38.0%)、「社会福祉協議会等の委託先が、多分野の支援機関等による支援の調整を行っている」(32.0%)であった。

回答自治体の属性別にみると、「社会福祉協議会等の委託先が、多分野の支援機関等による支援の調整を行っている」では、移行準備事業実施中の自治体(53.8%)と、同事業を実施していない自治体との差異が特に大きく見られた。

図表 4 「制度のはざま」を把握した場合に行政が行っている対応(複数回答)

	全体		移行準備事業 実施中 (n=13)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満) (n=20)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満) (n=14)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 行政内で、複数領域の支援機関の調整が必要になる場合の担当部署を予め定めており、当該部署がケース会議の調整や支援のコーディネートを行っている	19	38.0%	38.5%	45.0%	35.7%	0.0%
02 行政内で、当該ケースについて最初に相談を受けた担当部署が調整役となり、ケース会議の調整や支援のコーディネートを行っている	27	54.0%	46.2%	55.0%	50.0%	100.0%
03 行政内で、自治体全域、あるいは地域ごとに担当者を定めており、複数領域の調整の有無に関わらずあらゆるケースについて、当該地域の担当者がケース会議の調整や支援のコーディネートを行っている	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
04 社会福祉協議会等の委託先が、多分野の支援機関等による支援の調整を行っている	16	32.0%	53.8%	20.0%	35.7%	0.0%
05 その他	3	6.0%	7.7%	10.0%	0.0%	0.0%
無回答	3	6.0%	0.0%	5.0%	14.3%	0.0%

【「その他」の回答例(一部)】

- ・最初に相談を受けた部署が、最も関わりのある部署へ引継ぎ、当該部署がコーディネート
- ・行政内で、ケースに応じて、必要となる関係職員が協議・調整を行っている 等

②社会参加の支援への取組

4) 社会的孤立状態にあり、地域社会とのつながりを必要としている人の社会参加の支援について、行政としてどのような取組を行っていますか(問4)

社会的孤立状態にあり、地域社会とのつながりを必要としている人の社会参加の支援について、行政としてどのような取組を行っているかについてみると「行政が、当事者の状況に合わせて、抱える課題を解決しうる地域資源につないでいる」(64.0%)が最も多く、次いで「住民や民間団体等が、居場所やコミュニティ等の「場」を作り、行政が活動を支援したり、必要に応じて情報共有している」(42.0%)、「行政の専門職がアウトリーチを繰り返して信頼関係を構築し、社会参加への意欲を持つきっかけ作りをしている」(28.0%)であった。

回答自治体の属性別にみると、特に「住民や民間団体等が、居場所やコミュニティ等の「場」を作り、行政が活動を支援したり、必要に応じて情報共有している」では、移行準備事業実施中の自治体(53.8%)の方が、同事業を実施していない自治体に比べて、取組を行っているという回答した割合が高かった。

図表 5 社会参加支援のために行政が行っている取組(複数回答)

	全体	移行準備事業 実施中 (n=13)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満) (n=20)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満) (n=14)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 行政が、当事者の状況に合わせて、抱える課題を解決しうる地域資源につないでいる	32	64.0%	69.2%	70.0%	50.0%
02 行政が、居場所やコミュニティ等の「場」を用意し、当事者の発見や支援につなげている	7	14.0%	15.4%	5.0%	21.4%
03 行政の専門職がアウトリーチを繰り返して信頼関係を構築し、社会参加への意欲を持つきっかけ作りをしている	14	28.0%	30.8%	30.0%	21.4%
04 住民や民間団体等が、居場所やコミュニティ等の「場」を作り、行政が活動を支援したり、必要に応じて情報共有	21	42.0%	53.8%	30.0%	50.0%
05 その他	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	6	12.0%	15.4%	5.0%	14.3%

5) 社会的孤立状態にあり、地域社会とのつながりを必要としている人の社会参加の支援について、行政以外が取り組んでいる内容を、把握している範囲でお選びください (問5)

社会的孤立状態にあり、地域社会とのつながりを必要としている人の社会参加の支援について、行政以外が取り組んでいる内容についてみると「社会福祉協議会が、当事者の状況に合わせて、抱える課題を解決しうる地域資源につないでいる」(62.0%)が最も多く、次いで「住民や自治会等の自治組織、地域の支援団体等が、居場所やコミュニティ等の「場」を作っている」(52.0%)、「自治会等の自治組織がゆるやかな関わりを持つ役割を担っている」(36.0%)であった。

回答自治体の属性別にみると、主に「住民や自治会等の自治組織、地域の支援団体等が、居場所やコミュニティ等の「場」を作っている」「社会福祉協議会が、当事者の状況に合わせて、抱える課題を解決しうる地域資源につないでいる」の項目において、移行準備事業実施中の自治体の方が、同事業を実施していない自治体に比べて、取組を行っているという回答した割合が高かった。

移行準備事業を実施していない自治体の中では、人口3万人未満の自治体では「社会福祉協議会が、当事者の状況に合わせて、抱える課題を解決しうる地域資源につないでいる」(65.0%)の回答割合が最も高く、人口3万人以上10万人未満の自治体では「住民や自治会等の自治組織、地域の支援団体等が、居場所やコミュニティ等の「場」を作っている」(64.3%)の回答割合が最も高かった。

図表 6 社会参加の支援について、行政以外が取り組んでいる内容(複数回答)

	全体		移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)	無回答
	人数	割合	(n=13)	(n=20)	(n=14)	(n=2)	(n=1)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 社会福祉協議会が、当事者の状況に合わせて、抱える課題を解決しうる地域資源につないでいる	31	62.0%	69.2%	65.0%	50.0%	50.0%	100.0%
02 社会福祉協議会が、居場所やコミュニティ等の「場」を用意し、当事者の発見や支援につなげている	17	34.0%	38.5%	40.0%	21.4%	50.0%	0.0%
03 社会福祉協議会の専門職がアウトリーチを繰り返して信頼関係を構築し、社会参加への意欲を持つきっかけ作りをしている	16	32.0%	30.8%	30.0%	35.7%	50.0%	0.0%
04 住民や自治会等の自治組織、地域の支援団体等が、居場所やコミュニティ等の「場」を作っている	26	52.0%	69.2%	30.0%	64.3%	50.0%	100.0%
05 住民や自治会等の自治組織、地域の支援団体等が、当事者の課題解決のためのプロジェクト(「場」づくり以外のもの)を企画・運営している	5	10.0%	15.4%	10.0%	7.1%	0.0%	0.0%
06 自治会等の自治組織がゆるやかな関わりを持つ役割を担っている	18	36.0%	30.8%	35.0%	42.9%	0.0%	100.0%
07 その他	3	6.0%	7.7%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%
無回答	3	6.0%	0.0%	5.0%	7.1%	50.0%	0.0%

【「その他」の回答例(一部)】

・地域包括支援センターや機関相談支援センターなどがつながり支援を行うケースもある 等

③人材育成等に関する取組

6) 地域の担い手育成・地域資源の開発を目的とした情報発信、関係づくりのために、行政としてどのような取組を行っていますか(問6)

地域の担い手育成・地域資源の開発を目的とした情報発信、関係づくりのために、行政としてどのような取組を行っているかについてみると「地域の担い手育成・地域資源の開発については、行政というより、社会福祉協議会等が主に対応している」(44.0%)が最も多く、次いで「地域住民向けに、担い手育成を目的とした講座を開いている」(42.0%)、「住民に対し、地域共生社会に向けた取組方針(地域福祉計画等)を説明する会を開いている」(20.0%)であった。

回答自治体の属性別にみると、移行準備事業実施中の自治体の方が、同事業を実施していない自治体に比べて、取組を行っていると回答した割合が上回った項目が多く、中でも「住民に対し、地域共生社会に向けた取組方針(地域福祉計画等)を説明する会を開いている」「住民と行政とが、地域共生社会に向けた取組方針(地域福祉計画等)について意見交換する会を開いている」では、両者の差異が大きく見られた。

移行準備事業を実施していない自治体の中では、「地域の担い手育成・地域資源の開発については、行政というより、社会福祉協議会等が主に対応している」との回答割合が高かったが、人口規模の小さい自治体を中心に、その他の取組を行っていると回答した自治体も一定数見られた。

図表 7 地域の担い手育成・地域資源の開発を目的とした情報発信、関係づくりのために
行政が行っている取組(複数回答)

	全体		移行準備事業 実施中 (n=13)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満) (n=20)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満) (n=14)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 住民同士の意見交換会を開いている	2	4.0%	0.0%	5.0%	0.0%	50.0%
02 住民に対し、地域共生社会に向けた取組方針(地域福祉計画等)を説明する会を開いている	10	20.0%	53.8%	15.0%	0.0%	0.0%
03 住民と行政とが、地域共生社会に向けた取組方針(地域福祉計画等)について意見交換する会を開いている	6	12.0%	46.2%	0.0%	0.0%	0.0%
04 住民の互助意識を醸成するためのキャンペーンや情報発信を行っている	5	10.0%	15.4%	10.0%	7.1%	0.0%
05 課題を抱えた当事者への理解促進のため、当事者とそれ以外の住民とが交流できる機会を設けている	4	8.0%	7.7%	15.0%	0.0%	0.0%
06 支援団体、関係機関や専門職向けのイベントや情報発信を行っている	7	14.0%	15.4%	10.0%	21.4%	0.0%
07 福祉分野以外のイベントに行政職員が参加し、関係づくりを行っている	4	8.0%	15.4%	5.0%	0.0%	50.0%
08 地域のハブとなるコミュニティ(自治会、学校、PTA等)に行政職員が参加し、関係づくりを行っている	5	10.0%	15.4%	5.0%	7.1%	50.0%
09 庁内の各部署や、社会福祉協議会等にヒアリングを行い、キーパーソンを探索している	4	8.0%	15.4%	5.0%	7.1%	0.0%
10 地域づくりに協力してくれる住民を募集している	7	14.0%	23.1%	10.0%	14.3%	0.0%
11 地域住民向けに、担い手育成を目的とした講座を開いている	21	42.0%	46.2%	40.0%	42.9%	50.0%
12 地域の支援団体、専門職向けに、担い手育成を目的とした講座を開いている	4	8.0%	7.7%	10.0%	7.1%	0.0%
13 地域の担い手育成・地域資源の開発については、行政というより、社会福祉協議会等が主に対応している	22	44.0%	38.5%	50.0%	42.9%	0.0%
14 その他	3	6.0%	0.0%	5.0%	14.3%	0.0%
無回答	6	12.0%	7.7%	5.0%	21.4%	50.0%

【「その他」の回答例(一部)】

- ・行政と社協が連携し、地域の担い手育成・地域資源の開発を目的とした研修を企画・開催している
- ・地域福祉計画策定の際に、地域との意見交換等を行った 等

7) 地域共生社会に向けた取組を行うにあたり、行政内の人材育成をどのように行っていますか(問7)

地域共生社会に向けた取組を行うにあたり、行政内の人材育成をどのように行っているかについてみると「県等が行っている研修会に、行政職員を派遣している」(74.0%)が最も多く、次いで「行政内で、分野横断的な意見交換会を行っている」(22.0%)、「行政と住民、支援団体等との意見交換会を行い、地域の生活課題を知る機会を作っている」(14.0%)であった。

回答自治体の属性別にみると、「県等が行っている研修会に、行政職員を派遣している」と回答した割合は、移行準備事業実施中の自治体と同事業を実施していない自治体の双方で共通して高く見られたが、「行政内で、分野横断的な意見交換会を行っている」「行政の職員向けの研修会を開催している」「行政と住民、支援団体等との意見交換会を行い、地域の生活課題を知る機会を作っている」では、移行準備事業実施中の自治体と同事業を実施していない自治体との差異が顕著に見られた。

図表 8 地域共生社会に向けた取組を行うための行政内での人材育成(複数回答)

	全体	移行準備事業 実施中 (n=13)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満) (n=20)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満) (n=14)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 行政の職員向けの研修会を開催している	6	12.0%	30.8%	5.0%	0.0%
02 県等が行っている研修会に、行政職員を派遣している	37	74.0%	76.9%	70.0%	100.0%
03 他自治体に行政職員を派遣して、取組を視察している	2	4.0%	15.4%	0.0%	0.0%
04 行政内で、分野横断的な意見交換会を行っている	11	22.0%	46.2%	10.0%	21.4%
05 行政と住民、支援団体等との意見交換会を行い、地域の生活課題を知る機会を作っている	7	14.0%	30.8%	10.0%	7.1%
06 その他	3	6.0%	0.0%	10.0%	7.1%
無回答	6	12.0%	7.7%	10.0%	21.4%

【「その他」の回答例(一部)】

・地域福祉計画の策定にあたって、関係職員向けの研修会を行った 等

④取組に関する行政の実施方針・計画等の状況

8) 問 1～4、6、7 で選択した行政の取組について、実施方針を行政として定めていますか【問 1:生活課題の把握】(問8)

生活課題の把握のために、実施方針を行政として定めているかについてみると「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」(54.0%)が最も多く、次いで、「実施方針は定めていない」(28.0%)、「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」(8.0%)であった。

図表 9 生活課題の把握のための実施方針の有無

生活課題の把握	全体		移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)
			(n=13)	(n=20)	(n=14)	(n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画の中で実施方針を定めている	27	54.0%	69.2%	35.0%	71.4%	50.0%
02 地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている	4	8.0%	0.0%	15.0%	0.0%	50.0%
03 実施方針は定めていない	14	28.0%	23.1%	35.0%	28.6%	0.0%
無回答	5	10.0%	7.7%	15.0%	0.0%	0.0%

9) 問 1～4、6、7 で選択した行政の取組について、実施方針を行政として定めていますか【問 2:ケースの把握】(問8)

ケースの把握のために、実施方針を行政として定めているかについてみると「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」(40.0%)が最も多く、次いで、「実施方針は定めていない」(38.0%)、「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」(10.0%)であった。

図表 10 ケースの把握のための実施方針の有無

ケースの把握	全体		移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)
			(n=13)	(n=20)	(n=14)	(n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画の中で実施方針を定めている	20	40.0%	38.5%	30.0%	57.1%	50.0%
02 地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている	5	10.0%	15.4%	10.0%	7.1%	0.0%
03 実施方針は定めていない	19	38.0%	38.5%	45.0%	35.7%	0.0%
無回答	6	12.0%	7.7%	15.0%	0.0%	50.0%

10) 問 1~4、6、7 で選択した行政の取組について、実施方針を行政として定めていますか【問 3:ケースの対応】(問8)

ケースの対応のために、実施方針を行政として定めているかについてみると「実施方針は定めていない」(42.0%)が最も多く、次いで「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」(38.0%)、「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」(10.0%)であった。

図表 11 ケースの対応のための実施方針の有無

ケースの対応	全体		移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)
			(n=13)	(n=20)	(n=14)	(n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画の中で実施方針を定めている	19	38.0%	38.5%	25.0%	57.1%	50.0%
02 地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている	5	10.0%	15.4%	10.0%	7.1%	0.0%
03 実施方針は定めていない	21	42.0%	38.5%	50.0%	35.7%	50.0%
無回答	5	10.0%	7.7%	15.0%	0.0%	0.0%

11) 問 1~4、6、7 で選択した行政の取組について、実施方針を行政として定めていますか【問 4:参加支援】(問8)

参加支援のために、実施方針を行政として定めているかについてみると「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」(50.0%)が最も多く、次いで、「実施方針は定めていない」(36.0%)、「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」(4.0%)であった。

図表 12 参加支援のための実施方針の有無

参加支援	全体		移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)
			(n=13)	(n=20)	(n=14)	(n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画の中で実施方針を定めている	25	50.0%	61.5%	35.0%	64.3%	50.0%
02 地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている	2	4.0%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%
03 実施方針は定めていない	18	36.0%	30.8%	40.0%	35.7%	50.0%
無回答	5	10.0%	7.7%	15.0%	0.0%	0.0%

12) 問 1~4、6、7 で選択した行政の取組について、実施方針を行政として定めていますか【問 6:担い手育成・地域資源開発】(問8)

担い手育成・地域資源開発のために、実施方針を行政として定めているかについてみると「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」(62.0%)が最も多く、次いで、「実施方針は定めていない」(22.0%)、「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」(8.0%)であった。

図表 13 担い手育成・地域資源開発のための実施方針の有無

担い手育成・地域資源開発	全体		移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)
			(n=13)	(n=20)	(n=14)	(n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画の中で実施方針を定めている	31	62.0%	69.2%	50.0%	78.6%	50.0%
02 地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている	4	8.0%	0.0%	10.0%	7.1%	50.0%
03 実施方針は定めていない	11	22.0%	23.1%	30.0%	14.3%	0.0%
無回答	4	8.0%	7.7%	10.0%	0.0%	0.0%

13) 問 1~4、6、7 で選択した行政の取組について、実施方針を行政として定めていますか【問 7:行政の人材育成】(問8)

行政の人材育成のために、実施方針を行政として定めているかについてみると「実施方針は定めていない」(48.0%)が最も多く、次いで、「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」(34.0%)、「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」(10.0%)であった。

図表 14 行政の人材育成のための実施方針の有無

行政の人材育成	全体		移行準備事業 実施中	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上)
			(n=13)	(n=20)	(n=14)	(n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画の中で実施方針を定めている	17	34.0%	38.5%	25.0%	42.9%	50.0%
02 地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている	5	10.0%	15.4%	15.0%	0.0%	0.0%
03 実施方針は定めていない	24	48.0%	38.5%	50.0%	57.1%	50.0%
無回答	4	8.0%	7.7%	10.0%	0.0%	0.0%

8)~13)の結果を回答自治体の属性別にみると、「行政の人材育成」「生活課題の把握」「参加支援」では、移行準備事業実施中の自治体の方が、同事業を実施していない自治体と比べて、実施方針を定めている(「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」または「地域

福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」と回答)と回答した割合が10ポイント前後高く見られた。

移行準備事業を実施していない自治体の中では、8)～13)のいずれの項目においても、人口3万人以上10万人未満の自治体が、その他の自治体よりも、「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」または「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」と回答した割合が高かった。

図表 15 8)～13)について、「地域福祉計画の中で実施方針を定めている」または「地域福祉計画以外で、実施方針を自治体として定めている」と回答した自治体の割合(参考集計)

	移行準備事業実施中 (n=13)	重層的支援体制整備事業も移行準備事業も実施していない (n=36)
生活課題の把握	69.2%	61.1%
ケースの把握	53.8%	50.0%
ケースの対応	53.8%	47.2%
参加支援	61.5%	52.8%
担い手育成・地域資源開発	69.2%	72.2%
行政の人材育成	53.8%	41.7%

14) 貴自治体の地域福祉計画等について、当てはまるものをお選びください(問9)

地域福祉計画等についてみると「当てはまるものはない」(38.0%)が最も多く、次いで「地域福祉計画は策定済みだが、包括的支援体制整備に向けて、地域生活課題に対応する具体的な実施施策が記載されていない」(34.0%)、「地域福祉計画は策定済みだが、包括的支援体制整備についての基本方針が記載されていない」(28.0%)、「地域福祉活動計画は策定済みだが、地域福祉計画の進捗管理において、地域福祉活動計画との連動・整合性確認が十分できていない」(20.0%)であった。

回答自治体の属性別にみると、移行準備事業実施中の自治体では、「当てはまるものはない」(61.5%)との回答割合が特に高かった。

移行準備事業を実施していない自治体の中では、人口3万人未満の自治体では「地域福祉計画は策定済みだが、包括的支援体制整備に向けて、地域生活課題に対応する具体的な実施施策が記載されていない」(40.0%)が最も高く、人口3万人以上10万人未満の自治体では「地域福祉計画は策定済みだが、包括的支援体制整備についての基本方針が記載されていない」(42.9%)が最も高かった。

図表 16 地域福祉計画等の状況(複数回答)

	全体		移行準備事業 実施中 (n=13)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口3万人未 満) (n=20)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人未 満) (n=14)	重層的支援体 制整備事業も移 行準備事業も実 施していない (人口10万人以 上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画が未策定である	3	6.0%	7.7%	5.0%	7.1%	0.0%
02 地域福祉計画は策定済みだが、包括的支援体制整備 についての基本方針が記載されていない	14	28.0%	30.8%	15.0%	42.9%	50.0%
03 地域福祉計画は策定済みだが、包括的支援体制整備 に向けて、地域生活課題に対応する具体的実施施策が 記載されていない	17	34.0%	30.8%	40.0%	21.4%	100.0%
04 市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画が未策定であ る	6	12.0%	23.1%	15.0%	0.0%	0.0%
05 地域福祉活動計画は策定済みだが、地域福祉計画の 進捗管理において、地域福祉活動計画との連動・整合性 確認が十分できていない	10	20.0%	7.7%	25.0%	21.4%	50.0%
06 当てはまるものはない	19	38.0%	61.5%	30.0%	35.7%	0.0%
無回答	1	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑤地域共生社会に向けた取組の課題

15) 問 1~4、6、7 でご回答いただいた取組を含めて、地域共生社会に向けた取組を行うにあたり、感じている課題をお教えてください(問 10)

地域共生社会に向けた取組を行うにあたり、感じている課題についてみると「行政内の人手が不足している」(70.0%)が最も多く、次いで「行政内の専門職人材が不足している」(62.0%)、「複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難」「地域共生社会に向けてどのような取組が必要か十分に整理できていない」(48.0%)、「自治会等の自治組織、地域の支援団体の人手が不足している」(46.0%)であった。

回答自治体の属性別にみると、移行準備事業実施中の自治体では、「行政内の専門職人材が不足している」(76.9%)に次いで、「複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難」「行政内の人手が不足している」(69.2%)、「地域の生活課題を十分に把握できていない」「行政内の分野を超えた部署間連携がうまく行っていない」「自治会等の自治組織、地域の支援団体の人手が不足している」(53.8%)の回答割合が高かった。

同事業を実施していない自治体では、「行政内の専門職人材が不足している」、「行政内の専門職人材が不足している」に次いで、「地域共生社会に向けて、どのような取組が必要か十分に整理できていない」との回答も高い割合を占めた。

移行準備事業を実施していない自治体の中では、人口規模別にみると全体的な傾向は共通しているものの、人口3万人未満の自治体では「住民を巻き込むきっかけ、タイミングがつかめない」(40.0%)、人口3万人以上10万人未満の自治体では「複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難」(57.1%)と回答した割合が、他の自治体よりも高かった。

図表 17 地域共生社会に向けた取組を行う上で感じている課題(複数回答)

	全体	移行準備事業実施中 (n=13)	重層的支援体制整備事業も移行準備事業も実施していない (人口3万人未満) (n=20)	重層的支援体制整備事業も移行準備事業も実施していない (人口10万人未満) (n=14)	重層的支援体制整備事業も移行準備事業も実施していない (人口10万人以上) (n=2)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域の生活課題を十分に把握できていない	19	38.0%	53.8%	35.0%	35.7%
02 複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの相談窓口がない	10	20.0%	23.1%	15.0%	28.6%
03 複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難	24	48.0%	69.2%	35.0%	57.1%
04 支援機関によって相談支援の姿勢が異なり、連携がうまく行っていない	12	24.0%	46.2%	15.0%	21.4%
05 社会的なつながりが必要な人と、居場所やコミュニティ等の「場」とのマッチングがうまくいかない	9	18.0%	23.1%	15.0%	21.4%
06 社会的なつながりが必要な人をつなげられる「場」がない・不足している	21	42.0%	38.5%	50.0%	42.9%
07 行政内の分野を超えた部署間連携がうまく行っていない	15	30.0%	53.8%	25.0%	21.4%
08 行政と社会福祉協議会の連携がうまく行っていない	9	18.0%	15.4%	20.0%	21.4%
09 社会福祉協議会等に地域共生に関する取組を委託しており、進捗管理が十分できていない	2	4.0%	7.7%	5.0%	0.0%
10 社会福祉協議会の取組もある中で、行政がどのような役割を担うか明確になっていない	6	12.0%	0.0%	20.0%	14.3%
11 行政内の人手が不足している	35	70.0%	69.2%	70.0%	71.4%
12 行政内の専門職人材が不足している	31	62.0%	76.9%	60.0%	50.0%
13 社会福祉協議会の職員の兼務が多く、専任職員が配置できない	20	40.0%	46.2%	40.0%	42.9%
14 包括的な相談支援に対応できるジェネラリストが不足している	22	44.0%	46.2%	50.0%	35.7%
15 従来と異なる相談支援・連携のやり方に現場が順応できるか懸念がある	13	26.0%	23.1%	35.0%	14.3%
16 自治会等の自治組織、地域の支援団体の人手が不足している	23	46.0%	53.8%	50.0%	42.9%
17 自治会等の自治組織、地域の支援団体の関心が薄い	4	8.0%	15.4%	5.0%	7.1%
18 住民の関心が薄い	10	20.0%	38.5%	10.0%	14.3%
19 住民を巻き込むきっかけ、タイミングがつかめない	12	24.0%	15.4%	40.0%	14.3%
20 地域共生社会に向けて、どのような課題があるか十分に整理できていない	20	40.0%	30.8%	40.0%	42.9%
21 地域共生社会に向けて、どのような取組が必要か十分に整理できていない	24	48.0%	38.5%	45.0%	57.1%
22 その他	2	4.0%	0.0%	5.0%	7.1%
無回答	1	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【「その他」の回答例(一部)】

・地域での温度差があるので、今後、現在のモデル地区と同様に他の地区で実施できるか不安である 等

⑥重層的支援体制整備事業への取組状況

16) 貴自治体での重層的支援体制整備事業または移行準備事業への取組状況について教えてください(問11)

重層的支援体制整備事業または移行準備事業への取組状況についてみると「重層的支援体制整備事業も移行準備事業も実施していない」(72.0%)、「移行準備事業実施中」(26.0%)であった。

図表 18 重層的支援体制整備事業または移行準備事業への取組状況

	全体	3万人未満 (n=13)	10万人未満 (n=20)	10万人以上 (n=14)
全体	50	100.0%	100.0%	100.0%
01 移行準備事業実施中	13	26.0%	19.2%	71.4%
02 重層的支援体制整備事業も移行準備事業も実施していない	36	72.0%	76.9%	28.6%
無回答	1	2.0%	3.8%	0.0%

移行準備事業実施中の自治体への調査結果

⑦移行準備事業実施中の自治体の基本情報

17) 移行準備事業の担当部署はどちらでしょうか(問 12)

移行準備事業の担当部署についてみると「地域福祉担当部署」(69.2%)が最も多く、次いで「生活保護担当部署」(15.4%)、「高齢者福祉・介護保険所管部署」(7.7%)であった。

図表 19 移行準備事業の担当部署

	全体	3万人未満 (n=5)	10万人未満 (n=3)	10万人以上 (n=5)
全体	13	100.0%	100.0%	100.0%
01 高齢者福祉・介護保険所管部署	1	7.7%	20.0%	0.0%
02 生活保護担当部署	2	15.4%	40.0%	0.0%
03 障害福祉担当部署	0	0.0%	0.0%	0.0%
04 児童福祉担当部署	0	0.0%	0.0%	0.0%
05 地域福祉担当部署	9	69.2%	40.0%	66.7%
06 その他	0	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	1	7.7%	0.0%	33.3%

18) 移行準備事業に取り組むにあたり、体制構築、計画作成のためにどのような取組を行いましたか(問 13)

移行準備事業に取り組むにあたり、体制構築、計画作成のためにどのような取組を行ったかについてみると「地域福祉計画の点検・見直しを行った」(53.8%)が最も多く、次いで「各分野の相談窓口・支援拠点について、活動状況や体制を精査した」「移行準備事業を担当する、複数部署からなるプロジェクトチームを組成した」(46.2%)、「各分野の相談窓口・支援拠点について、活動状況や体制を精査した」(38.5%)であった。

人口規模別にみると、人口3万人未満の自治体では「地域福祉計画の点検・見直しを行った」(60.0%)が大半を占めたのに対し、人口3万人以上10万人未満の自治体では「所管地域での地域福祉活動について情報収集・整理を行った」「各分野の既存事業について整理し、移行準備事業での活用を検討した」「移行準備事業を担当する、複数部署からなるプロジェクトチームを組成した」(66.7%)と回答した割合が高かった。

図表 20 移行準備事業に取り組むにあたっての体制構築、計画作成のために
行った取組(複数回答)

	全体	3万人未満 (n=5)	10万人未満 (n=3)	10万人以上 (n=5)
全体	13	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域福祉計画の点検・見直しを行った	7	53.8%	60.0%	60.0%
02 地域福祉活動計画の点検・見直しを行った	4	30.8%	20.0%	40.0%
03 所管地域での地域福祉活動について情報収集・整理を行った	4	30.8%	20.0%	20.0%
04 各分野の相談窓口・支援拠点について、活動状況や体制を精査した	5	38.5%	20.0%	60.0%
05 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(モデル事業)を実施した	2	15.4%	20.0%	0.0%
06 各分野の既存事業について整理し、移行準備事業での活用を検討した	6	46.2%	20.0%	60.0%
07 各分野で開催されている会議体(社会福祉協議会等が参加するもの含む)を整理し、会議体の統合や新設について検討した	3	23.1%	0.0%	40.0%
08 移行準備事業の専任職員を配置した	2	15.4%	0.0%	40.0%
09 移行準備事業を担当する、複数部署からなるプロジェクトチームを組成した	6	46.2%	20.0%	60.0%
10 その他	1	7.7%	0.0%	0.0%
無回答	1	7.7%	20.0%	0.0%

19) 移行準備事業の令和4年度の予算総額(問14)

移行準備事業の令和4年度の予算総額について区別にみると「100万円以上500万円未満」「1000万円以上1500万円未満」(23.1%)が最も多く、次いで「1500万円以上2000万円未満」(15.4%)であった。

図表 21 移行準備事業の令和4年度の予算総額(統計量)

	全体	3万人未満	10万人未満	10万人以上
件数	11	5	3	3
平均	12,742,557	9,830,000	12,269,317	18,070,060
中央値	10,870,000	10,870,000	10,105,505	16,450,000
最小	978,000	2,500,000	3,500,000	978,000
最大	36,782,180	19,000,000	23,202,446	36,782,180
標準偏差	10,841,620	7,091,382	10,027,869	17,956,984
無回答	2	0	0	2

図表 22 移行準備事業の令和4年度の予算総額(区分別)

	全体	3万人未満 (n=5)	10万人未満 (n=3)	10万人以上 (n=5)
全体	13	100.0%	100.0%	100.0%
01 100万円未満	1	7.7%	0.0%	20.0%
02 100万円以上500万円未満	3	23.1%	40.0%	0.0%
03 500万円以上1000万円未満	0	0.0%	0.0%	0.0%
04 1000万円以上1500万円未満	3	23.1%	40.0%	0.0%
05 1500万円以上2000万円未満	2	15.4%	20.0%	20.0%
06 2000万円以上3000万円未満	1	7.7%	0.0%	0.0%
07 3000万円以上	1	7.7%	0.0%	20.0%
無回答	2	15.4%	0.0%	40.0%

⑧移行準備事業実施中の自治体が解決を目指している課題

20) 移行準備事業に取り組むことによって、どのような課題の解決を目指していますか。問 10 で回答されたもののなかで、特に目的として位置づけられているものを選びください(問 15)

移行準備事業に取り組むことによって、どのような課題の解決を目指しているのかについてみると「複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難」(61.5%)が最も多く、次いで「支援機関によって相談支援の姿勢が異なり、連携がうまく行っていない」「行政内の専門職人材が不足している」(38.5%)、「地域の生活課題を十分に把握できていない」「社会的なつながりが必要な人をつなげられる「場」がない・不足している」「行政内の分野を超えた部署間連携がうまく行っていない」(30.8%)であった。

人口規模別にみると、人口 3 万人未満の自治体では「複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難」に並んで「行政内の専門職人材が不足している」(60.0%)が挙げられたのに対し、人口 3 万人以上 10 万人未満の自治体では「複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難」に並んで「支援機関によって相談支援の姿勢が異なり、連携がうまく行っていない」「包括的な相談支援に対応できるジェネラリストが不足している」(66.7%)との回答割合が高かった。

また、15)の地域共生社会に向けた取組を行うにあたり感じている課題と、移行準備事業に取り組むことによって解決を目指している課題との対応関係をみると、移行準備事業において目指すものとして、「複合的なニーズのあるケース、制度のはざまにいるケースの実態把握が困難」「支援機関によって相談支援の姿勢が異なり、連携がうまく行っていない」「社会的なつながりが必要な人をつなげられる「場」がない・不足している」などを挙げた自治体が多かった。一方、課題認識はあっても、「自治会等の自治組織、地域の支援団体の人手が不足している」「社会福祉協議会の職員の兼務が多く、専任職員が配置できない」「住民の関心が薄い」などを挙げた自治体は限定的であった。

図表 23 移行準備事業に取り組むことで解決を目指している課題(複数回答)

	全体	3万人未満 (n=5)	10万人未満 (n=3)	10万人以上 (n=5)
全体	13	100.0%	100.0%	100.0%
01 地域の生活課題を十分に把握できていない	4	30.8%	20.0%	33.3%
02 複合的なニーズのあるケース、制度のはざまに在るケースの相談窓口がない	2	15.4%	20.0%	0.0%
03 複合的なニーズのあるケース、制度のはざまに在るケースの実態把握が困難	8	61.5%	60.0%	66.7%
04 支援機関によって相談支援の姿勢が異なり、連携がうまく行っていない	5	38.5%	0.0%	66.7%
05 社会的なつながりが必要な人と、居場所やコミュニティ等の「場」とのマッチングがうまくいかない	2	15.4%	40.0%	0.0%
06 社会的なつながりが必要な人をつなげられる「場」がない・不足している	4	30.8%	20.0%	33.3%
07 行政内の分野を超えた部署間連携がうまく行っていない	4	30.8%	20.0%	33.3%
08 行政と社会福祉協議会の連携がうまく行っていない	2	15.4%	20.0%	33.3%
09 社会福祉協議会等に地域共生に関する取組を委託しており、進捗管理が十分できていない	1	7.7%	20.0%	0.0%
10 社会福祉協議会の取組もある中で、行政がどのような役割を担うか明確になっていない	0	0.0%	0.0%	0.0%
11 行政内の人手が不足している	3	23.1%	40.0%	0.0%
12 行政内の専門職人材が不足している	5	38.5%	60.0%	33.3%
13 社会福祉協議会の職員の兼務が多く、専任職員が配置できない	1	7.7%	20.0%	0.0%
14 包括的な相談支援に対応できるジェネラリストが不足している	2	15.4%	0.0%	66.7%
15 従来と異なる相談支援・連携のやり方に現場が順応できるか懸念がある	1	7.7%	0.0%	0.0%
16 自治会等の自治組織、地域の支援団体の人手が不足している	1	7.7%	0.0%	0.0%
17 自治会等の自治組織、地域の支援団体の関心が薄い	0	0.0%	0.0%	0.0%
18 住民の関心が薄い	1	7.7%	0.0%	0.0%
19 住民を巻き込むきっかけ、タイミングがつかめない	0	0.0%	0.0%	0.0%
20 地域共生社会に向けて、どのような課題があるか十分に整理できていない	2	15.4%	20.0%	33.3%
21 地域共生社会に向けて、どのような取組が必要か十分に整理できていない	3	23.1%	20.0%	33.3%
22 その他	0	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%	0.0%

図表 24 問 10 で上げた地域共生社会に向けた課題について、それを移行準備事業に取り組むことによって解決することを目指していると回答した自治体の割合(参考集計)

	全体	課題を感じていると回答した移行準備事業中の自治体数(A)	移行準備事業に取り組むことによって解決を目指していると回答した自治体数(B)	解決を目指していると回答した自治体の割合(B/A)
全体	50	13	13	100.0%
01 地域の生活課題を十分に把握できていない	19	7	4	57.1%
02 複合的なニーズのあるケース、制度のはざまに在るケースの相談窓口がない	10	3	2	66.7%
03 複合的なニーズのあるケース、制度のはざまに在るケースの実態把握が困難	24	9	8	88.9%
04 支援機関によって相談支援の姿勢が異なり、連携がうまく行っていない	12	6	5	83.3%
05 社会的なつながりが必要な人と、居場所やコミュニティ等の「場」とのマッチングがうまくいかない	9	3	2	66.7%
06 社会的なつながりが必要な人をつなげられる「場」がない・不足している	21	5	4	80.0%
07 行政内の分野を超えた部署間連携がうまく行っていない	15	7	4	57.1%
08 行政と社会福祉協議会の連携がうまく行っていない	9	2	2	100.0%
09 社会福祉協議会等に地域共生に関する取組を委託しており、進捗管理が十分できていない	2	1	1	100.0%
10 社会福祉協議会の取組もある中で、行政がどのような役割を担うか明確になっていない	6	0	0	-
11 行政内の人手が不足している	35	9	3	33.3%
12 行政内の専門職人材が不足している	31	10	5	50.0%
13 社会福祉協議会の職員の兼務が多く、専任職員が配置できない	20	6	1	16.7%
14 包括的な相談支援に対応できるジェネラリストが不足している	22	6	2	33.3%
15 従来と異なる相談支援・連携のやり方に現場が順応できるか懸念がある	13	3	1	33.3%
16 自治会等の自治組織、地域の支援団体の人手が不足している	23	7	1	14.3%
17 自治会等の自治組織、地域の支援団体の関心が薄い	4	2	0	0.0%
18 住民の関心が薄い	10	5	1	20.0%
19 住民を巻き込むきっかけ、タイミングがつかめない	12	2	0	0.0%
20 地域共生社会に向けて、どのような課題があるか十分に整理できていない	20	4	2	50.0%
21 地域共生社会に向けて、どのような取組が必要か十分に整理できていない	24	5	3	60.0%
22 その他	2	0	0	-
無回答	1	0	0	-

⑨ 移行準備事業実施中の自治体の今後の展望

21) 移行準備事業をへての今後の予定はどのようにお考えですか(問16)

移行準備事業をへての今後の予定についてみると「令和6年度以降に重層的支援体制整備事業に取組予定」(92.3%)となっていた。

図表 25 移行準備事業をへての今後の予定

	全体		3万人未満 (n=5)	10万人未満 (n=3)	10万人以上 (n=5)
全体	13	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 令和5年度から重層的支援体制整備事業に取組み予定	1	7.7%	20.0%	0.0%	0.0%
02 令和6年度以降に重層的支援体制整備事業に取組み予定	12	92.3%	80.0%	100.0%	100.0%
03 具体的には決まっていない	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

22) 令和4年度の移行準備事業においては、どこまで到達することを目指していますか(問17)

令和4年度の移行準備事業において目指す到達点についてみると「重層的支援体制整備事業に向けて庁内外の関係機関との連携体制を確立する」(84.6%)が最も多く、次いで「具体的なケースについて、関係機関との間で重層的支援会議を開催する」(61.5%)、「重層的支援体制整備事業に必要な各種帳票の運用方法を確立する」(46.2%)であった。

回答自治体の属性により、特段の傾向の違いは見られなかった。

図表 26 令和4年度の移行準備事業において目指す到達点(複数回答)

	全体		3万人未満 (n=5)	10万人未満 (n=3)	10万人以上 (n=5)
全体	13	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 重層的支援体制整備事業に向けて庁内外の関係機関との連携体制を確立する	11	84.6%	80.0%	100.0%	80.0%
02 具体的なケースについて、関係機関との間で重層的支援会議を開催する	8	61.5%	60.0%	33.3%	80.0%
03 重層的支援体制整備事業に必要な各種帳票の運用方法を確立する	6	46.2%	80.0%	0.0%	40.0%
04 重層的支援体制整備事業で実施する評価を試行する	3	23.1%	20.0%	33.3%	20.0%
05 その他	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

⑩移行準備事業に取り組んでいない自治体の理由と意向

23) 問 10 で回答した課題について、解決に向けてどのような取組を行っていますか(問18)

問 10(地域共生社会に向けた取組を行うにあたり、感じている課題)で回答した課題について、解決に向けてどのような取組を行っているかについて、自由記述により回答を求めたところ、以下のような回答があった。

【取組内容の主な回答(一部)】

<地域課題の把握>

- ・地域協議会等の住民が集合する場で地域の課題を収集している
- ・生活支援体制整備事業の実施において、生活支援コーディネーターを行政、社会福祉協議会及び地域の自治組織に配置している

<地域課題の共有>

- ・社会福祉協議会地域担当者や保健師が地域での集まりに参加し、地域課題の共有を図っているが、専門職の不足やそれ以外の業務等により十分な対応は出来ていない

<庁内の体制づくり>

- ・関係機関で定期的に情報交換や、体制の充実に向けた協議を行っている
- ・人員不足が課題となっているため、採用を促している
- ・今年度新たに担当課を設置し、次年度より移行準備事業に取り組む予定

<関係機関等を含めた体制づくり>

- ・社協と連携し、支援体制を構築するため、社協のあり方、組織体制の見直しに取り組んでいる
- ・地域の担い手不足解消のため、サポーター養成講座等を行った

<現状の整理>

- ・自地域の規模での取組みとして、どのような体制整備が適しているのかを模索中
- ・具体的な取組は進んでいないため、今後、事業実施のための現状整理から始めていく

<参考情報の収集>

- ・県社協で行われる研修等に参加し、他自治体の取組状況などの情報収集を行っている
- ・他自治体での実施に係る情報収集 等

24) 重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)に取り組んでいないのはなぜですか(問19)

重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)に取り組んでいない理由についてみると「取組にあたっての事務負担が大きく、手が回らない」(50.0%)が最も多く、次いで「既存の体制で、複合的な課題を抱えたケースへの対応を行うことができている」「現在の取組に、重層的支援体制整備事業をどう組み込めばよいかイメージできない」(47.2%)、「具体的な事業のイメージができない」(36.1%)であった。

人口規模別にみると、全体的な傾向に大きな差異は見られないものの、人口3万人未満の自治体では「既存の体制で、複合的な課題を抱えたケースへの対応を行うことができている」「取組むことによって、どのようなメリットが得られるのか分からない」との回答割合が、他の自治体よりも高くみられた。

図表 27 重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)に取り組んでいない理由(複数回答)

	全体		3万人未満 (n=20)	10万人未満 (n=14)	10万人以上 (n=2)
全体	36	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
01 複合的な課題を抱えたケースがあまり見られない	1	2.8%	0.0%	7.1%	0.0%
02 既存の体制で、複合的な課題を抱えたケースへの対応を行うことができている	17	47.2%	50.0%	35.7%	100.0%
03 取組にあたっての事務負担が大きく、手が回らない	18	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%
04 取組むことによって、どのようなメリットが得られるのか分からない	9	25.0%	25.0%	14.3%	100.0%
05 具体的な事業のイメージができない	13	36.1%	30.0%	35.7%	100.0%
06 何から始めれば良いか、具体的な手順が分からない	12	33.3%	30.0%	28.6%	100.0%
07 現在の取組みに、重層的支援体制整備事業をどう組み込めばよいかイメージできない	17	47.2%	45.0%	42.9%	100.0%
08 庁内関係者の理解が得られない	7	19.4%	15.0%	21.4%	50.0%
09 その他	9	25.0%	20.0%	35.7%	0.0%
無回答	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

【「その他」の回答例(一部)】

- ・マンパワー不足、庁内連携に課題がある
- ・福祉専門職及び行政職の人材が不足しており対応が追い付いていない。その上で新たな体制を構築する場合、新規人材を登用する必要があるが、資金的な課題もあり取組めていない
- ・県補助事業を活用して取組んでいる 等

25) 今後、重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)に取り組む意向がありますか(問 20)

今後、重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)に取り組む意向についてみると「取り組みたいが、具体的な準備はしていない」(47.2%)が最も多く、次いで「次年度以降に取り組む予定」(22.2%)、「取り組むつもりはない」「その他」(13.9%)であった。

回答自治体の属性により、特段の傾向の違いは見られなかった。

図表 28 今後、重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)に取り組む意向

	全体	3万人未満 (n=20)	10万人未満 (n=14)	10万人以上 (n=2)
全体	36	100.0%	100.0%	100.0%
01 次年度以降に取り組む予定	8	22.2%	20.0%	28.6%
02 取り組みたいが、具体的な準備はしていない	17	47.2%	40.0%	50.0%
03 取り組むつもりはない	5	13.9%	20.0%	7.1%
04 その他	5	13.9%	15.0%	14.3%
無回答	1	2.8%	5.0%	0.0%

26) 地域資源が少なく、地域づくりへの地域住民の参加が難しい地域への支援策として、取り組まれている事例があれば、お教えてください(問 21)

地域資源が少なく、地域づくりへの地域住民の参加が難しい地域への支援策として、取り組まれている事例について、「福祉」「防災」「教育」「産業」の分野ごとに自由記述により回答を求めたところ、以下のような回答があった。

【主な回答(一部)】

<福祉>

- ・生活支援体制整備事業による、小中学校区の協議体づくり
- ・「閉じこもり」防止のため、外出機会を増やすためのサロンや百歳体操等を住民主導で実施できよう支援している

<防災>

- ・新たな仕組みの構築のため、避難行動要支援者に対する施策として、名簿作成及び緊急時に要支援者のへの避難誘導を誰でもできるよう進めている
- ・個別避難計画の作成を通じて、地域の防災意識の向上を図っている

<教育>

- ・小中一貫教育校(通学区域外からの入学・転入が可能)を設置し、独自教科の実施等の特色ある教育活動を通して異なる世代や地域との交流を行っている
- ・福祉教育、福祉ボランティア体験等のイベントの実施

<産業>

・地域活動を行いやすい職場づくりに取り組む、中山間地域に事業所を有する中小企業者等に対し、人材確保促進補助等の支援を行っている 等

27) 地域共生社会の実現に向けて、どのような機関と連携を進めていきたいですか (問 22)

地域共生社会の実現に向けて、どのような機関と連携を進めていきたいと考えているかについて、自由記述により回答を求めたところ、以下のような回答があった。

【主な回答(一部)】

<庁内>

- ・健康部局
- ・地域コミュニティ担当部局

<関係機関>

- ・社会福祉協議会
- ・福祉サービス事業所(社会福祉法人等)
- ・高齢、障害、こども、生活困窮等の相談支援機関
- ・NPO 団体、ボランティア団体
- ・地域自治団体(自治会、町内会、住民で組織するまちづくり協議会など)
- ・民生委員児童委員協議会、福祉委員協議会等
- ・企業
- ・県 等

28) 地域共生社会の実現や、重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)の企画・運営にあたり、県、県社会福祉協議会等にどのような支援を求めますか(問23)

地域共生社会の実現や、重層的支援体制整備事業(移行準備事業含む)の企画・運営にあたり、県、県社会福祉協議会等にどのような支援を求めるかについて、自由記述により回答を求めたところ、以下のような回答があった。

【主な回答(一部)】

<県に期待すること>

- ・県内の情報や課題などを各市町村と共有する場を設けてほしい
- ・企画・運営だけでなく補助制度などの具体的な情報提供や支援をお願いしたい
- ・財政支援

<県社協に期待すること>

- ・重層的支援体制整備事業における社協の役割等についての市社協への助言
- ・市社会福祉協議会が行政任せの活動でなく、自立した法人として柔軟なつながりの役割が行えるような支援
- ・人材育成のための人的支援

<全体>

- ・取組むことでのメリットや手法等を詳細に教えてほしい
- ・具体的な進め方についての研修会の実施
- ・市町村の取組みへのアドバイスやコーディネート
- ・専門的職員の派遣、人材育成・採用に係る費用助成、専門職員の処遇改善等、関係する人材を増やす取組み
- ・県内の事業実施市町との情報共有、意見交換
- ・自地域と同規模で地域特性も似ている自治体の先進事例等の情報提供 等

(4) アンケート調査結果のまとめ

調査では、中国地方の自治体における中山間地域の地域共生社会に向けた取組状況を把握、整理することを目的とし、複合的な課題を持つケースや「はざま」のケースの把握、包括的な相談支援、社会参加支援、地域資源の発掘・連携、住民との連携・発信について、行政の取組みに限らず、自治体内での取組み状況について把握を試みた。また、その上で、地域共生社会に向けた方策の一つとしての移行準備事業の位置付けや取組状況等について調査した。

本調査の結果を踏まえた考察として、次の点が挙げられる。

➤ 中山間地域の生活課題の把握や、複数の領域にまたがる課題等への対応、社会参加の支援

管内の中山間地域における生活課題の把握のために、行政が行っている対応としては、「住民と行政や専門機関・団体、専門職等が、地域の生活課題について話し合う機会を設けている」、「住民を対象としたアンケート調査を行っている」や「社会福祉協議会等にヒアリングを行い、地域の生活課題について情報集約をしている」が多く挙げられた。これらを含むほとんどの取組は、移行準備事業実施中の自治体において実施割合が高く、特に「住民の要望を聞く会を開いている」について、移行準備事業に取り組んでいない自治体との間に大きな差が見られた。

また、既存の支援制度ではカバーしきれない課題を有するケース（いわゆる「制度のはざま」にあるケース）や、複数の領域にまたがる課題を有するケースの把握においても同様の傾向があった。移行準備事業実施中の自治体では、「住民座談会を開催して把握している」「各領域・分野ごとに開催している定例会議に出席して、把握している」「各領域・分野の相談窓口・機関からの情報を集約している」をはじめとし、様々な取組が行われていることが分かった。

一方、移行準備事業に取り組んでいない自治体では、地域共生社会に向けた取組を行う上で感じている課題として、「地域共生社会に向けて、どのような取組が必要か十分に整理できていない」との回答も多くみられることから、中山間地域の生活課題や複数の領域にまたがる課題等にどのように対応するかについて、具体的な取組まで踏み出せていない側面があることが推察される。

ただし、同事業に取り組んでいない理由として、「具体的な事業のイメージができない」との回答に加えて、特に人口規模が小さい自治体では、「既存の体制で、複合的な課題を抱えたケースへの対応を行うことができていない」「取組むことによって、どのようなメリットが得られるのか分からない」という声も多く挙げられた。この点を踏まえると、人口規模の小さい自治体では、地域の既存資源等に支えられ、生活課題の把握や複数の領域にまたがる課題等への対応が一定行われていると解釈することもできるが、一方で、現状では捉えられていない、潜在的な課題、ケースがある可能性もある。

➤ 人材育成等に関する取組

＜地域の担い手育成・地域資源の開発＞

人材育成等の取組に関しては、回答自治体全体として、「地域の担い手育成・地域資源の開発については、行政というより、社会福祉協議会等が主に対応している」、次いで「住民に対し、地域共生社会に向けた取組方針（地域福祉計画等）を説明する会を開いている」との回答が多く挙げられた。

一方で、移行準備事業実施中の自治体では、「住民に対し、地域共生社会に向けた取組方針（地域福祉計画等）を説明する会を開いている」、「住民と行政とが、地域共生社会に向けた取組方針（地域福祉計画等）について意見交換する会を開いている」との回答も多数あり、社会福祉協議会等に加えて行政も、人材育成等への関わりをより強く有していることが伺える。

他方、移行準備事業の実施自治体を含む回答自治体全体で、地域共生社会に向けた取組を行うにあたっての課題として、「自治会等の自治組織、地域の支援団体の人手が不足している」との声が多く挙げられており、移行準備事業の取組み状況に関わらず重要な課題として認識されていることが伺えた。ただし、移行準備事業に取り組むことで解決を目指している課題としてこの点を挙げた回答は限定的であった。

＜行政内の人材育成＞

行政内の人材育成は、地域共生社会に向けた取組を行う上で感じている課題の筆頭として、回答自治体全体が「行政内の人手が不足している」「行政内の専門職人材が不足している」を挙げており、強い課題認識があることが伺われた。回答自治体全体で現状の取組として挙げられた点は、「県等が行っている研修会に、行政職員を派遣している」が中心であったこと、また、移行準備事業の実施自治体では「行政内で、分野横断的な意見交換会を行っている」「行政の職員向けの研修会を開催している」「行政と住民、支援団体等との意見交換会を行い、地域の生活課題を知る機会を作っている」などの実施割合が同事業を実施していない自治体に比べて高かったことから、行政内の人材育成は、移行準備事業に取り組むことの重要な目的の一つと位置付けられていると考えられる。

なお、移行準備事業の実施自治体では、移行準備事業に取り組むことで目指している課題の解決として、人口3万人未満の自治体では「行政内の専門職人材が不足している」が挙げられたのに対し、人口3万人以上10万人未満の自治体では「包括的な相談支援に対応できるジェネラリストが不足している」との回答が多く挙がっており、「行政内の人材育成」の中でも、各自治体が抱える課題の方向性は当該自治体の状況によって異なることが確認された。

なお、本調査は、中山間地域における地域共生社会に向けた取組状況を把握することを目的として実施したが、各自治体の地域福祉所管課ご担当者において回答を依頼しており、広域の中に一部中山間地域が含まれている自治体の場合には、全域を想定した回答が混在し

ている可能性もある。また、本調査の回答は各ご担当者の主観的な判断によるものである点に留意が必要である。

第IV章 重層事業実施自治体によるグループワーク

1. 実施目的

人口減少や高齢化等が各地で進行する中山間地域における地域共生社会の実現に向けた取組の推進にあたり、重層事業をツールの一つとして活用することについて考え、知見を深めていただくことを目的として、同事業に取り組んでいる中国地方の自治体の事業ご担当者同士で、これまでの取組みや課題を共有し、意見交換を行うグループワークを開催した。

さらに、グループワークでの意見交換から、重層事業に取り組む自治体が関心を寄せるトピックや、課題意識について掘り下げて把握することで、重層事業の活用方策を検討する材料とすることを目指した。

2. 実施概要

(1) 開催日時・方法

令和5年2月28日(火)13:30~15:30 (Zoomによるオンライン開催とした。)

(2) 参加自治体

中国地方で重層事業に取り組む14自治体に参加を打診し、下記9自治体にご参加いただいた参加自治体は人口規模によってA、Bの2グループに分けることで、より状況の近い自治体同士での意見交換ができるよう工夫した。

都道府県	自治体名	参加者の所属	参加グループ
鳥取県	鳥取市	福祉部地域福祉課福祉企画係	A
	智頭町	福祉事務所	B
	北栄町	福祉課	B
島根県	大田市	健康福祉部 地域福祉課	A
	美郷町	健康福祉課	B
岡山県	美作市	保健福祉部 福祉政策課 福祉係	B
広島県	東広島市	健康福祉部地域共生推進課	A
	廿日市市	健康福祉部 健康福祉総務課	A
山口県	長門市	高齢福祉課	A

また、中国地方の自治体等を対象にオブザーバー参加者を募集し、10自治体にご視聴いただいた。

(3) プログラム

グループワーク当日の進行スケジュールは以下の通りであった。

開会	<input type="radio"/> 参加者紹介 <input type="radio"/> 開会挨拶（中国四国厚生局） <input type="radio"/> ガイダンス
グループワーク ① (45分)	「事業に関する会議体の組織の仕方について」 <input type="radio"/> 各参加者より自地域の状況についてご発表（各5分程度） <input type="radio"/> 質疑応答、意見交換（20分程度）
全体共有（10分）	<input type="radio"/> グループ代表者より全体へのディスカッション内容の発表（各5分）
グループワーク ② (45分)	「福祉領域以外の関係機関等との連携について」 <input type="radio"/> 各参加者より自地域の状況についてご発表（各5分程度） <input type="radio"/> 質疑応答、意見交換（20分程度）
全体共有（10分）	<input type="radio"/> グループ代表者より全体へのディスカッション内容の発表（各5分）
総括	<input type="radio"/> グループワーク全体の振り返り・総括 （文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授 中島 修氏）

3. 発言要旨

1. グループワーク①「事業に関する会議体の組織の仕方について」全体共有

(1) Aグループ発表（グループ代表：鳥取市）

- 支援機関等の代表者会議や庁内係長級会議、各分野の担当職員による実務者会議など、各自治体の状況に応じて必要な会議体を検討し、組織している。
- 会議体の持ち方についての検討に関しても、各自治体で様々な課題があり、それに応じた取り組みがなされていた。例えば、実務者会議を組織して関係者間の情報共有や連携強化に着手したがうまく進まなかったため、会議体を全体会議・個別会議・ケース会議（直接的な支援のための会議）に再編した事例が報告された。
- 会議体の組織にあたって苦勞したことでは、庁内の部署間連携がうまくいかないという点が共通してあげられた。
- このような部署間連携を円滑にするための工夫としては、重層事業担当部署が連携のための各種会議の運営に係る諸作業（事前調整、開催通知、運営、会議録作成等）を一手に担うことで関係部署の会議参加に係る負担を軽減したという事例が報告された。
- グループ内の質疑応答・意見交換においては、各会議体の運営・マネジメント方法について質問がなされ、各自治体の状況を報告・共有したが、個別ケースを持たない部署・担当者が会

議体をマネジメントしている自治体が多かった。

- 支援会議の相談ケース内容について情報交換を行ったが、支援会議は本人同意が不要なので民生委員等が本人に代わって相談してくるケースがあるといった事例が報告された。

(2) B グループ発表(グループ代表:北栄町)

- 当グループは人口規模が小さい自治体で構成されている。自治体職員を含む人材や地域資源が少ない小規模自治体で効率的・効果的に重層事業を実施するために各自治体が創意工夫しながら取り組んでいる。
- 会議体については、既存の各分野の会議体が多いことに課題を感じている自治体が多く、会議体が乱立しないよう、重層事業の会議体を組織する際に既存の会議体と統合できるものは統合したり、今後統合を検討しているといった報告があった。
- 会議体の組織や運営にあたっての工夫としては、支援会議等で情報共有だけに終始するのではなく支援方針や役割分担の決定まで行う、会議開催の司令塔役を明確にして会議に参加する庁内外関係者の負担軽減を図るなどの取組みが紹介された。
- 個別ケース検討会議とは別に、重層事業全体の実施について検討・調整するような会議体の必要性を各自治体を感じており、共通の課題として確認された。
- また、ある町では、保健師を地区担当制とし、各地区の地区担当保健師が、民生委員等の地域の関係者とも連携しつつ、アウトリーチ等も行いながら住民の困りごとについて分野を問わず対応することで、各地区の地域課題を把握し、その結果を関連する会議体等で共有しているといった事例が報告された。

2. グループワーク②「福祉領域以外の関係機関等との連携について」全体共有

(1) A グループ発表(長門市)

- 連携が円滑に行われている福祉領域以外の関係機関等として、庁内では保健所や税務・上下水道部署といった徴収事務を担当する部署、庁外では医療機関、医療・福祉分野の専門職団体、薬剤師会、学校等があげられた。また、大学と協定を結び共同研究事業で連携している自治体もあった。
- 連携に苦勞している福祉領域以外の関係機関等では、教育委員会が複数の自治体からあげられた。
- 産業分野との連携については、円滑に実施できている自治体と苦勞している自治体双方の事例が報告されたが、当該分野関係者の理解を得て円滑に連携していくためには、まず交流から始めていくことが大事ではないかという意見があった。
- 地域づくりに係る地域組織との連携については、各自治体内でも円滑に実施できている地区と苦勞している地区があり、地域ごとの温度差や地域の特色によって取組みに差がでてしまうといった難しさがあることが報告された。

- 福祉領域以外の関係機関との連携に際してのポイントとしては、組織同士の連携を強化するために代表者会議等の会議体を機能させること、関係者で連携することの意義をしっかりと共有すること、普段から顔の見える関係づくりや仲間づくりにともに取り組むという姿勢を見せていくことが重要であることが確認された。

(2) Bグループ発表(美作市)

- 福祉領域以外の関係機関等との連携については、同一分野でも自治体によって連携状況に違いが見られた。
- 教育分野については、家庭への介入・支援を積極的に行ってくれる児童相談所出身のスクールソーシャルワーカーがいることで連携が進んだという事例が報告された。その一方で、連携がうまく行えていない自治体からは教育委員会が組織として閉鎖的であるなど組織の壁を感じる、校長や担任教師等の人事異動で学校側の連携・協力体制が変わり、継続的に連携していくことが難しいといった課題があげられた。
- 滞納整理を行う関係部署との連携についても、円滑に行えている自治体と行えていない自治体の双方があった。
- その他、連携が円滑に行えている分野として、一部の自治体からは定住促進関係部署や精神科の医療機関(受診が中断しているケース等について連携して対応)があげられた。一方、連携に苦労している分野としてまちづくり分野があげられ、教育委員会と同様に組織としての連携の難しさが指摘された。
- 福祉領域以外の関係機関との連携に関しては、各種会議に際して参加者の負担を軽減して参加しやすくすること、タイムリーに会議を重ねて関係性を深めていくこと等がポイントとしてあげられた。
- 教育分野との連携に苦労している自治体が多かったが、教福連携は重要な課題であり、今後も連携強化に向けて取り組んでいきたいといった意見もあった。
- 農家や企業等との連携に取り組んでいる自治体もあり、これらも含めた福祉領域以外の関係機関等との連携にあたっては、具体的な個別ケースでの連携を積み重ね、成功と失敗を繰り返すことが重要であるとの意見もあった。

3. 総評(中島座長)

- グループワーク①「重層事業に関する会議体の組織の仕方」については、既存の会議体をどう活用するかが重要なポイントとなっている。各関係分野で会議体が乱立しており、これら既存の会議体をうまく活用しつつ、重層事業の会議体に結び付けることが重要である。
- その意味では、重層事業担当部署が個別ケース対応を行わない自治体のほうが難しさを抱えているように感じられた。重層事業担当部署が個別ケース対応も行う自治体では、個別ケースを通じて既存の会議体とうまくつながることができるからである。

- まず組織同士でつながるという連携の考え方よりも、具体的な個別ケースを通じて連携したり、各種会議体であがった話題をより掘り下げて議論したりすることで、関係者間の連携や会議体の機能強化に取り組むのが良いと考える。
- 本人同意不要の支援会議について、民生委員等の本人以外の関係者から相談があった場合に開催するという事例が報告されたが、興味深くかつ重要な事例である。本人同意がとれないような困難ケースだけに限定すると支援会議が開催しにくくなってしまいが、民生委員等が「地域で困りごとを抱えている人」として把握しているケースを積極的に支援会議の対象とすることで、早い段階から関係者で情報共有と協議を行うことができる。
- グループワーク②「福祉領域以外の関係機関等との連携」についても、やはり個別ケースを通じて連携するということが重要である。
- 連携体制構築＝組織間連携と考えがちだが、教育分野との連携についても個別ケース対応を通じて校長やスクールソーシャルワーカー等の個々の学校関係者と連携ができている事例が報告されている。
- コロナ禍等の影響により不登校が増加し多くの学校で課題となっているので、不登校問題について教育分野の関係機関等と対応策を具体的に議論していくことが連携につながるのではないか。要保護児童対策地域協議会では多分野の関係機関で連携できているという報告があったが、それは具体的なケースで議論できているからであろう。
- 一方で、教福連携について「単に連携するのではなく、教育と福祉それぞれの分野の役割分担を明確にした上で、どの部分で連携していくのかを考える必要がある」との指摘もあった。これは教育と福祉の連携に限らず、他の分野との連携に際しても参考とすべきである。
- その他、都道府県職員である教職員との連携の難しさが指摘されており、このような組織間の連携上の課題はまだまだあると感じられた。
- 全般的には、想定以上に個別ケースを通じてうまく他領域と連携が行われており、非常に興味深い内容であった。

第V章 事業報告会

1. 実施目的

本事業におけるアンケート調査、ヒアリング調査で得られた知見を発信するとともに、自治体の具体的な取組みを掘り下げる対談企画、有識者を交えたパネルディスカッションを通じて、それぞれの地域の特性に応じた重層事業の活かし方を考えるきっかけ作りを目的として、事業報告会を開催した。

2. 実施概要

(1) 日時・方法

2023年3月13日 月曜日 13時～16時 (Zoomによるオンライン配信)

(2) プログラム

13時00分～ 13時05分	開会挨拶 厚生労働省 中国四国厚生局 健康福祉部長 内山 徹 氏
13時05分～ 13時30分	調査報告 「中国地方の地域共生に向けた取組状況(アンケート調査、ヒアリング調査、グループワークからの報告)」みずほリサーチ&テクノロジーズ 社会政策コンサルティング部
13時30分～ 14時30分	対談 重層事業を活用する自治体の取組みについて、対談を通じて掘り下げます。「事業を開始するにあたり、まず何から着手したか」「多機関協働の場となる重層的支援会議などの会議体をどのように組成していったか」「教育部門や、まちづくり・地域創生部門など、福祉以外の部門とどのようにコミュニケーションを取るのか」などの企画・運営のポイントを、行政の担当者に伺う内容。 【登壇者】 対談①:鳥取県北栄町 北栄町 福祉課・生活支援室 室長 松嶋 まゆみ 氏 文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 学科長・教授 中島 修 氏 対談②:広島県廿日市市

	<p>廿日市市 健康福祉部 健康福祉総務課 福祉企画グループ 専門員 (GL) 倉田 忍 氏</p> <p>文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 学科長・教授 中島 修 氏</p>
<p>14時30分～ 14時40分</p>	<p>休憩</p>
<p>14時40分～ 15時55分</p>	<p>パネルディスカッション</p> <p>「誰も取りこぼさない」共生社会の実現には、行政だけでなく、さまざまな地域の関係者がつながり、地域を面で支えて行く必要があります。一方で、人口減少が続く中山間地域では、公助だけでなく、住民同士の共助の力も脆弱化しつつある、厳しい状況にあります。中山間地域で共生社会を実現するために、重層事業をどう活用できるのでしょうか。事業の企画・運営者に求められる発想について、ディスカッションする内容</p> <p>【登壇者】</p> <p>[コーディネーター]</p> <p>文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 学科長・教授 中島 修 氏</p> <p>[パネリスト] ※順不同</p> <p>特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田 昌弘 氏</p> <p>島根大学 教育学部 社会科教育専攻 教授 作野 広和 氏</p> <p>北栄町 福祉課・生活支援室 室長 松嶋 まゆみ 氏</p> <p>廿日市市 健康福祉部 健康福祉総務課 福祉企画グループ 専門員 (GL) 倉田 忍 氏</p>
<p>15時55分～ 16時00分</p>	<p>閉会挨拶</p> <p>文京学院大学 人間学部 人間福祉学科 学科長・教授 中島 修 氏</p>

3. 発言要旨

(1) 対談

① 発表概要 『北栄町における重層的支援体制整備事業の活用』

【町の概要】

- 人口1万5千人弱の町。東西2圏域で人口や小・中学校、自治会等の社会資源がほぼ二分されている。公共交通が不便、買い物や通院は町外が主。
- 町内63の自治会単位で地域の支え合い活動を推進。

【庁内体制】

- 福祉課が高齢・障害・児童・生活困窮をはじめとした主な重層事業関連分野を所管。相談支援機関として地域包括支援センター、障がい者地域生活支援センターも直営。
- 教育総務課では子育て支援、発達支援等を所管。子育て世代包括支援センター（日本版ネウボラ）も直営。
- 町社協とは地域づくり事業等で連携。

【包括的支援体制の構築を目指した背景】

- 平成30年度モデル事業の最初の取組みとして、支援対象の概数を把握するための「関係者調査」を実施し、複合的課題を抱える世帯112世帯、ひきこもり状態の人54人を把握。把握ケースの大半は3項目以上の課題を抱えており、9項目以上の課題を抱えるケースも存在した。相談支援につながっていない、あるいはつながっていたが途切れたケースが多く、孤立問題が背景にあると考えられる。
- 地域ケア会議や日頃の相談支援の中からも、制度のはざまの問題をはじめとした「気になっているが対応が十分にできていないケース」の情報が共有されている（障害認定はないがコミュニケーションに困難を抱えている、不登校のまま中学校を卒業し、ひきこもりになっている等）。周囲の住民等が実は気になっているというケースは多数あり、対応が必要とされていることがわかった。
- 北栄町では、以前から、自治会単位で「支え愛連絡会」を組織し、民生委員や福祉推進委員等の関係者で、自治会内の気になる人の情報共有と声かけ・見守り等の対応策の検討が行われている。医療との連携が必要なケースをはじめ、地域での対応が難しい課題もあるため、行政も連絡会に参加し、活動を支援している。地域と行政及び社協が連携して取り組むことが重要と考えている。

【包括的な相談支援を行うための取組み】

- 第1期重層計画では「必要な人に福祉的な支援が届くしくみづくり」「生活の課題解決に結びつく支援の実施」の2つの目標を掲げ、以下の4区分の取組みを実施。

『1.多機関が「つながる」仕組みの強化』

- 庁内の既存の相談窓口での対応を主としつつ、窓口がはっきりしないものや複合的課題を抱えるものを相談支援包括化推進員が対応することで、「断らない相談」を実践。
- 各分野で断らない相談を実践していくために、分野横断研修を開催し、各分野共通の課題をテーマとしたケース検討等を実施。
- 関係者連絡会として3月から「つながる会議」を開催し、各分野の業務や役割の相互理解や顔の見える関係づくり、事業の方向性の共有・確認を行っていく予定。

『2.庁内の連携体制の強化』

- 令和2年度に設置したプロジェクトチームを庁内連絡会に転換・再編し、連携責任者連絡会（全課長級）と事業担当者連絡会（主に福祉・教育分野の担当者）の2会議を設置。
- 庁内全課で福祉課題を抱える住民に気付き、相談支援包括化推進員に情報がつながるようにするため、会計年度任用職員を含む全職員対象の研修を開催。地域共生社会づくりや福祉課題を抱える住民に対する包括的支援、庁内連携等についての理解促進を図っている。
- 個別ケースを通じた連携強化を丁寧に実施していくことが重要である。教育や地域づくり分野との連携は難しいと言われているが、個別ケースを通じてスクールソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターとうまく連携できた好事例がある。

『3.町内関係法人との協力体制』

- 町内5法人（医療法人、社会福祉法人）にアウトリーチ事業を委託。全世帯を対象とした世帯訪問調査も上記5法人で分担して実施。これらの活動を通じて法人側の地域への関心やアウトリーチ意向も高まっており、庁外関係組織とともに取り組むことの重要性を改めて実感。
- 精神科のある医療法人と共同して、精神科領域の専門職によるアウトリーチ訪問の新規事業を検討中。

『4.地域での取組みの広がり』

- 地域づくり推進フォーラムの開催や、図書館や農家と連携した参加支援の場づくりを実施。
- 一人の相談者から終活に関する不安を聞いたことが起点となって「終活講座」を開催。たった一人からの相談を受けとめて対応していくことが、同じ不安を抱える他の人のためにもなるという視点での取組みである。
- その他、地元高校生の出前サロンや支え愛連絡会等により、少しずつ地域での取組みが広がっている。
- 重層事業で新たな取組みを開始したわけではなく、既存の取組みを少しずつ見直して重層事業と紐づけることを意識して取り組んでいる。

② 北栄町 対談

(中島座長)

- 北栄町の取組みの特徴は 5 点あった。1 点目は複合的課題を抱えるケースの情報を集約し「ニーズの見える化」を最初に行ったこと。2 点目は会議体制が重層的であること。3 点目は支え愛連絡会等の住民活動との連携ができてきていること。4 点目は個別ケースを通じて福祉分野以外の関係機関等と連携が図られていること。5 点目は町内 5 法人と連携して地域へのアウトリーチを実践している、地域に入っていきこうとしていることであり、非常に素晴らしい取組みだ。
- 平成 30 年度モデル事業の最初に取り組んだ「ニーズの見える化」について。関係者に対する調査を行い、複合的課題を抱えるケースの情報を集約するのは大変だったと思う。当初から「ニーズの見える化が必要だ」という問題意識があったのか。

(松嶋委員)

- 重層事業担当となり、まず何から取り組んだらよいのかを考え、全体のボリューム感を知っておく必要があると思った。そこで、複合的課題としてどのような課題を抱える人がどのくらいいるのかを調べるための関係者調査を行った。
- 調査対象は福祉サービス事業所や民生委員等、限定的であったため、必ずしも全ケースを把握できたわけではないが、調査を行ったことで、その後、関係者から気になるケースの情報が入るようになり、相談支援に係る関係者との連携のきっかけにもなった。

(中島座長)

- 庁内外の関係部署・機関等に理解協力を求めたり、連携する際に、説得力のあるエビデンスを示すことは重要だ。
- 庁内の連携会議として、連携責任者連絡会(全課長級)・事業担当者連絡会(主に福祉・教育分野の担当者)の2つの会議が設置されている。このように会議体はやはりいくつかの階層ごとに設置することが必要か。

(松嶋委員)

- 役場は部署ごとの縦割りであり、やはり他部署から理解を得ることが必要である。「気になるケースについてなぜ福祉課の重層事業担当に伝えなければならないのか」といったことを開始当初に他部署の職員から言われたことがある。
- 他部署でも意識のある職員からは現場レベルではこれまでも福祉課に相談してくれていたが、全庁的な体制で包括的相談支援を行うために、副町長をトップとした連携責任者連絡会(全課長級)で共通認識を図りたいと考えた。
- 当時の副町長が、全課に対して、住民が窓口相談に来た際には、自部署の担当分野以外のことで何か心配事がないか声掛けをするように指示していた時期でもありタイミングもよかったので、分野を超えて複合ケース等の情報が集約される仕組みづくりとして階層ごとに2つの会議体を設置した。

(中島座長)

- 住民活動との連携について。先ほどの事務局の調査結果報告では重層事業実施自治体とその他自治体では住民のニーズ把握や住民活動との連携について大きな差があった。北栄町では支え愛連絡会や地域ケア会議等をはじめとして住民との連携を非常に重視していると感じる。

(松嶋委員)

- 支え愛連絡会は平成 30 年度のモデル事業開始以前から開催しており、開始から約 10 年が経過している。重層事業のために設置したのではなく、もともと地域及び町社協とともに取り組んでいた。
- 重層事業を開始してから、支え愛連絡会の取組みと重層事業がつながっていることを実感できた。重層事業で新しい取組みをするのではなく、こういった地域の既存の取組みを大切にしながら重層事業とつなげる、既存の取組みを見つめ直してみると良いと思う。

(中島座長)

- 先ほどの事務局の調査結果報告では重層事業未実施自治体が実施を躊躇している理由として、事務負担が増えたり、新たな取組みを行わなければならないから大変だと思っている様子が伺われた。だが、今の話を伺って、実際は地域のアセスメントをしっかり行い、既存の取組みを見つめ直して活かしていくことが重層事業なのだと感じた。

(松嶋委員)

- 既存の取組みを活かした方が様々な人に参加してもらえ、取り組んでいる人たちの楽しさも伝わってくる。やはりそのほうが面白い。

(中島座長)

- 個別ケースを通じた連携についても、既存の仕組みを活かしながら取り組んでいるのか。個別ケースを通じた連携について、教えてほしい。

(松嶋委員)

- 重層事業を開始して様々な分野の関係者と話をするようになった。特に教育分野や地域づくりの関係者とは個別ケースを通じて連携が深まったと感じている。また、ひきこもりケースの支援に取り組むことで子育て支援センターや医療機関の精神科のソーシャルワーカー等との連携が深まっている。
- 重層事業として個別ケースを通じた連携に取り組むことで、既存の連携先とだけでなく、これまでつながりが薄かった関係者と連携するなど、連携の幅を広げたいと考えている。

(中島座長)

- それはとても大事なことだ。これまでの取組みをしっかりアセスメントして活かすことはとても重要だが、既存の取組みだけではうまくいかない。重層事業によって新しい取組みが動き出したと理解してよいか。

(松嶋委員)

- その通りだと思う。

(中島座長)

- 町内関係法人との協力体制について、アウトリーチ事業の委託先法人は社会福祉法人か。
(松嶋委員)
- 社会福祉法人と医療法人である。北栄町には社会福祉法人・医療法人は 6 法人のみであるが、全法人に声を掛けて 5 法人から協力を得ている。
(中島座長)
- 精神科のある医療法人との連携も検討されているが、複合ケースでは精神疾患を抱えている人も多いので大事な取組みだ。
(松嶋委員)
- 精神科アウトリーチ事業に関しては、もともと精神科の病院自体が問題意識を持っていて、何かしたいとの思いが強かった。それが個別ケースの検討を通じてうまく事業化につながった。個別ケースの事例検討会を行う中で行政としてアウトリーチ事業の必要性を感じるようになり、病院側は以前から問題意識を持っていたので、そこが重層事業によってマッチングできた。
- このように重層事業に取り組むことで、様々な分野とつながるだけでなく、事業同士のマッチングや各関係者の関心事がマッチングして新しいものが生まれる、そういった相乗効果があると感じている。これからもさらに広げていきたい。
(中島座長)
- 既存の取組みをしっかりと再構築して重層事業を行うことでさらに新たな成果が生まれてきた、そういう実践事例を非常にわかりやすく示していただけた。

③ 発表概要 『廿日市市の包括的支援体制づくり』

【市の概況】

- 2 回の市町村合併を経て、沿岸地域、中山間地域、島しょ部(宮島)といった多様な地域を持つ市となる。
- 市内の各地域で人口や高齢化率、地域資源等の差が大きい。

【包括的支援体制づくりに取り組むまで】

- 平成 31 年度の相談支援拠点の検討が契機となり、包括的支援体制づくりに本格的に着手。福祉センター内に生じた空きスペースに庁内福祉部門を移転することとなり、そのレイアウト検討を行うなかで、動線の確認だけでなく、各福祉分野の相談員・専門職間で業務内容や日頃の対応ケース、課題等を共有したことが、互いの業務を理解し合う機会となった。
- こうした取組みを経て、令和3年度から重層事業を開始(モデル事業は未実施)。

【廿日市市の包括的支援体制の考え方】

- 「これまでやってきたことを活かす」ことを重視している。既存事業が多数あるので、新規事業を作るのではなく、従来の取組みを活かすようにしている。
- あわせて「支援の見直し」を行った。専門職・相談員の個々の技術・経験によって支援の質が

変わるということを専門職側も課題と感じていた。そこで、担当分野に留まらず、専門職等の支援者が多様な視点から考えられるようになることや、継続的に支援していける仕組みをつくる必要があることを関係者で確認した。

- 地域づくりや教育、住宅、交通等の「福祉分野以外との連携を意識」するようにしている。
- 既存の支援や連携の実績を、継続させるための「仕組み」とするために、不足する部分や強化する必要があることを考え、形にしていくプロセスに重層事業をうまく活用するという方針で進めている。

【取り組んできたこと】

『①庁内・関係主体との連携体制づくり』

- 重層事業における多機関協働の中核として「相談支援ネットワーク会議」を設置し、フィールドマネジャーのプラットフォームとして、日常的な情報共有や課題検討・協議を行う定例会（月1回）と、ケース会議（随時）を実施。
- 「フィールドマネジャー」は各分野の係長級職員を選任し、ネットワーク会議への参加や各分野での支援に関する総括を行う役割とした。係長級職員は所属内及び他部署との調整が職務であることに着目し、重層事業で特別な役割が付加されるのではなく、日常業務の延長線上にあるものとして自然に意識できるようにすることを狙いとした。
- フィールドマネジャーが情報共有・連携するためのツールとして他自治体の事例を参考に「つなぐシート」を作成し、使用を開始した。また、重層事業開始当初、相談支援に係る各職員の役割がわからないとの意見がでたため、相談支援のフロー図を作成し、段階ごとに誰がどのような役割を担うのか、中心となる人と役割を整理し、共有した。

『②多機関協働の進め方』

- ケース会議のルールをつくり、明確化した。保健師間での OJT として事例検討を積み重ねていた手法が重層事業でも活用できるのではないかと提案が保健師からあり、これを採用してルール化したものである。
- ケース会議では、各分野のフィールドマネジャーの判断であがってきたケースについて、多分野に視点を広げて支援方針を立てることを意識して議論している。このため、ケース会議には、検討ケースが自分の分野であるか否かに関係なくフィールドマネジャー全員が参加し、場合によってはその他の支援関係者も参加してケース検討を行う体制としている。

《事例検討の具体例の紹介》

- 50 歳代の若年性認知症の人を別居の娘が育休中に介護しているケースについて、本人に対する支援と介護離職を防ぐ家族支援のあり方をケース会議で協議した。
- 従来は担当部署（地域包括支援センター）と関係部署（障害福祉課）の連携で対応するケースだが、相談支援ネットワーク会議で多分野の関係者で方針を議論・決定し、支援を開始した。これをきっかけに地域での見守り等の機運も高まり、認知症カフェが開設されたり、チームオレンジの活動につながる動きも出てきた。

【成果】

- 体制づくりの視点からの成果としては、相談支援ネットワーク会議やフィールドマネジャーといった重層事業としての相談支援体制の土台・枠組みができたことが大きい。ネットワーク会議定例会(月1回)等で課題を検討・共有し、実践する仕組みとなっている。
- 支援者の視点からの成果としては、従来は各分野のみで抱え込みがちだった困難ケースや支援拒否等のケースについて幅広い視点から支援の方向性を考える場ができたことが大きい。専門職からは「今まで諦めていたが『もう少し考えてみよう』という気持ちになった」という声も聞かれた。

【課題】

- 相談支援ネットワーク会議について各地域で機運を発揮させる必要がある。ネットワーク会議機能を各支所単位に拡充していきたい。
- 参加支援、地域づくりの充実を図る必要がある。廿日市市では地域自治組織(市内 28 区に設置)が中心となって地域づくり活動が展開されており、既存の地域活動を土台として「地域で気付きつながりあう仕組み」づくりを加速化していきたい。
- 重層事業に係る人材育成が欠かせない。相談支援ネットワーク会議にフィールドマネジャー以外の職員も参加させてOJTに取り組んでいる。
- 重層事業推進のための組織体制強化も重要であり、令和 6 年度を目途に組織改編を行う予定である。これに合わせて、社会福祉士や保健師の役割や人材育成のためのジョブローテーション等を整理した専門職人材育成ガイドラインの策定にも取り組んでいる。

④ 廿日市市 対談

(中島座長)

- 北栄町と同様に、既存の取組みを活かすということが強調されていたと思う。
- 廿日市市ではフィールドマネジャーが各分野間のつなぎ役として機能しているが、このような体制づくりの発想はどのような経緯で生まれたのか。

(倉田委員)

- 重層事業担当として、支援の現場を実際に見たり、ヒアリングを行ってみると、係長級職員がマネジメントを行い、その下で現場の専門職が支援にあたるという流れが多くの分野で共通したやり方であることが確認できた。このような日常の支援の流れを活かし、それを重層事業になく形に進めた方がよいと考え、事前に係長級職員にも相談し、了承を得た。

(中島座長)

- それは、福祉分野以外でも係長級職員は同様の動きをしていたので、理解を得やすいという土壌があったということか。

(倉田委員)

- そのようにとらえている。フィールドマネジャーは教育や地域づくり等の福祉分野以外の部局からも選任している。地域づくり部局のフィールドマネジャーについては、支援のマネジメントではないが、地域づくり関連事業の情報共有や連携のために相談支援ネットワーク会議に参画してもらっている。

(中島座長)

- 事務局の調査結果報告からもわかるように、やはり地域との連携は大きな課題だ。
- 先ほど事例紹介いただいた若年性認知症のケースは、まさに地域と連携してインフォーマルサービスの開発まで至った事例だったが、廿日市市では地域との連携をどのように考えて進めているのか。

(倉田委員)

- 廿日市市では生活支援体制整備事業を市社協に委託実施しており、社協の生活支援コーディネーターが日常的に地域に出向き、そこで把握した情報を相談支援ネットワーク会議で共有してくれている。
- また、生活支援体制整備事業や重層事業に取り組む以前から、市として地域自治組織による地域づくり活動を促進・支援してきた経緯がある。その点を福祉部門でも十分理解しつつ、地域における従来からの取組みを活かす形で仕組みを作ることを常に意識している。
- 先ほど事例紹介した若年性認知症のケースは、地域で活躍しているキーパーソンにケース会議に参画してもらい、地域資源の情報を共有したり、支援の方針を検討していった結果、新たな地域資源の開発につながったという事例である。

(中島座長)

- 今後の課題として「参加支援、地域づくりの充実」をあげられているが、廿日市市では地域自治組織の活動が既にしっかりとしたベースとしてあって、そのうえで、生活支援体制整備事業等の関連する取組みが動くという形になるのか。

(倉田委員)

- その通りであり、その点がとても大事である。既存の地域の取組みを理解し、大切にすること、これを福祉部門は忘れがちなのがある。
- これまで取り組まれてきたこと、今ある資源は何なのか。今はないので新たに作らなければならない資源は何なのか。それを創出するために既存の資源をどのように活かせるのか。このようなことを地域振興部門や地域の関係者と議論したり、共有することがまだ不足している。そのような協議の場をしっかりと作っていかなければならないということを課題と感じている。

(中島座長)

- 福祉の課題は、地域の様々なつながりの中に、整理されない形で存在している。その部分にどのように近づいていくかということか。

(倉田委員)

- その通りだと思う。福祉の専門職の目線では、要支援の本人・家族をどのように支援し、環境を改善していくかという視点がどうしても優先になりがちである。だが、支援対象者の生活の

土台はやはり地域であり、支援対象者を取り巻く地域の環境を常に意識することは、重層事業に取り組む上で欠かせない。

- その視点がなければ今までの取組みと何ら変わりがない。そういう意味で参加支援や地域づくりの充実は重要であると考えている。

(中島座長)

- 専門職が今まで築いてきた多機関協働や連携の仕組みは地域包括ケアシステムとして存在しているのだが、さらに地域の支援ニーズを早期に把握するためには、もっと地域に近づいていかねばならないということか。

(倉田委員)

- 地域のことを理解して入っていくということが大事である。

(中島座長)

- 我々は既に可視化されたニーズにアプローチしようとしがちだが、住民の中にあるニーズは実際は見えにくいものだ。そのような地域の中のニーズを様々な分野のフィールドマネジャーを中心に見える化しようと取り組んでいる。それが廿日市市の実戦の特徴ということか。

(倉田委員)

- 現時点でできているわけではなく、まさにこれから取り組もうとしているところである。
- 支援を要する住民やその家族が、地域の中で暮らし続けられるよう、個々のニーズにあった寄り添う支援を行っていくためには、今まで地域で行われてきた地域づくりの取組みを活かし、地域の関係者とともに考えていくことが必要である。その点がまだ十分にできていないと感じており、現在取組みを進めているところである。

(中島座長)

- 本調査研究事業を進めていく中で、多機関協働等の体制整備はもちろん大事だが、それだけではなく、そこからさらに地域に、住民の生活の中に入っていかなければ本当のニーズは把握できないのではないかと議論になっている。廿日市市の取組みからもそのような内容が改めて可視化されたと感じる。

(2) パネルディスカッション

【生活者目線でみた時に、必要な人に支援を届けるために何が必要か】

(中島座長)

- 先ほどの対談では、既存の取組みをしっかりアセスメントし、良い面を活かしながら包括的支援体制を構築していく中で、やはり地域とつながること、地域にもっと近づいて、連携していくことが非常に重要だということがわかった。その一方で、重層事業未実施の自治体では、こういった地域との連携が十分に取組みしていないということが事務局の調査結果報告で明らかになっている。

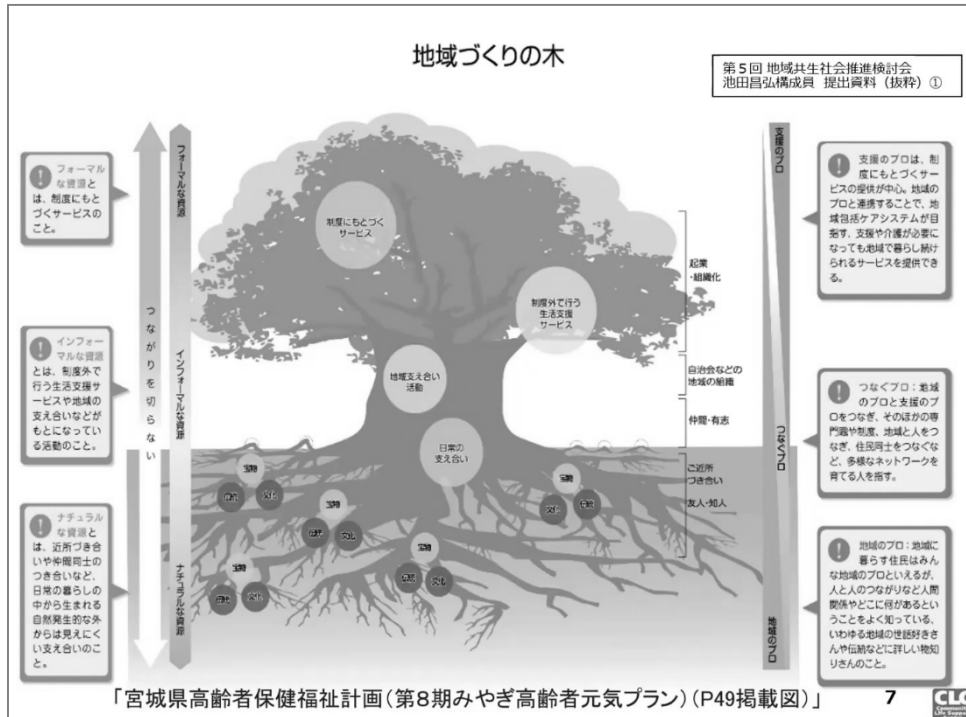
- このパネルディスカッションでは、地域との連携や住民との関係づくりというテーマに重きを置いて議論していきたい。
- まず、生活者目線でみた時に、どのようなことを私達は考えなければならないのかということについて、池田委員から事例を含めてお話いただく。

(池田委員)

- 先週、移動中の列車の車窓から綺麗に草刈りがされているのを見た。地域の住民が全部自腹で草刈りをしているのだろう。こういった人たちに草刈りをしている理由を尋ねたことがあるが「自分たちが住む地域を綺麗にしておきたい」ということだった。地域をより良くしていきたいと考えて自主的に取り組む住民はとても多い。そこをベースに考えていく必要があるのではないか。
- 私達のような福祉関係者は、地域を知るためにまずニーズ探しや課題探しから始めてしまう。課題探しから始めると、出てきた課題を誰が解決するのかという話になる。また、「担い手」という言葉も何かをやらされるというイメージがある。ニーズや課題探しのために地域と話し合いの場を持つと「協議」ではなく、「抗議」になってしまう。「地域でやるのではなく、役場や社協がやればいい」という話になりがちだ。この辺りの発想の転換が必要だと感じている。
- 住民が地域の活動に参加するのは「楽しいから」だ。楽しいから参加し、その中で関係が生まれ、支えたり支えられたりする関係になって、課題を完全に解決することは難しくても、困り事や悩みに寄り添う、気にかけてあげることが自然になされている。こういった地域で「できていること」から聴くということが重要だと思う。課題を聴いてもいいが、「できていること」も聴くことが必要であろう。
- ある中山間地域で一人暮らしをしている 90 歳代の人で車の運転もしない方に、どうやってこの地域で暮らしているのかと尋ねたところ、「近所の人がついでに買い物してきてくれたり、車で一緒に買い物に連れていってくれる」「移動販売車も週に数回来る」「こどもや親せきが月に 1・2 回来てくれる」「自分で畑をやっている」「家族が多かった時のなごりで冷蔵庫が 3 台あって 1 台は冷凍庫専用にしていて、その中に近所の人ができる鹿や猪の肉を保存している」、それで 1 か月くらいは買い物にいかなくても何とか生活できているとのことだった。中山間地域では移動・交通のことが課題としてあがりがちだが、「その地域で移動・交通の問題で亡くなった人がいるのか」と尋ねると「そういうことはない」という話だった。課題を解決できているかはわからないが、それでも地域で何とかして助け合っているということはとても多い。市役所から遠いので、行政側はその地域は移動・交通面が課題だと考えているが、地域では「役所の人は来てくれないから自分たちで頑張るしかない」と住民同士で助け合っている。
- 先ほどの対談での倉田委員のお話のように、ニーズ調査ということではなく、住民の普段の暮らしの様子をしっかり聴くことが大事だ。地域のいろいろな場を訪ねて、住民と一緒にしゃべりしたり、飲み食いしたりして、普段の暮らしを丁寧に聴くことが、大変だが必要なことである。
- 住民が多数集まっているサロンの場にいった時に「これだけたくさんの方がいると嫌いな人もいるから、終わった後に気が合う人と二次会・三次会をしている」という話を聞いた。気心が知

れた人とは自然と関わりを深めている。支え合いも嫌いな人と行われることはなくて、気心が知れた好きな人同士でやっているということも、実はとても大切なポイントだと思われる。

- 「地域づくりの木」という概念図があるが、枝葉が「制度にもとづくサービス」、幹は自治会や老人会、ボランティア等による「地域支え合い活動」であり、そして土の中で見えないけれど根の部分には「お裾分け」等の住民同士の「日常の支え合い」がある。



- 実はこの見えない支え合いが住民にとっては重要なのだが、私達はインフォーマルサービスでも見えている部分の方に目が向きがちだ。この根っこの部分の見えない「日常の支え合い」もインフォーマルサービスの一部であり、こういった自然な支え合いがとても大切である。住民は周囲の人のことを思いのほか気にかけていて、ちょっとした異変に気付いている。しかし、そういった気付きを相談窓口で相談するのはハードルが高い。だから、福祉の専門職が住民と親しくなって、気軽に相談できる関係を築くことが大切だ。ある専門職が地域住民から「天ぷらを作ったから取りに来ないか」と言われていってみたら「あなたにしか言えないけど…」ということまで気になる課題の相談があった。そういったところに地域住民が気付いている大切な情報があり、それをうまく支援につないでいくことがとても大切だと思う。
- 福祉分野で地域づくりに係る行政職員等から受ける相談で最も多いのは「住民主体の活動をどのようにやらせたらよいか」ということである。やらせたら住民主体ではなくなるのだが、そういった質問が多い。一方、自治会や民生委員、サロン主催者等の地域づくりの関係者から聞く話で最も多いのは「行政や社協、地域包括支援センターの職員がニコニコしながら地域にやってきたら危ないと思え。」「何かまたやらされるぞ。」ということである。
- そういったことを実は住民と行政等の両者がわかっている。そこからさらに両者が関係を深め

て話し合っていくべき時期にきている。私達は「地域を巻き込む」「住民を巻き込む」と言いがちだが、地域づくりにおいてはそうではなく、逆に「住民に混ぜてもらおう」「住民に巻き込まれる」くらいの関係で取り組んでいくことが、住民目線という意味で、まず私達に必要なことだと感じている。

(中島座長)

- 池田委員のお話に驚いた方もいたかもしれない。しかし、住民にとって相談窓口は敷居が高くて、いきにくいということが重層事業の始まりだったと思う。敷居が高くて相談窓口につながりにくいということは、やはり日常生活の中に様々な課題が隠れているということだろうというのが我々の問題意識としてある。
- 次に、池田委員のお話を受けて、地域づくりに詳しい作野委員にも問題提起をいただきたい。

(作野委員)

- 私は集落やコミュニティ研究を専門としており、地域運営組織の構築・再構築といった地域づくりを、住民の皆さんと一緒に、地域に巻き込まれながら行っている。また、美作大学の集中講義として「中山間地域福祉のまちづくり」に取り組んで今年で13年目になる。専門分野は地理であり、地域の構造等を研究している。
- 地域というのは非常に細かく階層化された構造をしており、その基盤となるのが集落である。この集落の積み重ねで地域ができていく。
- 集落は、例えば個々の農家と農地があり、集落機能を果たす神社や共同利用の施設、山中に共有の林野もあり、それらが集落共通の財産になっていることが非常に重要なポイントである。集落については基本的には農業ベースであり、生産補完機能、それを支える資源管理機能、さらに生活扶助機能が三位一体となったものが村内共同体と言われるものである。そこでは生活やコミュニティ、生産活動を円滑に行うために相互に補完し合っている関係にある。
- このような地域の機能に着目し、福祉分野だけでなく、防災、交通、産業経済といった様々な分野が、この機能を行政システムに組み込んでいっている。地域側からすると笑顔で近づいてくるのは福祉部門の職員だけでなく、他部門の職員も笑顔で近づいてくるので、住民はその対応でいっぱいになっている。
- さらに行政との関係におけるもう一つの弊害として、縦割りの問題がある。行政では部署ごとに担当分野に関する取組みを頑張っているが、地域は一つなので、行政が縦割りで分野ごとに頑張られても非常に困る。それぞれ必要性はわかるが対応は大変なのである。
- 宍粟市社協も同様の問題意識を持っている。宍粟市には地域づくりに係る組織が多数あるだけでなく、各組織が自治会・集落レベル、小中学校レベルといった基礎的な地域レベルから合併前の町レベル、そして現在の市全体のレベルの階層構造になっていて複雑な組織体制になっている。これに地域住民はすべて対応しているので、おのずとパンクしてしまう。だから住民からは不平不満しか出ないという構造になっている。
- 重層事業は既存の制度の隙間の課題に対応する仕組みとして重要だが、このような構造の中にある地域に対して、新たな機能として重層事業をプラスアルファしてしまうと、地域にとっては

不幸なことになるのではないか。こういう視点も持ちつつ、私は最近、「縮住」や「むらの減築」ということを提唱している。

- 地域の意思決定は全世帯参加を前提とする地縁型組織で行われてきたが、これを一つにまとめたものが地域運営組織である。この組織は全世帯参加を前提とせず、地域の有志や場合によってはビジネスとして金銭を目的に参加する人等も参加して地域の運営を担う、地域のプラットフォームである。このような組織で機能的に地域を運営することも考えられる。
- また、行政の縦割りが非常に問題になっているので、行政内部での連携強化が不可欠である。岡山県美咲町が行っている「地域課題共有会議」の事例を通じて、縦割りの問題は福祉分野だけでなく、他分野でも問題であったことがわかった。まず庁内関係者が共通の場で協議するということが大事だ。

(中島座長)

- 地域をどのように見ていくべきかという点で示唆をいただいた。まさにこういった視点を福祉分野の関係者も考慮していかなばならないだろう。
- このような問題意識を持ちつつ、暮らしの基盤となっている「地域の営み」というところから、改めてもう一度具体例を踏まえて考えていきたい。池田委員から具体例をご紹介いただく。

【暮らしの基盤となっている「地域の営み」の具体例】

(池田委員)

- 各地に様々な形の「お祭り」のような行事があるが、どれも地域のみんなで楽しむもので、準備もそれなりに大変だ。それをみんなで行う中で、住民同士が関係を育み、困り事が起こった時に支え合える地域が長い年月をかけて作られてきたところも多いと思う。
- 具体例として紹介する山形県朝日町大谷地区は、人口約1,000人、高齢化率46%の集落で、260年続くお祭りが毎年8月31日に開催されている。
- 高齢者が地域を訪れる人の接待役を担い、女性たちは自宅にくるお客の対応をする。こどもたちも神輿を担いだり、屋台を引いたりしている。地域の大人がお祭りなどを通じてこどもに関わる中で、世代を超えて顔がわかるようになり、声かけができる関係づくりにつながっている。お祭りの準備のために毎日集まって、準備が終わるとお酒を飲む。これが楽しいから参加していると皆さんおっしゃっていて、こういうことが地域のつながりとしてとても大切なものになっている。
- 高齢者もできる範囲の役割を担って、様々な世代の住民がお祭りに関わり、終わると片づけをして、またお酒を飲む。こういう中で関係を育て、地域の状況もお互いに共有して、「これからは、地域をこんな風にしていけたらいいよね」といった話もこういう関係性の中から生まれていると思われる。お祭りが長く続いている地域はやはり住民同士のつながりが豊なところが多い。
- お祭りで接待役を務めていたおじいさんは一人暮らしだが、住民みんなが気にかけて、声かけもしているので、孤立の心配がない。こういった関係が実は地域のベースになっていると考えられる。

- 生活支援体制整備事業の協議体で話をしている、このようなお祭りは社会資源としてあがってこない。実はこのようなお祭りは地域の基盤としてとても重要だが、私達は事業の要綱にあがっているような社会資源しか目に入っていないのだ。この地域の民生委員たちはお祭りが住民同士の顔の見える関係づくりにとって重要だと考えている。昔は当たり前だったことが今は当たり前ではなくなっている、このお祭りのような地域の活動を残すことが地域のつながりの基盤になるということを住民みんなで共有することが必要である。
- 次に沖縄県北谷町の事例を紹介する。地域の「ゆんたく」（沖縄で「おしゃべり」のこと）の場での話から、70歳代の精神疾患のある息子と暮らしている104歳の母親の世帯を、92歳の人が10数年支えているということがわかり、生活支援体制整備事業の協議体の場で共有され、その人達のつながりを壊さないようにしつつ、専門職が関わっていきこうということが協議されていた。
- このような地域での自然なつながりを「地域のお宝」として認定書を授与する取組みがされている。この事例の92歳の人は個人名で取組みが表彰され、広く紹介されている。
- 同様の取組みは他の自治体でも行われており、栃木県栃木市では店先にベンチを置いたお好み焼き屋に地域のお宝認定書が授与された。ベンチを置いたことで数人が集うサロンが生まれ、地域のつながりが広がった、地域の気になる人をみんなで気にかけるようになったからである。あわせて、お好み焼き屋のこの取組みについて情報提供してくれた住民に対しても感謝状が授与された。とにかく、住民みんなでつながりを意識していく、広げていく。そういったことが孤立防止になるのではないか。栃木市ではお宝発表会を開催し、市長をはじめ様々な関係者が参加し、地域の取組みを共有している。
- 宮城県多賀城市では、「住民主体の地域づくりを広げる事業」実行委員会を組織し、社協や地域包括支援センター等の地域の相談支援機関と、市内の福祉、教育、地域振興、産業振興等の関係部署の20歳代から30歳代前半の若手職員が中心となって、1年かけて地域のつながりの好事例を発見し、発表会を開催して共有している。これにより、市内外の若手職員が地域のつながりを意識できるようになっている。それが20年後30年後に彼らが各組織で課長や部長等の幹部職員になった時に生きてくるだろうと思われる。
- これらの取組み事例のように、「地域の営み」に注目し、様々な関係者が協働して「営みの見える化」をやっていく。昔は当たり前だったことが今では当たり前ではなくなってきたということをみんなで意識していくことが大切だと思う。

（中島座長）

- 先ほどの作野委員のお話によると、集落には生活扶助機能や生産補完機能等の支え合う機能があるということだった。池田委員には、そういった地域の支え合いに係る具体例として、各地で様々な取組みがあることをご報告いただいた。
- お二人のお話を受けて、倉田委員、松嶋委員はどのように感じたか伺いたい。倉田委員は廿日市市の取組みと比較してどのように感じたか。

(倉田委員)

- 両委員のお話にあったように、地域の中で長く取り組まれていたり、既に行われていることを把握し、それを活かして支え合う仕組みを作っていくことが大切だと考えている。
- そのためには、まず地域の人々と会話することが大事だ。地域のサロンやいきいき百歳体操等に参加させてもらうことで、私自身も楽しく、元気をもらっているが、私達の役割はそのような場に参加することを通じて地域の課題を把握したり、感じたことをどのように支援に活かすかというマッチング、接点づくりだと考えている。
- 池田委員から地域のお祭りの事例紹介があったが、地域の役員はお祭りの準備等を通じて、次代の活動の担い手となってくれそうな人が誰かを常に考えている。そういったことがとても大切だと思う。地域関係の希薄化が進む中で、現在実施している取組みを今後も継続していくかという懸念があるので、そこを地域で意識的に考えてもらえるような働きかけ、きっかけづくりをやっていくことが、私達の今後の役割として必要だろうとお話を伺って考えた。

(中島座長)

- 松嶋委員は、地域の様々な営みを重層事業とどのようにつないでいくかという点についていかがか。

(松嶋委員)

- お話を伺って、やはり地域の何気ない営みが住民同士のつながりづくりにつながっているのだと感じた。また、活動を「楽しむ」、「楽しそう」という点にもう少し着目して取り組むとよいかも思えないと思った。
- 北栄町で地域福祉推進計画の策定時に住民アンケートやヒアリングを行う中で、困り事を抱える人が「助けて」と言えること、その声が必要なところに届くことが大事という意見が多くあった。それは行政に対して助けを求めるということではなく、身近な周囲の人に困り事を打ち明けられるような関係性が重要だという意味だと理解している。
- 先ほどの対談で紹介した北栄町の「支え愛連絡会」の中で、お酒にお金を使い過ぎてしまって食べ物に困っている人のことを周囲の住民が気にかけて声かけをするだけでなく、地域のサロンや体操教室等のおやつが提供される場に誘ったり、その人が得意な大工仕事が活かせる自治会の倉庫等を修繕する仕事を提供したりして、地域の中でできることを皆さんで一生懸命考えて実施されている事例があった。
- この事例については、地域の中でこの人に対する支援を検討する会議が開催されており、行政にも参加要請があったので、今度参加することになった。このように地域からの要請を受けて行政が参画する場面もこれから増えると思われる。行政から地域へという一方通行ではなく、双方向性があると感じている。私達行政職員が地域と一緒にいらさせてもらって話をするのが次の支援につながったり、私達自身の学びにもなっていくと思う。

(中島座長)

- 地域の中に入っていき、あるいは地域の中で一緒に考えていくことが我々の学びになるというお話であった。

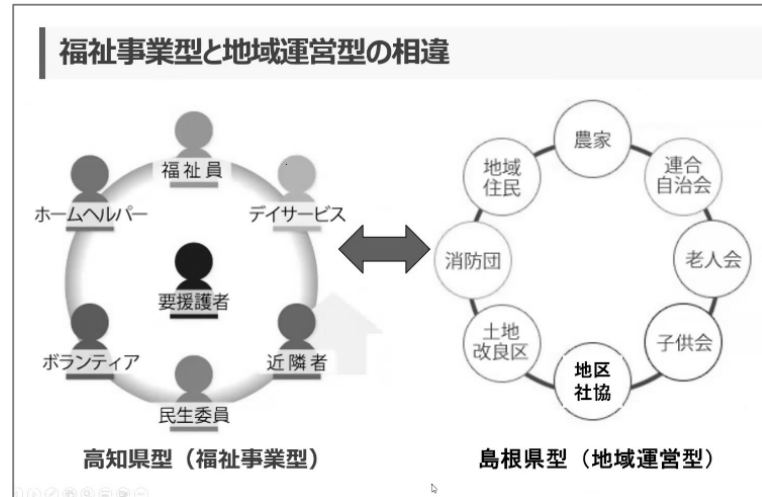
- 我々は主に「福祉の視点」で取り組んでいるが、その一方で「地域の視点」も非常に大切であり、これらの視点を合わせいかないと地域の人々との話し合いもうまくいかないだろう。この点に関しては、作野委員に「地域の見方」ということで、さらに踏み込んだお話をご紹介いただきたい。

【地域づくりの視点を持つことが、地域との連携には必要】

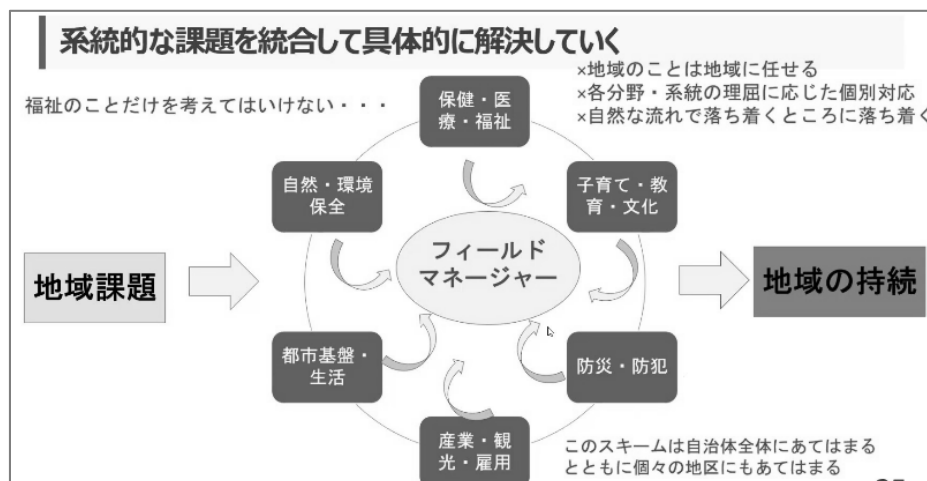
(作野委員)

- 私達が研究で関わっている島根県邑南町銭宝地区の事例を紹介する。銭宝地区は邑南町の12地区の中で最小の地区であり、3つの集落からなる人口150人、世帯数76世帯程度の地区である。先ほども「楽しむ」というキーワードがあったが、銭宝地区も山野草や神社、滝等の地域資源を有効活用して、住民が非常に楽しく、元気に暮らしている。そして、この地区では支え合う福祉の仕組みづくりも具体化されている。
- 先ほどの池田委員のお話のように、従来は地域の中で自然にできていた支え合いが過疎化・高齢化で困難になっている。加えて、以前は住民同士でお互いのためになると思えば遠慮なくできていたことが価値観の変化によってやりにくくなっている。どの自治体・地域でもこういう状況があり、支え合いの気持ちがあっても以前のようにできにくくなっているので、それを主体的・自発的にやれる環境をどう作るか、システム化するかということだと思う。
- そのためには外からの視点、外部の空気を入れることが大事である。この銭宝地域には福祉サービスも入っているが、住民同士の支え合いが大切という発想が基盤にあって、そこにシステムを入れ、さらにこういった取組みは良いことで、かつ楽しくやっというところが共通認識されているのでうまくいっているという事例である。
- ここからは、「集落福祉」に対する2つのアプローチということについてお話する。集落福祉を地域福祉と読み替えていただいてもよいが、2つのアプローチがある。高知県はいわゆる「地域福祉」の視点から「制度福祉の限界を補完する多機能な支援拠点の形成」によって集落福祉の実現を図っている[高知県型(福祉事業型)]。一方、島根県は「地域(集落)再生」という視点で「集落の地域自治組織(営農組織、地域振興協議会等)の形成」を図る中で、集落福祉の実現を図っている[島根県型(地域運営型)]。両県はどちらが良いというものではなく、地域性の違いであり、それぞれが地域性を考慮し政策に反映した結果がこの形式であると考えていただきたい。

- 高知県型（福祉事業型）は、支援やケアの対象となる要援護者の周囲に地域資源があると考える。これに対して、島根県型（地域運営型）では地域を構成する様々な機能・組織の一つに福祉があるという考え方である。



- 福祉的な視点で見れば、要援護者本人を中心として家族を含めた社会資源が同心円構造になるが、地域の視点からすると、福祉も地域・集落を構成する一分野であり、地域では福祉も農業も教育も医療等も一緒に考える。それが地域からの見方だと考えていただきたい。
- このような2つのアプローチ方法が考えられるが、過疎化・高齢化する地域で具体的にどのように取り組んでいけばよいか。そこでは地域をマネジメントしていくという発想が重要だろう。つまり、今までは地域・集落は自然発生的なものにかなり依拠していたが、その機能が弱まっているので地域で頑張ってくださいというのが福祉分野に限らない考え方である。しかし、池田委員のお話にもあったように、地域の頑張りだけでは続かないし、限界がある。それよりも沖縄県北谷町の事例のようにもっと自然な営みとしてやった方がよいのではないかと思う。
- そこでポイントとなるのが、誰かが統括的な視点を持って地域をマネジメントすることである。このマネジメント機能を仮に「フィールドマネージャー」としているが、地域マネジメントは地域の中



で主体的に実施されることもあるし、マネジメントを担うのは必ずしも特定の人ではなく組織でも良いと考える。「地域のことは地域に任せる」という方針で野放しにしている自治体も多数あるがそれは大きな間違いである。地域の取組みを統括的な視点で誰かが、あるいは組織的に共同で見守っている、そういう体制を構築しておくことが必要である。

(中島座長)

- 作野委員からご紹介いただいたような視点をベースにしながらディスカッションしていきたい。
- 地域が既に持っている力や機能を活かしていけば、相談窓口につながっていない人や自分の課題が整理できていない人等を把握し、必要な支援につなぐことができるのではないかと。
- 池田委員はいかがか。福祉の相談は申請主義で相談すべき人がなかなか窓口につながらないということがよく言われるが、地域での生活と、福祉に係る問題を解決するという機能をどのようにつないでいけるだろうか。

(池田委員)

- 作野委員のお話にもあったように、地域に任せていくだけでは難しいと思う。一方で、先ほどのお話の中の「フィールドマネジャー」を担えるような専門職(有給職員)は現在でも結構配置されていて、福祉分野では生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーター、地域振興分野では集落支援員や地域おこし協力隊、移住定住コーディネーター等がいる。これらの専門職の誰か一人でフィールドマネジャーの機能を担うのではなく、協働してやっていくという必要があるのではないかと。
- 福祉分野の視点は短期的で、関連計画の期間も3~5年と短く、各事業は年度単位で実施となるのが難しいところである。私は今日生まれた子どもが80歳になった時にどのような支え合いができるかといった長期的な視点で考えるべきことだと思っている。今の高齢者は制度があまり充実していなかった時代に助け合うしかなかった。だから助け合いが上手。特に中山間地域の住民は今も昔も地域の中で様々な工夫をして暮らしている。そういった暮らし方を若い世代と共有しつつ、時にはしっかりと「助けて」と伝えて、助けてもらう。そのことが実は助けを求めた相手の元気につながっている。相手は助けを求められたことで元気になった、活躍できたといったような相互性がある。そういったダイナミックな視点で考えていかなければいけないだろう。
- 福祉はどうしても一方通行型になりがちで、助ける・助けられるという関係を超えて相互が元気になっていくという視点がなかなか持てない。都会ではなく、中山間地域だからこそ協働して取り組むことができる。それが今後さらに人口減少と高齢化が進行する中で最も役立つのではないかと作野委員のお話を伺って感じたところである。

(中島座長)

- 福祉分野の計画は3~5年計画、事業は単年度で、どうしても短期的に成果を求められがちだが、地域と寄り添いながら生活者目線で中長期的に考えていくにはどうしたらよいか。魔法のような解決策はないだろうから、ここからは各自の思いを語り合いたい。倉田委員・松嶋委員はいかがか。

(倉田委員)

- 私は 10 年以上前に地域づくり部門にいたので、池田委員がおっしゃられたことは当時から感じており、重層事業に取り組み始めてからも実感している。地域のことを理解しながら、生活者目線で地域での将来的な支援の在り方を考えていくということを根付かせていく。廿日市市で相談支援ネットワーク会議を開始したのは、そういった生活者目線を意識することがこれからの取組みのベースであり、そのための関係者のプラットフォームを作る必要があると考えたからである。
- 廿日市市には都心部や沿岸部、中山間地域と地域特性が多様であり、都心部である廿日市市地域でも 11 の単位で特性が異なる。中山間地域の課題は様々な分野のものがあるが、支え合いといった福祉系のテーマだと住民の共感を得やすい。一方、島嶼部の宮島地域では、住民の生活のベースに観光業があり、市内でもそれぞれの地域によって生活者の悩みや困り事をキャッチできる場面は異なっている。生活者の悩みや困り事を各地域の状況に応じた最適な場面を活用して把握していくことを仕組みとしてできたらよいのではないかと常々思っている。そのようなことを考えていくのが廿日市市の場合はフィールドマネジャーの役割である。相談支援ネットワーク会議では、住民の悩みや困り事を早期に把握し関わっていくための道筋を自然な形で作っていくにはどうしたらよいかということをテーマに来年度から取組みを加速化させていきたいと考えていたところである。

(松嶋委員)

- 難しい課題だというのが正直な感想であるが、相談支援を行っていく中で福祉制度だけでは解決できないことがあり、その先のアウトリーチ事業や参加支援事業につながっているという実感は強くある。参加支援事業のケースを通じて農家や地域のお寺の住職とつながりを持った事例はあるが、他分野や地域と十分に連携できているといえる状態ではまだなく、あくまで福祉の視点でつながっているにすぎない状態である。
- 先のお話を伺って、やはり様々な分野で仲間を作って連携していくことが必要だと感じている。

(中島座長)

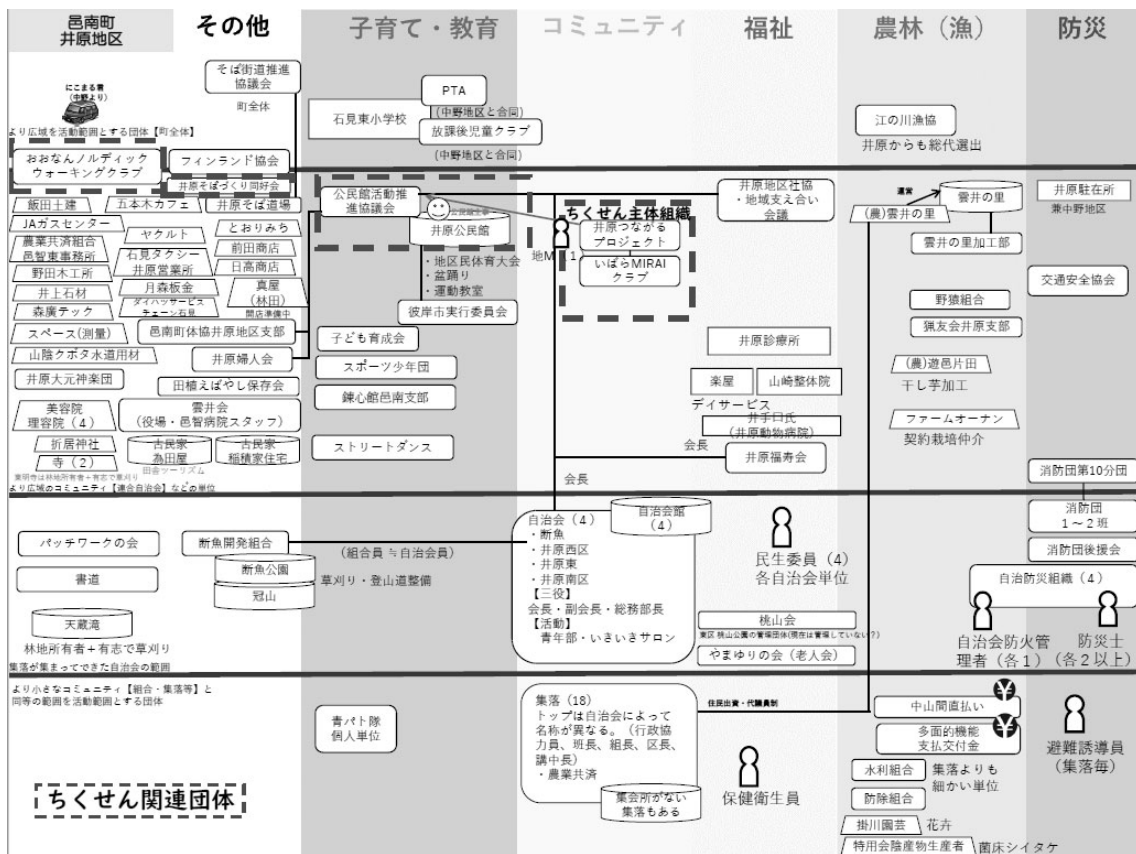
- 重層事業に関しては、困り事を抱える住民が相談窓口うまくつながっていなかったり、そういった住民の情報が地域の中に埋もれてしまっているということが課題であり、相談に係る専門職もその点で悩んでいる。一方で地域の生活者としての住民の困り事と福祉分野の相談機能がうまくつながっていないことがある。そういった点について今後どのように取り組んでいく必要があるか、作野委員にアイデアをいただきたい。

(作野委員)

- まず 1 点目の明快な答えとしては、現場に入ること。現場にいけば課題が見えないことはないと思うが、恐らくそれが行政の広域化等のために実施したくてもできないということが問題なのだろう。
- 次に 2 点目として、福祉分野の関係者しかわからないような専門用語を使わないこと。今日の視聴者にとって耳が痛いことかもしれないが、用語が難しいので地域住民はよく理解できない

まま受け止めるしかない。「重層的支援体制整備事業」という事業名自体が難し過ぎて全く福祉的ではない。様々な関係者で連携することが大事ということであれば、地域の関係者も含めて共通言語で話せるように配慮してほしい。

- 3 点目は「見える化」すること。地域の区分方法は、行政全体としての区分と、住民の生活実態上の区分、福祉分野での区分と様々あり、これらが完全には一致せず異なっていることが多い。本当は整合をとったほうがよいが実質的に合わせるのは難しい。だが、それでは地域を基盤として様々な取組みを進めにくいということで、島根県では各地区単位で「地区運営図」の作成を進めている。地区単位でこういった組織があり、それぞれがどのように連携しているか、また、逆にどこが抜けているかということがわかる図となっている。地図でもいいし、組織関係図でも良いのでこういったものを作って「見える化」する。専門職が作ればあまり時間もかからない。地域の関係者に聞き取りをして素案を作り、それを再度関係者に確認してもらって加筆修正すればできる。こういったもので地域の状況を「見える化」すること自体が課題解決の一助になるので、推奨したい。



【行政職員が地域とのつながることを「楽しい」と感じ、地域に出ているような取組み】

(中島座長)

- これまでのお話で地域とつながることや生活者目線で課題を捉えることの大切さがわかった。

その一方で、事務局の調査結果報告によると重層事業未実施の自治体の多くは住民ニーズが把握できていないし、住民とのつながりが薄い。このような状況も踏まえて、今後、どういう方向で取組みを進めてくべきか。池田委員に伺いたい。

(池田委員)

- 高知県越智町中大平地区の事例を紹介する。この町の野菜は人気でふるさと納税返礼品にもなっており、産直市場等でも人気で野菜が不足してしまう状況だった。
- 町の産業課の職員が保健福祉課(地域包括支援センター)の保健師に「高齢者が作っている自家用野菜を出荷してもらったら介護予防になるのではないかと相談に来た。
- 保健師は高齢者に提案してもきっと「自家用野菜なんて売り物にならないよ」という話になると思い、まず地域の民生委員に「一度お試してやってみよう」ということで提案しようという根回しにいった。
- お試しとして週1回の出荷を始めるにあたり、出荷品のチェックと運搬をどうするかが課題となった。以前は高齢者で実施したことがあったが金銭管理のトラブルがありうまくいかなかったため、町の企画課を通じて集落支援員に出荷チェックと運搬を依頼し、出荷が始まった。
- 出荷が始まると、町の企画課の地域おこし協力隊が「急斜面の中大平地区の元気野菜」というロゴマークを作り、ブランド化して販売した。
- 3ヵ月間お試してやってみたら、一人当たり月3万円程度の売り上げになった。これで俄然皆さんやる気になって週2回の出荷となり、3~4年続いている。気付いたら、周囲の人の畑が気になって「何を作っているの?」「その野菜の作り方教えて」といったコミュニケーションが生まれ、つながりが深まった。野菜で得た収入で、みんなで出かけたりもするようになっていく。
- この取組みに係った町の各部署の担当者は「次いででやったことなので大した仕事はしていない」と言うが、それぞれが実はかなり良い仕事をしている。このように多分野が協働すると様々な可能性があるということを見える化していけると良いのではないかと。先ほどの作野委員のお話にあった相関図と同様に、このような協働の状況も見える化して共有し、広げていくことが多分野協働の展開につながっていくと考える。

(中島座長)

- 行政の職員にとっても、地域に入っていくことは楽しいことだということ、地域の住民活動の魅力と一緒に分かち合うことの大切さがわかる事例だ。

(池田委員)

- この話を聞き出すのに2時間かかった。「うちの町では特別なことは何もやっていない」ということばかり言われて2時間経ってヒアリングを終わろうとした時に「実はこんな事例はあるが…」と言われてたどり着いた事例である。実施者側も取組みの価値の意味付けをし、関係者で共有することができていない、そこまで自信が持てていないのだろうと感じた。

(中島座長)

- 行政等の外部の人が地域に関わることで、住民も地域のすばらしさを自覚できるし、発信もできるようになるということだろう。

(池田委員)

- この事例は厚生労働省・農林水産省の両省庁の冊子等で紹介されている。このような事例を両省庁が評価していることがわかると、同様の取組みをしている他の自治体・地域も「これでいいんだ」という理解につながると思う。

(中島座長)

- 行政職員は地域に入っていくと「何か要望を言われるのではないかと身構えてしまうところがあるかもしれないが、そうではなく、地域には様々な魅力があって、地域に入っていくことは楽しく、やりがいがあることである。
- 行政職員として松嶋委員にご感想をいただきたい。

(松嶋委員)

- 池田委員からご紹介いただいた高知県越智町の事例のプロセスは非常に大切だと思った。また、それぞれの地域の活動を積極的に発信していかなければならないとお話を伺って強く感じた。発信していくことで新たなつながりが生まれるのだろう。
- 北栄町では重層事業計画策定時に住民と協議を行ったが、その際に「重層事業の『重層』とは様々な人の思いを重ねるということではないか」と言われた。住民や地域の様々な分野の関係団体・活動者の地域に対する思いを重ねていく、それを発信していくことを行政として実施していければと考えている。それが行政職員にとってもワクワクすること、楽しみにつながるだろう。

(中島座長)

- 行政が発信していくことは大事だ。それによって住民がさらに元気になっていくと思う。倉田委員はいかがか。

(倉田委員)

- 重層事業に取り組むことは、福祉分野の仕事の仕方を見直すことだと感じている。今までは関連分野の専門職同士の連携と、制度・サービスとして使えるものをどのように組み合わせる使うかということが中心であったが、それだけでは難しいことが徐々にわかってきた。そこで地域資源の活用も含め、様々な分野の関係者で協働して要支援者やその家族の生活全体を将来にわたって支援していくことが今後の仕事だと考えた時に、行政職員として取り組むべきことや習得すべきことはたくさんあるなど感じている。
- 一番は、行政として地域に出にくくなっている現状を解消していくことである。廿日市市では市全体の人材育成基本方針において採用3年目の職員は地域コミュニティ活動体験研修を受講できることになっている。地域自治組織や地域のコミュニティ活動に1年を通じて参加するという研修である。
- 行政職員として経験がまだ浅く若い時期に、この研修を通じて地域住民が地域のことを思っ様々なることに楽しそうに取り組んだり、悩んだりしている姿を直接拝見し、体感する機会を与えられている。このような取組みがあるので人事・人材育成部門とも連携しながら重層事業を進めていくことは何か意味があるのではないかと感じている。また、住民に対して直接相談支援にあたることが多い保健師についても業務担当制から地区担当制に転換する準備をしている

ところであり、そこにこうした視点も含めながら地域にさらに積極的に関わって仕事をするという姿勢を根付かせていかねばならないと感じている。

(中島座長)

- 最後に作野委員から福祉分野で働いている皆さんにメッセージ、エールを贈っていただきたい。

(作野委員)

- この調査研究事業の研究会に私を呼んでいただいている時点で、皆さんは従来の福祉分野だけで取り組んではいけないという認識を強く持っていただいているものと期待している。
- 本日のパネルディスカッションでは、暮らしの維持それ自体が包括的支援体制の構築であり、それを実行していくことが地域での支援の確立につながるのだという重要な議論ができたと考えている。
- そのためには、福祉分野をはじめとした様々な分野が単に連携するだけでなく、共通のミッションや戦略・戦術、目線を持つ必要がある。地域づくり分野では「MVP」と言っているが、ミッション(mission)・ビジョン(vision)・パッション(passion)の3つを地域で共通して持って具体的な取組みを進めていくことが大切だ。

(中島座長)

- 倉田委員から、重層事業が福祉分野の仕事を見直す機会にもなるのではないかというお話があった。
- また、作野委員からは、特に中山間地域で重層事業を行うには、厳しい状況にある中山間地域で生活をどのように維持していくかといった生活者目線に立つことが重要であり、いわゆる制度・サービスを単にあてがったり、福祉専門職だけで地域の福祉課題を解決していくという意識では難しいということもご指摘いただいた。もっと生活者目線で考えていかねばならないということであった。
- 重層事業は、従来の取組みだけではなかなか相談につながらずに地域で生活のしづらさを抱えたままになっている人たちを発見し、支え、その人が抱える課題を解決していこうという事業であり、事業を通じて今までの福祉の仕事のやり方を再度考え直していく。フィールドマネジャーのような役割の人が様々な分野の人をつないで、個別ケースを通じて、あるいは共通の課題から一緒に考えていくということかもしれない。
- それぞれの地域に合った、地域の良さを活かした形で、住民と対話をしながら、ともに考えていく。そういう過程の中で、行政や社協等の重層事業に取り組む担当職員の皆さんがやりがいや楽しさを感じ、さらに「やってみよう」という意欲を持つ。
- 事業自体は既存事業をしっかりと見直して再構築することが重要であり、重層事業だからと言って全く新しいことをやるのではない。それが今日の実践事例の報告だった。是非そのような形で中山間地域で重層事業に取り組んでいただけたらありがたい。

第Ⅵ章 パンフレット

1. 作成目的

重層事業に取り組もうとする自治体担当者が、事業の企画検討の参考となる情報を得られるよう、中国地方の先行自治体のヒアリング結果をもとに、実例に基づく情報発信を行うことを目的に、パンフレットを作成した。

なお、これらの取組み内容は、必ずしも中山間地域の自治体に限らず、これから取り組もうとする自治体の参考となるものと考えられる。

2. 作成の視点

情報をコンパクトにまとめて手に取りやすいものにするため、各事例の取組み全体を掲載するのではなく、トピックごとに、取組み内容を一部抽出して提示した。要素ごとに、①背景、②取り組んでいること、③効果（取組みの結果生じたもの、または、今後期待するもの）を整理して示した。また、要素を提示する際は、その特徴を表す短いタイトルをつけることで、内容を把握しやすいよう工夫した。

事例情報を深く知りたい読者向けには、本事業報告書および自治体の重層事業関連ウェブサイトの参照先を掲載することで、知るきっかけとしてのパンフレットの役割を明確化した。

パンフレットのタイトルについては、重層事業に向けて行政職員が気軽に手に取れる印象となるよう、「地域共生社会に向けた仕組みづくりに役立つ事例 ―重層的支援体制整備事業の活用ヒント集―」とした。なお、中山間地域以外でも参考となるヒントを集約したことから、タイトルには「中山間地域」等の言葉は入れないこととした。

3. パンフレット完成品

参考資料として別添。

第七章 考察

本事業で得られた調査結果、検討委員会での議論、グループワークおよび事業報告会での議論を踏まえて、中山間地域等の地域資源の少ない地域の厳しい現状について、また、そうした状況の中で、地域共生社会を目指して、重層的支援体制整備の活用を進めていく上で意識すべきポイントについて考察した。

考察の前提：中山間地域の現状

高齢化・人口減少による相互扶助関係の弱体化

令和3年(2021年)時点で、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は、中国地方の5県全てで全国平均(28.9%)を上回り、さらに広島県を除く4県で3割を超えている³。総人口も減少しており、2021年の総務省推計では沖縄県を除くすべての都道府県で人口減少が見られ、中国5県でも前年で0.64~1.08%の割合で減少していた。日本全体で見ると、総人口の減少傾向が明確になったのは2010年頃である⁴が、中国地方では既に2000年代には減少傾向に入っていた⁵。

高齢化・人口減少の傾向は、中山間地域ではさらに深刻である。作野氏ら(2015年)は中国地方の中山間地域の集落のうち、世帯数20戸未満かつ高齢化率が50%以上の集落が14.9%に上ることを示した上で、「個々の集落においては集落機能が低下し、それによって集落の根幹である相互扶助が成り立たなくなっていることが、小規模・高齢化の要因となっている」と指摘している⁶。

本事業で実施したヒアリング調査でも、中山間地域の課題として、従来は住民同士の関係性が強い地域だったにも関わらず、高齢化・人口減少の影響で住民同士の交流が減り、家庭が孤立化していること、また、地域活動が低迷し、持続が困難になりつつある状況が伺えた。

行政・公的機関の「横の連携」の必要性

ここに、育児と介護のダブルケア、高齢の親と引きこもりのこどもからなる世帯(いわゆる「8050問題」)、ヤングケアラー等、個人や世帯が抱える生きづらさが複合化・複雑化するという問題も重なる。中山間地域に限らず、抱える課題と支援制度とがマッチしていない所謂「はざまのケース」

³ 内閣府 令和4年版高齢社会白書<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2022/zenbun/04pdf_index.html>

⁴ 総務省 人口推計(2021年10月1日現在)<<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/pdf/2021gaiyou.pdf>>

⁵ 総務省 人口推計 長期時系列データ<<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200524&tstat=000000090001&cycle=0&tclass1=000000090004&tclass2=000000090005&tclass3val=0>>

⁶ 作野広和(2015)、中山間地域における集落の小規模化・高齢化と無住化—中国地方の実態を中心に—<https://www.jstage.jst.go.jp/article/hgeog/2015/0/2015_18/_article/-char/ja/>

や、同じ人や世帯が複数の領域にまたがる福祉的課題を抱えているケース等への支援は、異なる領域の福祉分野の行政・支援者の連携が欠かせない。

また、福祉的な支援だけでなく、孤立した個人や家庭を地域と再びつなぐような仕組みも欠かせない。かつて住民の生活を支えた相互扶助機能が脆弱化している中で、行政や公的機関が割けるマンパワーが小さく、民間の支援事業者等の社会的リソースも乏しい中山間地域では、従来の縦割り型の福祉行政の支援方法で複雑な課題を抱える個人や家庭を支えることは困難である。福祉の各領域（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮）同士の連携や、福祉領域以外も巻き込んだ横断的な連携による、支援の「総合力」を高めることが求められている。

地域階層の「縦の連携」の必要性

一方、こうした領域間の「横の連携」だけでなく、地域の多層的な構造を超えた「縦の連携」も重要な視点である。行政は国>圏・地方>都道府県…という階層構造を持つが、市町村はその最小単位ではない。一つの市町村内でも、さらに平成の市町村合併以前の旧市町村単位>地区>大字>小字という様々なレベルの圏域が存在する。中でも地域コミュニティの最小単位が、いわゆる「集落」や、「自治会の組・班・講中」などと呼ばれる単位である（下図参照）。

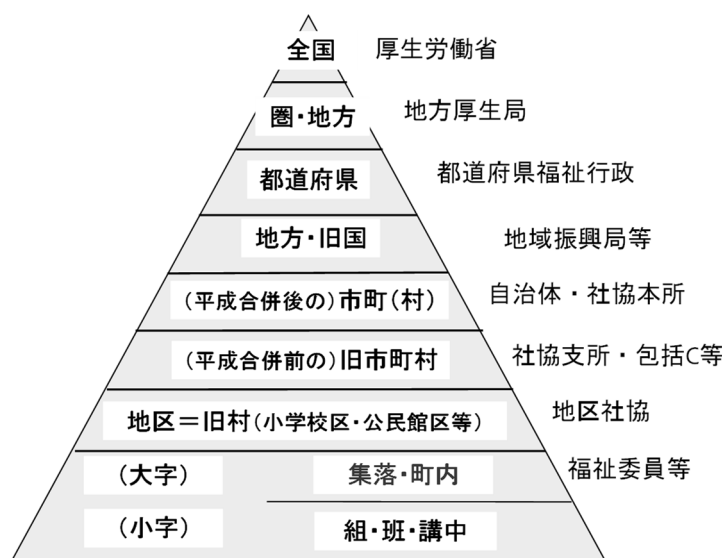


図 地域構造の階層イメージ(出典:作野委員 事業報告会資料より一部加工)

ここで問題になるのが、地域に存在する様々な組織体が、これらの階層の中で独立して動く縦割り構造を取ることである。自治会やPTA、ボランティア会、公民館といった様々な組織も階層構造を持つため、一つの地域に「複数の組織」×「複数の階層」の膨大な数の組織体が存在する。それらの運営を限られた人材で回しており、活動に関わる住民が疲弊しているのが中山間地域の現状であることを、前提に置く必要がある。

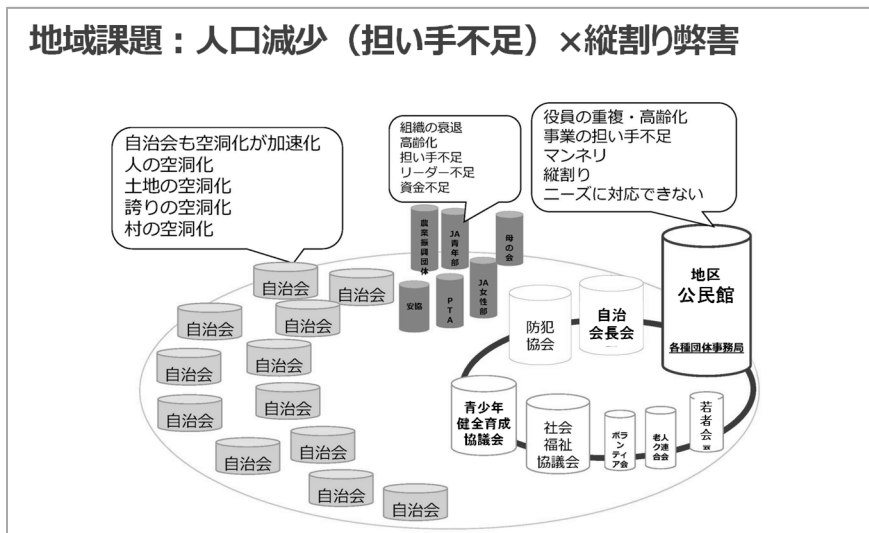


図 組織体の縦割り構造イメージ(出典:作野委員 事業報告会資料より一部加工)

「横の連携」と「縦の連携」を進める重層的支援体制整備事業の意義

重層事業は、包括的相談支援、参加支援、地域づくりのための支援の一体的な実施を実現する仕組みである。上述の中山間地域における「横の連携(庁内外の分野横断的な連携)」と「縦の連携(自治体内の階層構造をつなぐ連携)」の両面から、有用な制度であると言える。

そこで本報告書では、中山間地域において地域共生を進める上で、重層事業を活用するために必要なポイントとして、以下の6点を挙げて考察した。

1. ミッションの明確化と共有
2. 既存の仕組み、関係性を重層事業で「つなぐ」発想
3. 様々なレベルでの庁内連携の推進
4. 包括的相談支援と地域づくりとを一体的に捉える視点
5. 庁内外での「チーム」組成
6. 地域の営みと向き合い、協働していくことの重要性

考察では、各論点について、本事業で実施した各種調査の結果や、グループワーク、事業報告会で得られた視点を振り返りながら、課題と、それを踏まえた重層事業の活用に向けたポイント(以下「重層事業に取り組むポイント」という)を提示した。

これらの論点は、行政内の連携に関するものから、地域を広く捉えた協働に関するものまで幅広い。そこで、個々の論点の性格を、①行政の視点⇔住民の視点、②福祉的な視点⇔地域的な視点でマッピングした整理イメージを以下に記した。

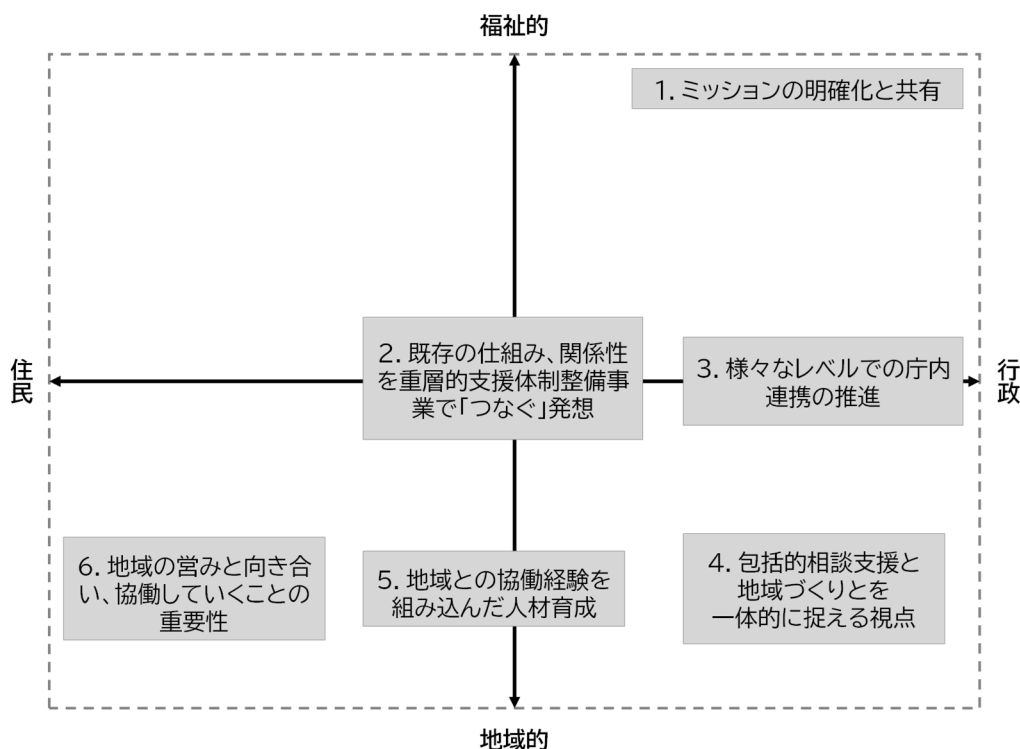


図 考察の論点の整理イメージ

1. ミッションの明確化と共有

【課題】重層的支援体制整備事業に取り組むことを躊躇させる要因：事業のイメージ

移行準備事業・重層事業に取り組んでいない自治体に、その理由をアンケート調査でたずねたところ、「現在の取組みに、重層事業をどう組み込めばよいかイメージできない」、「具体的な事業のイメージができない」との回答が多く挙がった。具体的な活用イメージがつかみづらいことが、重層事業の活用に向けたハードルになっていることが伺えた。

【重層事業に取り組むポイント①】「自治体アセスメント」からのスタート

本事業で実施したアンケート調査では、先行自治体が重層事業に向けて、どのような取組みから着手しているのかを把握するために、移行準備事業中の自治体に対して、体制構築や計画作成のために行った内容を調査した。比較的多い取組みとして、「地域福祉計画の点検・見直し」、「各分野の既存事業の整理・移行準備事業での活用検討」、「各分野の相談窓口・支援拠点の活動状況や体制の精査」が挙げられた。

これらはいずれも、地域課題や行政の仕組み・取組みを把握する「自治体アセスメント」の一環と言えるだろう。手元にある情報や、庁内関連部署や関係機関から収集できる情報をまずは整理し、現在地を把握することから始めることで、現状に即したビジョン構築の下地を作ることができるだろう。

【重層事業に取り組むポイント②】 ミッションの明確化と共有

ヒアリング調査からは、重層事業で得られた効果として、「人事異動に左右されない体制づくり」、「小規模自治体内でのチームアプローチに意識向上」、「多職種連携によるスキルアップ」、「住民主体の活動の促進」等、様々な要素が挙げられた。自治体がもともと持っていた仕組み、関係機関との関係、地域の文化等によって、重層事業で生まれる効果は様々である。大切なことは、先述の「自治体アセスメント」を踏まえて、重層事業で何を強化したいのか、そのミッションを明確にすることである。

ヒアリング調査では、重層事業に取り組むにあたり、地域福祉計画等の自治体の計画策定の過程で明らかになった地域課題をターゲットに据えた自治体が複数あった。こうした計画策定は、様々な部署が協議に加わってビジョンを共有していくプロセスを踏むため、重層事業の計画策定に活用することは有用であると考えられる。

また、智頭町のように、不登校児が多いという地域課題を踏まえ、「将来を担う子どもを支える」ことに焦点を当てて包括的支援を行う中で、教育部門との連携が進んだ事例もあった。

このように、自治体の状況を踏まえて、地域づくりの方向性、必要なミッションを明確化して共有することは、福祉関連部署同士との連携に留まらず、福祉以外の領域や、地域との連携にも欠かせないファーストステップと考えられる。

2. 既存の仕組み、関係性を重層的支援体制整備事業で「つなぐ」発想

【課題】 重層的支援体制整備事業に取り組むことを躊躇させる要因：負担感の大きさ

移行準備事業・重層事業に取り組まない理由として、「取組みにあたっての事務負担が大きく、手が回らない」と回答した自治体が、約半数に上った。これは、先述の「活用のイメージが湧かない」との理由と関連して、自治体の現状に落とし込んだ重層事業のビジョンを描く前に、モデル的な体制図や、先進事例を「目指すべきもの」として捉えてしまうことで、現在の体制を大きく変える、あるいは、一から作り上げる必要があるといったプレッシャーを感じている行政担当者の存在が推察される。

【重層事業に取り組むポイント】 既存の取組みの整理・統合・体系化

ヒアリング調査を行った重層事業に取り組む自治体からは、「全く新たに事業を構築するのではなく、既存の取組みを上手く活用することがポイントである」との声が、これから取り組もうとする自治体へのアドバイスとして多く寄せられた。

例えば、生活支援コーディネーターが日常生活圏域の生活課題把握・地域づくりを担う既存の仕組みに、日常生活圏域と市全体の調整役、庁内外の連携調整役を新たに設置することで、既存の仕組みを体系化して連携しやすくした東広島市の取組みは、「今あるものを上手く使う」という重層事業のポイントが分かりやすい事例だろう。

また、廿日市市のように、既に行われている様々な連携会議の参加者、頻度、議題等を洗い出し、重複を解消すべく整理した取組みも、実務作業の具体例として参考になる。後述するように、ヒアリング調査の結果からは、重層的支援会議／支援会議だけでなく、庁内連携を進めるための会議体の設置がポイントとなることが推察された。しかし、参加者や内容が似た会議を増やしては、担当者だけでなく、連携先の部署・機関の負担感が懸念される。分野横断的な連携を進めるためには、現状の整理と再構成により、業務を効率化するプロセスが欠かせない。

現在の行政の各分野の取組み、関係機関の取組みを整理することが、重層事業を活用した自治体のビジョンを作る上で、重要な第一歩となるだろう。

3. 様々なレベルでの庁内連携の推進

【課題】 庁内の部署間連携の難しさ

アンケート調査では、地域共生社会に向けた課題として「行政内の分野を超えた部署間連携がうまく行っていない」を挙げた自治体は、全体としては30.0%だったが、移行準備事業実施中の自治体に限定すると53.8%に上った。同じ移行準備事業中の自治体でも、「行政と社会福祉協議会の連携がうまく行っていない」と回答した割合は15.4%に過ぎず、庁内連携の難しさが浮き彫りとなった。ヒアリング調査においても、行政内の関係部署の理解浸透が重要であることは、多くの自治体が指摘するところであった。

【重層事業に取り組むポイント】 様々なレベルでの認識共有

ヒアリング調査では、ほとんどの自治体で、庁内や社協との連携を円滑に行うために、重層的支援会議とは別の会議体を設置していた。その参加者層は様々で、①全庁的な意識統一のために首長・副首長や各部署長等の幹部レベルが参画する会議体、②部署間や社協との連携・情報共有のためマネージャー層が参画する会議体、③具体的な連携方針の協議や現場レベルの関係性づくりのために開催する会議体などがあり、1つの自治体が上記の複数のタイプの会議体を設置している例もあった。

①のような幹部レベルの会議では、全庁的な意識共有を計り、自治体として共生社会づくりに取り組むというメッセージを発信する効果があると考えられる。また、②のマネージャーレベルの会議体では、部署の現状や問題意識、業務内容を共有し、連携方針を具体化する場として有用だろう。

③の現場レベルの連携の必要性は言うまでもないが、その取組みは多様であった。分野横断的な研修を実施（または計画）している事例や、ケース支援での連携・成功事例の積み上げによって徐々に関係性を構築している事例、顔の見える関係づくりを目的とした定例会議とケース検討を目的とした随時会議に分けて会議開催を円滑化した事例など、創意工夫が伺えた。

現場レベル、マネージャーレベル、幹部レベルと、多層的な連携関係を構築することが、縦割り構造を乗り越えるために必要な取組みだと考えられる。

4. 包括的相談支援と地域づくりとを一体的に捉える視点

【課題】 包括的相談支援ケース支援中心の視点からの発展の必要性

アンケート調査では、移行準備中の自治体が解決を目指す課題として、「はざまケース・複合ケースの実態把握が困難」を挙げた自治体が約 6 割あった一方で、「社会的なつながりが必要な人をつなげる『場』の不足」を挙げた自治体は 3 割に留まった。また、移行準備中の自治体と、そうでない自治体の取り組み割合を比較したところ、「孤立している人の参加支援」についての取り組みは、「地域課題の把握」や「はざまケース・複合ケースの把握」に比べて、両者の差が小さかった。このことから、移行準備中の自治体でも、まずは包括的相談支援が優先的な取り組み事項になっていることが示唆された。

ヒアリング調査でも、包括的相談支援事業はある程度進捗している一方で、地域づくり事業はこれからの課題として挙げる自治体が多く見られた。

重層事業では、包括的相談支援、参加支援、地域づくり、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働は一体的なものとして制度設計がなされているものの、実際に自治体が取り組むにあたっては、包括的相談支援のための体制整備から着手する方が、企画しやすいという側面があると考えられる。大掛かりな事業構想を作らなくてはならないというプレッシャーを感じずに、まずは着手しやすい分野から始めることは、必要な姿勢だろう。

一方で、包括的相談支援を十分に機能させるためには、地域づくりの視点は不可欠である。中山間地域は都心部と比べれば、依然として住民同士の人間関係は保たれており、困難を抱える住民について、周囲が把握しているケースは多いと考えられる。一方で、人間関係が濃密だからこそ、自身や家族の課題を周囲に知られたくないという感情もあるとの状況が、ヒアリング調査から伺い知ることができた。課題を家庭の中で抱え込み続け、行政や公的機関の窓口で相談する頃には状況が悪化し、支援が困難になっているという状況を改善したいという思いを、重層事業に取り組むきっかけとして挙げた自治体もあった。

こうした状況下では、相談窓口の拡充や、窓口同士の連携も重要ではあるものの、家庭内で抱え込んでしまうケースの早期発見・早期介入にはつながりにくいものと考えられる。

【重層事業に取り組むポイント】 小さな SOS をキャッチできる地域づくり

包括的相談支援と地域づくりとを一体的に捉える視点は、将来的な重層事業の発展を考える上でも、必要な観点である。本人が発した小さな SOS を周囲がキャッチして、行政や相談機関の窓口につながるような仕組みづくりができれば、困難な状況に陥る前に支援を検討する余地が増えるだろう。

ヒアリング調査では、重層事業を進める中で、一般の企業・事業所関係者から、従業員の生活困窮や障害等について相談が入るようになり、相談のすそ野が広がったとの効果を挙げた事例もあった。

課題を察した住民等が直接相談を持ち込む形でなくても、民生委員や、こども食堂等の居場所活動等を一旦経由する形もあり得るだろう。大切なのは、周囲の住民、普段立ち寄りのお店、務め先等が、ふだんの生活の中で発信される小さなSOSに気付き合える関係を目指して、地域づくりを進めることである。行政の部署間連携、庁内外の相談支援機関の連携体制を整えつつ、次のステップとして、地域づくりと連動した相談支援体制構築を視野に入れていくことが必要ではないだろうか。

5. 庁内外での「チーム」組成

【課題】人手不足と人材育成の課題

アンケート調査で地域共生社会に向けた取組課題として最も多く挙げられたのが「行政内の人手が不足している」（70.0%）であった。また、移行準備事業を実施していない自治体の半数が、事務負担のため手が回らないことを理由として挙げた。

移行準備事業を実施中の自治体でも、専任職員を配置したのは13自治体中2自治体、プロジェクトチームを組成したのは6自治体であり、職員が単独、もしくは複数の兼任職員で移行準備事業を担っている様子が見受けられた。

こうした人手不足の問題を背景に、ヒアリング調査では、今後の課題として人材育成を挙げる自治体が多く見られた。特に、重層事業の中心を担う職員が人事異動することで、企画・運営を担える職員が減る・いなくなることを危惧する声があり、体制強化は喫緊の課題である。

ヒアリング調査の中で、庁内や支援機関等で連携する人材については、分野横断型の研修や、相談支援の中で他分野の視点を学び合うことによる育成、連携会議に参加する職員の拡大（若手の参加）等、ある程度、育成の方向性が明確になっていることが伺えた。一方で、重層事業の企画・運営を担う職員の人材育成については、明確な方向性を打ち出せている例は少なく、苦慮している様子が伺えた。

【重層事業に取り組むポイント①】異なる立場の人たちと「チーム」を組む姿勢

職員の孤立と負担を回避する上でも、事業運営の安定性を担保する上でも、重層事業の企画運営においては、異なる立場（庁内の部署、関係機関、地域など）での「チーム」を組成し、相談し合える関係を作ることが必要と考えられる。

東広島市では、圏域ごとに対応を協議するコアネットワーク会議を組成し、圏域内で対応を協議できる体制を構築しているが、さらに、人材育成に向けて「コアネットワーク会議の目標10か条」を作るワークショップを持ち掛けるなど、楽しみながら「チーム」としての一体感を作る仕掛けを考え出していた。

【重層事業に取り組むポイント②】地域住民との協働を楽しめる、小さな成功体験の蓄積

「チーム」の重要性は、庁内や関係機関との連携に留まらない。地域住民も含めた「チーム」を組成し、ともに活動することが重要である。地域共生に向けた人材育成には、小さなことからでも、**地域住民と連携して活動を作り上げる成功体験を積み重ねられるような、中長期的な育成の視点が、大きなポイントとなると考えられる。**

行政職員が地域に入り、住民とコミュニケーションを取ることを重視する声は、ヒアリング自治体からも挙がった。地域住民の活動の場に足を運び、どのような人々が関わっており、地域に対してどのような思いを持っているのかを知る経験は、行政職員の人材育成においても重要だろう。

6. 地域の営みと向き合い、協働していくことの重要性

【課題】「足りないもの」に着目したアプローチの限界

ここまで、地域住民との協働の重要性について述べてきた。一方で、行政職員が地域に入っていく姿勢には、注意が必要である。特に中山間地域では、人口減少、高齢化により地域活動の担い手が減り続けている状況であり、行政が住民に働きかけること自体が重荷に取られることも懸念される。

アンケート調査では、移行準備事業実施中の自治体では、そうでない自治体に比べて、生活課題の把握や、制度のはざまのケース・複数領域にまたがる課題を有するケースの把握について取り組んでいる割合が高く、地域住民の課題について把握する必要性を意識していることが伺えた。

一方で、この実態把握が、「課題」にのみ強く焦点を当てたものになることには懸念がある。中国地方に限らず、全国の中山間地域では人口減少、高齢化が進み、住民による活動は持続が難しくなっている。ヒアリング調査でも、多くの自治体から、かつては住民同士の関係が深かった中山間地域であっても、関係性が徐々に薄れ、各世帯が孤立化していること、地域活動の担い手も減少していることが課題として挙げられた。

既に、少ない担い手が様々な地域組織を回している状況の地域で、課題にのみ着目して「今ないものをどう補うか」という姿勢で向き合えば、住民に「行政からの押し付け」という印象を与えてしまいかねない。

【重層事業に取り組むポイント①】地域住民の営みと向き合う

そこで、逆転の発想で、「**地域がいま、どのように営まれているか**」に着目することを提案したい。上述の「2. 既存の仕組み、関係性を重層事業で「つなぐ」発想」では、行政や公的機関の取り組みをつなぐ発想が必要であると述べたが、さらに視点を広げて、**住民の手による営みを含めて地域を捉え、それらを含めて地域づくりのビジョンを作ることを目指すのである。**

中山間地域の住民たちの中には、特段意識されない自然な助け合いの関係が成立していることが考えられる。一見、生活が難しいように見える地域で、どのように人々が生活を営んでいるか、生

活を支える要素を丁寧にひも解くことが、既存の地域資源の発掘につながる可能性がある。「課題」や「住民の要望」だけでなく、いま地域にある営みを捉えることが必要ではないだろうか。

ただし、地域を支える営みが個人的なものであればあるほど、行政の立場からは把握しづらだろう。当事者の住民たちにとっては、「昔からやっている当たり前のこと」、あるいは、「ご近所さんから特別なことではない」という認識で行われているものは、「調査」で把握することは難しい。

先述の「4. 包括的相談支援と地域づくりとを一体的に捉える視点」にて、周囲の人がキャッチした小さなSOSを支援につなげる仕組みづくりの重要性を述べたが、「何かあった時に相談できる」相手は、「何もなくても話ができる」相手でもある。雑談を続けるうちに、ふと出てきた話題から、住民同士の支え合いの営みの情報を見出せるコミュニケーションの積み重ねが必要であろう。

【重層事業に取り組むポイント②】 集落単位できめ細かく地域住民と向き合う

アンケート調査の結果によれば、はざまケース・複数領域の課題を持つケースの把握のために、地区社協や自治組織、地域の支援団体に行政職員がアプローチしている自治体の割合は低かった。一方で、地域共生社会に向けた課題として「住民の関心が薄い」を挙げた自治体は2割に過ぎない。これは、住民の関心が高いというよりは、行政職員が一般住民とコミュニケーションを取る機会が少なく、住民の温度感を実感しきれていないことを反映している可能性がある。

ここで、「考察の前提」で取り上げた、地域の多層構造を振り返りたい。中山間地域においては、学区・校区レベルの階層では広すぎて、地域特性にきめ細かく対応することは難しい。着目すべきは、地域コミュニティの最小単位である「集落」である。これは、自治会単位、あるいは自治会の班や組といった小さな単位での共同体を指す。

例えば、北栄町の事例では、自治会単位で「支え愛連絡会」を組織し、そこに行政と社協が関与することで、地域と共同で課題に対応できる仕組みを構築していた。地域の文化や歴史、人間関係等によって、課題への適切な対応の仕方は異なるため、地域の小さな単位との連携の仕組みを検討する必要がある。

【重層事業に取り組むポイント③】 生活者目線で地域を捉え、地域のプラットフォームとしての地域運営組織に着目する

最後に、地域住民と向き合う上で重要な視点として、地域に対する捉え方、イメージの転換について提案する。福祉領域では、ケース支援において、地域の様々な人や組織を、本人を支える社会資源と捉える考え方がある(下図参照)。この捉え方は、本人以外の都合や考えよりもまず、本人中心の支援を目指す福祉の理念に基づくものであり、重要な意味を持つ。

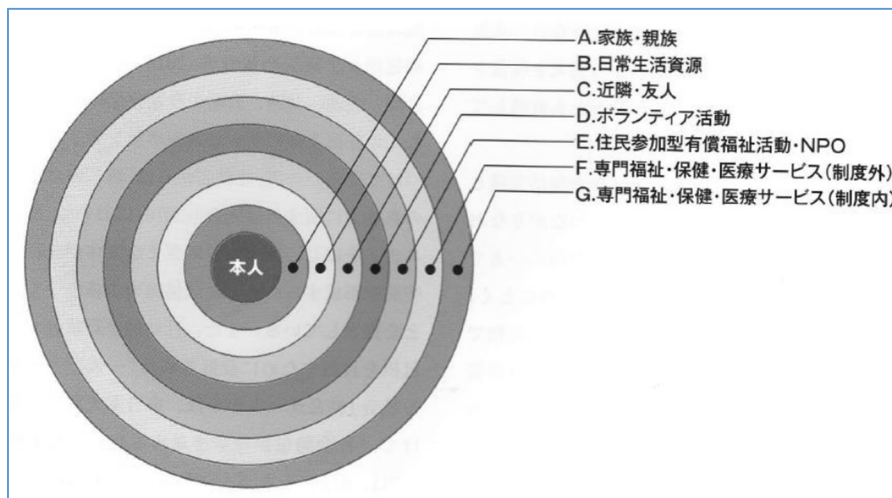
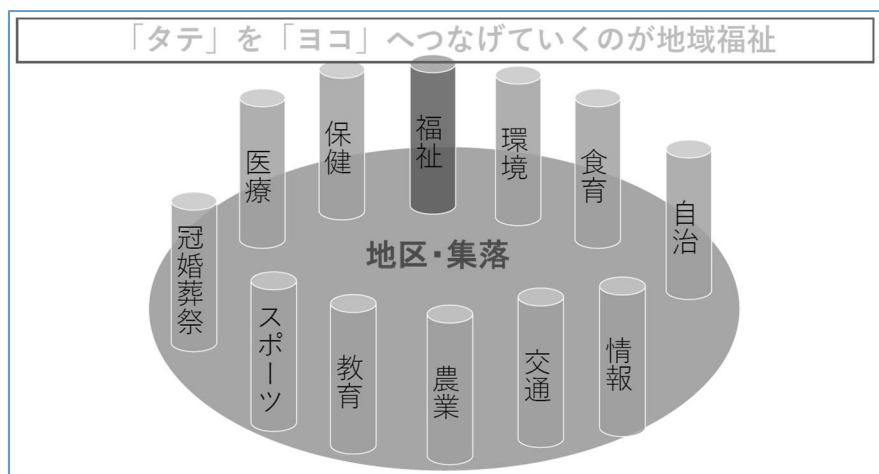


図 本人を支える社会資源のイメージ図⁷

一方で、生活者の視点に立てば、地域には福祉以外の様々な要素が併存し、福祉だけが重要な要素とは限らない。福祉の必要性に対して異論は出なくとも、住民の関心・ニーズに寄り添った提案でなければ、共感を得られず、「住民に仕事をさせようとしている」と回避的な捉え方につながってしまう可能性もある。



図：地域を構成する一つの要素として福祉を捉えたイメージ図（出典：作野委員提供資料）

地域住民と向き合い、地域共生社会の実現に向けて重層事業を活用するにあたっては、福祉的な支援を目標として設定しつつも、福祉以外の分野から見た「望ましい地域の在り方」にも目を向け、異なる分野同士が目指すものが重なる部分を見出していくことが重要と考えられる。

こうした連携を進める上でカギになるのが「地域運営組織」の構築である。地域運営組織は、地域にある様々な団体が、その活動目的、所属員の年代・属性等の違いを超えて「地縁」でつながる

⁷ 藤井博志 監修 (2011) 「地域共同ケアのすすめ」、全国コミュニティライフサポートセンター、p.3

地域のプラットフォームである。地域住民が持つ様々な関心（福祉を含む）の違いを認め合いながら、総合的に見て地域が目指す方向性を共有し、地域課題の解決に取り組む組織として地域運営組織を捉え、行政や公的機関がどのようにそこに関わり得るか、どう関われば効果的であるかという視点を持つことが必要ではないだろうか。

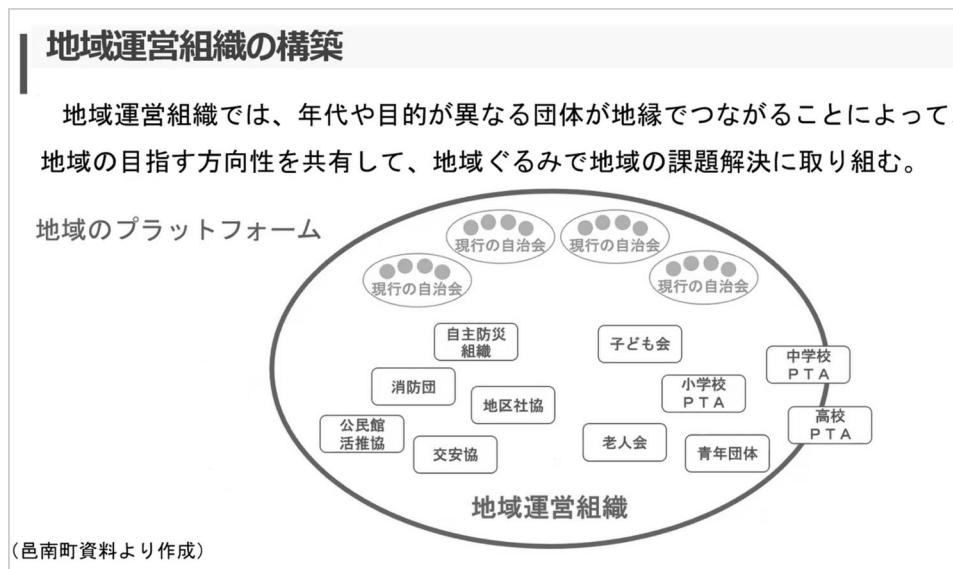


図 地域のプラットフォームとしての地域運営組織のイメージ（出典：作野委員 事業報告会資料⁸）

⁸ 島根県邑南町の資料より作成されたもの。